

平成 23 年度
千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人
公認会計士 岡田 三夫

目 次

第1章 総論	1
第1 外部監査の概要	1
第2 教育委員会制度	3
第3 千葉県教育委員会の概要.....	10
第4 各課の主要事業（平成22年度）と監査要点の概要.....	30
第2章 教育委員会の各課に共通する事項	43
第1 予算制度	43
第2 人件費.....	56
第3 ファシリティ・マネジメント	74
第3章 各課の監査(本庁)	87
第1 教育総務課	87
第2 教育政策課	104
第3 財務施設課（一般会計）	115
第4 財務施設課（特別会計）	149
第5 県立学校改革推進課.....	155
第6 福利課.....	163
第7 生涯学習課（一般会計、補助金のみを監査対象とした。）	183
第8 指導課（一般会計、補助金を含む。）	198
第9 特別支援教育課（一般会計）	222
第10 教職員課（一般会計）	232
第11 学校安全保健課（一般会計）	246
第12 文化財課（一般会計、補助金のみを監査対象とした。）	254
第13 体育課（補助金）	269
第14 体育課（特別会計）	276
第4章 かい執行機関の監査（教育機関、教育事務所等）	280
第1 かい執行機関の監査の概要.....	280

第2	葛南教育事務所	283
第3	南房総教育事務所	287
第4	千葉県総合教育センター	291
第5	千葉中学校	298
第6	千葉高等学校	306
第7	千葉工業高等学校	317
第8	幕張総合高等学校	331
第9	薬園台高等学校	338
第10	市川工業高等学校	344
第11	柏中央高等学校	354
第12	佐倉高等学校	359
第13	佐原高等学校	366
第14	成東高等学校	373
第15	千葉聾学校	378
第16	つくし特別支援学校	383

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

千葉県は高齢者人口の増加率は、平成17年度と平成27年度を比較すると都道府県の中で第2位となっている。県税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方、歳出面においては高齢化に伴う社会保障費の増加など、義務的経費の増加が続いており、今後も厳しい財政運営が強いられる。

少子高齢化の人口推移のなかで、教育現場においては平成27年度頃に教育委員会関係職員の退職手当がピークを迎えることが予測されている。

このような中で、千葉県は「みんなで取り組む『教育立県ちば』プランー千葉県教育振興基本計画ー」（平成22年3月策定）を公表した。この計画は、10年後の千葉県の教育の姿を展望して、それを実現するための目標と施策の方向性や、今後5年間に実施する重点的・計画的な取り組みを示している。

また、この計画を推進するに当たって、福祉や雇用、防災、環境、産業など、幅広い分野との連携が必要になるため、教育委員会のみならず、オール県庁で部局横断的・総合的に取り組むものとしている。

以上のような状況を踏まえ、既存事業の経済性、効率性及び有効性の観点からの見直し、歳入歳出事務の法規性、経済性等の観点からの確認などを行うことにより、「教育立県ちば」の実現を包括外部監査の観点からサポートすることも千葉県民のニーズに合致すると考えた。

4 外部監査の対象期間

平成22年度

ただし、必要に応じて他の年度も対象とした。

5 外部監査の実施期間

平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

6 監査補助者の資格及び氏名

公認会計士	品田 和之	公認会計士	布施 伸枝
公認会計士	宗和 暢之	公認会計士	下田 隆子
公認会計士	田中 一弘	公認会計士	神岡 和雄
公認会計士	嶋田 有吾	会計士補	板垣 宏一郎
公認会計士	守泉 誠		

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

(注) 報告書中にある数値については、端数処理等を行っている関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第2 教育委員会制度

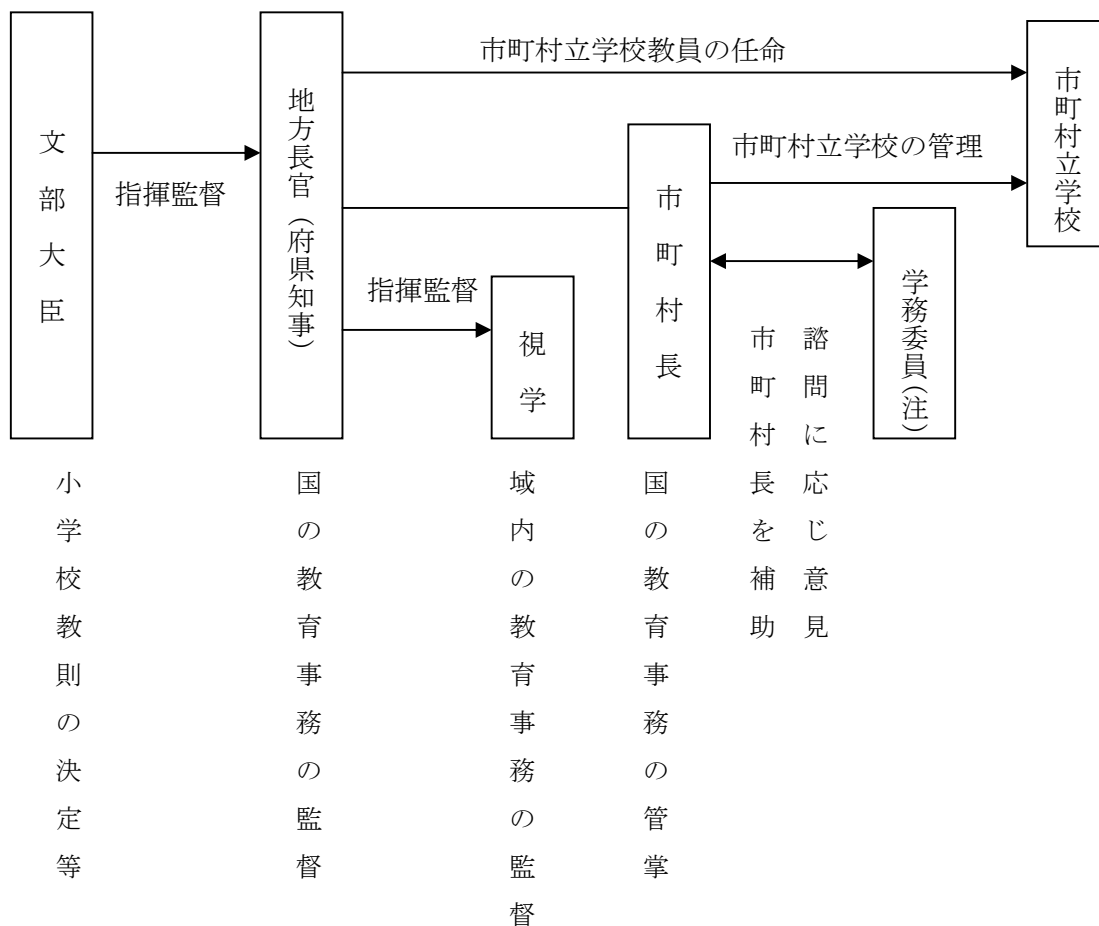
1 教育委員会制度の歴史

(1) 戦前の地方教育行政

戦前の地方教育行政は、内務行政の一部として行われていたため、内務大臣に直属する府県知事（官選）が地方教育行政官庁として位置づけられ、市町村では、市町村長が、文部大臣及び府県知事を受けて教育行政を行っていた。¹

このため、教育に関する事務は専ら国の事務とされ、教員の身分についても官吏として、その任命は、地方長官としての府県知事が行うとされていた。

図表番号 1-2-1 戦前の地方教育行政制度



(出所) 中央教育審議会・教育制度文科会・地方教育行政部会（第3回）資料2（平成16年5月10日）による。

(注) 明治12年自由教育令により設置、昭和22年国民学校令廃止とともに廃止。

¹ 文教科学技術課（安田隆子）「教育委員会—その沿革と今後の改革に向けて—」（調査と情報第566号、2007年3月1日）

(2) GHQの政策²

第二次世界大戦の敗戦を契機とし、日本の国政全般は連合国軍最高司令官総司令部（以下、「総司令部」と言う。）の占領の下に置かれることになり、教育文化などを担当する民間情報教育局（以下、「CIE」と言う。）が設置された。

ア 米国教育使節団の勧告

総司令部は、日本の教育改革の基本方針を策定するために、ジョージ・D・ストッダードを団長とする使節団を組織し、日本も総司令部の指示により当該施設団に協力するための日本側教育家委員会を組織した。

使節団は昭和21年来日し、調査報告書を作成・公表した。その後、当該報告書が、CIEによる教育改革政策指導上の指針としての役割を果たすとされている。特に、教育行政面では、従来の国家主義的な中央集権制を批判し、公選制の教育委員会制度に基づく地方分権的システムを勧告している。

イ 教育刷新委員会・教育刷新審議会³

米国教育使節団に協力した日本側教育家委員会を母体として、日本の教育改革につき自主的に検討する合議制機関として、昭和21年内閣に教育刷新委員会（昭和24年、教育刷新審議会と改称）が設置された。

教育刷新委員会は、日本国憲法の規定を受けて、「教育基本法」要綱を採択した。（これを基に教育基本法は昭和22年公布された）

ウ 教育行政制度の改革と教育委員会制度（旧法）の発足

教育刷新委員会は、昭和21年「教育行政に関する事」の建議において、官僚的画一主義と形式主義との是正、教育における公正な民意の尊重、教育の自主性確保と教育行政の地方分権などの観点から、都道府県及び市町村に地域住民の選挙による教育委員会を設けて教育に関する議決機関とし、その委員会が教育総長（府県）・教育長（市町村）を選任し執行の責任者とするとの構想を示した。

当該建議を受け、文部省がCIEとの折衝を経て、教育委員会法案がまとめられ、国会の審議により一部修正されて、昭和23年教育委員会法が公布された。

エ 旧法下の教育委員会の特徴⁴

教育委員会制度は、その導入にあたり、米国使節団報告書が大きな影響を与えたと言われており、アメリカの制度がモデルとなっている。⁵その基本理念は、教育行政における素人統

² 「学制百二十年史」（文部科学省、1992年10月）による。

³ 教育刷新委員会・教育刷新審議会は、昭和21年の教育基本法や学制に関する最初の建議をしてから、昭和26年中央教育審議会についての建議によりその任務を終えるまで、戦後日本の教育改革のほとんどの審議を行った。

⁴ 文教科学技術課（安田隆子） 前掲注1

⁵ アメリカ型の教育委員会に似た制度は、明治のはじめに既に導入されたことがあるとされている。これは、当時の文部大輔である田中不二麻呂が外国人のダビット・モルレ

制 (layman control) と専門的指導性 (professional leadership) の間の抑制と均衡 (check and balance) によってこそよりよい教育ができるというものであったとされている。

その特徴は、①教育委員公選制、②教育長及び指導主事の免許制、③予算編成権、及び④議案提出権が特に挙げられている。

(3) 現行教育委員会制度の成立

ア 旧法下の教育委員会の問題点

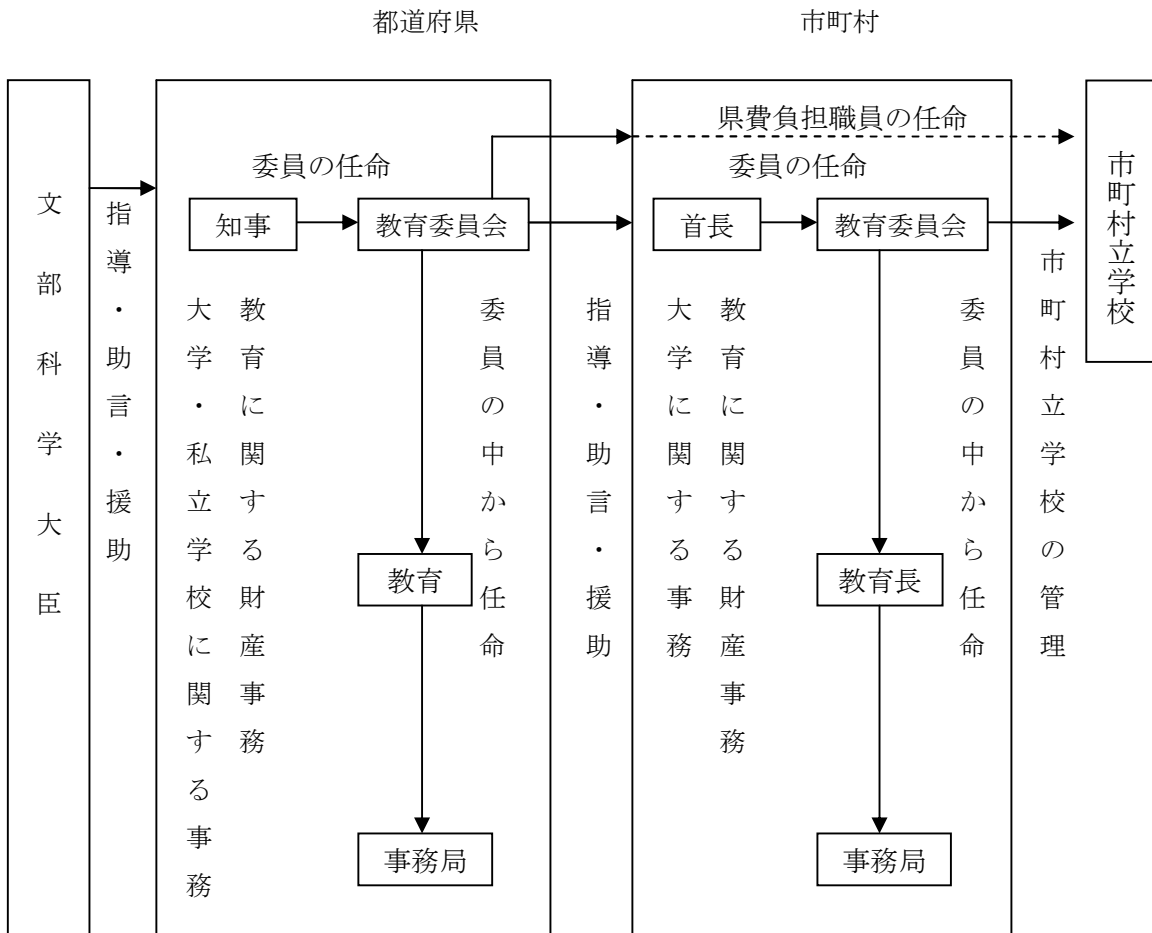
旧法下の教育委員会の問題点として、①小規模市町村にまで教育委員会を設置することの非効率性、②教育委員公選制に伴う現職教員の大量進出と教育委員会内部の混乱、及び③地方公共団体における統一的な予算編成の阻害、の3点が指摘されていた。

イ 現行の教育委員会制度の成立

文部省は、①教育の政治的中立と教育行政の安定確保、②教育行政と一般行政の調和、及び③教育行政における国、都道府県、市町村の連携ないし確保、を目的として、昭和31年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地方教育行政法」と言う。)案を国会に上程した。これは教育委員会の権限縮小と文部省の権限拡大であるとし、当時、教職員団体、学会等から強い反対が表明され、国会においても激しい論戦が交わされたが原案どおり可決され、同年6月公布され、10月1日から施行された。これにより教育委員会法は廃止され、地方教育行政法に基づく制度が現行の教育委員会制度の基礎となっている。

一とともに作った明治12年の自由教育令による学務委員制度である。ところが、明治18年内閣制度が確立し、学校教育が整備され、国家のための人材育成という戦前の学校教育が形成され、これが形骸化・有名無実化していったとされている。(前川喜平「わが国における教育委員会制度の変遷と課題」(法律文化 vol.261、2006年1月))

図表番号 1-2-2 現行の地方教育行政制度



(出所) 中央教育審議会・教育制度文科会・地方教育行政部会 (第3回) 資料2 (平成16年5月10日) による。

2 教育委員会制度の仕組み

(1) 教育委員会の法的根拠

教育委員会は、地方自治法第 180 条の 5 に示される執行機関⁶ である。地方教育行政法の定めに従い、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する事務を行う（地方自治法第 180 条の 8）合議制の行政委員会（注）である。

このため、教育委員会の各種制度は地方教育行政法に定められている。

地方自治法第 180 条の 8

教育委員会は、**別に法律の定めるところ**により、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

（注） 地方公共団体の行政委員会は、① 1 機関（首長）への権力の集中を排除し、行政運営の公平妥当を期すること、②各機関の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保すること（教育委員会は、政治的中立性を確保するため）、及び③住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保すること、を理念とし、①数人の構成員からなる合議制の機関、②委員の構成について一定の配慮が行われるとともに、委員の身分を保障、③権限行使について首長から独立性を有し、自らの判断と責任において事務を執行、及び④規則制定権を有する、という特徴を有する。

その一方で、地方公共団体の一体的な行政を確保する（地方自治法第 138 条の 3）ために、制度的には以下の仕組みを保障している。

- ・ 予算の調製・執行等、議会の議決案件の議案の提出については、原則として権限を有しない（地方自治法第 180 条の 6）。
- ・ 委員会事務局の組織、職員定数、職員の身分取扱いについて、首長が勧告権を有するとともに、教育委員会が事務局の局部課の新設等について規則を制定
- ・ 変更する場合には、あらかじめ首長に協議しなければならない（地方自治法第 180 条の 4）。
- ・ 教育委員会の予算執行、公有財産の取扱いに関し、首長が調査権等を有する（地方自治法第 221 条、第 238 条の 2）。
- ・ 首長と教育委員会は、それぞれの事務について、他の執行機関への委任、又は補助執行、職員の兼職等が可能である（地方自治法第 180 条の 2、第 180 条の 3、第 180 条の 7）。

⁶ 普通地方公共団体の執行機関とは、「当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」機関である。（地方自治法第 138 条の 2）

(2) 教育委員会の組織体制

ア 設置

都道府県、市（特別区を含む）町村及び教育事務に関する地方公共団体の組合に教育委員会を設置する（地方教育行政法第 2 条）。

都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第 2 3 条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

イ 委員

原則 5 人の委員をもって組織される（地方教育行政法第 3 条）が、条例により 6 人以上、又は 3 人以上とする場合もある。

各委員は、当該地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命し（地方教育行政法第 4 条）、任期は 4 年（再任可）の非常勤である（地方教育行政法第 5 条、第 11 条）。

ウ 委員長

委員長は委員の中から選任され、任期は 1 年で（再任可）、会議を主宰し委員会を代表する（地方教育行政法第 12 条）が、委員長自らが独自の行為として事務を処理することは認められていない。

エ 教育長

教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命し（地方教育行政法第 16 条）、教育委員会事務局（名称を教育庁とすることもある）の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する（地方教育行政法第 20 条）。

オ 事務局（教育庁）

事務局の内部組織は教育委員会規則で定められ（地方教育行政法第 18 条）、所属職員として、指導主事、事務職員、技術職員等が置かれる（地方教育行政法第 19 条）。

職員定数は当該地方公共団体の条例で定めるが、臨時及び非常勤の職員についてはその限りではない（地方教育行政法第 21 条）。

なお、教育長及び事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、地方教育行政法及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる（地方教育行政法第 22 条）とされている。

カ 教育委員会の権限

地方教育行政法第 23 条により、以下の事項を管理し、執行するとしている。

- ① 教育委員会の所管に属する地方教育行政法第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」と言う。）の設置、管理及び廃止に関すること。

- ② 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」と言う。）の管理に関する
こと。
- ③ 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- ④ 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する
こと。
- ⑤ 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- ⑥ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- ⑦ 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- ⑧ 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- ⑨ 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び
福利に関すること。
- ⑩ 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- ⑪ 学校給食に関すること。
- ⑫ 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- ⑬ スポーツに関すること。
- ⑭ 文化財の保護に関すること。
- ⑮ ユネスコ活動に関すること。
- ⑯ 教育に関する法人に関すること。
- ⑰ 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- ⑱ 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- ⑲ 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に
関すること。

なお、以下のものは、教育に関する事項であっても、当該地方公共団体の長が管理・執行
権限を持つものとされている（地方教育行政法第 24 条）。

- ① 大学に関すること。
- ② 私立学校に関すること。
- ③ 教育財産を取得し、及び処分すること。
- ④ 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- ⑤ 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(注) 職務権限の特例（地方教育行政法第 24 条の 2）により、条例により、当該地方公共団
体の長が、以下の教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとす
ることができる。

- ① スポーツに関すること。（学校における体育に関するものを除く。）
- ② 文化に関すること。（文化財の保護に関するものを除く。）

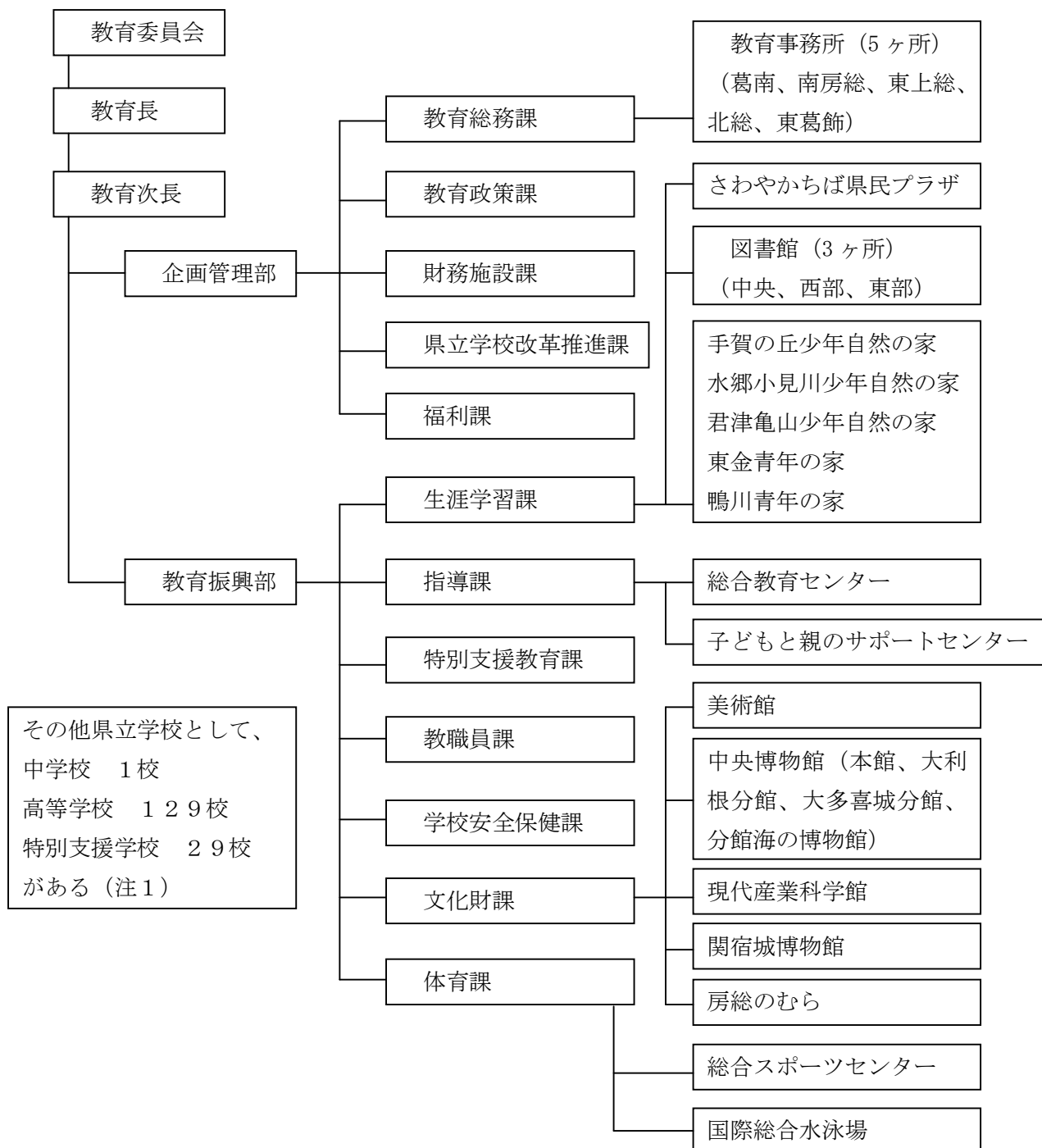
第3 千葉県教育委員会の概要

1 千葉県教育委員会の組織

(1) 組織図

教育委員会の組織は、以下の通りである。

図表番号 1-3-1 教育委員会の組織図（平成 23 年 3 月 31 日現在）



(出所) 「千葉県の教育 (平成 22 年度)」を基に作成。

(注1) 平成23年4月1日付けで、以下に示すように高等学校のうち8校が4校に統合され、特別支援学校1校が統合されている。

- ・船橋西高校、船橋旭高校は統合して船橋啓明高校となった。
- ・市川西高校、市川北高校は統合して市川昴高校となった。
- ・松戸秋山高校、松戸矢切高校は統合して松戸向陽高校となった。
- ・布佐高校、湖北高校は統合して我孫子東高校となった。
- ・館山聾学校が安房特別支援学校に統合された。

(注2) 他に、教育委員会附属として以下に示す(2)イ参照)の審議会等がある。

(2) 教育委員会の主な業務内容

ア 本庁各課の主な業務内容

教育委員会、教育長、教育次長の下に企画管理部、教育振興部があり、各部の下に以下の各課が設置されている。各課の主な業務は以下の通りである。

図表番号 1-3-2 教育委員会各課の主な業務内容

部	課	業務の概要	係・付属組織等
企画管理部	教育総務課	教育委員会会議の開催、情報公開、人事・給与の決定、教職員給与費の国庫負担・交付金、法規、公益法人	総務班 委員会室 人事給与室 文書・情報室 葛南教育事務所 東葛飾教育事務所 北総教育事務所 東上総教育事務所 南房総教育事務所
	教育政策課	企画・策定、総合調整、点検・評価の調整、行政改革、教育統計、広報・公聴、行政相談窓口	教育立県推進室 広報室
	財務施設課	教育予算、公立学校施設等の国庫負担・交付金、財務事務指導、県立学校・教育機関の施設整備、教育財産の取得・管理・処分	予算調整室 財務指導室 施設室
	県立学校改革推進課	県立高校(129校)(注)再編計画、県立中学(1校)・高校の設置・廃止、通学区域、市立高校の設置・廃止に関する許認可等	企画調整室 計画推進室
	福利課	公務災害、退職手当、恩給、子ども手当、教職員住宅、福利厚生、共済組合、互助会	経理・貸付班 年金班、給付班、厚生班

部	課	業務の概要	係・付属組織等
教育 振興 部	生涯学習課	学校・家庭・地域の連携、生涯学習の推進、社会教育の振興、社会教育施設の設置・運営	総務班 学校・家庭・地域連携室 社会教育振興室 さわやかちば県民プラザ 中央図書館 西部図書館 東部図書館 手賀の丘少年自然の家 水郷小見川少年自然の家 君津亀山少年自然の家 東金青年の家 鴨川青年の家
	指導課	教育課程、学習指導、生徒指導、いじめ・不登校対策、教科書、教員研修、入学者決定・入学者選抜、進路指導、人権教育	学力推進室 教育課程室 生徒指導室 人権教育室 総合教育センター 子どもと親のサポートセンター
	特別支援教育課	特別支援教育に係る調査・企画、特別支援学校・特別支援学級等の教育課程・学習指導、就学指導	障害児教育室 支援推進室
	教職員課	学校の学級編制・管理運営・人事、教員採用選考、教員免許	管理室、免許室、人事室、任用室
	学校安全保健課	学校安全、学校保健、学校給食、健康管理、危機管理対応、防災・災害の総合調整	安全室 保健給食室
	文化財課	文化財保護、美術館・博物館の運営・登録・指導等	学芸振興室 文化財保護室 美術館、中央博物館 現代産業科学館 関宿城博物館、房総のむら
	体育課	学校体育、社会体育・国際スポーツ振興等	学校体育室 スポーツ振興室 総合スポーツセンター 国際総合水泳場

(出所) 千葉県ホームページ等から作成。

(注) 平成 23 年 3 月 31 日現在。

イ 審議会等の主な業務内容

審議会等の主な業務は以下の通りである。

図表番号 1-3-3 審議会等の主な業務内容

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
社会教育委員会 議	昭和 24 年 11 月 8 日	社会教育法第 15 条、千葉県教育委員会行政組織規則第 42 条	定例又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる等、社会教育に関し、教育長を経て教育委員会に助言するための職務を行う。	教育振興部生涯学習課社会教育振興室
図書館協議会	昭和 26 年 2 月 21 日	図書館法第 14 条から第 16 条まで、教育機関設置条例第 5 条	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	県立中央図書館
産業教育審議会	昭和 26 年 8 月 10 日	千葉県産業教育審議会条例	産業教育に関する重要事項について、県教育委員会、若しくは、知事の諮問に応じて調査・審議し、及びこれらの事項に関して、県教育委員会若しくは知事に建議する。	教育振興部指導課教育課程室
公立学校職員健康審査会	昭和 36 年 4 月 1 日	千葉県公立学校職員健康審査会設置条例	教育委員会の諮問に応じ、職員の給与に関する条例第 1 条の 2 第 3 項に規定する学校職員の	教育振興部学校安全保健課保健給食室保健班

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
			健康状態について 審査する。	
スポーツ振興審議会	昭和37年4月1日	スポーツ振興法第18条及び千葉県スポーツ振興審議会に関する条例	県民の体育・スポーツの振興に関する計画等について調査審議し、県教育委員会若しくは知事に建議する。	教育振興部体育課スポーツ振興室
総合教育センター協議会	昭和37年5月1日	教育機関組織規則第10条の2	総合教育センターの毎年の事業計画その他の重要事項について審議する。	総合教育センター 総務課
教科用図書選定審議会	昭和39年4月1日	千葉県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例	千葉県教科用図書選定審議会は、千葉県の教科用図書の選定に関して、県教育委員会教育長の諮問に応じて調査・審議し、及びこれらの事項に関して、県教育委員会教育長に答申する。	教育振興部指導課教育課程室
文化財保護審議会	昭和51年4月1日	千葉県文化財保護審議会条例	県指定文化財の指定等に際し、教育委員会の諮問を受け、調査・答申する。	教育振興部文化財課文化財保護室
心身障害児就学指導委員会	昭和52年4月1日	千葉県心身障害児就学指導委員会規則	障害のある児童生徒の就学について、その障害の種類、程度等の的確な判断を行うために、教育学、医学、心理学等の専門的知識を有する者の	教育振興部特別支援教育課

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
			意見を聴き審議を行う。	
道徳教育振興会議	昭和62年9月1日	千葉県道徳教育振興会議設置要綱	学校と家庭及び地域社会の教育機能、相互連携のあり方及び県下の道徳教育振興のための諸方策について意見を伺う。	教育振興部指導課教育課程室所管であったが、22年度で廃止。
公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会	平成2年4月1日	公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会設置要綱	公立高等学校入学者選抜方法等について協議する。	教育振興部指導課学力推進室
生涯学習審議会	平成3年7月22日	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条 千葉県生涯学習審議会条例	生涯学習の推進に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について調査・審議する。	教育振興部生涯学習課社会教育振興室
学力向上推進委員会	平成14年5月31日	千葉県学力向上推進委員会設置要綱	教科指導の改善・充実のために教科指導上の問題点を明らかにし、今後の方策を検討する。	教育振興部指導課学力推進室
子どもと親のサポートセンター協議会	平成14年7月1日	教育機関組織規則第11条の4	「不登校」「いじめ」「発達や障害に関すること」「子どもの養育上のこと」など、子どもたちを取り巻くさまざまな課題の解決を目指すとともに、子ども達の心豊かな成長を支援	子どもと親のサポートセンター庶務課

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
			すること。	
子ども読書活動推進会議	平成 15 年 6 月 27 日	千葉県子ども読書活動推進会議設置要綱	子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県や市町村の関連施策の情報交換や、県内各地で子どもの読書活動に係る様々な取組を行っている各団体等との連携や協力の方途について研究・協議する。	教育振興部生涯学習課所管であったが、22 年度で廃止。
博物館協議会	平成 18 年 4 月 1 日	教育機関設置条例第 21 条の 2	県立美術館・博物館の運営に関し、各委員の専門的立場から広く意見を聴取し、事業に反映させる。	県立中央博物館庶務課
学校・家庭・地域連携推進協議会	平成 19 年 6 月 1 日	千葉県学校・家庭・地域連絡推進協議会設置要綱	(1) 家庭の教育力に関すること、 (2) 地域の教育力に関すること、 (3) 地域における児童生徒の安心・安全な居場所づくりに関すること、 (4) その他、学校、家庭、地域の連携推進に資するために必要な事業に関すること。	教育振興部生涯学習課所管であったが、22 年度で廃止。
みんなで取り組む千葉教育会議	平成 20 年 1 月 29 日	みんなで取り組む千葉教育会議設置要綱	(1) 教育を核とした新しい地域コミュニティの構築に向けた情報収集や	企画管理部教育政策課教育立県推進室

名称（注）	設置年月日	設置根拠	業務内容	事務局担当課
			先進事例の紹介に関すること。 （2）家庭教育支援に関すること。 （3）千葉県教育振興基本計画の推進に関すること。	
千葉県の教育を元気にする有識者会議	平成 21 年 9 月 1 日	千葉県の教育を元気にする有識者会議設置要綱	社会状況、経済状況が急激に変化する時代にあつて、家庭、学校、地域、行政が一体となつて千葉県の未来を担う子どもたちを育てていくため、幅広い視点から検討及び協議を行う。	企画管理部教育政策課教育立県推進室
道徳教育推進委員会	平成 22 年 4 月 27 日	千葉県道徳教育推進委員会設置要綱	（1）千葉県道徳教育の重点的な施策の基本方針について （2）千葉県の道徳教育の適切な指導内容について	企画管理部教育政策課教育立県推進室
県立学校改革推進プラン策定懇談会	平成 22 年 5 月 21 日	県立学校改革推進プラン策定懇談会設置要綱	これまでの県立高等学校の再編に係る評価及び魅力ある高等学校づくり検討委員会からの報告を踏まえ、今後の県立学校改革について、より具体的な議論を深める。	企画管理部県立学校改革推進課

（注）名称から「千葉県」を省略している。

（出所）千葉県のホームページ及びヒアリングより作成。

ウ 出先機関の主な業務内容

出先機関の主な業務は以下の通りである。

図表番号 1-3-4 出先機関の主な業務内容

機関名	名称	住所	業務内容	組織
教育事務所	葛南教育事務所	船橋市浜町 2-5-1	県費負担教職員の給与・旅費、県費負担教職員の定数及び人事の調整、学校の管理運営に係る指導・助言、学校教育・社会教育の指導・助言、教育相談	総務課、管理課、指導室
	東葛飾教育事務所	松戸市小根本7		総務課、管理課、指導室
	北総教育事務所	佐倉市鏑木仲田町 8-1 印旛合同庁舎内		総務課、管理課、指導室、香取分室、海匝分室
	東上総教育事務所	茂原市八千代2-10		総務課、管理課、指導室、山武分室、夷隅分室
	南房総教育事務所	木更津市貝淵3-13-34		総務課、管理課、指導室、安房分室
さわやかちば県民プラザ	柏市柏の葉 4-3-1	県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資する。	管理広報課、事業振興課	
図書館	中央図書館	千葉市中央区市場町 11-1	法令及び千葉県図書館協議会答申等を踏まえ、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応え、県民が等しく図書館サービスを享受し、県民文化の向上に寄与する。	庶務課、資料課、調査課、館内奉仕課、館外奉仕課
	西部図書館	松戸市千駄堀657-7		庶務課、資料課、調査課、協力課
	東部図書館	旭市ハの349		庶務課、資料課、調査課、協力課
少年自然の家・青年の家	手賀の丘少年自然の家	柏市泉1240-1	団体生活を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とする。	(指定管理者) アクティオ株式会社

機関名	名称	住所	業務内容	組織
	水郷小見川少年自然の家	香取市小見川 5249-1		(指定管理者) 小学館プロダクショングループ (代表者: 株式会社小学館集英社プロダクション、構成員: 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社)
	君津亀山少年自然の家	君津市笹字片倉 1661-1		(指定管理者) 千葉自然学校グループ (代表者: 特定非営利活動法人千葉自然学校、構成員: 株式会社東急コミュニティ)
	東金青年の家	東金市松之郷 270		(指定管理者) 株式会社オーエンス
	鴨川青年の家	鴨川市太海 122-1		(指定管理者) 教育振興財団グループ (代表者: 財団法人千葉県教育振興財団、構成員: 鴨川市青少年教育支援の会マンボウ塾)
総合教育センター	幕張庁舎	千葉県美浜区若葉 2-13	教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに、県民に対し、教育に関する奉	総務課、研修企画部、カリキュラム開発部
	稲毛庁舎 (特	千葉県稲毛		特別支援教育

機関名	名称	住所	業務内容	組織
	別支援教育部)	区 小 仲 台 5-10-2	仕を行う。	部
子どもと親のサポートセンター		千葉県稲毛区 小 仲 台 5-10-2	子どもたちを取り巻く様々な課題の解決を目指し教育相談及び学校支援等を行う。	庶務課、教育相談部、支援事業部
美術館・博物館	美術館	千葉市中央区 中央 港 1-10-1	千葉ゆかりの美術資料を中心として体系的に収集、保管して後世に継承するとともに、「みる、かたる、つくる」活動により新たな知見を創造し、美術情報を発信する。さらにこの美術活動をとおして、美術を愛する人材を育成し、県民の学習および地域づくりを支援する。	庶務課、普及課、学芸課
	中央博物館(本館)	千葉市中央区 青 葉 町 955-2	県民の自然と歴史に関する知的需要にこたえ、その生涯学習に貢献するとともに、科学の進歩に寄与すること、さらに県立博物館全体のセンター機能を果たすために設置。特に房総の自然や歴史をさまざまな角度から展示。	庶務部、自然誌・歴史研究部、生態・環境研究部
	(大利根分館)	香取市佐原 ハ 4500	利根川の自然と歴史、千葉県の農業をテーマに展示。	
	(大多喜城分館)	夷隅郡大多喜町大多喜 481	房総を中心とした中世から近世にかけての城郭や武器・武具などを展示。	
	(分館海の博物館)	勝浦市吉尾 123	「房総の海の自然」をテーマとした自然誌博物	

機関名	名称	住所	業務内容	組織
			館。	
	現代産業科学館	市川市鬼高1-1-3	産業に応用された科学技術について体験を通して学ぶことができる施設。	庶務課、普及課、学芸課
	関宿城博物館	野田市関宿三軒家143-4	「河川とそれにかかわる産業」をテーマに河川改修や水運の歴史を紹介しながら、流域の人々と川との関わりについての資料を展示。また、関宿城や関宿藩の歴史についても併せて展示。	庶務課、学芸課
	房総のむら	印旛郡栄町龍角寺1028	房総の伝統的生活様式や技術を直接体験して学ぶ体験型博物館。	(指定管理者) (財)千葉県教育振興財団
総合スポーツセンター		千葉市稲毛区天台町323番地	陸上競技場、野球場、軟式野球場、ソフトボール場、体育館、武道館、サッカー・ラグビー場、弓道場、宿泊研修施設を擁する総合運動施設。	(指定管理者) 千葉県体育協会・まちづくり公社グループ (代表者：(財)千葉県まちづくり公社、構成員：(財)千葉県体育協会)
国際総合水泳場		習志野市茜浜2-3-3	国際規格の水泳用プールを持つ施設。	(指定管理者) セントラルスポーツ・オーエンスグループ (代表者：(株)オーエンス、構成員：セントラルスポーツ(株))

(出所) 千葉県のホームページ及びヒアリングより作成。

エ 所管する高等学校・中学校の概要

所管する高等学校・中学校は以下の通りである。

図表番号 1-3-5 所管する高等学校・中学校（平成 22 年度）

項番	校名	住所	備考
1	千葉中学校	千葉市中央区葛城 1-5-2	千葉高校との中高一貫教育
2	千葉高等学校	千葉市中央区葛城 1-5-2	千葉中学との中高一貫教育、全日制
3	千葉女子高等学校	千葉市稲毛区小仲台 5-10-1	全日制
4	千葉東高等学校	千葉市稲毛区轟町 1-18-52	全日制
5	千葉商業高等学校	千葉市中央区松波 2-22-48	全日制、定時制
6	京葉工業高等学校	千葉市稲毛区穴川 4-11-32	全日制
7	千葉工業高等学校	千葉市中央区今井町 1478	全日制、定時制
8	千葉南高等学校	千葉市中央区花輪町 45-3	全日制
9	検見川高等学校	千葉市美浜区真砂 4-17-1	全日制
10	千葉北高等学校	千葉市稲毛区長沼町 153	全日制
11	若松高等学校	千葉市若葉区若松町 429	全日制
12	千城台高等学校	千葉市若葉区千城台西 2-1-1	全日制
13	生浜高等学校	千葉市中央区塩田町 372	全日制、定時制（三部制）
14	磯辺高等学校	千葉市美浜区磯辺 2-7-1	全日制
15	泉高等学校	千葉市若葉区高根町 875-1	全日制
16	幕張総合高等学校 （看護校舎）	千葉市美浜区若葉 3-1-6 （千葉市美浜区若葉 2-10-2）	全日制
17	柏井高等学校	千葉市花見川区柏井町 1452	全日制
18	千葉大宮高等学校	千葉市若葉区大宮町 2699-1	通信制
19	土気高等学校	千葉市緑区あすみが丘東 2-24-1	全日制
20	千葉西高等学校	千葉市美浜区磯辺 3-30-3	全日制
21	犢橋高等学校	千葉市花見川区千種町 381-1	全日制
22	八千代高等学校	八千代市勝田台南 1-1-1	全日制
23	八千代東高等学校	八千代市村上 881-1	全日制
24	八千代西高等学校	八千代市吉橋 2405-1	全日制
25	津田沼高等学校	習志野市秋津 5-9-1	全日制
26	実籾高等学校	習志野市実籾本郷 22-1	全日制
27	船橋高等学校	船橋市東船橋 6-1-1	全日制、定時制
28	薬園台高等学校	船橋市薬円台 5-34-1	全日制
29	船橋東高等学校	船橋市芝山 2-13-1	全日制
30	船橋西高等学校	船橋市旭町 333	全日制。船橋旭高等

項番	校名	住所	備考
			学校と統合し、平成23年度から船橋啓明高等学校となる。
3 1	船橋旭高等学校	船橋市夏見台 5-6-1	全日制。船橋西高等学校と統合し、平成23年度から船橋啓明高等学校となる。
3 2	船橋芝山高等学校	船橋市芝山 7-39-1	全日制
3 3	船橋二和高等学校	船橋市二和西 1-3-1	全日制
3 4	船橋古和釜高等学校	船橋市古和釜町 586	全日制
3 5	船橋法典高等学校	船橋市藤原 4-1-1	全日制
3 6	船橋豊富高等学校	船橋市豊富町 656-8	全日制
3 7	船橋北高等学校	船橋市神保町 133-1	全日制
3 8	鎌ヶ谷高等学校	鎌ヶ谷市東道野辺 1-4-1	全日制
3 9	鎌ヶ谷西高等学校	鎌ヶ谷市初富 284-7	全日制
4 0	市川工業高等学校	市川市平田 3-10-10	全日制、定時制
4 1	国府台高等学校	市川市国府台 2-4-1	全日制
4 2	国分高等学校	市川市稲越町 310	全日制
4 3	行徳高等学校	市川市塩浜 4-1-1	全日制、定時制
4 4	市川東高等学校	市川市北方町 4-2191	全日制
4 5	市川西高等学校	市川市東国分 1-1-1	全日制。市川北高等学校と統合し、平成23年度から市川昴高等学校となる。
4 6	市川北高等学校	市川市大野町 4-2274	全日制。市川西高等学校と統合し、平成23年度から市川昴高等学校となる。
4 7	市川南高等学校	市川市高谷 1509	全日制
4 8	浦安高等学校	浦安市海楽 2-36-2	全日制
4 9	浦安南高等学校	浦安市高洲 9-4-1	全日制
5 0	松戸高等学校	松戸市中和倉 590-1	全日制
5 1	小金高等学校	松戸市新松戸北 2-14-1	全日制
5 2	松戸国際高等学校	松戸市五香西 5-6-1	全日制
5 3	松戸南高等学校	松戸市紙敷 1199	全日制、定時制（三部制）
5 4	松戸六実高等学校	松戸市六高台 5-150-1	全日制

項番	校名	住所	備考
5 5	松戸秋山高等学校	松戸市秋山 682	全日制。松戸矢切高等学校と統合し、平成 23 年度から松戸向陽高等学校となる。
5 6	松戸矢切高等学校	松戸市中矢切 54	全日制。松戸秋山高等学校と統合し、平成 23 年度から松戸向陽高等学校となる。
5 7	松戸馬橋高等学校	松戸市旭町 1-7-1	全日制
5 8	東葛飾高等学校	柏市旭町 3-2-1	全日制、定時制
5 9	柏高等学校	柏市布施 254	全日制
6 0	柏南高等学校	柏市増尾 1705	全日制
6 1	柏陵高等学校	柏市逆井 444-1	全日制
6 2	柏中央高等学校	柏市松ヶ崎 884-1	全日制
6 3	柏の葉高等学校	柏市柏の葉 6-1	全日制
6 4	沼南高等学校	柏市岩井 678-3	全日制
6 5	沼南高柳高等学校	柏市高柳 995	全日制
6 6	流山高等学校	流山市東初石 2-98	全日制
6 7	流山おおたかの森高等学校	流山市大畔 275-5	全日制
6 8	流山南高等学校	流山市流山 9-800-1	全日制
6 9	流山北高等学校	流山市中野久木 7-1	全日制
7 0	野田中央高等学校	野田市谷津 713	全日制
7 1	清水高等学校	野田市清水 482	全日制
7 2	関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬 4376	全日制
7 3	我孫子高等学校	我孫子市若松 18-4	全日制
7 4	布佐高等学校	我孫子市新々田 172	全日制。湖北高等学校と統合し、平成 23 年度から我孫子東高等学校となる。
7 5	湖北高等学校	我孫子市日秀 70	全日制。布佐高等学校と統合し、平成 23 年度から我孫子東高等学校となる。
7 6	白井高等学校	白井市池の上 1-8-1	全日制

項番	校名	住所	備考
77	印旛明誠高等学校	印西市草深 1420-9	全日制
78	成田西陵高等学校	成田市松崎 20	全日制
79	成田国際高等学校	成田市加良部 3-16	全日制
80	成田北高等学校	成田市玉造 5-1	全日制
81	下総高等学校	成田市名古屋 247	全日制
82	富里高等学校	富里市七栄 181-1	全日制
83	佐倉高等学校	佐倉市鍋山町 18	全日制
84	佐倉東高等学校	佐倉市城内町 278	全日制、定時制
85	佐倉西高等学校	佐倉市下志津 263	全日制
86	佐倉南高等学校	佐倉市太田 1956	全日制
87	八街高等学校	八街市八街ろ 145-3	全日制
88	四街道高等学校	四街道市鹿渡 809-2	全日制
89	四街道北高等学校	四街道市栗山 1055-4	全日制
90	佐原高等学校	香取市佐原イ 2685	全日制、定時制
91	佐原白楊高等学校	香取市佐原イ 861	全日制
92	小見川高等学校	香取市小見川 4735-1	全日制
93	多古高等学校	多古町多古 3236	全日制
94	銚子高等学校	銚子市南小川町 943	全日制
95	銚子商業高等学校 (海洋校舎)	銚子市台町 1781 (銚子市長塚町 1-1-12)	全日制、定時制
96	旭農業高等学校	旭市口 1	全日制
97	東総工業高等学校	旭市鎌数字川西 5146	全日制
98	匝瑳高等学校	匝瑳市八日市場イ 1630	全日制、定時制
99	松尾高等学校	山武市松尾町大堤 546	全日制
100	成東高等学校	山武市成東 3596	全日制
101	東金高等学校	東金市東金 1410	全日制、定時制
102	東金商業高等学校	東金市松之郷字久我台 1641-1	全日制
103	大網高等学校	大網白里町大網 435-1	全日制
104	九十九里高等学校	九十九里町片貝 1910	全日制
105	長生高等学校	茂原市高師 286	全日制、定時制
106	茂原高等学校	茂原市高師 1300	全日制
107	茂原樟陽高等学校	茂原市上林 283	全日制
108	一宮商業高等学校	一宮町一宮 3287	全日制
109	大多喜高等学校	大多喜町大多喜 481	全日制
110	大原高等学校	いすみ市大原 7985	全日制
111	岬高等学校	いすみ市岬町長者 366	全日制

項番	校名	住所	備考
1 1 2	勝浦若潮高等学校	勝浦市新宮 1380	全日制
1 1 3	長狭高等学校	鴨川市横渚 100	全日制、定時制
1 1 4	安房拓心高等学校	南房総市和田町海発 1604	全日制
1 1 5	安房高等学校	館山市八幡 385	全日制
1 1 6	館山総合高等学校 (水産校舎)	館山市北条 106 (館山市長須賀 155)	全日制、定時制
1 1 7	天羽高等学校	富津市数馬 229	全日制
1 1 8	君津商業高等学校	富津市岩瀬 1172	全日制
1 1 9	木更津高等学校	木更津市文京 4-1-1	全日制
1 2 0	木更津東高等学校	木更津市木更津 2-2-45	全日制、定時制
1 2 1	君津高等学校	君津市坂田 454	全日制
1 2 2	上総高等学校	君津市上 957	全日制
1 2 3	君津青葉高等学校	君津市青柳 48	全日制
1 2 4	袖ヶ浦高等学校	袖ヶ浦市神納 530	全日制
1 2 5	市原高等学校	市原市牛久 655	全日制
1 2 6	鶴舞桜が丘高等学校 (グリーンキャンパス)	市原市鶴舞 355 (市原市鶴舞 1159-1)	全日制
1 2 7	京葉高等学校	市原市島野 222	全日制
1 2 8	市原緑高等学校	市原市能満 1531	全日制
1 2 9	姉崎高等学校	市原市姉崎 2632	全日制
1 3 0	市原八幡高等学校	市原市八幡 1877-1	全日制

(出所) 教育委員会資料より作成。

オ 所管する特別支援学校の概要

所管する特別支援学校は以下の通りである。

図表番号 1—3—6 所管する特別支援学校

項番	校名	住所	障害種別	備考
1	千葉盲学校	四街道市大日 468 -1	視覚障害	学部：幼、小、中、高 寄宿舎有り
2	千葉聾学校	千葉市緑区鎌取 町 65-1	聴覚障害	学部：幼、小、中、高 寄宿舎有り
3	館山聾学校	館山市那古 1672 -7	聴覚障害	学部：幼、小、中 寄宿舎有り 安房特別支援学校と 統合し、平成 23 年度 から安房特別支援学 校館山聾分教室とな る。
4	桜が丘特別支援学校	千葉市若葉区加 曾利町 1538	肢体不自由	学部：小、中、高 寄宿舎有り
5	仁戸名特別支援学校	千葉市中央区仁 戸名町 673	病弱	学部：小、中、高
6	袖ヶ浦特別支援学校	千葉市緑区誉田 町 1-45-1	肢体不自 由、病弱（病 院内）	学部：小、中、高 寄宿舎有り
7	千葉特別支援学校	千葉市花見川区 大日町 1410-2	知的障害	学部：小、中、高
8	八千代特別支援学校	八千代市吉橋 3088-4	知的障害	学部：小、中、高
9	船橋特別支援学校	船橋市上山町 3- 507	肢体不自由	学部：小、中、高
10	市川特別支援学校	市川市原木 1862	知的障害	学部：小、中、高
11	松戸特別支援学校	松戸市栗ヶ沢 784-17	肢体不自由	学部：小、中、高 寄宿舎有り
12	つくし特別支援学校	松戸市金ヶ作 292 -2	知的障害	学部：小、中、高
13	柏特別支援学校 (流山分教室)	柏市十余二 418- 5 (流山市東初石 2	知的障害	学部：小、中、高

項番	校名	住所	障害種別	備考
		－98 流山高校内)		
1 4	特別支援学校流山高等学園 (第二キャンパス)	流山市野々下 2-496-1 (流山市名都借 140)	知的障害	学部：高 専門学科
1 5	野田特別支援学校	野田市鶴奉 147-1	知的障害	学部：小、中、高
1 6	我孫子特別支援学校 (清新分校)	我孫子市新木字 大山下 1685 (柏市高柳 995 沼南高柳高校内)	知的障害	学部：小、中、高
1 7	四街道特別支援学校	四街道市鹿渡 934-45	病弱	学部：小、中、高
1 8	印旛特別支援学校	印西市平賀 1160-2	知的障害	学部：小、中、高
1 9	富里特別支援学校	富里市七栄 483-2	知的障害	学部：小、中、高
2 0	香取特別支援学校	神崎町大貫 383-13	知的障害	学部：小、中、高
2 1	銚子特別支援学校	銚子市三崎町 3-94-1	知的障害、 肢体不自由	学部：幼、小、中、高 寄宿舎有り
2 2	八日市場特別支援学校	匝瑳市平木 930-1	知的障害	学部：小、中、高
2 3	東金特別支援学校	東金市北之幸谷 502	知的障害	学部：小、中、高 寄宿舎有り
2 4	長生特別支援学校	一宮町東浪見 6767-7	知的障害、 肢体不自由	学部：小、中、高
2 5	夷隅特別支援学校	いすみ市楽町 30-1	知的障害	学部：小、中、高
2 6	安房特別支援学校 (鴨川分教室)	館山市中里 284-1 (鴨川市横渚 500 鴨川小学校内)	知的障害、 病弱 (病院内)	学部：小、中、高
2 7	君津特別支援学校	君津市北子安 6-14-1	知的障害、 病弱 (病院内)	学部：小、中、高

項番	校名	住所	障害種別	備考
28	槇の実特別支援学校	袖ヶ浦市蔵波 3108-113	知的障害	学部：小、中、高
29	市原特別支援学校 (つるまい風の丘分校)	市原市能満 1519 -5 (市原市鶴舞 1159-1 鶴舞桜が 丘高校グリーン キャンパス内)	知的障害	学部：小、中、高 専門学科

(出所) 教育委員会資料より作成。

第4 各課の主要事業（平成22年度）と監査要点の概要

1 各課の主要事業（平成22年度）

以下においては、「主要事業概要—千葉県教育委員会」⁷を元に、各課の主要事業をまとめたものである。

【企画管理部】

(1) 教育総務課

(主要事業)

- ① 教育委員会のより一層の活性化
 - ・重要な方針や方向性の決定にウエイトを置く教育委員会（会議運営方法の見直し改善、幅広い分野の方々との交流を図り、学校教育等を様々な角度から検証）
 - ・地域の教育的ニーズにこたえる教育委員会（市町村教育委員会とのより一層の連携、学校視察、ミニ集会等への積極的な参加）
 - ・県民により開かれた教育委員会（積極的な広報活動）
- ② 教職員給与事務（教職員人件費の適正な支給）

(2) 教育政策課

(主要事業)

- ① 道徳教育推進プロジェクト事業（新規：重点事業）
- ② 学校問題解決支援対策事業（新規：重点事業）
- ③ みんなで取り組む千葉教育会議の開催（重点事業）
- ④ 教育委員会の点検・評価
- ⑤ 中学生・高校生との交流会の開催
- ⑥ 「ちば・ふるさとの学び」テキスト活用の推進（重点事業）
- ⑦ 工業教育におけるベトナムとの相互交流事業（重点事業）
- ⑧ 教育に関する調査・統計の実施、教育便覧の作成
- ⑨ 教育広報活動

(3) 財務施設課

(主要事業)

- ① 県立高等学校施設・設備整備（重点事業）
- ② 県立学校管理運営
- ③ 公立小・中学校施設等の整備
- ④ 県立特別支援学校の施設整備（重点事業）

⁷ 千葉県教育委員会のHP記載

(4) 県立学校改革推進課

(主要事業)

- ① 県立高等学校再編事業 (重点事業)

(5) 福利課

(主要事業)

- ① 厚生事業の推進
- ② 公務災害補償及び子ども手当・退職手当・恩給の支給

【教育振興部】

(6) 生涯学習課

(主要事業)

- ① 学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会 (重点事業)
- ② 地域とともに歩む学校づくり推進支援事業 (学校支援地域本部事業) (重点事業)
- ③ 放課後子ども教室推進事業 (重点事業)
- ④ 県立学校における「開かれた学校づくり委員会」設置事業 (重点事業)
- ⑤ コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 推進事業 (重点事業)
- ⑥ 県立学校の開放の推進 (重点事業)
 - ・ 県立学校開放講座
 - ・ 県立学校文化施設及び交流施設等開放事業
 - ・ 県立学校教室等開放事業
- ⑦ 「親力アップいきいき子育て広場」事業 (重点事業)
- ⑧ 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」普及啓発事業 (重点事業)
- ⑨ 企業と連携して取り組む家庭教育支援啓発事業 (重点事業)
- ⑩ 市町村家庭教育支援事業 (重点事業)
 - ・ 家庭教育研修講座の開催
 - ・ 家庭教育相談員等ネットワークの構築
- ⑪ キャリア教育への支援 (キャリア教育推進事業、夏休みサイエンススクール) (重点事業)
 - ・ ゆめ・仕事ぴったり体験の推進
 - ・ 千葉県科学・先端技術体験スクール (キャリア教育推進事業、夏休みサイエンススクール)
 - ・ 子ども参観日キャンペーン (キャリア教育推進事業)
 - ・ キャリア教育啓発資料 (キャリア教育推進事業)
- ⑫ 高大連携の促進 (重点事業)
- ⑬ さわやかちば県民プラザ (重点事業)
 - ・ 情報収集・提供事業

- ・学習研修事業
- ⑭ ESCO 事業の実施
- ⑮ 子どもの読書活動推進事業（重点事業）
- ⑯ 県立図書館サービスの充実（重点事業）
- ⑰ メディア教材開発事業
- ⑱ 視聴覚教育指導者研修事業
- ⑲ 社会教育主事講習等研修受講促進事業
- ⑳ 社会教育関係団体の支援
 - ・社会教育関係団体への助成
 - ・高等学校PTA研究集会、特別支援学校PTA指導者研修会の共催
 - ・日本PTA全国研究大会ちば大会補助
- ㉑ 不登校児童生徒等宿泊研修事業～ハート to ハート・リフレッシュセミナー～（重点事業）
- ㉒ 千葉県不登校児童生徒居場所づくり調査研究事業
- ㉓ 青少年教育施設における自然体験・生活体験活動の推進（重点事業）
- ㉔ 通学合宿推進事業
- ㉕ 人権教育指導研修事業
 - ・社会人権教育指導者の養成
 - ・社会人権教育指導資料の刊行
- ㉖ 人権教育促進事業

（7）指導課

（主要事業）

- ① 学力向上事業（重点事業）
- ② 教職員の研修事業（重点事業）
- ③ 教育奨励賞顕彰
- ④ 高等学校入学者選抜及び県立中学校入学者決定検査の実施
- ⑤ 高校生インターンシップ推進事業
- ⑥ キャリア支援事業
- ⑦ 「総合的な学習の時間」における新たなキャリア教育推進事業
- ⑧ 教員の指導力向上指導資料の作成
- ⑨ チバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン(CIEP)
- ⑩ 語学指導等を行う外国青年招致事業（重点事業）
- ⑪ 外国語活動実践研究
- ⑫ 外国人児童生徒等教育の充実
- ⑬ 教育用コンピュータの整備（重点事業）
- ⑭ 教科用図書選定審議会
- ⑮ 小中教育課程研究協議会
- ⑯ 特別非常勤講師配置事業

- ⑰ 理科支援員配置事業（重点事業）
- ⑱ サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（SPP）（重点事業）
- ⑲ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）（重点事業）
- ⑳ 道徳教育振興推進事業（重点事業）
- ㉑ 道徳教育実践研究事業（重点事業）
- ㉒ 豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用促進（重点事業）
- ㉓ 子どもと親のサポートセンターの充実
- ㉔ スクールカウンセラー等の配置（重点事業）
- ㉕ 生徒指導・進路指導総合推進事業
- ㉖ 学校人権教育の推進

（８）特別支援教育課

（主要事業）

- ① 千葉県心身障害児就学指導委員会の開催
- ② 特別支援アドバイザー事業（重点事業）
- ③ 特別支援教育社会人ボランティア養成・派遣事業（重点事業）
- ④ 特別支援学校修学旅行安全対策事業
- ⑤ 学校教育における社会人の活用
- ⑥ 医療的ケアの必要な児童生徒等のための支援事業
- ⑦ 教育用コンピュータの整備
- ⑧ 研究校等の指定（研究指定校(教育課程)の指定事業、特別支援教育総合推進事業（文部科学省委託））

（９）教職員課

（主要事業）

- ① 公立学校職員の新しい人事評価制度
- ② 教職員定数の充実
- ③ 少人数教育の推進（重点事業）
- ④ 学校運営体制の見直し
- ⑤ 教員採用候補者選考（重点事業）
- ⑥ 教員免許状の授与と更新制の実施

（１０）学校安全保健課

（主要事業）

- ① ちばっ子安全・安心推進事業（重点事業）
 - ・ちばっ子地域安全マップ作成拠点校の指定
 - ・地域で子どもを見守る活動支援集会の開催
 - ・実践的防災事業推進のための教員・管理職対象研修会の開催

- ・地域との連携を深める防災教育公開授業の推進（小学校1校、中学校1校、高等学校1校、特別支援学校1校）
- ② 学校安全教育推進事業
 - ・学校安全関係の研修・協議会の充実
 - ・学校安全研究校を指定し、学校安全の実践的研究の実施（小学校1校、高等学校1校）
 - ・学校安全教育講師派遣事業の実施（小学校20校、中学校10校、県立学校15校）
- ③ 交通安全教育の充実
 - ・高校生の交通事故防止対策事業の実施
 - ・小・中・高校生用交通安全指導資料の作成・配付
- ④ 日本スポーツ振興センター災害給付事業
- ⑤ 健康管理対策事業
- ⑥ 学校保健指導推進事業
- ⑦ 学校医等の委嘱
- ⑧ いきいきちばっ子食育推進事業
 - ・食に関する指導の充実
 - ・千葉県食材を使った学校給食の充実
 - ・小学生（低・中・高学年）用学習ノート（いきいきちばっ子ノート）の作成・配付
- ⑨ 学校給食指導事業
- ⑩ 学校給食事業
- ⑪ 学校給食設備の充実

（11）文化財課

（主要事業）

- ① 県立博物館情報システムの整備
- ② 県立博物館・美術館活動の充実
- ③ 博物館・美術館の整備
- ④ 文化財調査
- ⑤ 文化財の普及・公開活用
- ⑥ 文化財保存整備事業助成
- ⑦ 史跡等購入事業助成
- ⑧ 文化遺産の中で行う演劇等の開催
- ⑨ 重要遺跡確認調査
- ⑩ 文化財保護指導委員
- ⑪ 市町村文化財担当職員講習会の開催
- ⑫ 埋蔵文化財緊急調査事業助成
- ⑬ 不特定遺跡発掘調査事業助成

- ⑭ 出土文化財の活用事業
- ⑮ 埋蔵文化財緊急調査（試掘）
- ⑯ ふさの国文化財ナビゲーションシステム

（12）体育課

（主要事業）

- ① いきいきちばっ子健康・体力づくり推進事業（体育課分）（重点事業）
- ② 学校体育研究活動の充実
 - ・学校体育研究指定校（館山市立船形小学校、県立成田国際高等学校）
 - ・千葉県学校体育研究大会（市原市）
 - ・全国学校体育研究大会（福岡県福岡市）
- ③ 学校体育指導者の資質の向上（重点事業）
 - ・各種研修会の開催
 - ・授業改善の推進
- ④ 民間指導者の活用
- ⑤ 学校体育の表彰
- ⑥ 運動部活動の促進
- ⑦ 学校体育団体の活動の充実
- ⑧ 学校体育施設の開放（重点事業）
 - ・施設管理担当者の資質の向上
 - ・県立学校体育施設開放校の指定 62 校
- ⑨ 「千葉県体育・スポーツ振興計画」の推進
 - ・子どもたちの生涯にわたる健康とスポーツ環境の拡大
 - ・県民の健康・活力の向上
 - ・地域のスポーツ環境の整備
 - ・ちばの競技力の育成
 - ・「ゆめ半島千葉国体」・「ゆめ半島千葉大会」の成功
 - ・振興計画に基づく「事業計画」と「取組状況」の報告
- ⑩ 千葉県スポーツ振興審議会
- ⑪ 生涯スポーツ指導者養成・活用事業（重点事業）
 - ・生涯スポーツ指導者養成講習会 年間6 日 参加募集人数60 名
 - ・認定スポーツ指導者研修会
 - ・地域スポーツ指導者研修会
 - ・スポーツ指導者情報提供
- ⑫ 社会体育の表彰
 - ・文部科学大臣表彰候補者等の推薦
 - ・体育功労者等の顕彰
- ⑬ スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ⑭ 千葉県広域スポーツセンター事業（重点事業）
- ⑮ 体力・運動能力調査地域スポーツ推進情報の提供
- ⑯ 生涯スポーツ推進組織の充実
- ⑰ スポーツ振興基金造成・助成
 - ・基金造成目標 20 億円（現在の造成率 59.8%）
 - ・造成計画 平成6 年度～平成22 年度
 - ・助成対象事業（スポーツ団体が行う事業、市町村が行う事業、その他スポーツ振興事業）
- ⑱ 千葉県競技力向上推進本部事業（重点事業）
- ⑲ 国民体育大会選手派遣事業
 - ・第65 回国民体育大会本大会「ゆめ半島千葉国体」（千葉県）
 - ・第66 回国民体育大会関東ブロック大会（群馬県）
 - ・第66 回国民体育大会冬季大会
- ⑳ 国民体育大会千葉県大会
- ㉑ 国際スポーツ交流の振興（重点事業）
 - ・国際スポーツ大会の開催
 - ・国際スポーツ交流事業の推進
- ㉒ 千葉県体育協会事業補助
- ㉓ 体育施設及び地域スポーツセンターの整備・充実
- ㉔ 指定管理者制度導入施設の適正な運営
- ㉕ 総合スポーツセンター駐車場整備事業
- ㉖ 総合スポーツセンター施設整備事業
- ㉗ 国際総合水泳場施設整備事業
- ㉘ 東総運動場施設整備事業
- ㉙ 県民マラソン（仮称）調査

2 各課の監査要点の概要

【企画管理部】

(1) 教育総務課

【監査要点】

- ① 教育委員会費の適正な使用
- ② 広報活動の状況と効果（教育政策課の広報活動との関連）
- ③ 教育事務所の業務の適正運営
- ④ 争訟の分析
- ⑤ 緊急雇用創出予算の使用状況と効果

(2) 教育政策課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 教職員の休職・退職の現状等を踏まえ、「学校問題解決支援対策事業」を分析し、評価

(3) 財務施設課

【監査要点】

- ① 施設の整備に関する地震対応の状況（計画では、15校17棟に対策をするとされていたが、東日本大震災の状況との関連でどうであったか）（なお、教育施設防災費は当初予算では未計上）
- ② 学校整備の状況を、ファシリティマネジメントの観点から分析、評価
- ③ 工事契約の適正性
- ④ 緊急雇用創出予算の使用状況と効果
- ⑤ 旅費の適正支出の検証
- ⑥ 各種経費の適正支出
- ⑦ 維持管理経費の適正支出
- ⑧ 特別会計における奨学金事業の概要を把握し、その利用率や不良債権の状況を分析（利用率が少ないこと、他の同様の業務との重複等）

(4) 県立学校改革推進課

【監査要点】

- ① 実施プログラムの評価（統合4組8校、情報に関する学科の設置1校）
- ② 魅力ある高等学校の在り方の調査研究（地域連携アクティブスクールの実践研究 県指定1校、国指定4校）の適正支出（調査研究の内容、委託状況）

(5) 福利課

【監査要点】

- ① 公務災害、退職状況、教職員住宅に関する事項の分析（公務災害や早期退職・病
気退職の状況、教職員住宅の利用状況）
- ② 共済組合、互助会への県費支出（補助金）の適正支出

【教育振興部】

(6) 生涯学習課

【監査要点】

- ① 補助金の適正支出

(7) 指導課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 各種契約の適正性の検討
- ③ パソコンの適正な資産管理

(8) 特別支援教育課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 各種契約の適正性の検討
- ③ パソコンの適正な資産管理
- ④ 文部科学省委託事業の評価

(9) 教職員課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 各種契約の適正性の検討
- ③ 教員採用手続きの適正性の検討

(10) 学校安全保健課

【監査要点】

- ① 各重点事業等の評価
- ② 災害対策の状況

(11) 文化財課

【監査要点】

- ① 補助金の適正支出

(12) 体育課

【監査要点】

- ① 補助金の適正支出

【その他】

(13) その他

【監査要点】

- ① 人件費全体の構成や変化の状況及び今後の負担、削減策等（特殊勤務手当の問題等）

3 各課の主な監査手続

【企画管理部】

(1) 教育総務課

【監査手続】

- ① 教育委員の報酬に関する状況の確認
- ② 緊急雇用対策に関する状況の確認
- ③ 訴訟案件及び審査請求事案の確認
- ④ その他の所掌事務が法令、条例、規則等に基づき適切に執行されていることの確認

(2) 教育政策課

【監査手続】

- ① 各重点事業等の評価の状況について、関連部署の担当者にヒアリングを実施し、関連資料を査閲し確認
- ② 教職員の休職・退職の現状等を踏まえ、「学校問題解決支援対策事業」の状況を確認

(3) 財務施設課

【監査手続】

- ① 施設の整備に関する地震対応の状況を確認した。
- ② 学校整備の状況を、ファシリティマネジメントの観点から分析、評価した。第2章第3参照。
- ③ 工事契約の適正性について関係資料の閲覧、担当者へのヒアリング等で確認した。
- ④ 緊急雇用創出予算の使用状況と効果について関係資料の閲覧、担当者へのヒアリング等で確認した。
- ⑤ 旅費の適正支出について関係規程の閲覧、担当者へのヒアリング等を実施した。サンプル抽出による確認は、かい執行機関で実施した。第4章参照。
- ⑥ 各種経費の適正支出について、関係資料の閲覧、担当者へのヒアリング等で確認した。
- ⑦ 維持管理経費の適正支出について、関係資料の閲覧、担当者へのヒアリング等で確認した。
- ⑧ 特別会計における奨学金事業の概要、債権回収マニュアルの整備・運用状況、債権管理システムの状況等を把握し、収入未済額とその回収へ向けての取り組み状況を確認した。

(4) 県立学校改革推進課

【監査手続】

- ① 県立高等学校再編事業の実施プログラムについて、関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、予算の執行状況等を確認した。
- ② 文部科学省からの委託事業について概要を把握し、予算の執行状況等を確認した。
- ③ その他、関連する業務について概要を把握し、業務の執行状況等を確認した。

(5) 福利課

【監査手続】

- ① 福利課の主な事業について、関係書類の閲覧、担当者へのヒアリング等により概要を把握する。
- ② 教職員住宅について、入居率、住宅手当との関係、廃止決定職員住宅の維持管理費用の状況などについて、状況を確認した。
- ③ 被服貸与事業について、規程の整備状況、業務の執行状況などについて確認した。
- ④ 公立学校共済組合千葉宿泊所について、事業の採算、今後千葉県に与える影響などについて概要を把握した。
- ⑤ 職員生涯設計推進事業について執行状況の確認を行った。

【教育振興部】

(6) 生涯学習課（補助金のみ）

【監査手続】

- ① 補助金の交付に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、支出、事後評価等の状況を確認した。

(7) 指導課

【監査手続】

- ① 重点事業に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、予算執行の状況などを確認した。
- ② 契約の適正性の観点から、収入未済などについて状況を確認した。
- ③ PCの有効活用の状況について、教育のIT化の観点などから業務の執行状況を確認した。
- ④ その他、スクールカウンセラーの配置状況などについて、状況を確認した。

(8) 特別支援教育課

【監査手続】

- ① 各重点事業に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、事業の執行状況を確認した。
- ② 主な契約に関して概要を把握し、契約事務の執行状況を確認した。
- ③ 資産管理の状況について概要を把握し、管理状況を確認した。
- ④ その他関連する業務について概要を把握し、執行状況等を確認した。

(9) 教職員課

【監査手続】

- ① 各重点事業の概要を関係書類の閲覧、担当者へのヒアリング等により把握し、事後評価の状況等を確認した。
- ② 主な契約について、契約事務の執行状況、効果の検証状況などを確認した。
- ③ 教員採用手続き、人事評価の状況、非常勤職員の配置状況などについて、関係書類の閲覧、担当者へのヒアリング等により概要を把握し、状況を確認した。

(10) 学校安全保健課

【監査手続】

- ① 各重点事業に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、支出、事後評価の状況等を確認した。
- ② 災害対策について、マニュアルの整備状況等を確認した。

(11) 文化財課（補助金のみ）

【監査手続】

- ① 補助金の交付に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、支出、事後評価等の状況を確認した。

(12) 体育課（一般会計は補助金のみ）

【監査手続】

- ① 一般会計の補助金の交付に係る関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、補助金の性格、事後評価の状況などについて確認した。
- ② 特別会計の公共用地取得事業で取得した公共用地について、関係書類の閲覧、ヒアリング等を実施し、有効活用の状況などを確認した。

【その他】

(13) その他

【監査手続】

- ① 給与（同時に支給される手当含む）、期末・勤勉手当、退職手当、恩給・扶助料等が法令、条例、規則等に基づき適切に支給されていることをサンプル抽出により検証した。
第2章第2参照。

第2章 教育委員会の各課に共通する事項

第1 予算制度

1 予算の意義

「支出事務の手引き」（千葉県出納局）によれば、予算の意義は下記のように定義されている。

ア 予算は地方公共団体の財政の目標、すなわち一定期間における予測される収入、支出を中心とした見積りであると同時に、行政がどのような形で行われているか、その具体的表現を一覧表にしたものである。

イ 予算は一定の方針の下に執行部内の意思を統一し、各執行部相互間の水準をできるだけ保つ手段となっている。

ウ 予算は議会の議決を経て作成されるため、執行機関の恣意や専横を排除し、民主的な財政運営を図る手段とされている。

エ 予算は歳出を通じてはじめて事務事業を行い得るという統制の役割と具体的な行政執行許容のための手段となっている。

オ 予算は行政の一覧表であるところから、常にその執行の過程効果が住民に情報として提供され、監視され、翌年度以降に備える、その前提要件としての形成をなしている。

すなわち、予算方式をとることによって、住民に情報を提供し、住民の納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されているかを判断するものである。⁸

なお、制度上は、県における行政責任は、その多くは知事が負っているが、教育に関する事務については、主に知事から独立した教育委員会が責任を負っているとされている。そして教育委員会が所管する教育事務については、知事の指揮命令は及ばず、知事は教育委員の任命や予算編成などを通じて間接的に責任を負っているとされている。⁹

⁸ 予算制度は一般に以下の7つの原則によって確立しているとされている（千葉県出納局「支出事務の手引き」参照。）。

① 公開の原則：住民に公開されなければならない。

② 明瞭性の原則：住民にとってわかりやすくなければならない。

③ 事前議決の原則：会計年度の始まる前に議会の議決を得なければならない。

④ 限定性の原則：予算額を超える歳出を禁じる量的限定性と会計年度を限定する時間的限定性。

⑤（予算）単一の原則：歳入と歳出は単一の予算に計上されなければならない。例外に特別会計がある。

⑥ 完全性の原則（総計予算主義）：歳入と歳出は予算に計上されなければならない。

⑦ 厳密性の原則：できるだけ厳密に編成されなければならない。

⁹ このような仕組みとされているのは、教育について政治的中立性や継続性・安定性の確保が強く求められ、合議制の機関を通じて公正中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適当

一方、教育委員会の所管とされている公立教育機関の管理運営の財政的権限は知事に委ねられているとされている。¹⁰

これを受けて、「千葉県事務委任規則」第2条（千葉県教育委員会）において、以下に掲げる事務の執行を、知事は教育委員会に委任することとしている。

- ① 教育財産を取得すること。
- ② 一件評価価格 50 万円未満の教育財産を処分すること。
- ③ 教育財産の登記に関すること（一件評価価格 50 万円以上の財産処分を除く）
- ④ 使用料及び手数料条例等の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、教育委員会の所掌に係る事務を執行すること。
- ⑤ 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結すること。
- ⑥ 歳入予算の執行及び配当予算の範囲内における歳出予算の執行に関すること。
- ⑦ 教育委員会の事務局の職員及び県立学校その他の教育機関の職員に係る事故についての千葉県財務規則に規定する手続に関すること。
- ⑧ 教育事務に関する収入、支出、歳入歳出外現金及び物品出納命令に関すること。
- ⑨ 職員の互助団体に関する条例に規定する承認及び監督に関すること。
- ⑩ 教育委員会の事務局の職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する職員に係る児童手当法の規定による認定等に関すること。
- ⑪ 千葉県教職員住宅の設置及び管理に関すること。
- ⑫ 千葉県美術品等取得基金の管理に関すること。
- ⑬ 私立の高等学校及び専修学校の高等課程に在学する生徒に対する学資の貸付けに関すること。

2 教育委員会における予算策定手順

教育委員会では、総務部長からの予算編成通知を受け、その要求基準を考慮するとともに、千葉県総合計画、千葉県教育振興基本計画の実現を目指し予算の要求が行われる。

具体的には下記の①から⑥の手順での予算策定がなされる。

- ① 編成通知
- ② 予算要求書作成
- ③ 予算調整会議での要求内容の検討、要求内容の教育委員への説明
- ④ 予算調整会議結果、教育委員意見を予算要求へ反映
- ⑤ 要求書のまとめ（各課）
- ⑥ 要求書の財政課へ提出

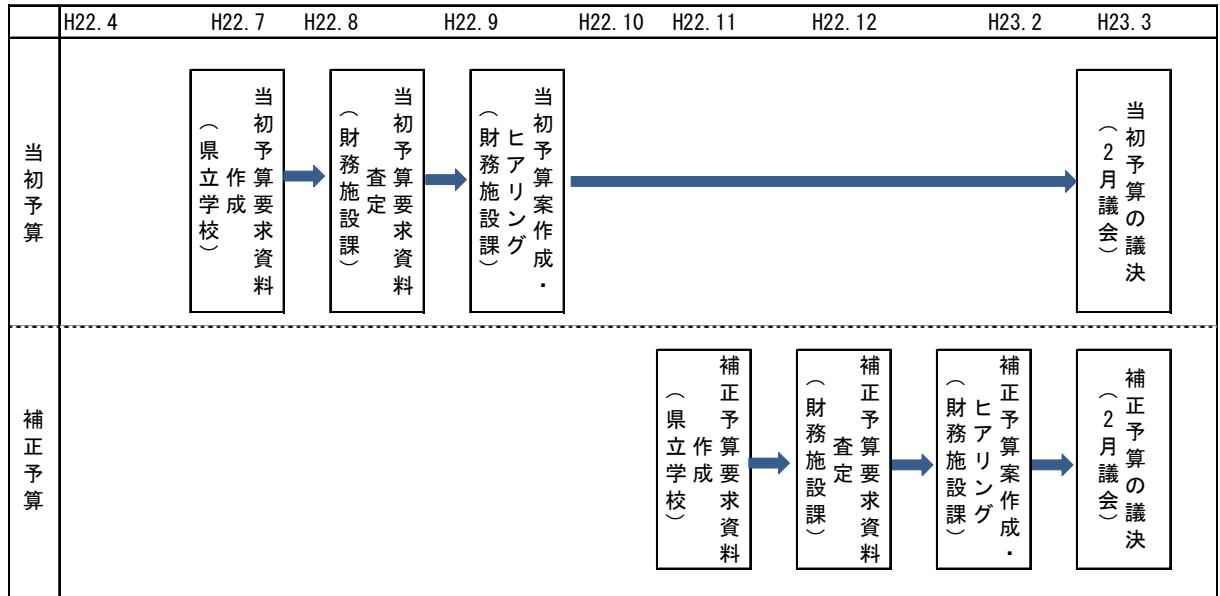
なお、県立学校運営費予算については、下記のようなスケジュールで、各学校からの予算要

と考えられるからであるとされている。

¹⁰ これは自治体の財政を統一的に処理することにより、効果的で均衡のとれた自治体運営を実現するためであるとされている。

求書から翌年度又は当該年度中に必要となる予算を算出・集計し、それぞれ要求が行われている。

図表番号 2-1-1 県立学校運営費予算策定スケジュール（平成 22 年度）



（出所）財務施設課作成資料より作成

（注）補正予算は2月補正予算のケースを表示している。

3 予算の状況

(1) 歳入予算

平成 20 年度から平成 22 年度の教育委員会の歳入予算は下記のとおりである。

図表番号 2-1-2 歳入予算

(単位:千円)

区分		平成 20 年度 (当初)	平成 21 年度 (6 月現計)	平成 22 年度 (当初)
特定財源	分担金及び負担金	155,544	153,862	157,804
	使用料及び手数料	10,470,628	10,381,497	528,739
	国庫支出金	73,405,530	76,140,153	81,644,326
	財産収入	189,420	157,012	153,268
	繰入金	0	69,423	210,133
	諸収入	746,839	732,110	652,096
	県債	20,940,900	24,500,600	21,178,700
特定財源 計		105,908,861	112,134,657	104,525,066
一般財源		313,201,471	323,829,297	316,191,401
合 計		419,110,332	435,963,954	420,716,467

(出所) 平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度教育委員会所管に係る予算の概要

(2) 歳出予算

ア 項目別内訳

図表番号 2-1-3 一般会計歳出予算の項目別内訳推移

(単位:千円)

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	当初予算額	構成比	6 月現計予算額	構成比	当初予算額	構成比
教育総務費	44,927,283	10.7%	57,155,297	13.1%	58,041,364	13.8%
小学校費	162,301,857	38.7%	161,789,735	37.1%	156,786,395	37.3%
中学校費	91,150,830	21.8%	90,945,627	20.9%	89,477,211	21.3%
高等学校費	82,864,366	19.8%	86,130,865	19.8%	78,249,898	18.6%
特別支援学校費	29,776,666	7.1%	31,679,130	7.3%	30,373,616	7.2%
社会教育費	3,048,878	0.7%	2,844,956	0.6%	2,758,341	0.6%
保健体育費	5,040,452	1.2%	5,418,344	1.2%	5,029,642	1.2%
合計	419,110,332		435,963,954		420,716,467	

(出所) 平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度教育委員会所管に係る予算の概要

平成 20 年度から平成 22 年度の歳出予算の項目別内訳は上表のとおりである。年度推移からは、各年度であまり費目の構成の変動が無いことがわかる。

イ 性質別分類

平成 20 年度から平成 22 年度の一般会計歳出予算を、人件費、物件費等といった横断的にその性質によって区分した性質別予算額は下記のとおりである。

図表番号 2-1-4 性質別予算

(単位:千円)

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	当初予算額	構成比	6 月現計 予算額	構成比	当初予算額	構成比
人件費	395,321,132	94.3%	406,693,181	93.3%	399,214,457	94.9%
投資的経費	10,055,310	2.4%	15,181,615	3.5%	7,776,813	1.8%
物件費	7,793,801	1.9%	7,728,470	1.8%	7,483,243	1.8%
その他の経費	5,940,089	1.4%	6,360,688	1.4%	6,241,954	1.5%
合計	419,110,332		435,963,954		420,716,467	

(出所) 平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度教育委員会所管に係る予算の概要

上記からわかるように、大部分は教職員の給与等の人件費となっている。

ウ 一般会計予算に占める教育費の割合

平成 20 年度から平成 22 年度の千葉県の一般会計予算に占める教育費の割合は下記のとおりである。

図表番号 2-1-5 一般会計予算に占める教育費の割合

(単位:千円)

	平成 20 年度 (当初)	平成 21 年度 (6 月現計)	平成 22 年度 (当初)
教育費	419,110,332	435,963,954	420,716,467
一般会計予算総額	1,440,659,734	1,541,525,021	1,533,483,318
割合	29.1%	28.3%	27.4%

(出所) 平成 20 年度、平成 21 年度・平成 22 年度教育委員会所管に係る予算の概要

(3) 県立学校、教育事務所の予算

県立学校、教育事務所の予算は、教育庁各課よりの予算令達（予算令達とは、実際に執行する機関に対して予算を配当する行為。）により執行される。教育庁各課における予算金額は多額であるが、その執行の多くの部分は令達先であるかい¹¹において行われる。

県立学校等の運営費の予算令達は、各学校等に定額もしくは生徒数・学級数に連動した配分基準額をもとに各学校の特記事項または要望事項を勘案して行われる。これに加え、当初配分した予算額では対応できない事由や緊急性のある事業を速やかに執行する必要がある場合においては、各学校からの予算申請書に基づき予算令達が行われる。

県立学校、教育事務所の予算要求に対しては、一律の判断基準や重要性を判断するマニュアル類は無く、担当者の判断及び課内での総合的な判断により令達額が決定されている。

図表番号 2-1-6 各課の予算令達額（平成 22 年度）

（単位：千円）

課名	最終予算額	令達額	令達比率
教育総務課	352,148,975	83,910	0.02%
教育政策課	37,796	1,066	2.82%
財務施設課	14,326,495	7,729,402	53.95%
県立学校改革推進課	10,350	2,269	21.92%
福利課	46,705,183	38,011,070	81.39%
生涯学習課	1,458,341	543,737	37.28%
指導課	1,963,740	737,069	37.53%
特別支援教育課	187,840	137,255	73.07%
教職員課	2,748,799	2,506,788	91.20%
学校安全保健課	979,732	534,117	54.52%
文化財課	1,227,718	524,641	42.73%
体育課	6,877,496	5,908	0.09%
合計	428,672,465	50,817,232	11.85%

（出所）平成 22 年度最終予算・令達額（一般会計と特別会計の合計）

平成 22 年度の教育庁各課よりの予算令達額は図表番号 2-1-6 のとおりである。

これによれば、財務施設課、福利課、特別支援教育課、教職員課、学校安全保健課においては予算の過半数が令達され、特に教職員課は予算の 9 割以上が令達されている。

予算令達時期は課によって異なるとのことであるが、財務施設課の場合は年度当初の 4 月

¹¹ 「かい」とは漢字では廨と書く。中国の古文書では、「廨宇」「廨舎」「廨署」「廨中」等が「役所、役所の建物、役所の中」の意味で使われていた。このため、従来から地方公共団体の出先機関のうち出納事務を取り扱う機関を「かい」と呼ぶという慣習が見られる。「かい」は、各地方公共団体の財務規則等で定義しているが、通常「予算の令達を受けて、歳出予算を執行し、及び歳入を収納する事務所、事業所、学校等で長が別に指定し、告示したものをいう。」と言うように規定している。「かい」と言う名称を設けたのは、出納事務を取り扱う出先機関とそうでない出先機関を区別するとともに、出納事務を取り扱う機関の重要性を認めたためという説がある。

1 日には令達され、財務端末処理が可能となる。このほか、当初配当以外の令達額は、各県立学校の予算要求とそれに付随する資料、予算要求までの執行状況等により算定し、その都度令達が行われる。

なお、執行状況の報告は、11月中旬に行われる当該年度の補正要求書提出時期や、2月、3月に実施する当該年度の予算執行状況調べにより報告され報告内容を精査した上で、その都度予算の引上げが財務端末等を使用して行われる。

(4) 繰越明許費

平成 21 年度一般会計予算からの繰越明許費¹²（教育委員会分）は以下の通りである。

図表番号 2-1-7 繰越明許費予算一覧（平成 21 年度）

(単位：千円)

款名	項名	事業名	金額
教育費	高等学校費	産業教育施設設備整備事業	4,000
		高等学校施設整備事業	3,059,000
	特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業	615,000
	社会教育費	青少年教育施設整備事業	93,000
		図書館施設整備事業	5,000
		博物館施設整備事業	9,000
		安房博物館活性化事業	265,000
	保健体育費	学校給食設備整備事業	16,000
		総合スポーツセンター施設整備事業	134,000
		国際総合水泳場施設整備事業	50,000

(出所) 平成 22 年 2 月定例千葉県議会議案（平成 21 年度予算）より作成。

(注) 平成 21 年度においては、千葉県全体では、一般会計予算の 2.68%（440 億円）が繰越明許費として、平成 22 年度に繰り越されている（議会答弁による）。また、教育委員会の予算で見ると、平成 22 年度の 1%程度の平成 21 年度予算が、平成 22 年度に繰り越されている。

¹² 繰越明許費とは、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらないものについて翌年度に繰り越して使用するものである（地方自治法第 213 条）。繰越明許費は、天候不順、突発的事故などの特別な事情によってその執行が遅延し、当該年度内に完了することができないような場合に用いるもので会計年度独立の原則の例外となる。

4 予算執行

(1) 予算執行

予算は事業単位で必要経費を積算し集計されている。なお、事業費の積算は、事業に直接使用する経費を個別に積算するほか、共通的に発生する経費に関しては間接経費として運営費の中で予算要求がなされている。

予算の執行額の把握は、財務会計システムへの該当の区分の項目を入力することにより可能となる。予算がかいへ令達されているものについては、かいにおいて、事業区分の判断を実施し、財務会計システムへの入力を実施されている。

(2) 予算流用

歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができないが、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる(地方自治法第 220 条 2 項)。したがって、地方自治法第 215 条 7 号では、「歳出予算の各項の経費の金額の流用」について予算で定める事項と規定している。このため、千葉県財務規則においては、やむを得ない理由により、予算において流用を定めた項、並びに目及び節の金額を流用しようとするときは、予算流用申請書を総務部長に提出し決定を受けるといった流用の際の手続きが規定されている(千葉県財務規則第 31 条 2 項、3 項)。

(3) 不用額の管理

予算と決算の比較分析は、教育庁各課の事業担当、予算担当が決算額と予算額を比較し、歳入・歳出の増減の内訳を確認することにより行われている。県立学校等に令達した予算に関して、令達金額が令達先においてどのように使用しているかは、学校運営費については予算執行状況調べ等により節レベルの金額の把握がなされているのみである。予算と実績対比での増減については、過去の決算額と合わせて、積算資料とし、次年度の予算要求に反映される。

5 包括外部監査の結果

(1) 繰越明許について

平成 22 年度においては、3. 予算の状況 (4) 繰越明許費に記載の通り前年度から繰り越された予算 (繰越明許費) がかなり存在する (予算比率では 1%以上)。

前年度は千葉県全体でも一般会計の 2.68%もの金額が繰り越されており、教育委員会予算においても本来は前年度において少なくとも契約準備行為までは行うことが可能であったものもあったと考えられる。この中には繰り越し後、5月に入りようやく契約したものもあるが、これは候補となる業者の都合がつかなかったためであるとのことである。しかし全体として見ると、地方自治法第 213 条の趣旨に従って繰越明許が行われているのではなく、先に繰越明許ありきのような感を感じざるを得ない。

そうであれば、会計年度独立の原則の趣旨を没却することになる。必ずしも教育委員会側に主たる原因があるわけではないが、地方自治法の制度趣旨に立ち返り、繰越明許は例外的な場合のみに限るべきである。

なお、事業によっては一括交付金などが交付されるものもあり、併せて適正な予算執行に留意すべきである。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 県立学校等への予算令達時期について

県立学校等のかいへの予算令達時期は課によって異なっており、財務施設課のように 4 月 1 日からの予算執行を行うために 3 月中に財務端末での登録処理がなされる課がある一方、後述のかいへの往査結果 (福利課) における被服費の予算令達のように、4 月初旬に対象者調査を実施し、6 月初旬に各かい執行機関への予算令達を実施しているものもある。

年度当初からの円滑な予算執行を行うため、見込みに関しては 3 月中にある程度調査をした上で、3 月中に概算での予算令達額の算定を行い、タイムリーに予算執行が行える状況にすることが望ましいと考える。

(2) 県立学校等予算の引上げ時期について

県立学校の予算の引上げについては、不要になった予算につき、明らかに不要になった場合、随時引上を実施している課がある一方で、年度末近くになってのみ不要額の引上を行っている課があり、対応がまちまちであった。

県立学校等において、予算執行をする際は、財務会計システム上の予算配賦が必要となる。不要になった予算については、タイムリーに引上げ、逆に必要とされる機関への配賦を行う等、予算を有効に使用できるようにすべきであると考えます。

また、かいへの往査の際、年度末において予算金額を使い切るような予算の使用がなされているのではないかと思われる事例も見受けられた。年度末近くまで、不要な予算を残すことは、このような本来の趣旨とははずれた予算執行を誘発する要因ともなるため、所管課において不要予算についての管理を適切に実施する必要があると考える。

(3) 学校裁量予算について

佐倉高等学校への往査時に、学校側から下記のお話があった。

佐倉高等学校で所蔵する鹿山文庫は、藩校時代を中心とする古書籍群であり千葉県指定有形文化財である。これらの歴史資料は、学術的にも極めて高い評価を得ている貴重なものばかりである。資料の中には保存のため修復を必要とするものもあり、計画的に修復を行うためには多額の予算が必要となる状況にあるが、現状修復に要する予算要求は行なっていない。よって、鹿山文庫の整理・調査・保存等のための予算は不足しているように見受けられる。

以上、貴重な鹿山文庫の維持、保存に対する予算が不足している状況を鑑みるに、学校側においては必要な予算要求を行って措置されることが望まれる。

また、これに関連して県立学校の予算に関しては、前述のように各学校等に定額もしくは生徒数・学級数に連動した配分基準額をもとに各学校の特記事項または要望事項を勘案して行われるが、基本的には前年実績や学校毎の配分基準額をもとにした予算が令達されている。しかし、例えば、佐倉高校のように貴重な歴史的資料を収蔵する鹿山文庫を保有するような場合には、その適切な保存や有効活用を図る必要上学校独自で長期的な視野をもって他の運営費等との調整を図りながら予算を使っていく方法が合理的とも考えられる。すなわち、効率的、弾力的な事業の実施のため各学校で主体性を持って機動的に使用できる予算の導入についても検討を行うことは有用であると考え。

なお、一部の自治体では、学校裁量予算を導入し、これらの課題に対応する試みを実施している。学校裁量予算の利点としては、下記が挙げられる。

・各学校の特色の発揮

教育が実施される現場である学校の裁量を拡大し、その判断と責任のもとで予算を柔軟に運用出来るようにすることで、各学校の特色を学校の活動に反映させることが可能である。

・予算の効果的な執行

学校が必要とするところに予算を使えない、もしくは令達された通りに予算を使い切るといった無駄を省き、より効率的に予算執行を行うことが可能になる。また、学校側が受身ではなく主体性を持って事業を実施するようになり、事業が効率的に実施できる。

参考までに、岡山県においては、県立学校経営予算制度を導入しており下記のような運営がなされているので以下に紹介する。

岡山県 HP (<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-93637.html>) より

岡山県では、各県立学校の校長が、それぞれの学校の教育目標を達成するため、支出科目を自由に設定できるようにするなど、予算を弾力的に運用することで裁量権を発揮する「学校経営予算」制度を設けています。

平成 23 年度から、学校において弾力的に運用できる予算範囲を拡大するとともに、より特色ある重点的取組を集中的に支援することで、学校の特色づくりを一層推進することを目的に、学校経営予算制度を改編し、事業種別毎に「プレゼン枠」「重点事業枠」「基本配分枠」に分けることとしました。

- | | |
|---------|--|
| 「プレゼン枠」 | 校長よる事業プレゼンテーションを実施し、岡山県教育振興基本計画の重点施策に則った重点事業を審査・採択する予算枠です。 |
| 「重点事業枠」 | 指導課において個別に立案・予算化していた事業を学校経営予算事業に位置付け、各校の実態・ニーズに応じた予算の弾力的運用を可能とした予算枠です。 |
| 「基本配分枠」 | 学校規模に応じて一律配布する予算枠です。各校は配分された予算の範囲内で、社会人講師を招へいしたり学校図書館図書の実態を図るなど、実態・ニーズに応じた事業を立案・実施します。 |

(4) 各課の予算管理について

予算と決算の比較分析は、教育庁各課の事業担当、予算担当が決算額と予算額を比較し、歳入・歳出の増減の内訳を確認している。増減については、過去の決算額と合わせて、積算資料とし、次年度の予算要求に反映される。予算と決算の比較に際しては「執行残調べ」が作成されている。各課では予算令達を行っている県立学校での予算執行状況について、執行残が多い場合は令達元の課の予算担当者が各学校へ確認を実施しているとのことである。

しかし、「執行残調べ」には執行残高の内訳費目が記載されているのみで、それがどのような理由で執行残となっているかについての記載は無い。どのような理由で事業が実施できなかったのか、見積もりが適切ではなかったのか、節約努力によるものなのかがわかる資料は公式には残されていない。予算担当者が個別に確認している場合は、執行残の要因については、次年度の予算要求に役立てているとのことであるが、予算管理の一環として、制度的に確立させ、その結果も文書に残すべきである。

また、予算執行の多くの部分を県立学校等で実施している事業もあり、実際の予算執行を実施している各県立学校等においても当初令達額と決算額との比較を実施し差異が生じた要因についての分析を行うことが重要である。また、令達元の課においても、各県立学校等が実施した分析結果を入手し、予算編成時の問題点の把握及び翌年度の予算編成へのフィードバックを実施することが必要であると考えられる。

(5) 事業予算総額の把握

千葉県総合計画のHPにおいては、「輝け！ちば元気プラン」政策評価制度における進行管理と題して下記の記載がある。

「輝け！ちば元気プラン」の目指す姿（基本目標）を実現するためには、県民・市町村をはじめ、多様な活動主体とチームスピリットを発揮し、力を合わせて取り組むことが求められます。また、限られた資源を効率的・効果的に活用していく必要がありますが、そのためには、施策の実施状況を点検・分析し、必要な改善に取り組むことが重要です。

そこで、総合計画の進行管理は、指標を掲げた施策・取組について、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）という政策評価制度のマネジメントサイクルに基づいて行います。

財務的な側面から考えると、上記でいう、計画（Plan）に関しては、事業別予算の策定、実施（Do）に関しては、事業の予算執行、評価（Check）に関しては、予算と実績との対比等による分析、改善（Action）に関しては、次年度の予算への反映ということになる。

事業別予算の策定にあたっては、現状では事業を実施するにあたって間接的な経費は、各課の運営経費として予算立てされており、事業を実施するに際して間接的な経費を含めてトータルでどれだけの費用がかかっているかという金額面での把握はなされていない。

間接経費である各課の運営費について、項目ごとに適切な配賦基準を設定（場合によって簡便的に事業費の一定割合の比率を乗じる等）し各事業への経費の割当てを実施することにより、事業実施に際して総額でどの程度の金額を要するのか把握し、県民に対しての説明責任を果たす必要があると考える。

また、物件費については事業別の予算が設定されているが、人件費については、一部の事業における特定の非常勤人件費等を除けば、特定の事業に紐付けはなされていない。しかし、一部の自治体においては人件費と物件費を合わせたトータルコストでの予算検討が行われている。

下記は鳥取県におけるトータルコスト予算分析の例である。

鳥取県財政課 HP より一部抜粋

トータルコスト予算分析について

平成24年度当初予算におけるトータルコスト予算分析は、事業費にその事業実施に必要な人件費を加えたトータルコストのイメージを調製・公表することにより、より実質的な費用対効果の判断を行うとともに、業務効率化・外部委託化等の参考とするため、昨年度に引き続き実施する。

1 対象部局

全部局（企業局、病院局を除く）

2 対象職員

部次長を含む全職員。

なお、非常勤・臨職のコストについては事業費内に含まれていることから、人件費計算上の重複を避けるため、人役は標記することとしますがトータルコストの人件費には含まれないこととする。

……途中省略……

6 トータルコスト予算分析で検討すべき事項

(1) 業務のやり方のチェック、縮小・廃止

トータルコストを縮小するため、業務の手續等を簡素化・省略化の検討。

また、費用対効果を再検討し、費用対効果が小さく優先順位が低いと考えられる業務について、縮小・廃止・代替手段を検討。

(2) 外部委託等

現在、県職員が直接行っている業務についてトータルコストと民間に委託した場合の経費の比較を行い、外部委託を検討。

(3) 集中化の検討

同種同内容の業務を複数所属で所管しているものについて、集中化を検討。

このように、事業費と人件費をあわせて示すことで、より実質的な費用対効果の判断を行うとともに、事業の外部委託化、集中化の検討など、これまでと違った視点で予算編成に取り組むことが可能となることから、人件費と物件費を合わせたトータルコストでの予算検討を行うことも有用であると考えている。

第2 人件費

1 教育委員会の職員数と給与・手当額（給与等の概要）

(1) 千葉県職員の部門別人員数

千葉県の職員数を部門別に集計すると図表番号 2-2-1 のようになる。このうち、「教育」として集計されているのが、教育委員会に所属する教職員、すなわち、教育委員会事務局職員、及び、県内の公立小中学校・高等学校・特別支援学校教職員の合計である。

図表番号 2-2-1 人員の推移

(単位：名)

部門		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般行政部門 (注 1)	議会	58	58	58
	総務部 (防災含む)	1,395	1,386	1,384
	総合企画部	348	348	273
	健康福祉部	1,818	1,804	1,795
	環境生活部	363	355	345
	商工労働部	393	376	357
	農林水産部	1,960	1,903	1,826
	県土整備部	1,759	1,707	1,634
	国体局	76	90	89
	出納局	48	49	51
	行政委員会	85	83	86
	小計	8,303	8,159	7,898
特別行政部門	教育(A)(注 2)	41,024	41,225	41,589
	警察(注 1)	12,478	12,443	12,580
	小計	53,502	53,668	54,169
普通会計 計		61,805	61,827	62,067
公営企業等 会計部門 (注 1)	病院	1,963	1,972	2,013
	水道	993	966	930
	企業	468	427	414
	小計	3,424	3,365	3,357
合計(B)		73,532	73,351	73,322

(出所) 千葉県教育委員会教育総務課及び総務部行政改革推進課からの提示資料

(注 1) 各年度 4 月 1 日現在の現在常勤及び退職後再雇用された短時間勤務者の計。

(注 2) 各年度 3 月 1 日付けの実支給人数を計上。

(注 3) 上表中の(A)、(B)は次頁の表 2-2-2 で算出している比率の根拠数値である。

図表番号 2-2-2 教育委員会人件費の比率

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
県職員総数に対する 教育委員会職員の割合 (図表番号 2-2-1 (A)/(B))	55.8%	56.2%	56.7%

(出所) 千葉県教育委員会教育総務課からの提示資料より作成

各部門の所属人数をみても、教育委員会所属人数が突出して多く、全部局人員の中に占める教育委員会職員の比率は過半数を超えている。

(2) 教育部門の給与・各種手当額

教育部門における直近 3 事業年度の給与・各種手当額（退職手当・恩給及び退職年金費を除く）を集計すると図表番号 2-2-3 のとおりである。

図表番号 2-2-3 教育委員会所属職員の給与等の推移

(単位：千円)

部門	項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
小学校	給料	84,063,484	83,021,335	82,843,612
	各種手当	49,277,131	46,494,204	44,205,636
	計	133,340,615	129,515,538	127,049,247
中学校	給料	46,372,570	46,214,328	46,263,705
	各種手当	28,177,093	27,100,766	25,909,682
	計	74,549,663	73,315,094	72,173,387
高校	給料	37,230,010	36,653,517	36,747,111
	各種手当	23,144,933	21,891,057	20,883,709
	計	60,374,943	58,544,574	57,630,820
特別支援学校	給料	14,262,907	14,466,765	14,809,234
	各種手当	8,364,588	8,109,538	7,901,892
	計	22,627,495	22,576,302	22,711,125
事務局	給料	3,874,821	3,709,233	3,784,448
	各種手当	2,699,837	2,547,024	2,458,850
	計	6,574,659	6,256,257	6,243,299
合計	給料	185,803,792	184,065,177	184,448,110
	各種手当	111,663,583	106,142,588	101,359,768
	計	297,467,375	290,207,765	285,807,878

職員数	41,024 名	41,225 名	41,589 名
平均給与手当額	7,251	7,040	6,872

(出所) 千葉県教育委員会教育総務課からの入手資料

(注1) 共済費は含んでいない。

(注2) 実習船の船員については高校に含めている。

(注3) 職員数は再任用職員を含む学校職員を計上している（嘱託職員・日々雇用職員は含んでいない。）。

これをみると、毎年、人事院勧告に対応している事もあり一人当たり給与手当額は減少傾向にあるものの、教育部門では給与と各種手当の合計で約 2,800 億円から 2,900 億円余りの金額が支払われている。その内、小中学校等の人件費には約 700 億円が国から義務教育費国庫負担金として補填されているものの、平成 22 年度の千葉県当初予算における人件費総額（599,238 百万円）の約半分を教育委員会職員人件費が占めているところである。

(3) 教育部門の退職手当

次に、教育部門における退職手当の支給額の推移を示すと図表番号 2-2-4 のようになっている。

図表番号 2-2-4 退職金と退職人員の推移

(単位：千円、名)

部門	項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
小学校	退職手当額	20,554,571	22,347,518	22,935,108
	支給者数	1,978	2,154	2,312
中学校	退職手当額	9,249,501	8,465,223	8,899,437
	支給者数	986	1,093	1,091
高校	退職手当額	7,778,371	8,701,120	8,176,073
	支給者数	569	618	682
特別支援学校	退職手当額	2,160,000	2,426,055	2,803,621
	支給者数	318	379	497
事務局	退職手当額	686,999	471,212	447,911
	支給者数	26	19	19
合計	退職手当額	40,429,441	42,411,128	43,262,150
	支給者数	3,877	4,263	4,601
	平均支給額	10,428	9,949	9,403

(出所) 教育委員会福利課からの入手資料

これを見ると、直近 3 事業年度では毎年退職手当の支払が増加している。これは、教育委員会所属の教職員の多くが団塊の世代にあたり、今後数年にわたり退職ラッシュが続くためと考えられる。

2 千葉県教育委員会の給与制度の概要

(1) 千葉県の給与、各種手当の概要

千葉県教育委員会の給与は、基本的に千葉県のその他の部局と異なる点はないため、以下、千葉県の給与、各種手当の概要を述べる。

千葉県の給与は、毎月1日から月末までの分を当月21日（21日が休日等の場合、直前の平日）に支給されることになっている。

原則として退職手当、期末・勤勉手当を除いた各種手当は給与に準じた支給がされるが、時間外勤務手当等の実績手当については、事実発生の翌月に支給されることとなる。

千葉県の給与、各種手当の概要は図表番号2-2-5のとおりである。

図表番号 2-2-5 各種手当等の概要

手当等の名称	手当等の内容
給与	給与条例で定める給料表別の級・号級により決定。
給料の調整額	職務内容、勤務条件等が同じ職務の級に属する他の職に比べ、著しく特殊な職に対し、その者の給与月額が適当でない場合、給与月額とは別に給与月額の25/100を超えない範囲内で給料の一部として支給。
教職調整額	義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めた特別措置条例により、その職務内容と勤務条件の特殊性に基づき支給。
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、その特殊性に基づき支給。
初任給調整手当	科学技術、その他専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別な事情があると認められる職に採用された職員に一定期間支給。
扶養手当	扶養家族ある職員に支給。
地域手当	当該地域における民間の賃金水準等を基礎として人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給。
住居手当	自らの居住のため、あるいは単身赴任手当を支給される職員で配偶者の居住のため住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給。
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料道路を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員、通勤のため自転車等を利用する事を常例とする職員及び通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を利用し、かつ、自転車等を利用することを常例とする職員に支給。
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い単身赴任することとなった職員に支給。
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の配慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に支給。 教育事務に従事する職員の場合、例えば、修学旅行等を引率して行う指

手当等の名称	手当等の内容
	導業務で泊を伴うものや、県立学校の全日制勤務者が当該学校の定時制課程で本務と同種の業務に従事した場合などに支給される。また、業務内容により、異なる単価が設定されている。
特地勤務手当等	生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるものに勤務する職員に支給。 (注) 現在、該当する公署はない。
へき地手当等	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在する公立の小中学校に勤務する職員に支給。 (注) へき地学校は平成 22 年 4 月 1 日に一部解除されているが、解除前から受給している職員が、引き続き同一学校に勤務している場合には従前のへき地手当の金額が保障される。
定時制通信教育手当	県立の高等学校等において定時制課程の教育又は通信制課程を行う校長、副校長、教頭及び教諭等に支給。ただし、これらの職に本務として従事するものに限定。
産業教育手当	農業、水産、工業、電波又は商船の過程を置く高等学校で所要の免許を有し、当該過程に係る産業教育に従事する教員に支給。
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務する事を命じられ、現に勤務した場合、及び正規の勤務時間であっても、同一週を超える勤務時間の割振り変更により勤務した場合に支給。
休日勤務手当	休日（祝日等及び年末年始）又は休日の代休日の正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に支給。
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、休日等（祝日等及び年末年始又はそれらの第九尾）に勤務した場合に支給。
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務を命じられた職員に支給。
期末手当	基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在籍する職員及び基準日一ヶ月以内に退職又は死亡した職員に対して支給。 金額は「期末手当基礎額 × 支給率 × 在職期間別支給割合」で計算される。
勤勉手当	基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在籍する職員及び基準日一ヶ月以内に退職特又は死亡した職員に対して支給 金額は「勤勉手当基礎額 × 期間率 × 成績率」で計算される。
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給。
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給。
災害派遣手当及び	災害応急対策又は災害復旧のため及び武力攻撃自体における国民保護

手当等の名称	手当等の内容
武力攻撃災害等派遣手当	のための措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、住居を離れて千葉県区域内に滞在する場合に支給。
退職手当	職員退職時に、その者（死亡した場合はその遺族）に支給。 金額は、原則として「退職日給料月額×退職事由別・勤続年数別支給率＋調整月額（60ヶ月分）」により計算される。 ただし、平成18年4月1日の改正に伴う経過措置有。

（出所）千葉県人事委員会事務局給与課作成「給与の知識」より抜粋

また、この他に昭和37年11月末日までに退職した地方公務員に対する恩給費・扶助費もある。

図表番号 2-2-6 恩給と扶助料等の概要

手当等の名称	手当等の内容など
恩給費	昭和37年11月末日までに退職した、一定期間以上勤務実績のある地方公務員本人に対する年金支給。 支給額は、主に以下の式で計算される。 $\text{仮定棒給年額} \times \{ (50/150) + (1/150) \times (\text{在職年} - \text{最短恩給年限}) \} \dots (A)$ （在職年が最短恩給年限の場合、仮定棒給年額の50/150、在職年数が最短恩給年限を1年越えるごとに1/150を加えた額が加算される） 四半期ごとに後払いで支給。具体的には、4～6月分を7月、7～9月分を10月、10～12月分を12月、1～3月分を4月に支給。
扶助費	昭和37年11月末日までに退職した地方公務員の遺族に対する年金支給。 支給額は、 $\{ (A) \times 1/2 \} + \text{寡婦加算}$ （但し例外有）を基準に算定 四半期ごとに後払いで支給（恩給等と同様）

（出所）総務省HP「恩給に関するQ&A」他から抜粋

恩給及び扶助料等は、現行の地方公務員等共済組合法に基づく共済年金制度の開始以前に実施されていた、職員の退職に伴うものであったため、本章で取り扱うものとする。

（2）近年の改正の概要

平成22年度を含む、直近3事業年度の給与・各種手当の改正の概要は図表番号2-2-7のようになっている。基本的に人事院勧告を踏まえた改正となっており、改定は支給額の抑制となる方向が多い。

図表番号 2-2-7 給与手当等改正の状況

対象年度	項目	主な内容
20 年度	医師等の初任給調整 手当	最高支給限度額を 216,000 円から 306,000 円に引 上げ。
	地域手当	県内支給割合を一律 7%とした。 経過措置を設け急激な変更緩和を実施。 異動保障の廃止。
	特殊勤務手当	教員特殊勤務手当の引上げ。
	義務教育等教員特別 手当	最高支給限度額を 20,200 円から 15,900 円に引下 げ。
21 年度	期末・勤勉手当	21 年 6 月支給の期末・勤勉手当を人事院勧告に準 じ暫定的な措置として支給月数の一部を凍結。 (例) 一般職員の場合、6 月期支給割合を 2.15 月か ら 1.95 月に引下げ。
	給与表の改定	給与表の引下改定 (医療職給与表 (一)、第二号任 期付研究員の給与除く。) 教育職給与表 (二) に特二級 (主幹教諭) の新設。 給与構造改革の給与引下げに伴う経過措置額の算 定基礎となる額についても引下げ。
	期末・勤勉手当	21 年 6 月支給の凍結分は支給せず。年間支給割合 は 4.5 月から 4.15 月へ引下げ (一般職員)。
	時間外勤務手当	月 60 時間を越える時間外勤務に係る支給割合の引 上げ 125/100 (深夜 150/100) →150/100 (深夜 175/100)
	義務教育等教員特別 手当	最高支給限度額を 15,900 円から 11,700 円に引下 げ。
22 年度	給与表の改定	給与表の引下改定 (医療職給与表 (一)、第二号任 期付研究員の給与除く。) 給与構造改革の給与引下げに伴う経過措置額の算 定基礎となる額についても引下げ。
	50 歳後半層の職員の 給与の抑制措置	当分の間、55 歳を超える職員 (行政職給与表 6 級 以下の職員及びこれに相当する級の職員、医療職給 料表 (一) の適用を受ける職員、再任用職員等を除 く) の給料、管理職手当、地域手当及び期末・勤勉 手当等の支給額について 1.5%減額。
	期末・勤勉手当	一般職員、特別管理職員いずれも支給割合の抑制。 年間支給割合は 4.15 月から 3.95 月へ引下げ。

対象年度	項目	主な内容
	住居手当	自宅に係る住居手当の廃止。 ※2年間の経過保障あり。
	時間外勤務手当	月60時間の時間外勤務手当の積算基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含める事とした。
	義務教育等特別教員手当	最高支給限度額を11,700円から8,000円に引下げ。

(出所) 千葉県「給与の知識」より抜粋

(3) 給与及び各種手当の支給の流れ

給与及び各種手当の支給に至る業務フローの概要は以下のようになっている。

図表番号 2-2-8 給与等支払に至る業務フロー

区分	主な業務フロー
採用	<p>教職員は、年1回実施される筆答による1次選考及び面接等による2次選考の成績により選考される。採用合否が決定後、本人に通知される。</p> <p>採用された教職員の各種データのうち、教員については教職員課が人事情報管理システムに入力する。一方、職員については知事部局から入手したデータをもとに、教育総務課が同システムに入力する。</p>
勤怠	<p>1) 本庁、教育機関(学校除く)の職員： 本人が「庶務共通事務処理システム¹³(以下、「しょむ2」と言う。)に入力して管理する。</p> <p>2) 県立学校所属の教職員、及び、小中学校の教職員： 「しょむ2」導入済PCがある場合には1)と同様だが、そうでない場合には「服務整理簿」(書面)にて管理する。</p>
各種手当の支給 (本人申請による 手当)	<p>1) 本庁、教育機関(学校を除く)の職員： 本人が「しょむ2」に入力すると共に、証拠書類を総務ワークステーションに提出する。総務ワークステーションにて書面をチェックし、「しょむ2」経由で給与システムに反映させる。</p> <p>2) 県立学校所属の教職員： 本人が届出を事務局に提出すると、事務担当者等がチェックする。チェック後「しょむ2」に入力し、事務長の承認の後、当該データが給与システムに反映される。</p> <p>3) 小中学校の教職員：</p>

¹³

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/NGT/govtech/20050413/159053/?ST=govtech&mkjb&P=1>
に導入時の初回概要が記載されている。

区分	主な業務フロー
	本人が届出を事務局に提出すると、事務担当者がチェックする。支給要件を満たした場合は、給与システムへ入力する。
各種手当の支給 (本人申請以外の手当)	1) 管理職手当： 教育機関及び県立学校教職員分は教育総務課が、小中学校教職員の分は各教育事務所が入力している 2) 地域手当： 給与システムで計算する。
期末・勤勉手当	本手当は下記により計算され、支給される。 「①基礎額 × ②支給率(勤勉手当は成績率) × ③在職期間別支給割合」 ① 基礎額は給与月額、扶養手当、地域手当等、給与システムに登録されている額で計算する。 ② 支給率は条例等で決められており、給与システムに登録されている料率で計算される。 ③ 在職期間別支給割合は、採用・退職に係る控除期間は給与システム登録、育休・休職等の除算期間については、しょむ2に入力されているデータが給与システムへ連絡され、在職期間を計算する。 ただし、しょむ2未導入の小中学校所属教職員については除算期間も給与システムへ入力する。
退職手当	教職員の所属部門で退職手当の計算書類が作成され、小中学校については教育事務所のチェックを受けた後、県立学校については直接福利課に資料が回る。 福利課でも再チェックを実施した後、教育事務所等へ令達し、令達先の機関で支給額を振込処理する。また、本庁職員、千葉市立小中学校等の職員分は、福利課において処理をする。

図表番号 2-2-9 本人申請手当の入力先等

所属先	申請者の入力先	申請チェック先	チェック後の処理
本庁及び教育機関（学校以外）の職員	しょむ2	総務ワークステーション	「しょむ2」経由で給与システムに反映
県立学校の教職員	なし	各学校の事務局等	「しょむ2」経由で給与システムに反映
小中学校の教職員			給与システムに反映

(出所) 教育総務課からの入手資料

(注1) 県立学校には県立千葉中学校、及び県立の特別支援学校が含まれる。

(注2) 小中学校の区分には市立習志野高等学校（定時制）や市立特別支援学校が含まれる。

このように所属先により業務の流れが異なるのは、①「しょむ2」端末がないこと、②

学校の場合校長が任定権者である事から、認定事務が本庁等とは異なることが理由として挙げられる。

3 監査の範囲

(1) 検討対象と抽出方針

平成 22 年度に支給された人件費は大別すると、①毎月の給与（付随して支給される各種手当を含む）、②6 月及び 12 月に支給される期末・勤勉手当、③退職手当、及び④恩給費・扶助費になる。

これらを以下の方針で抽出することとした。いずれも発生金額の妥当性のみ検討対象とし、社会保険料・所得税等控除金額は検証対象からは外している。

図表番号 2-2-10 サンプル抽出方針

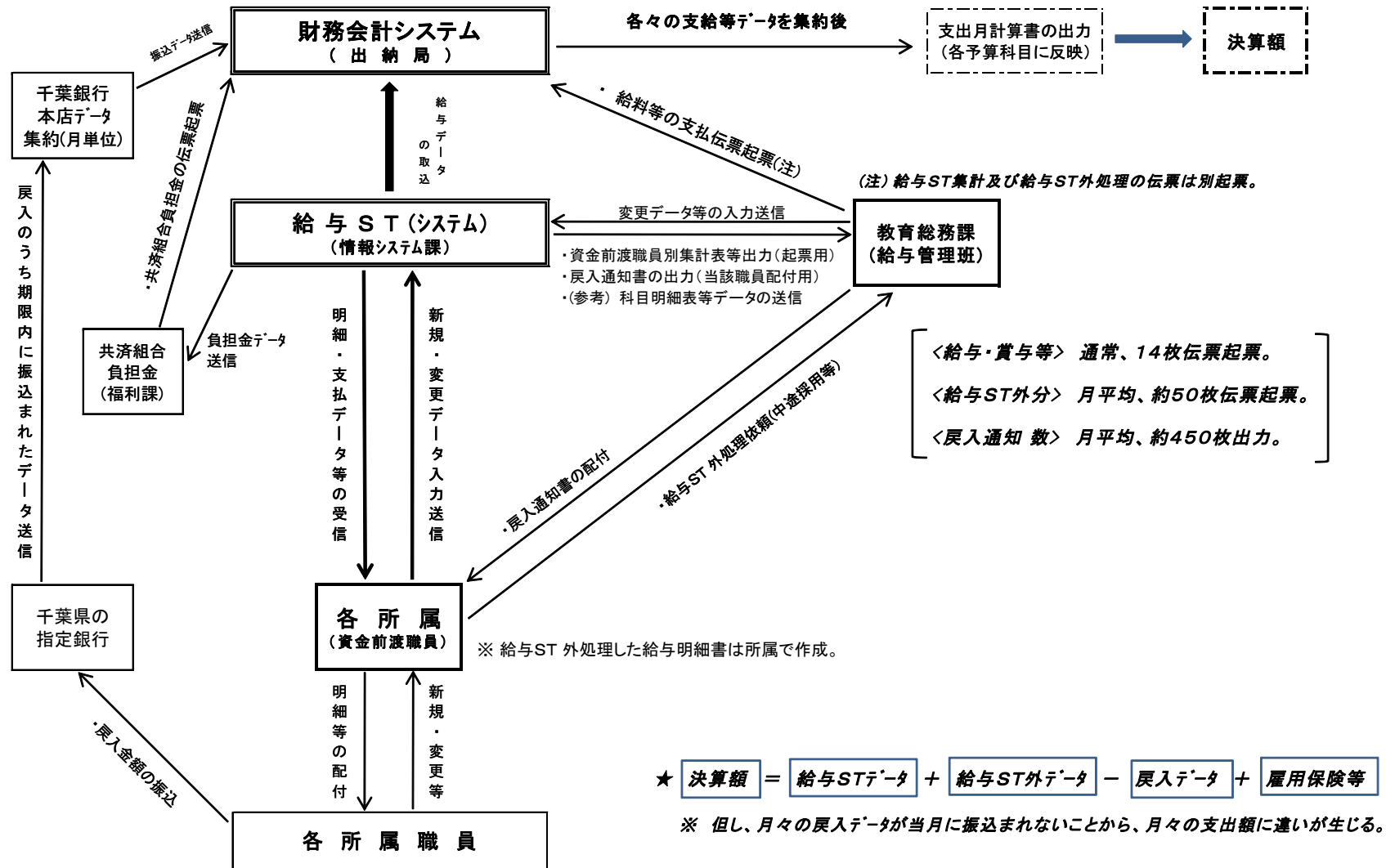
区分	具体的な抽出方針	備考等
① 毎月の給与（付随して支給される手当含む）	平成 22 年 12 月支給給与から抽出	給与コードで異なる区分毎（例：高校・特別支援学校、小中学校教員、研究職・学芸員など）に区分の上抽出
② 期末・勤勉手当	平成 22 年 12 月支給の期末・勤勉手当から抽出	上記給与で抽出した人員と同じ人員で検証
③ 退職手当	平成 22 年度退職手当支給者から抽出	退職事由（自己都合、定年など）毎に区分の上抽出
④ 恩給・扶助料等	平成 22 年度支給者全員から抽出	異なる区分（例：小学校、中学校等）毎に区分の上抽出

また、図表番号 2-2-11 にあるように、①毎月の給与②6 月及び 12 月に支給される期末・勤勉手当については、教育総務課が入力している分以外に、各所属（例：高等学校、小中学校、教育事務所等）などで入力・反映させている部分があるが、今回は教育総務課所掌の取引についてサンプル検討することとした。

なお、教育職員に係る不利益処分申立（審査請求）事件のうち、長期にわたり給料が過小支給されていた事例が含まれていた（平成 20 年審甲第 2 号）。本案件は平成 23 年 2 月 15 日に人事委員会からの判定が出ているが、教育委員会からは以下のような回答を受けている。

- 発生原因は複雑な給与制度であったこと及び過去の制度改正の適用漏れだったことにより発見が遅れたためである。
- 人事委員会からの判定が出た後、同様の事例がないか、庁内において再度、制度適用の徹底を図ったところである。

図表番号 2-2-11 給与ST (システム) DB (データベース) から財務会計システムへの月例データの基本的な流れ



(出所) 教育総務課より入手

(2) 抽出サンプル数

具体的な抽出サンプルは以下の通りである。

ア 平成22年2月度支給の給与、期末勤勉手当等

小学校、中学校等といった所属別にランダムサンプリングを実施し、図表番号 2-2-12 の 19 名（データ件数は 24 件で、戻入等を含む。）を抽出した。母集団は平成 24 年度支給の給与手当、期末勤勉手当等である（データ件数：43,054 件、給与総額：15,357,589 千円）。

図表番号 2-2-12 給与及び期末勤勉手当サンプル

No.	所属	職種
1	小学校	行政職
2	高等学校	行政職
3	高等学校	教育職
4	特別支援学校	教育職
5	特別支援学校	教育職
6	特別支援学校	教育職
7	小学校	教育職
8	小学校	教育職
9	小学校	教育職
10	小学校	教育職
11	中学校	教育職
12	小学校	教育職
13	博物館	研究職
14	博物館	研究職
15	小学校	医療職
16	小学校	医療職
17	高等学校	船員
18	高等学校	船員
19	教育委員会事務局	行政職

(出所) 教育総務課から入手した資料を基に作成

イ 退職手当

退職手当のサンプルは、平成 22 年度の退職者の中から退職事由ごとにランダムサンプリングを実施し、以下の 11 名を対象とした（データ件数：4,603 件、退職手当総額：43,262,150 千円）。

図表番号 2-2-13 退職手当サンプル

件数	退職事由	学校種別
1	勸奨	中学校
2	勸奨	小学校
3	公務外死亡	小学校
4	公務外死亡	小学校
5	自己都合	小学校
6	自己都合	中学校
7	定年	事務局
8	定年	県立高校
9	定年	小学校
10	定年	小学校
11	定年	中学校

(出所) 福利課から入手した資料を基に作成

ウ 恩給・扶助料等

恩給・扶助料等のサンプルは平成 22 年度に支給した区分ごとにランダムサンプリングを実施し、合計で 13 名の方の金額検討を実施した（件数 221 件、合計額 272,082 千円）。

図表番号 2-2-14 恩給費及び扶助費サンプル

区分	恩給費	扶助費
小学校	2 名	2 名
中学校	2 名	2 名
高校	1 名	1 名
その他（事務局等）	1 名	2 名
計	6 名	7 名

(出所) 福利課より入手したデータから抽出

4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 教育業務連絡指導手当

教育事務に従事する職員の特殊勤務手当には「教育業務連絡指導手当」（以下、「主任手当」という。）があり、以下の要件で支給されている。なお、平成 22 年度における対象者は約 6,000 人のため、年間約 288,000 千円（＝日額 200 円×20 日/月×6,000 人×12 ヶ月）が支給されている計算となる（概算）。

図表番号 2-2-16 教育業務連絡指導手当の概要

名称	対象業務（作業）等	支給額
教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の職務で困難性を有するものとして人事委員会の定める職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき。	日額 200 円

（出所）千葉県人事委員会事務局給与課「給与の知識」平成 23 年 4 月

該当者（人事委員会の定める職務を担当する教諭）をみると、修学旅行等の引率や終日休暇取得日以外の勤務日に支給されている。

日常の管理としては、教育業務連絡指導手当の支給対象者について、実績簿に出欠状況を記録し、月次で集計が行われている。実績簿の記録を見ると、手当の対象となる連絡業務等の実施状況の記録はないが、主任として学校に勤務している限り連絡調整等の業務が生じているとの判断で支給対象となっている。

主任等の制度化は、「主任等が積極的に学校運営に協力し、教育活動が円滑かつ効果的に展開されることを期待したものであり、主任手当の支給は、主任等の職務の重要性にかんがみ、これを給与上評価し、教員給与について優遇措置の一環として行ったもの」とされている¹⁴。現状の主任手当の支給状況をみる限り、必ずしも当該制度の趣旨に沿ったものとは言い切れない面が見受けられる。

千葉県における支給額は日額 200 円となっており、日額制を採用している他県と比較し平均的な支給額¹⁵となっているものの、他の都道府県において、例えば東京都、神奈川県及び大阪府のように当該手当の廃止等が行われている地方自治体もあり、主任制度と主任手当の支給との関係について、今後見直しのための検討を行う必要があると考える。

¹⁴ 文部省初等中等教育局長通知「主任制度及び手当支給の趣旨の徹底について」より抜粋。

¹⁵ 長野県では日額手当額の引下げが行われている。福井県のように日額 210 円を支給しているところもある。

(2) 恩給費・扶助費の計算

恩給費と扶助費は、個人別に2つの書類が作成される。具体的な名称、内容等は以下のようになっている。

図表番号 2-2-17 恩給費と扶助費に係る書類

名称	内容	機能
① 普通恩給台帳・扶助料台帳	手書台帳	個人別の恩給費や扶助料の計算根拠が記入、更新されている。 個人別に、受給開始年度から現在に至る主な改定履歴が記載されている。
② 恩給原票・扶助費原票	システムからの出力資料	各人別の「假定棒給年額」や「支給率」といった基礎数字と、年間予定支払額、及び、四半期ごとの支払予定額が記入されている。 毎年、個人別に作成される

(出所) 福利課より入手した資料を基に作成

恩給・扶助料等は、図表番号 2-2-17 の①にて各種計算基礎が記載されており、当該台帳で支給額が手計算され、その結果である年間支払額及び四半期ごとの支払額が②に登録されている。

このうち、①の台帳についてはいつ、何を原因に(例:法律改正等)、計算基礎となる「假定棒給年額」や「支給率」を改定したかを示す履歴が記入されているが、それぞれの根拠は決裁した年度の文書として保管されている為、当該履歴が適切な更新となっているか否かは検証できる状態になかった。

例えば、多くの恩給受給者は受給開始から複数回に渡って金額の改定を受けている(ある恩給費受領者(昭和35年から支給開始)の場合、最初の「假定棒給年額」から今の「假定棒給年額」になるまでに29回改定されている)が、各改定が適切に実施されているかどうかはその時の決裁文書までさかのぼる必要がある為、検証できなかった。

また、「他の年金を受給しているため一部減額されている」と回答を受けた扶助料があったが、当該他の年金を受給している裏付けは金額決定時の文書に添付されている事から、調査時点では検証できなかった。

恩給も扶助料も、長期にわたり支給される金銭の為、一旦決定した「年間支払額」に誤りがあると、長期にわたり当該誤支給が継続されてしまう。このため、裏付けとなる根拠資料の一元的な保管が望まれる。

(3) 給料及び諸手当の戻入等

平成 22 年 12 月における給料及び諸手当の戻入、戻入取消等は、図表番号 2-2-18 に記載の通りである。

図表番号 2-2-18 平成 22 年 12 月における給料及び諸手当の戻入等

(単位：千円)

	事務局費	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
給料	△64	△9,384	△2,194	△926	△2,506	△15,074
地域手当	△5	△711	△179	△86	△209	△1,189
通勤手当	△218	△3,444	△1,631	△903	△508	△6,704
扶養手当	-	△769	△364	△298	△484	△1,914
住居手当	△28	△62	△8	△34	0	△133
教員特別手当	-	△14	△7	△2	△3	△27
へき地手当	-	△4	-	-	-	△4
定時制通信制手当	-	-	-	△32	-	△32
特殊勤務手当	-	△220	△171	△56	△7	△454
時間外手当	△147	△14	△28	△13	△6	△208
期末勤勉手当	△89	△2,757	△1,434	△919	△1,511	△6,710
計	△551	△17,378	△6,016	△3,269	△5,234	△32,449

(出所) 千葉県教育総務課より入手した資料を基に作成

図表番号 2-2-18 の戻入等が発生する原因を「図表番号 2-2-11 給与 S T (システム) DB (データベース) から財務会計システムへの月例データの基本的な流れ」との関係で教育総務課に確認依頼したところ、下記①～③のケースが考えられるとの回答を得た。

- ① 所属職員からの「新規・変更等」の届出の遅れ
- ② 所属からの給与 S T への「新規・変更データ入力送信」の遅れ・入力誤り
- ③ 所属からの「給与 S T 外処理依頼」の遅れ

また、戻入の振込が適時に職員から行われているかという観点から、図表番号 2-2-18 の内訳明細より 33 件サンプルを抽出し確認したところ、図表番号 2-2-19 に示す結果が得られた。

33 件中 4 件は制度上やむをえないもので、また別の 4 件は事前処理が困難なためやむをえないものであり、残りの 25 件は上記の①～③に関連する内容であった。今後の改善が望まれる。

図表番号 2-2-19 平成 22 年 12 月における給料及び諸手当の戻入額のサンプルチェック

(単位：千円)

No	給料	地域 手当	扶養 手当	通勤 手当	へき地 手当	定通 手当	住居 手当	教員特 別手当	期末 手当	勤勉 手当	月額特 勤手当	日額 手当	時間外 手当	備考
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 21	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 23	
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 32	
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 24	
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 31	
6	△ 413	△ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注 1)
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 68	-	
8	△ 1,155	△ 81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	△ 150	△ 11	-	△ 15	-	-	-	△ 3	-	-	-	-	-	
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 210	-	-	-	
11	△ 1,211	△ 85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 252	-	-	-	
13	△ 410	△ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注 1)
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 72	-	
15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 219	-	-	-	
16	-	-	-	-	△ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 22	-	
18	△ 173	△ 13	△ 8	△ 2	-	-	△ 2	△ 4	-	-	-	-	-	(注 2)
19	-	-	-	△ 298	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 27	-	
21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 286	-	-	-	

No	給料	地域 手当	扶養 手当	通勤 手当	へき地 手当	定通 手当	住居 手当	教員特 別手当	期末 手当	勤勉 手当	月額特 勤手当	日額 手当	時間外 手当	備考
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 260	-	-	-	
23	-	-	-	-	-	-	△ 34	-	-	0	-	-	-	
24	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 264	△ 177	-	-	-	(注 2)
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 17	-	
26	-	-	-	-	-	△ 32	-	-	-	-	-	-	-	(注 1)
27	-	△ 10	△ 144	-	-	-	-	-	△ 50	-	-	-	-	
28	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 229	△ 94	-	-	-	
29	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 202	△ 139	-	-	-	(注 2)
30	-	△ 7	△ 104	-	-	-	-	-	△ 36	-	-	-	-	
31	△ 415	△ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注 1)
32	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 108	-	-	-	-	
33	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 225	△ 155	-	-	-	(注 2)
計	△ 3,928	△ 293	△ 256	△ 314	△ 4	△ 32	△ 36	△ 7	△ 1,115	△ 1,792	-	△ 206	△ 131	
その他	△ 11,146	△ 896	△ 1,658	△ 6,390	-	-	△ 97	△ 20	△ 3,803		△ 248		△ 77	
合計	△ 15,074	△ 1,189	△ 1,914	△ 6,704	△ 4	△ 32	△ 133	△ 27	△ 6,710		△ 454		△ 208	(注 3)

(出所) 千葉県教育総務課より入手した資料を基に作成

(注 1) 平成 22 年 11 月に勤務しなかった事による平成 22 年 12 月の戻入で、制度上やむをえないもの (4 件)。

(注 2) 事前処理が困難なため、やむをえないもの (4 件)。

(注 3) 図表番号 2-2-18 参照。

第3 ファシリティ・マネジメント

1 千葉県におけるファシリティ・マネジメント

(1) 政策の実施状況

平成 22 年策定された総合計画「輝け！ちば元気プラン」の基本構想編においては、環境保全・持続可能性の視点から、資源循環型社会の構築を目指すために、公共の建物等についての予防的修繕による延命化の取組みの必要性が位置づけられている。

これを受けて、今後 3 年間で重点的に取り組む政策・施策を整理した実施計画編において防災基盤の整備の項目の一つとして、計画的かつ重点的な耐震化の実施が掲げられている。

併せて、同時期に計画された「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」の行政改革計画の具体的取組として「③県庁のポテンシャルの最大化ー 資産改革（ファシリティマネジメントの推進）（イ）社会資本に係るライフサイクルコストの低減」として、県の保有する庁舎等の建築物についての維持管理費用の抑制や平準化及び長寿命化に向けた取組が示されている。

これらを前提として、平成 23 年 12 月に「千葉県県有施設長寿命化指針」（以下、「指針」と言う。）が公表され千葉県においてもようやくファシリティ・マネジメント（FM）の導入が正式に実行に移されようとしている。¹⁶

(2) 教育財産の現状

ア 「指針」における教育財産

「指針」においては、長寿命化の対象とする施設を以下のように限定している（以下、「指針対象施設」と言う）。

- ① 鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄骨造（S）で延床面積が 200 平方メートル以上の施設
- ② 県民又は職員が常時利用する施設

「指針対象施設」のうち教育委員会（教育庁）所管施設の建築年度別一覧表によれば、図表番号 2-3-1 に示すように建築後 30 年以上を経過した施設の面積割合が併せて 62.7%を占めているとされる。そして、古い建築物の延床面積は県有施設全体では、昭和 53 年度から昭和 55 年度にかけて大きなピークがあり、この前後が教育委員会所管施設が多いとされている。¹⁷

つまり、県有施設のうち古い施設は教育委員会所管のものが多くを占めていることを示しているのである。

¹⁶ 昭和 62 年 11 月に任意団体として日本ファシリティマネジメント協会が発足し、平成 8 年社団法人化され日本ファシリティマネジメント推進協会が設立した頃から、民間企業では FM が注目され、徐々に浸透していったが、地方公共団体においては、平成 12 年に三重県において最初の導入がなされ、平成 13 年青森県、その後、東京都、神奈川県、北海道、京都府など先進自治体に導入されている。その後「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年 6 月 22 日公布、平成 21 年 4 月本格施行）が施行され、その動きは加速し始めている。

¹⁷ 「指針」4 ページの記述による。

図表番号 2-3-1 「指針対象施設」の建築年度別一覧表（教育委員会所管）

経過年数	延床面積 (㎡)	棟数	面積割合
50 年以上	17,451	12	0.8%
45 年以上	142,672	80	6.2%
40 年以上	351,646	166	15.2%
35 年以上	332,514	195	14.4%
30 年以上	602,824	304	26.1%
25 年以上	472,587	250	20.4%
20 年以上	153,305	133	6.6%
15 年以上	120,724	77	5.2%
10 年以上	67,534	38	2.9%
5 年以上	25,067	19	1.1%
0 年以上	25,236	20	1.1%
合 計	2,311,559	1,294	100%

(出所) 「指針」表 I-2-1 施設対象施設の部局別、建築年度別一覧表による。

(平成 23 年 3 月末現在)

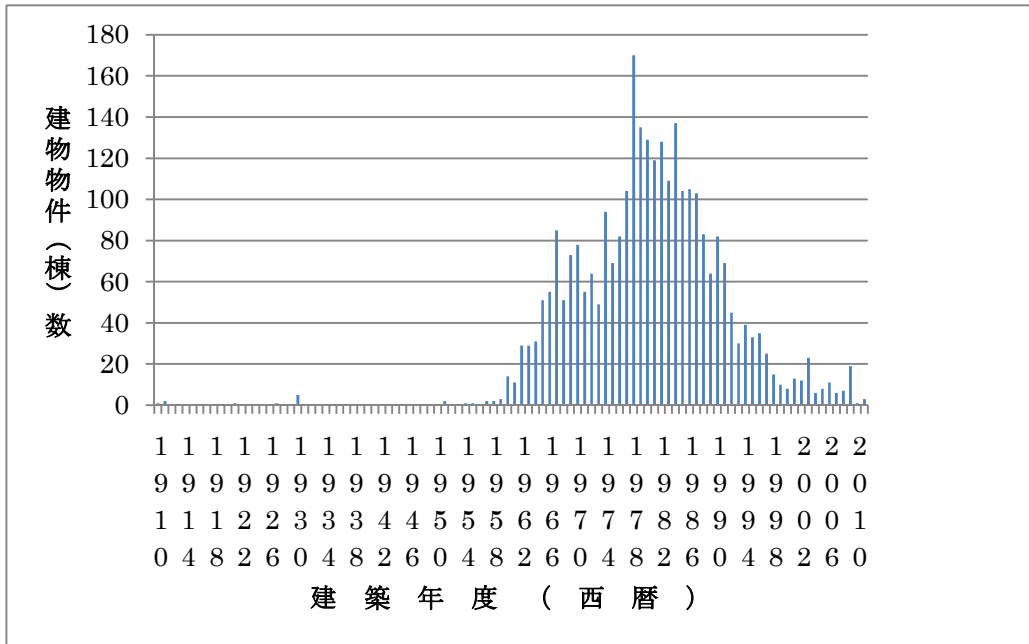
イ 教育財産の建築年度の推移

「指針」の分析の対象とする「指針対象施設」においては、構造や用途に限定がされているので、本項では公有財産台帳に登録されている教育委員会所管の全ての教育財産について対象とする。

図表番号 2-3-2 は、全ての建物についてその建築年度毎の推移（登録物件単位、延床面積単位、構造別単位）を示したものである。

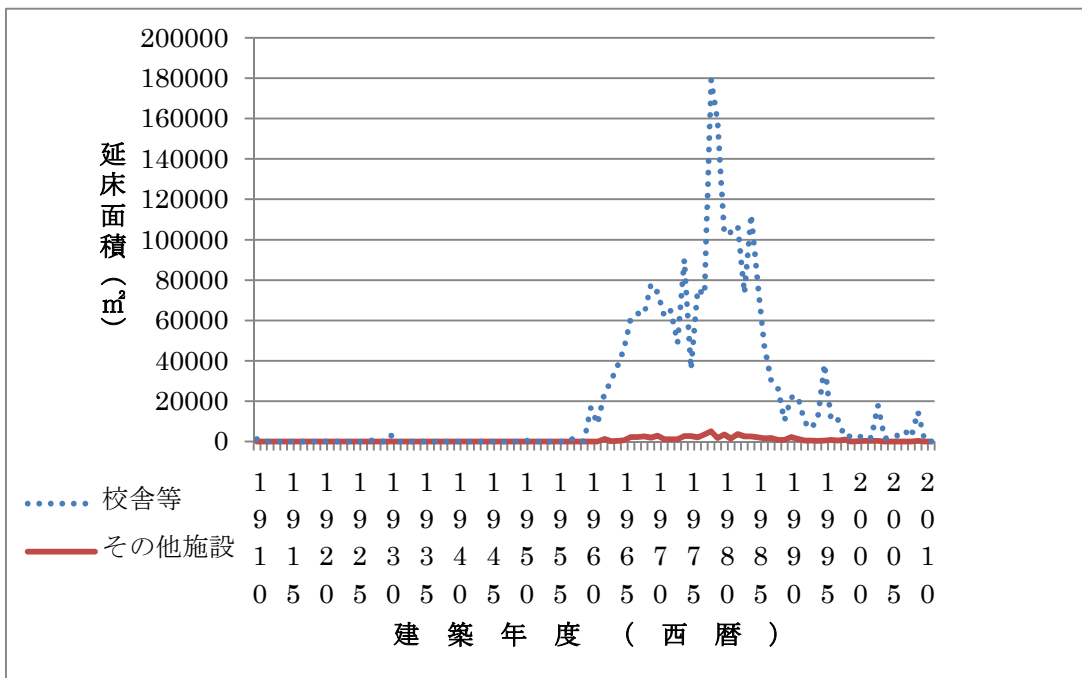
図表 2-3-2 建物の建築年度毎の推移

① 登録物件単位による推移



(出所) 平成 23 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳の登録状況による。

② 延床面積単位による推移



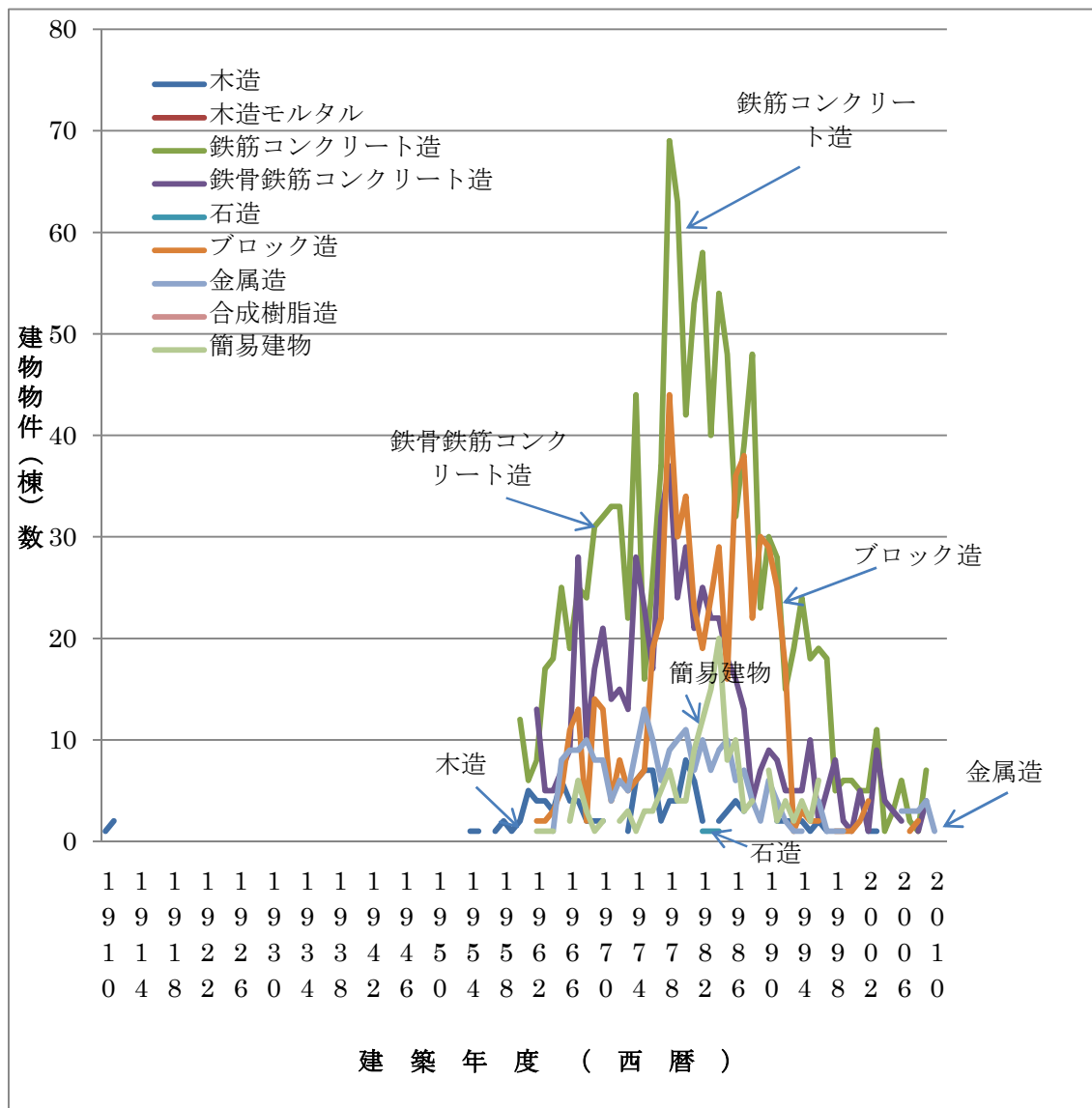
(出所) 平成 23 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳の登録状況による。

(注) 校舎等：用途において、以下の記載のものを言う。会館・ホール、管理棟、寄宿舍、
 詰所、休憩所、競技場、訓練棟、研修所、公舎、更衣室、校舎、講堂、
 合宿所、作業棟、試験・研究棟、実習棟、集会所、宿舍、宿泊所、食堂、

図書館、体育館、貸付財産（試験・研究棟）、庁舎・事務所、展示棟、
店舗、渡り廊下・通路、道場、部室、便所、浴場（主に通常人が利用する施設）

その他施設：温室、下水処理施設、観測局舎、機械・設備室、車庫、倉庫、堆肥舎、
貯蔵庫、動物舎、物置（人が常時利用するものではない施設）

③ 構造別単位による推移



（出所）平成 23 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳の登録状況による。

これによれば、「① 登録物件単位の推移」では、1978 年をピークに 1970 年代、1980 年代建築の物件が集中していることがわかる。「② 延床面積単位の推移」についても同様であるが、校舎等主要な建物の建築時期によりいくつかの山が生じている反面、その他施設については少ないながらも一定の建築が続いている。「③ 構造別単位による推移」においては、木造から鉄筋コンクリート造やブロック造への移行が見られる。その反面木造の古い建物が存続している。

なお、1960年以前建築の建物としては以下のものが存在している。

- ・1910年 佐倉高校普通教室棟管理等（台帳上の標記）¹⁸（木造）
- ・1911年 東金高校記念館及び茶室（木造）
- ・1921年 成東高校柔剣道場（木造）
- ・1927年 千葉高校講堂（鉄筋コンクリート造）
- ・1930年 旧安房南高校（記念館、柔道場、管理棟、昇降口、講堂）（木造）
- ・1951年 千葉女子高校体育館、君津青葉高校特別教室（作法室・資料室）
- ・1954年 君津青葉高校実習棟（台帳上は農具室）（木造）
- ・1955年 佐原高校物置（木造）
- ・1957年 千葉高校図書館（鉄筋コンクリート造）、旧安房南高校体育館（木造）
- ・1958年 千葉女子高校松籟会館、旧印旛高校鶏舎（いずれも木造）
- ・1959年 旧安房南高校応接室（木造モルタル造り）、旧安房南高校書庫（ブロック造）、君津青葉高校梅ヶ瀬実習場演習林宿舎（木造）

ウ 教育財産の用途別構成

教育財産の用途別構成は、図表2-3-3の通りである。

図表2-3-3によれば、教育財産の過半数は校舎であり、そのほとんどは堅固な造りとなっているが、2棟の木造、1棟の木造モルタル、6棟の簡易建物が存在している。

また、校舎等全体としては、72棟の木造、1棟の木造モルタル、56棟の簡易建物が存在している。

一方その他施設は全体の延床面積では3.12%と小さい割合であるが、45棟の木造倉庫が存在している。

¹⁸ 記念館として国の登録有形文化財に指定されている。

図表 2-3-3 教育財産の用途別構成

施設名	件数 (棟)	延床面積 (㎡)	割合 (%)	構 造								
				木 造	木 造 モ ル タ ル	鉄筋 コン クリ ート 造	鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 造	石 造	ブ ロ ック 造	金 属 造	合 成 樹 脂 造	簡 易 建 物
会館・ ホール	10	9,796.49	0.45	1		5	3			1		
管理棟	100	248,183.64	11.37	3		84	4		1	7		1
寄宿舎	13	14,185.05	0.65			10	2			1		
詰所	3	92.10	0.00	1						1		1
休憩所	2	59.40	0.00			1				1		
競技場	7	3,931.88	0.18			5	2					
訓練所	8	2,801.19	0.13			7			1			
研修所	31	17,052.67	0.78	4		25	2					
公舎	8	758.01	0.03	7					1			
更衣室	56	6,040.52	0.28	6		15	11		16	3		5
校舎	490	1,177,205.52	53.95	2	1	411	33	1	13	23		6
講堂	4	3,256.67	0.15	1		2	1					
合宿所	30	12,901.48	0.59	2		11	15			1		1
作業場	54	6,641.08	0.30	2		1	20		6	12		13
試験・ 研究棟	7	9,849.07	0.45			3	2			1		1
実習棟	245	120,369.07	5.52	12		65	121		14	23		10
集会所	2	576.75	0.03			1	1					
宿舎	2	146.21	0.01	2								
宿泊所	8	2,822.42	0.13			2	4			1		1
食堂	35	14,325.50	0.66	2		7	19		1	4		2
図書館	4	3,606.38	0.17			4						
体育館	235	339,914.50	15.58	3		174	52		1	5		
貸付財 産（試 験・研 究棟）	29	4,273.35	0.20	1		6	13		8			1

施設名	件数 (棟)	延床面積 (㎡)	割合 (%)	構 造									
				木 造	木 造 モ ル タ ル	鉄筋 コン クリ ート 造	鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 造	石 造	ブ ロ ッ ク 造	金 属 造	合 成 樹 脂 造	簡 易 建 物	
庁舎・ 事務所	29	10,020.32	0.46			14	12			1	1		1
展示棟	2	523.52	0.02	1							1		
店舗	2	125.40	0.01	1			1						
渡り廊 下・ 通路	82	12,103.24	0.55	1		50	25				5		1
道場	101	52,587.41	2.41	10		65	15		1	7			3
部室	279	37,549.31	1.72	7		30	16	3	208	7			8
便所	64	1,958.92	0.09	3		18	7	1	34				1
浴槽	4	134.65	0.01				1	1	2				
校舎等 合計	1,946	2,113,791.72	96.88	72	1	1,016	382	6	308	105	0		56
温室	150	25,134.39	1.15				81			62			7
下水処 理施設	14	1,326.28	0.06			13			1				
観測 局舎	1	16.86	0.00			1							
機械・ 設備室	317	10,367.29	0.48	8		146	23		125	5			10
車庫	20	1,583.85	0.07				12		1	7			
倉庫	372	17,164.90	0.79	45		42	53	2	105	37	2		86
堆肥舎	15	2,459.32	0.11			1	10		3	1			
貯蔵庫	33	947.77	0.04	2		6	3		20				2
動物舎	37	8,180.38	0.37	3			17		1	16			
物置	26	932.51	0.04	3		3	5		11	2			2
その他 施設合 計	985	68,113.55	3.12	61	0	212	204	2	267	130	2		107
総合計	2,931	2,181,905.27	100.00	133	1	1,228	586	8	575	235	2		163

(出所) 平成 23 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳の登録状況による。

(4) 将来コストの推計

ア 「指針」の考え方

「指針」においては、今後建物の目標とする使用年数を 65 年（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、及び鉄骨造¹⁹）として利用するものと考えている。

建替える場合の校舎の新築コストは以下のように見積もっている。

- ・校舎 建替費用 205,950 円（㎡当たり）、解体費用 31,300 円（㎡当たり）
合計 237,250 円（㎡あたり）²⁰

また、維持管理するための年間光熱水費及び保守管理費は以下のように見積もっている。

- ・校舎 光熱水費 1,200 円（㎡当たり）、保守管理費 500 円（㎡あたり）
合計 1,700 円（㎡あたり）²¹

イ 将来建替コストの推移

上記コストの適否はさておき、上記金額を基に現行の校舎等の建替にかかる将来費用を見積もることとする。

このとき以下の前提を置くこととする。

- ・建替のための費用は「指針」で示した費用 237,250 円（㎡あたり）を用いる。
- ・対象とする施設は、規模や構造に限定を定めず、「校舎等」で対象とした施設の延床面積を用いる。
- ・現行の「校舎等」には様々な構造があるが、一律に建築年月日から目標使用年数を加えた年度に耐用年数を迎え、この時期に建替を行うこととする。
- ・推計においては、「指針」の定める使用年数 65 年（ケース 1）だけでなく、通常の校舎の法人税法上の耐用年数 47 年を使用年数とする（ケース 2）の 2 通りを実施する。
- ・既に使用年数を迎えた施設は 2012 年度の建替対象とする。

以上の前提条件を基に、今後建替に必要とされるコストの推移を示すと以下のようになる。

¹⁹ 鉄骨造の建物は、維持管理の経緯等により劣化の度合いが大きく異なるが、鉄筋コンクリート造等と同様の使用年数を目標としていることに注意。

²⁰ 「平成 17 年度版 建築物のライフサイクルコスト」に基づいて算定している。

²¹ 千葉県実施の調査結果による。

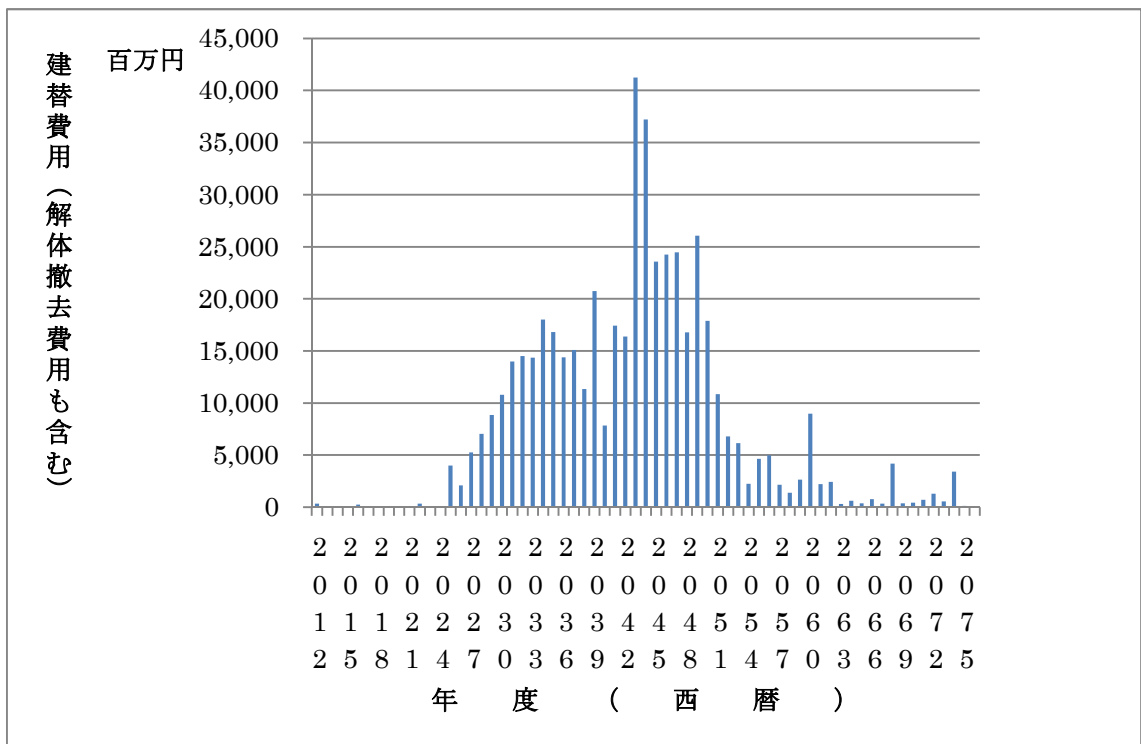
① ケース 1

ケース 1 は、既存の施設の使用年数を 65 年として、建替時期毎に同規模の施設を新築する場合の年度毎の建替費用の推移を示したものである。

これによれば、古い木造等で既に使用年数が到来しているものの建替費用として既に 2012 年度に 3 億 4,400 万円程度が必要とされ、その後 2016 年度に 2 億 4,300 万円程度、2019 年度に 1,600 万円程度と続いた後、2022 年度から建築が続き、2043 年にピークを迎え 412 億 5,300 万円程度が必要となる。そして、全ての施設を建替えるには 5,015 億円程度の費用が必要となる。

もちろん、現在の少子高齢化により順次縮小や統合化が図られること、「校舎等」には渡り廊下・通路等が含まれることからこれほどのコストが必要とされるとは考えられない。しかし、その一方で、現行の施設のうち 53.95%の延床面積が校舎であること、現状の維持管理手法では目標とする使用年数 65 年まで耐えられる構造の施設は少ないこと、木造、簡易建物等耐用年数の小さい施設がかなり存在すること、既に使用年数を超えた施設が存在すること等を勘案すると、教育施設全体としての今後の建替にかかる長期計画が必要とされ、しかもそれが喫緊の課題であると想定される。

図表番号 2-3-4 ケース 1



(出所) 平成 23 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳の登録状況の「校舎等」の延床面積に、新築コスト単価 237,250 円を乗じて求めている。

② ケース 2

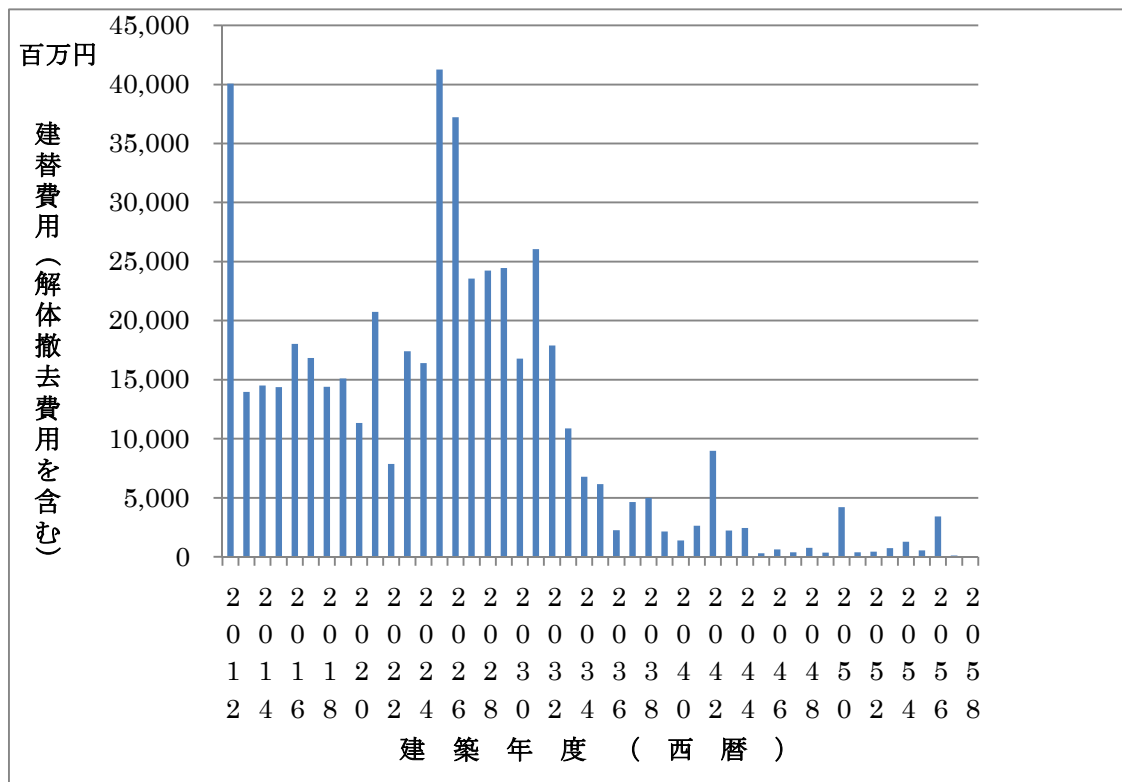
ケース 1 はあくまで今後十分な維持管理を行った場合の目標たる使用年数 65 年を基に想定したものであり、既存の施設に単純に適用することは困難である。

このため、法人税法上の耐用年数 47 年を使用年数と仮定して、既存施設の建築年度を基に、建替年度の推移を示したものがケース 2 である。

これによれば、既に使用年数を超えた施設の建替年度として 2012 年に 400 億円程度が必要とされ、その後も毎年 100 億円以上が必要とされ、2025 年にピークを迎え 412 億 5,300 万円程度が必要となる。

現行教育財産の維持管理は、予算的制約の中で「対症療法」的修繕に留まり、当面の優先課題として耐震対策を実施している状況を考えると、このままでは対応困難な状況が発生しかねないことが懸念される。

図表番号 2-3-5 ケース 2



(出所) 平成 23 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳の登録状況の「校舎等」の延床面積に、新築コスト単価 237,250 円を乗じて求めている。

ウ 維持管理費用の推計

同様に、「指針」に示されている維持管理費用 1,700 円（㎡あたり）に、現行の「校舎等」の延床面積 2,113, 791.72 ㎡を乗じた金額 3,593,445,924 円が毎期費やされる費用であると想定される。

2 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 維持管理計画書の作成

「指針」によれば、「施設の有する機能や性能を良好な状態で長期的に使用するためには、事後的な保全から計画的かつ予防的な保全に転換する必要がある。」²²とされ、このため、施設の基本的な情報及び性能状況を把握し長期保全のための維持管理計画書の作成が求められている。

このためには施設の基本情報や建築後の修繕履歴等の維持管理情報を収集し、これをデータベース化することが第一の課題となる。

現在当該計画書作成のための「維持管理計画書作成ガイドライン」が公表されていない状況であるが、教育財産の抱える現状を考えると、その対応を急ぐ必要がある。

また、既存の教育財産のうちで木造等や建築年度の古い財産については、将来の入学生徒の動向を踏まえ、歴史的価値のあるものとして保存する場合を除き、早急に建替等の対応が望まれる。

ケース 1 では、来年度以降毎期数億円程度の費用がかかり、2043 年には単年度負担費用はピークとなり、400 億円程度が見込まれる。

ケース 2 では、来年度既に 400 億円程度の費用が必要とされ、2025 年には単年度負担費用ピークとなり、400 億円程度が見込まれる。

ケース 1、ケース 2 いずれも、総額で 5,000 億円程度が必要とされる。

少子高齢化に伴い、必ずしもこれまでの規模の教育財産は必要とされない可能性は高いと言えるが、上記 5,000 億円という金額は今後一つのベンチマークとして、各種政策の判断基準とされるべきであろう。

今後は、上記分析を踏まえ教育財産全体の維持管理や建替のための長期計画の立案が望まれる。

²² 「指針」16 ページ参照。

(2) 浄化槽設備の見直し

現在学校等において浄化槽を使用しているところは以下の通りである。

・高等学校・・・63校

土気、八千代西、船橋啓明、船橋二和、船橋古和釜、船橋法典、船橋豊富
船橋北、国分、市川東、市川南、市川昴、浦安南、鎌ヶ谷、鎌ヶ谷西、松戸国際
松戸六実、松戸馬橋、松戸向陽、柏、柏南、沼南、沼南高柳、流山北、野田中央
関宿、我孫子東、白井、成田西陵、下総、富里、佐倉東、佐倉西、八街、佐原白揚
小見川、多古、旭農業、東総工業、匠瑳、松尾、成東、大網、九十九里、一宮商業
大多喜、大原、岬、勝浦若潮、長狭、安房拓心、安房、館山総合、校舎)、天羽、
君津商業、君津、上総、君津青葉、市原、鶴舞桜が丘、京葉、市原緑、姉崎

・特別支援学校・・・17校

八千代特支、船橋特支、市川特支、松戸特支、つくし特支、柏特支、流山高等学園
野田特支、富里特支、香取特支、銚子特支、八日市場特支、東金特支、長生特支
夷隅特支、安房特支、市原特支

これらの学校の所在地域の公共下水道普及率は以下の通りである。

図表番号 2-3-6 浄化槽使用学校と下水道普及率の関係

自治体名	下水道普及率	浄化槽使用学校
千葉市	97.2%	土気
八千代市	92.1%	八千代西、八千代特支
船橋市	73.2%	船橋啓明、船橋二和、船橋古和釜、船橋法典、 船橋豊富、船橋北、船橋特支
市川市	69.3%	国分、市川東、市川南、市川昴、市川特支
浦安市	99.6%	浦安南
鎌ヶ谷市	55.0%	鎌ヶ谷、鎌ヶ谷西
松戸市	80.5%	松戸国際、松戸六実、松戸馬橋、松戸向陽、 松戸特支、つくし特支
柏市	88.0%	柏、柏南、沼南、沼南高柳、柏特支
流山市	73.3%	流山北、特支流山高等学園
野田市	57.7%	野田中央、関宿、野田特支
我孫子市	81.4%	我孫子東
白井市	86.6%	白井
成田市	72.6%	成田西陵、下総
富里市	49.9%	富里、富里特支
佐倉市	91.7%	佐倉東、佐倉西
八街市	25.9%	八街

自治体名	下水道普及率	浄化槽使用学校
香取市	29.3%	佐原白楊、小見川
多古町	公共下水道の計画区域なし	多古
銚子市	45.4%	銚子特支
旭市	8.6%	旭農業、東総工業
匝瑳市	公共下水道の計画区域なし	匝瑳、八日市場特支
山武市	公共下水道の計画区域なし	松尾、成東
大網白里町	45.2%	大網
九十九里町	公共下水道の計画区域なし	九十九里
一宮町	公共下水道の計画区域なし	一宮商業、長生特支
大多喜町	公共下水道の計画区域なし	大多喜
いずみ市	公共下水道の計画区域なし	大原、岬、夷隅特支
勝浦市	公共下水道の計画区域なし	勝浦若潮
鴨川市	公共下水道の計画区域なし	長狭
南安房市	公共下水道の計画区域なし	安房拓心
館山市	10.6%	安房、館山総合、館山総合（水産校舎）、安房特支
富津市	12.6%	天羽、君津商業
君津市	49.7%	君津、上総、君津青葉
市原市	58.6%	市原、鶴舞桜ヶ丘、京葉、市原緑、姉崎、市原特支
神埼町	公共下水道の計画区域なし	香取特支
東金市	41.5%	東金特支

(注) 下水道普及率は平成 23 年 3 月末日現在のものである。

これらの学校が浄化槽を未だ使用している理由として、公共の下水道（処理施設）に接続していないため、校内の汚水を自力で浄化する必要があることとされている。このため、古い浄化槽設備を含め修繕を繰り返し使用しているとのことである。

しかし、上記において公共下水道が普及している地域において、公共下水道と接続が可能であれば、一時的に公共下水道接続工事に負担はかかるとしても、長期的には、浄化槽の維持管理のための定期的な保守点検費用、汚泥処理費用、浄化槽法第 11 条にかかる法定検査手数料やブロー（浄化槽に空気を送り込む装置）の電気代などの費用が節減できることになる。

また、下水道施設の整備が完了し公共下水道が供用開始となった地域では、下水道法第 10 条に基づき下水道への接続が義務付けられている。

このため、修繕費等のコスト削減のためにも、上記浄化槽使用施設において、公共下水道接続の可能性について調査を行い、可能であれば順次公共下水道への移行を検討する必要がある。

第3章 各課の監査(本庁)

第1 教育総務課

1 所掌事務の概要

教育総務課（以下、総務課）の所掌事務は、以下のようになっている。

- (1) 教育委員会の会議並びに請願書及び陳情書の処理に関すること。
- (2) 教育委員長、教育委員、教育長等の秘書事務に関すること。
- (3) 各部課の総合調整に関すること。
- (4) 市町村教育委員会に対する組織及び運営に関する必要な事項についての指導、助言及び連絡に関すること。
- (5) 機構及び職員（県立学校に置かれる職員にあつては、事務職員に限る。）の定数に関すること。
- (6) 職員（県立学校に置かれる職員にあつては、事務職員に限る。）の任免、分限、懲戒、服務、勤務成績の評定、人事記録その他の人事に関すること。
- (7) 職員及び県費負担教職員の給与、旅費及び費用弁償に関すること（他の課及び教育事務所^所の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 退職した職員及び県費負担教職員の退職手当に関すること（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 公印の制定及び管守並びに文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- (11) 規則及び訓令その他の規程の案その他文書の審査並びに法規の解釈に関すること。
- (12) 行政文書開示及び個人情報保護に係る事務の総合調整に関すること。
- (13) 儀式及び顕彰の総括に関すること。
- (14) 官公署及び職員団体その他の団体との一般的事項についての連絡に関すること。
- (15) 職員（県立学校に置かれる職員にあつては、事務職員に限る。）の研修に関すること。
- (16) 費用弁償の基準に関すること。
- (17) 争訟に関する事務の総括に関すること。
- (18) 損害賠償に係る事務の総括に関すること。
- (19) 教育に関する法人及び公益信託に関すること。
- (20) 法規審査委員会に関すること。
- (21) 行事の後援の総括に関すること。
- (22) 教育事務所に関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要」の「その1 分掌事務の概況」

(注) 所管事務のうち、(7)の職員の給与に関する事務は、22年度に財務施設課から総務課に移管された事業である。

2 職員配置状況

教育総務課の職員の配置状況は、以下の通りである。

図表番号 3-1-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

職別 区分	教育長	教育次長	部長 次長 参事	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	副主幹
事務職員	1	1	3	1	4	11
	主査	副主査	主任主事	主事 技師	その他の 職員	計
	14（注 1）	3	3	8	4（注 2）	53

（出所）「様式本 2 職員配置状況」より作成。

（注 1）14 名のうち 3 名は情報システム課との併任である。

（注 2）その他の職員は嘱託である。

（注 3）平成 23 年に班長職を新設して 4 名を充てているが職員合計は 52 名と 1 名減員した。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-1-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額
国庫支出金	国庫補助金	民生費 国庫補助金 (注 1)	46	△46	-	-	-	-	-
		教育費 国庫補助金 (注 2)	275,589	△0	-	275,589	261,423	-	14,165
	国庫負担金	教育費 国庫負担金 (注 3)	68,479,786	-	-	68,479,786	68,479,786	-	-
国庫支出金 計			68,755,420	△46	-	68,755,374	68,741,209	-	14,165
諸収入	雑入	雑入	11	-	-	11	11		-
		雑入 (注 4)	91,919	△3,913	1	87,828	87,840	△15	2
		雑入 (注 5)	4,089		-	4,089	4,089	-	-
諸収入 計			96,018	△3,913	-	91,927	91,940	△15	2
合計			68,851,439	△3,959	-	68,847,302	68,833,149	△15	14,167

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注 1) 勘定科目の誤りにより取り消している。

(注 2) 在外教育施設派遣教員委託費に伴う文部科学省からの国庫補助金。

(注 3) 文部科学省からの義務教育費国庫負担金。

(注 4) 学校管理者賠償責任保険金 51,179 千円、国際協力機構人件費補填金 26,366 千円 他

(注 5) 不正経理に伴う職員等返還金。

4 歳出事務

歳出毎の事業実績は、図表番号 3-1-3 のようになっている。金額的には、総務課の執行額の多くは、財務施設課から移管された給与執行业務で占められている。

図表番号 3-1-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)	備考
教育委員会費	1 教育委員会会議の開催 2 教育功労者の表彰	第 11 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 1 目 教育委員会費	18,606	18,251	
事務局費	1 事務局（本庁 1 2 課、 5 教育事務所及び学校を除く 教育機関の人件費（附帯事務費含む） 計 805 人分 2 事務局の運営費	第 11 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 2 目 事務局費	7,526,590	7,521,679	
行政指導費	1 市町村教育委員会の指導 2 教育事務所の管理運営 3 行政文書の審査、法規の整備、教育法人の指導 4 職員の人事管理、研修	第 11 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 3 目 行政指導費	219,004	206,782	
財務管理費	給与システム用 PC の借上	第 11 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 4 目 財務管理費	48,122	48,122	*1
小学校職員人件費	小学校教職員の人件費 教員 17,945 人 事務職員 902 人 技術職員 281 人 計 19,128 人 (H23.3 月支給実績人数)	第 11 款 教育費 第 2 項 小学校費 第 1 目 教職員費	157,855,818	157,759,712	*1

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)	備考
中学校教職員費	中学校教職員の人件費 教員 9,951 人 事務職員 431 人 技術職員 118 人 <hr/> 計 10,500 人 (H23.3月支給実績人数)	第11款 教育費 第3項 中学校費 第1目 教職員費	89,427,304	89,345,635	*1
高等学校総務費	高等学校教職員の人件費 教員 7,041 人 事務職員 581 人 技術職員 13 人 その他 161 人 <hr/> 計 7,796 人 (H23.3月支給実績人数)	第11款 教育費 第4項 高等学校費 第1目 高等学校総務費	69,021,795	68,996,140	*1
実習船運営費	水産高等学校の実習船における人件費 職員 26 人 (H23.3月支給実績人数)	第11款 教育費 第4項 高等学校費 第7目 実習船運営費	196,830	196,359	*1
特別支援学校総務費	特別支援学校教職員の人件費 教員 3,033 人 事務職員 133 人 技術職員 28 人 その他 144 人 <hr/> 計 3,338 人 (H23.3月支給実績人数)	第11款 教育費 第5項 特別支援学校費 第1目 特別支援学校総務費	27,834,906	27,790,280	*1
合計			352,148,975	351,882,957	

(出所) 教育総務課からの提供資料

(注) (*1)いずれも22年4月1日付で財務施設課から移管された業務

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-1-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残	
教育費	教育 総務 費	教育 委員会費	報酬	14,678	-	14,478	198	
			報償費	174	-	173	0	
			旅費	624	-	572	52	
			需用費	354	-	251	103	
			役務費	590	-	590	0	
			使用料及び 賃借料	233	-	232	0	
			負担金・補助 及び交付金	1,955	-	1,955	-	
		行政指導費 計			18,606	-	18,251	355
		事務局費						
		給与			3,810,790	-	3,810,748	42
		職員手当等			2,461,335	-	2,458,850	2,485
		共済費			1,228,931	△188	1,226,873	1,870
		賃金			5,499	△4,853	429	27
		報償費			180	-	180	-
		旅費			1,701	-	1,549	152
		交際費			246	-	231	15
		需用費			3,125	-	3,115	9
		役務費			12,839	△2	12,801	36
		使用料及び 賃借料			1,720	-	1,714	6
		備品購入費			93	-	93	-
		負担金・補助 及び交付金			80	-	53	27
		公課費			51	-	-	-
		事務局費 計			7,526,590	△5,042	7,516,636	4,911
		行政指導費						
		報償費			6,070	-	6,059	10
		共済費			1,617	△2	1,494	122
		賃金			9,994	-	9,895	99
		報酬			329	-	89	240
		旅費			23,035	△2	20,751	2,282
		需用費			39,369	△34,547	131	4,691

		役務費	10,302	△8,450	179	1,673
		委託料	40,770	△11,897	26,403	2,471
		使用料及び 賃借料	23,427	△4,062	18,875	490
		工事請負費	277	△229	-	48
		備品購入費	324	△274	-	50
		負担金・補助 及び交付金	1,912	△12	1,862	38
		補償・補填 及び賠償金	61,500	-	61,500	-
		公課費	78	△70	-	8
		行政指導費 計	219,004	△59,545	147,237	12,222
	財務管理費	使用料及び 賃借料	48,122	-	48,122	0
		財務管理費 計	48,122	-	48,122	0
小 学 校 費	教職員費	給料	82,878,152	-	82,843,612	34,540
		職員手当等	44,226,809	-	44,205,636	21,173
		共済費	30,750,857	△3,500	30,706,964	40,392
	小学校費 教職員費 計	157,855,818	△3,500	157,756,211	96,106	
中 学 校 費	教職員費	給料	46,293,922	-	46,263,705	30,217
		職員手当等	25,944,717	-	25,909,682	35,035
		共済費	17,188,665	△3,552	17,168,696	16,417
	中学校費 教職員費 計	89,427,304	△3,552	89,342,084	81,669	
高 等 学 校 費	教職員費	給料	36,648,727	-	36,644,510	4,217
		職員手当等	20,834,077	-	20,823,940	10,137
		共済費	11,538,991	△6,650	11,521,039	11,301
		高等学校費 教職員費 計	69,021,795	△6,650	68,989,490	25,655
	実習船 運営費	給料	102,602	-	102,601	0
		職員手当等	60,229	△3,878	55,890	460
共済費		33,999	-	33,989	10	
	高等学校費実習船運営費計	196,830	△3,878	192,480	471	
特 別 支 援 学 校 費	特別支援学 校総務費	給料	14,831,478	-	14,809,234	22,244
		職員手当等	7,912,678	-	7,901,892	10,786
		共済費	5,090,750	△1,965	5,077,189	11,596
	特別支援学校総務費 計	27,834,906	△1,965	27,788,315	44,626	
合 計			352,148,975	△84,133	351,798,825	266,017

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、教育総務課のみを抽出加工。

5 主な事務事業の状況

総務課で実施する事業のうち、人件費は別途「第2章 第3」にて検討するため、それ以外の事業について示している。平成22年度の教育総務課の主な事務事業の状況は以下の通りであった。

(1) 教育委員会活動

ア 教育委員会の構成

千葉県教育委員会組織条例によると、「千葉県教育委員会は、6人の委員をもって組織する」とし、当該条例により通常の数より1名増としている。それにもかかわらず、平成22年度末は条例加算のない5名のままとなった。

この理由については「平成23年3月5日に鈴木明美委員が退任したが、教育委員の任命にあたっては、議会の承認を必要とするため、代替の新委員の承認が6月議会で行われたため、この間欠員となった。」とのことである。なお、平成23年7月8日に議会承認が得られ、知事から京谷和幸委員が任命され、現在は条例通りの6名体制となっている。

平成22年度の教育委員は以下の通りであった。

図表番号 3-1-5 平成22年度の教育委員

氏名	任期	プロフィール	備考
天笠 茂	平成15年12月26日～平成19年12月25日、平成19年12月26日～平成23年12月25日	千葉大学教育学部教授等	委員長
山田 純子	平成16年12月25日～平成20年12月24日、平成20年12月25日～平成24年12月24日	神経・精神科医院長等	委員長職務代理者 (平成23年12月26日から委員長)
白鳥 豊	平成16年12月25日～平成20年12月24日、平成20年12月25日～平成24年12月24日	製薬会社代表取締役社長等	
鈴木 明美	平成21年2月27日～平成23年3月5日	帝京平成大学准教授等	
野口 芳宏	平成21年7月9日～平成23年12月25日	植草学園大学発達教育学部教授等	
鬼澤 佳弘	平成21年4月23日～平成25年4月22日	成田市教育委員会教育長、文化庁文化部芸術文化課長、文科省スポーツ青少年局企画・体育課長を歴任	教育長

(出所) 千葉県教育委員会ホームページ及びヒアリングにより作成。

(注) () 内は現在の職務を示す。

イ 活動の状況

平成 22 年度教育委員会の活動状況と委員の出席状況は以下の通りであった。

図表番号 3-1-6 平成 22 年度の教育委員会の活動状況

回	種類	月日	時間	天笠 委員長	山田 委員	白鳥 委員	鈴木 委員	野口 委員	鬼澤 委員
1	定例会	4月28日	10:30~11:56	○	○	○	○	○	○
2	定例会	5月19日	10:30~12:04	○	○	○	○	○	○
3	定例会	6月23日	10:30~12:02	○	○	○	○	○	○
4	臨時会	7月9日	9:15~9:28	○	○	○	○	○	○
5	定例会	7月21日	10:30~12:03	○	○	○	○	○	○
6	定例会	8月18日	9:30~11:05	○	○	○	○	○	○
7	定例会	9月22日	10:30~11:58	○	×	○	○	○	○
8	定例会	10月19日	9:30~11:18	○	○	○	○	○	○
9	定例会	11月17日	10:30~12:13	○	○	○	○	○	○
10	定例会	12月21日	10:30~12:01	○	○	○	○	○	○
11	定例会	1月19日	10:30~12:23	○	○	○	○	○	○
12	定例会	2月16日	10:30~12:29	○	○	○	○	○	○
13	定例会	3月10日	10:30~11:58	○	×	○	-	○	○
14	臨時会	3月22日	9:00~10:10	○	×	○	-	○	○

(出所) 千葉県教育委員会ホームページより作成。

(注 1) 出席欄で○は出席、×は欠席、-は退任を示す。

(注 2) 委員会の総時間は 1,253 分 (20 時間 53 分) であった。

(注 3) 教育委員は、教育委員会会議以外に、委員協議会 (6 回)、委員勉強会 (16 回)、委員懇談会 (5 回)、地教委との懇談会 (6 回)、議会 (32 回)、視察 (17 回)、県立学校卒業式 (7 回)、ミニ集会 (1 回)、国体視察 (17 回)、表彰式 (4 回)、他県との協議会 (6 回)、採用選考・初任研修等 (8 回) に出席している (括弧内は延回数)。

(注 4) 第 4 回臨時会はわずか 13 分で終了しているが、これは学校職員の懲戒処分案件 1 件を臨時に審議したものである。

ウ 教育委員の報酬について

上記教育委員の報酬については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」に従い、委員長は月額 263,000 円、委員は 240,000 円を支出している。

この点について、第 12 回定例会 (平成 23 年 2 月 16 日) において、「教育委員の報酬を日額報酬制に変更することを求める請願」が提出され、審議の結果、不採択となった。

当該委員会実施当時は、本件に類似する事案の訴訟が下級審で分かれ最高裁の判断が待たれていた時期であった。

その後、滋賀県労働委員会及び滋賀県収用委員会の各委員の月額報酬制の違法性・無効性について平成 23 年 12 月 15 日最高裁の判決が出された。

これによれば、普通地方公共団体の委員会の委員（非常勤職員）の報酬につき、月額報酬制以外の報酬制度を採用する条例に対しては、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮して、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の趣旨に照らし、合理性の観点から裁量権の逸脱・濫用である場合に違法・無効となるとし、当該事例については地方自治法第 203 条の 2 第 2 項に違反しないとされた。

(2) 緊急雇用対策

緊急雇用対策事業とは、厳しい雇用情勢に対応するため、国の交付金を活用し、地域の実情に合った雇用機会を創出する事業として県と市町村で実施されているものである。

教育総務課としても平成 22 年度に、当該緊急雇用対策事業の一環として、「教育事務所事務補助事業」を実施している（決算額：9,128 千円）。

事業を実施するにあたっては「緊急雇用創出事業に係る日々雇用職員取扱要領（教育庁用読替版）」（平成 21 年 4 月 1 日決定、その後東日本大震災を踏まえ改定をして現在に至っている）に従い実施をしている。

当該事業は「緊急雇用創出事業計画書（平成 22 年度）」によれば、教育事務所における給与決定・支給事務等の補助のため 10 人を雇用する計画としていた。

募集に当たっては、ハローワークに募集要項を配付し、週 5 日勤務で 6 ヶ月以内の雇用としていた。

当該配置状況は以下の通りで、計画通り 10 人（教育事務所 5 ヶ所×半年 1 名×2）を雇用した。なお、職員番号から見ると、東上総教育事務所以外は半年勤務後同一人物を雇用している。

図表番号 3-1-7 臨時職員の雇用状況（平成 22 年度）

項番	勤務場所	雇用期間	欠勤控除額（注）
1	葛南教育事務所	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日	0 円
2	東葛飾教育事務所	平成 22 年 4 月 2 日～平成 22 年 9 月 30 日	59,400 円
3	北総教育事務所	平成 22 年 4 月 2 日～平成 22 年 9 月 30 日	0 円
4	東上総教育事務所	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日	0 円
5	南房総教育事務所	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日	52,800 円
6	葛南教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	0 円
7	東葛飾教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	0 円
8	北総教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	0 円
9	東上総教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	19,800 円
10	南房総教育事務所	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	39,600 円

（出所）「雇用書」及び支払額の集計書より作成。

（注）原則有給休暇は 6 ヶ月経過後 10 日付与する。欠勤控除は、有給休暇が付与される前に、私事等で休む場合に、1 時間又は 1 日単位で発生する。

(3) 審査請求等

総務課は、訴訟案件に加え、審査請求事案についても所管している。ここで審査請求とは、行政不服申立（国民が行政機関に対し紛争解決を求める法的な訴訟手続）のひとつであり、処分を実施した庁に対する不服申立のことをいう。

ア 審査請求の仕組み

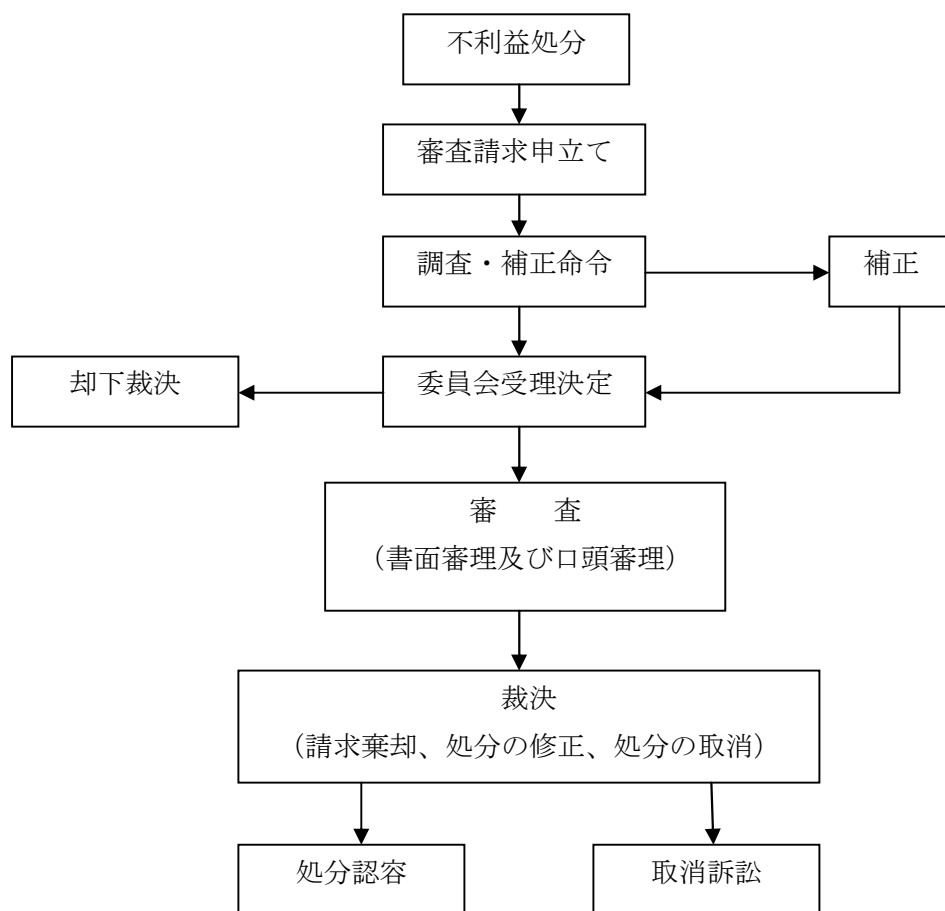
職員の人事上の不利益処分についての不服申立制度のひとつとして人事委員会への審査請求制度がある（地方公務員法第49条の2第1項）。

当該制度は、職員の身分や利益を保護するとともに、人事行政の適正な運営を図ることを目的としたもので、不服申立てがあった場合、人事委員会は、処分の適法性・妥当性について審査をし、承認または取消の判定を行うものである。

なお、当該不利益処分については行政事件訴訟法上の取消訴訟等があるが、取消の訴えについては、審査請求前置主義が採られている。すなわち、不利益処分であって人事委員会に対して審査請求をすることができるものの取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない（地方公務員法第51条の2）。

以下に、手続の流れを示す。

図表番号 3-1-8 審査請求の手続の流れ



(出所) 各種資料より作成。

イ 審査請求の概要

平成 22 年度中において、教育職員に係り争われた不利益処分等の（審査請求）事件は図表番号 3-1-8 のとおりである。

図表番号 3-1-9 審査請求一覧

No.	事件名	事件番号	請求年月日	状況	備考
1	懲戒処分取消 請求事件	昭和 49 年審乙 第 28・36・37・45・ 53 号	S49.4.22	休止中	S51 年 11 月 以降中断
2	懲戒処分取消 請求事件	昭和 50 年審乙 第 12~16・18~ 20・22・25・28・36 号	S50.9.11	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
3	懲戒処分取消 請求事件	昭和 51 年審乙 第 12・13・15・21・ 22・24 号	S51.9.16 S51.9.17	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
4	懲戒処分取消 請求事件	昭和 53 年審乙 第 10・12・14 号	S53.5.19	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
5	懲戒処分取消 請求事件	昭和 54 年審乙 第 5・7・9・11・ 12 号	S54.5.22	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
6	懲戒処分取消 請求事件	昭和 55 年審乙 第 3 号	S55.5.20	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
7	懲戒処分取消 請求事件	昭和 56 年審乙 第 3~5・7・8 号	S56.5.22 S56.5.27 S56.5.29	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
8	懲戒処分取消 請求事案	昭和 57 年審乙 第 4~6・8・11 号	S57.5.25 S57.5.28	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
9	懲戒処分取消 請求事件	昭和 58 年審乙 第 11・12・14 号	S58.5.26	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
10	懲戒処分取消 請求事件	昭和 59 年審乙 第 1・2・4・6 号	S59.5.25	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
11	懲戒処分取消 請求事件	昭和 60 年審乙 第 1~3・5 号	S60.5.25	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない

No.	事件名	事件番号	請求年月日	状況	備考
12	懲戒処分取消 請求事件	昭和 61 年審乙 第 1・3～5 号	S61.5.23	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
13	懲戒処分取消 請求事件	平成元年審乙 第 13・16～18・20・ 21 号	H 元.5.26	休止中	不服申立後、 審理に至っ ていない
14	分限免職処分 取消請求事件	平成 19 年審乙第 2 号	H19.2.6	H23.2.18 審査終了	分限免職処 分の取消
15	懲戒免職処分 取消請求事件	平成 20 年審乙第 2 号	H20.7.18	H22.12.1 審査終了	懲戒免職処 分を承認
16	懲戒減給処分 取消請求事件	平成 20 年審乙第 3 号	H20.10.16	H23.3.30 審査請求取 下書提出	
17	分限免職処分 取消請求事件	平成 20 年審乙第 4 号	H20.10.30	H23.10.27 審理終了	人事委員会 の裁決待ち
18	措置要求事件	平成 20 年審甲第 2 号	H20.11.6	H23.2.10 人事委員会 判定	給料の決定 に誤りのあ る時点にさ かのぼって 訂正・支給
19	懲戒減給処分 取消請求事件	平成 22 年審乙第 4 号	H22.7.16	審理中	

(出所) 様式 17 教育職員に係る係争中の不利益処分申立 (審査請求)事件

(注) 審査請求年月日が複数ある場合、併合された最初の審査請求日を記入している

ウ 個別事件の概要

各事件の概要は、以下のようになっている。審査請求から審理、決裁までの期間が比較的長い傾向にある。

(ア) 懲戒処分取消請求事件 (事件 No. 1～13)

これらについてはいずれも各年度の日教組統一ストライキに伴う指導的立場の組合幹部に対する処分である。

特に事件 No.1 については昭和 48 年 4 月 27 日の実行行為に対し、昭和 49 年 2 月 23 日に数十名に対し停職 6 ヶ月等の処分がなされた件に対し審査請求がされたものである。

資料については全て存在している訳ではないが、併合審理、6 回の口頭審理の後、期日変更、代理人の変更等を繰り返し、その後中断している。

他の事件についても当該年度の日教組統一ストライキに対する処分であった。

(イ) 分限免職処分取消請求事件（事件 No. 14）

処分庁千葉県教育委員会が平成 19 年 1 月 19 日付けで審査請求人に対して行った分限免職処分の取消請求事件である。平成 23 年 2 月 18 日付け千葉県人事委員会の「裁決書」により、当該分限免職処分は取り消された。

関係した校長等については、処分不要とされた。

(ウ) 懲戒免職処分取消請求事件（事件 No. 15）

処分庁千葉県教育委員会が平成 20 年 5 月 21 日付けで審査請求人に対して行った懲戒免職処分の取消請求事件である。平成 22 年 12 月 1 日付け千葉県人事委員会の「裁決書」により、当該懲戒免職処分は承認された。

(エ) 懲戒減給処分取消請求事件（事件 No. 16）

処分庁千葉県教育委員会が平成 20 年 8 月 20 日付けで審査請求人に対して行った懲戒減給処分の取消請求事件である。平成 23 年 3 月 30 日付けで審査請求人から千葉県人事委員会に審査請求取下書が提出された。

(オ) 分限免職処分取消請求事件（事件 No. 17）

処分庁千葉県教育委員会が平成 20 年 9 月 17 日付けで審査請求人に対して行った分限免職処分の取消請求事件である。平成 23 年 10 月 27 日に審理が終了し、現在人事委員会の裁決待ちである。

(カ) 措置要求事件（事件 No. 18）

平成 20 年 9 月、当該職員の給料について、平成 9 年度以降の昇給経過に誤り（本来よりも低い）を発見し、給料訂正を行った。

その際、給料訂正により発生する給与差額（追給）については、労働基準法第 115 条の規定（賃金債権の消滅時効：2 年）を準用した内規に基づき、2 年間（平成 18 年 10 月～平成 20 年 9 月）遡って支給した。

この内容について、平成 20 年 11 月 6 日付けで人事委員会に措置要求が提出された。

平成 23 年 2 月 10 日付けで、千葉県教育委員会は、要求者に対し、給料の決定の誤りのある時点にさかのぼって給料訂正の発令を行い、適正な決定に基づく差額を支給すべきものと認めた。諸手当についても、保管されている関係書類等によって算定が可能な限り差額を支給すべきであるとの判定がなされた。

(キ) 懲戒減給処分取消請求事件（事件 No. 19）

処分庁千葉県教育委員会が平成 22 年 5 月 19 日付けで審査請求人に対して行った懲戒減給処分の取消請求事件である。平成 24 年 1 月現在、千葉県人事委員会で審理中となっている。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 教育委員の報酬について

先に示した「公金支出差止請求事件」（最判平成 23 年 12 月 15 日）によれば、滋賀県特別職の給与等に関する条例の規定のうち滋賀県労働委員会等の各委員に月額を支給することを認める規定については、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の趣旨に照らして違法、無効とは言えないとされた。

この点について、上記判決は裁判官全員一致の意見であるが、横田尤孝裁判官の補足意見があるので参考のためここで示すことにする。

事案に鑑み、若干の意見を述べる。

選挙管理委員会等の行政委員会の委員を含む普通地方公共団体の非常勤職員に対する報酬の在り方は、地方公共団体内部の組織の在り方の一部をなす事項であり、地方公共団体の自治組織権に含まれるものであって、本来的には地方公共団体の自主的な決定によるのが相当な事柄であるといえる。地方自治法（以下「法」という。）の昭和 31 年改正の趣旨は、このような事柄の性質も踏まえた上で、非常勤職員の報酬制度について、地方公共団体の非常勤職員には本件のような行政委員会の委員のほかに審議会の委員、投票管理者、選挙立会人など様々な者が含まれるという前提の下、その職務内容、勤務実態等について最もよく知り得る立場にありその住民によって民主的に選挙されて当該地方公共団体の意思を決定し得る機関である地方公共団体の議会の政策的な判断に委ねたものと解されるのである。したがって、地方公共団体は、各非常勤職員の勤務日数・時間（登庁日以外の実質的な仕事の負担・対応を含む。）のみならず、職務の性質、権限の性質・内容、職責、選任されることにより受ける各種の制約、人材を確保するための報酬額の在り方、その他当該地方公共団体の財政規模とその状況等の諸般の事情を総合考慮して、自主的に条例で定めることができるものというべきである。

このように、法は、いかなる非常勤職員について、その報酬の支給を月額報酬制以外のいかなる方法をもってするかについて、地方公共団体の議会に裁量権を付与したものと解するのが相当であるが、他方、地方公共団体の議会の裁量権は無限定ではなく、報酬というものの性質や法 203 条の 2 第 2 項ただし書が地方公共団体の議会に裁量権を与えた趣旨等からする合理的限界が存するのは当然のことというべきである。

この点に関し、原判決は、「今日では、多くの地方公共団体において財政的困難に直面し、首長等が法や条例で規定されている給与を一部カットする非常措置をとったり、職員の給与に減額措置をとるような状況に立ち至っていることは周知の事実である。また、一般にも、より適正、公正、透明で、説明可能な行政運営が強く求められる社会状況になって」と判示しているところ、その状況認識・指摘自体は妥当なものと思われる。また、被上告人の主張によれば、本件の 1 審判決後少なからざる地方公共団体において行政委員会の委員の月額報酬条例が月額報酬制に改正されているとのことであり、滋賀県においても、同県労働委員会及び収用委員会の各委員（会長を含む。）について、平成 23 年 4 月 1

日から、それまでの月額報酬制を日額報酬制に変更しているところである。

このような社会状況の変化等にも鑑みると、地方公共団体にあつては、当該地方公共団体における非常勤職員の報酬制度につき、報酬額の水準等を含め、法 203 条の 2 第 2 項の趣旨にのっとった適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなるよう、前記考慮事情を踏まえながら適切かつ柔軟に対応することが望まれる。

上記判決の趣旨は、教育委員会委員の報酬についても同様に考えることができ、今後の行政のあり方については当該補足意見に集約されていると考える。

もとより、教育委員の業務は定例会・臨時会に限られるものではなく、その他の行事や会議への参加、さらにはそのための事前資料の受領・読み込み等その背後では多くの業務を行うことが推認される。

しかし、教育委員の活動状況としてホームページ上で一般に公表されているのは、図表 3-1-6 に示した定例会・臨時会の 20 時間 53 分だけであり、非常勤職員たる教育委員としての活動状況も含めて明確に集約され、県民の目に示されている訳ではない。

また、教育委員会事務局においても、当該委員としての活動時間（準備業務も含む）における費用分析（日額か月額か、または時間単位等）もなされていない。

教育委員の報酬をどのように扱うべきかについては基本的に住民の意見を反映する議会の裁量であることを考えると、まずは教育委員の委員としての活動状況を集約し、ホームページ等で開示することで、上記補足意見に示すように「公正で住民に対して十分可能な合理的内容」であるかの判断の基礎を開示することが必要である。

さらに、教育委員会事務局にあつては当該活動を基にした費用効果分析を行うことが望まれる。

(2) 緊急雇用対策事業について

緊急雇用対策事業として教育総務課は、教育事務所における給与決定・支給事務等の補助のため人員を採用・雇用した旨、回答を受けている。

具体的には、給与決定・支給事務等を担当する教育事務所総務課の人員削減の一方、子ども手当の導入による事務量増が見込まれたため、平成 22 年度に限り日々雇用職員の雇用により対応したとのことである。

この点につき、緊急雇用対策の目的が「雇用機会の創出」であり、財源が税金であることを考えると、ただ単に従来事業の補助ないしはその延長上の業務ではなく、従来的人员では手が回っていない業務（例：システム入れ替えに伴う過渡期的に必要な事業など）や、雇用対象者のスキルを高めるのに役立つ業務に対応させることが適切であり、今後同様の機会が生じる場合にはこの点を配慮することが望ましいと考えられる。

なお、雇用に際して「勤務条件明示書」の休暇の記載につき 6 ヶ月経過後何日の有給休暇が与えられるのか明記されていないものが見受けられる（さらに欠勤控除の条件については未記載）。口頭では示していたとしても、勤務条件を明示する文書としては不十分である。

(3) 審査請求事件への対応について

審査請求事件のうち No.1 から No.13 については人事委員会の裁決が未だに出されていない。長いものでは 30 年以上も中断し、その間被処分者の多くは退職し、亡くなられた方も存在している。なお、被処分者からの審査請求の取下げはこれまでも続いている。

このように長期間中断している理由については、一方当事者である教育委員会側からは明確な理由は得られなかった。

当該長期化の問題は直接的には人事委員会の問題であり、教育委員会側に必ずしも瑕疵がある訳ではない。しかし、このような状態が続く場合には、行政事件訴訟法に基づく訴訟リスク²³を教育委員会が抱えることに留意する必要がある。

人事委員会の制度趣旨や関係法令遵守を踏まえ、一方当事者である教育委員会は、早期の裁決を促す等本件解決に向けて必要な措置を行うことが望まれる。

²³ 本件処分の取消訴訟（現行行政事件訴訟法によれば、通常は処分又は裁決を知った日から 6 ヶ月以内であるが、第 8 条 2 項 1 号では審査請求があった日から 3 ヶ月を経ても裁決がない場合にも該当）、さらに人事委員会に対しては不作為の違法確認訴訟が考えられる（東京地判昭和 58 年 3 月 16 日参照）。

第2 教育政策課

1 所掌事務の概要

教育政策課の所掌事務は、以下のようになっている。

- (1) 教育に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
- (2) 教育に関する重要施策の総合調整に関すること
- (3) 教育に関する長期計画の策定及び進行管理に関すること
- (4) 地方教育行政法第二十七条第一項の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る総合調整に関すること。
- (5) 教育に関する調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (6) 行政改革の推進に係る企画及び総合調整に関すること
- (7) 広報及び広聴に関すること
- (8) 教育行政に係る相談に関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要」の「その1 分掌事務の概況」

2 職員配置状況

教育政策課の職員の配置状況は、以下の通りである。

図表番号 3-2-1 職員の配置状況 (平成22年7月1日現在)

(単位:人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	副主幹	主査	副主査	主任主事 主任技師	計
事務職員	1	3	4	6	2	2	18

(出所) 「様式本2 職員配置状況」より作成。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-2-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額
国庫支出金	委託金	教育委託金 (注 1)	41,715	△41,624	20,810	20,905	95	-	20,810
国庫支出金 計			41,715	△41,624	20,810	20,905	95	-	20,810
諸収入	雑入	雑入 (注 2)	1,629	-	-	1,629	1,629		-
諸収入 計			1,629	-	-	1,629	1,629	-	-
合計			43,345	△41,624	20,810	22,535	1,725	-	20,810

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注 1) 道徳教育推進事業 20,810 千円、調査統計 95 千円 (文部科学省)。なお勘定科目の誤りにより取り消しているものがある。

(注 2) 国際協力機構 (ベトナムとの相互協力事業) 1,598 千円、公告の掲載料 11 千円、通勤手当戻入 21 千円 (誤支給によるもの及び転出者の既に支給分の戻し処理)。

4 歳出事務

歳出毎の事業実績は、図表 3-2-3 のようになっている。教育政策課のほとんどの業務は、組織名通り教育施策・企画立案費である。

図表番号 3-2-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

(単位：千円)

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
行政指導費	教育施策 企画立案費	1 項 教育総務費 3 目 行政指導費	27,274	24,019
	調査統計事務費	同上	1,309	1,222
	広報活動費	同上	4,086	4,083
財務管理費	運営費	1 項 教育総務費 4 目 財産管理費	5,127	3,739

(出所) 教育政策課提供資料

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-2-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残	
教育費	教育 総務費	行政指導費	報償費	1,672	-	1,103	569	
			旅費(注1)	2,204	△706	535	963	
			需用費(注2)	5,874	△360	5,142	372	
			役務費	1,184	-	477	707	
			委託料(注3)	20,782	-	20,760	22	
			使用料及び 賃借料	425	-	240	185	
			備品購入費	564	-	-	528	
		業務指導費 計			32,669	△1,066	28,257	3,345
		財産管理費	報償費	200	-	133	67	
			旅費	700	-	652	48	
			需用費(注4)	2,659	-	2,113	546	
			役務費	490	-	416	74	
			使用料及び 賃借料	1,078	-	424	654	
		財産管理費 計			5,127	-	3,739	1,388
		合 計				37,796	△1,066	31,996

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、教育政策課のみを抽出加工。なお、予算流

用については、行政指導費について役務費 36 千円、備品購入費△36 千円がなされている。

(注 1) ベトナム相互交流事業派遣者旅費を令達。

(注 2) 夢気球印刷委託 3,959 千円が含まれる。ベトナム相互交流事業の消耗品等費用を令達。

(注 3) 進路状況調査統計システム維持管理費用 781 千円、道徳教育映像教材製作費用 19,978 千円

(注 4) 教育振興基本計画に関するリーフレット作成代金、コピー代金、消耗品の購入代金
他

5 主な事務事業の状況

平成 22 年度の教育政策課の主な事務事業の状況は以下の通りである。

(1) 道徳教育推進プロジェクト事業（予算額 23,051 千円、執行額 21,194 千円）

ア 事業概要

学習指導要領の改訂に伴い、小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、学識経験者や教員等からなる委員会を設置し、千葉県としての道徳教育の進め方や道徳教材の在り方の検討するものである。

イ 事業の位置づけ

平成 22 年 3 月、千葉県教育の中長期の指針として、「『ふれる』、『かかわる』、そして『つながる』」を取組方針とする千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」が策定された。

当該計画では、千葉県教育の 10 年後の姿を展望しそれを実現するための目標と施策の方向性を盛り込んでいる。さらに、今後 5 ヶ年間に実施する重点的・計画的な取り組み等を、①夢・チャレンジプロジェクト、②元気プロジェクト、③チームスピリットプロジェクトの 3 つにまとめている。

元気プロジェクトにおける具体的な施策の 1 つとして「道徳性を高める実践的人間教育を推進する」が設けられており、具体的な取り組みとして「道徳性、規範意識・社会貢献態度の育成」、「自他ともに尊重し命を大切にする心の教育の推進」、「豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成」が挙げられている。

このため、教育政策課で実施した「道徳教育推進プロジェクト事業」は元気プロジェクトにおける「道徳性、規範意識・社会貢献態度の育成」という具体的な取り組みを実行するためのプロジェクトの 1 つとして位置付けられている。

ウ 平成 22 年度における施策の実施状況

平成 22 年度における施策の実施状況は以下の通りである。

図表番号 3-2-5 施策の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育推進委員会の開催（10 回） ・ 中高校映像資料作成 ・ 道徳カリキュラム開発 ・ 「道徳教育推進のための基本的な方針」「道徳教育の手引き」策定

（出所）教育政策課提供資料

執行額 21,194 千円の大半（19,978 千円）は中高校映像資料作成に使用された。これは、道徳教育映像教材として、中学校用及び高等学校用の 2 本を作成し、指導資料と合わせて、平成 23 年 3 月中に県内すべての中学校、高等学校、特別支援学校に配付した。

映像教材の製作にあたり、「千葉県道徳教育映像教材製作等業務」の委託に係る企画案募集として、公募型プロポーザル方式を採用し、審査の結果、凸版印刷株式会社が優先交渉者となり、業務委託契約を締結し映像教材の製作を実施した。

当該教材の概要と特徴は以下のとおりである。

図表番号 3-2-6 教材の概要と特徴

教材名	教材の概要	教材の特徴
高等学校用「青春のホイール」（約 30 分）	サッカー選手として将来を嘱望されていた高校生の主人公は、事故で下半身不随になり、生きる希望を失ってしまう。しかし、家族に支えられ、車椅子バスケットボールとそのチームメイトと出会い、生きる気力を取り戻すとともに、人間として成長していくという物語。	①全国に先がけて作成された千葉県全体で活用する道徳の映像教材。 ②優れた先人に学ぶため、千葉にゆかりのある実存する人物をモデルとし、その生き方を通して、生徒に自己の在り方生き方を考えさせる教材。
中学校用「夢にかけの橋」（約 22 分）	主人公は、大学受験に失敗し目標を失ってしまうが、国際貢献にかかわる仕事に従事する人物と出会うことにより、千葉県発祥の「上総掘り」という井戸掘りの技術が世界で役立っていることを知る。主人公は、それをきっかけに自分を見つめ直し、再び希望に向かって歩き始めるという物語。	③教材の撮影は、千葉県内の施設やロケ地を使い、千葉らしさを前面に打ち出している。 ④学校ですぐに活用できるように、DVD の構成を工夫し、活用資料も同時に配付する。

（出所）教育政策課ホームページ

エ プロジェクト自己評価

教育政策課は、プロジェクトの実施結果の自己評価を①.施策の効果（成果・課題）及び②.今後の取組の方向性（改善策等）について以下のように実施した。

図表番号 3-2-7 プロジェクト自己評価

施策の効果（成果・課題）	今後の取組の方向性（改善策等）
<p>道徳教育推進プロジェクト事業では、道徳教育推進委員会を設置し、4回の会議を経て、千葉県其道徳教育の体系化、重点化、教員の指導力向上と効果的な教材及び指導資料の提供、高校における道徳教育の推進の3項目の施策が提言としてまとめられました。</p> <p>この提言を受け、県教育委員会では基本的な方針を決定しました。今後は具体的な取組の推進、実践が課題です。</p>	<p>道徳教育推進プロジェクト事業については道徳教育推進委員会（3回予定）を開催し、小学校用映像教材（低・中・高学年向け）や高等学校における道徳教育の充実方策などについて検討します。</p> <p>道徳教材活用推進校（中学校及び高等学校）との協力による研究・検証を実施します。</p>

（出所）教育政策課提供資料

（2）学校問題解決支援対策事業（予算額 720 千円、執行額 480 千円）

ア 事業概要

学校において、保護者との意思疎通の問題が生じている事例（行政対象暴力に相当するような事例等）に対処するため、弁護士等の専門家、関係各課の職員からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、必要に応じて県立学校・私立学校や市町村教育委員会に対して、適切な支援を実施するものである。

イ 事業の位置づけ

千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を基盤とした重点施策である元気プロジェクトにおける具体的な施策の1つとして、「教育現場を重視し、教職員の質と教育力の高さをトップを目指す」が設けられている。

この具体的な取り組みとして「熱意あふれる人間性豊かな教員の採用」、「信頼される質の高い教員の育成」、「少人数教育の推進」、「教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援」が挙げられている。

教育政策課で実施した「学校問題解決支援対策事業」は当該プロジェクトにおける「教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援」という具体的な取り組みを実行するためのプロジェクトとして位置付けられる。

ウ 平成 22 年度における施策の実施状況

平成 22 年 4 月に弁護士、精神科医、臨床心理士、民生児童委員といった専門家 4 名と教育庁関係課 14 名からなる学校問題解決支援チームを設置し、学校だけでは解決することができない案件について、月 1 回程度会議を開催し、その対応上の留意点や解決策をまとめ、県立学校、私立学校、市町村教育委員会に対して指導助言を行った。

平成 22 年度における実施状況は以下の通りである。

図表番号 3-2-8 施策の実施状況

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「学校問題解決支援チーム」会議の開催（7 回）・学校、市町村教育委員会へ指導助言（6 件） |
|---|

（出所）教育政策課提供資料

また、対応上の留意点や解決策をとりまとめ、学校の抱える様々な問題の解決や未然防止のため、「学校問題解決対応能力の向上に向けて」（平成 23 年 3 月、学校問題解決支援チーム）を作成・配付した。当該文書は校内研修向け資料として利用し、問題への対応に関するチェックリストを添付している。

エ プロジェクト自己評価

プロジェクトの実施結果の自己評価については、以下の通りであった。

図表番号 3-2-9 プロジェクト自己評価

施策の効果（成果・課題）	今後の取組の方向性（改善策等）
<p>学校問題解決支援対策事業では、庁内関係各課、専門家による解決支援チーム会議が定期的で開催され、解決することが困難な案件の概要やその原因となる要因が十分協議できました。</p> <p>今後は支援チーム会議から見えてきた、問題への対応のポイントや教職員の考え方を取りまとめて作成した資料「学校問題解決能力の向上に向けて」を、各学校で研修等に活用できるよう周知していきます。</p>	<p>学校問題解決支援対策事業については、引き続き個別の問題解決に向けた助言を行うとともに、支援チーム会議を昨年同様に月 1 回程度開催します。</p> <p>実際に生じた学校単独では解決困難な案件等の事例から、対応の成果やヒントをまとめ、学校等に周知します。</p>

（出所）教育政策課提供資料

(3) みんなで取り組む千葉教育会議の開催（予算額 743 千円、執行額 494 千円）

ア 事業概要

「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」の実現に向け、県内各地域で子どもたちの育成にかかわる県民を委員とする「みんなで取り組む千葉教育会議」を開催し、計画実現に向けた方策の検討や提言など、県民主体の取組を推進するものである。

イ 事業の位置づけ

千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を基盤とした重点施策であるチームスピリットプロジェクトにおける具体的な施策の 1 つとして「学校教育と社会教育、国公立教育と私学教育、産・学・官、公と民などのネットワークを構築する」が設けられている。

この具体的な取り組みとして「地域の力を結集した地域教育力の向上」、「産・学・官の連携強化による子どもの自立への支援」、「社会教育機能の連携強化など、生涯学習社会を目指した取組の支援」、「高等教育機関との連携」、「県教育委員会と市町村、私学等との連携強化」が挙げられている。

「みんなで取り組む千葉教育会議の開催」はチームスピリットプロジェクトにおける「地域の力を結集した地域教育力の向上」という具体的な取り組みを実行するためのプロジェクトとして位置付けられる。

ウ 平成 22 年度における施策の実施状況

平成 22 年度における施策の実施状況は以下のとおりである。

図表番号 3-2-10 施策の実施状況

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 会議の開催 (5 回)・ 教育タウンミーティング (2 地域)・ 実践活動、教員研修、ミニ集会開催等 |
|--|

(出所) 教育政策課提供資料

エ プロジェクト自己評価

プロジェクトの実施結果の自己評価については、以下のとおりであった。

図表番号 3-2-11 プロジェクト自己評価

施策の効果（成果・課題）	今後の取組の方向性（改善策等）
<p>みんなで取り組む千葉教育会議については、教育タウンミーティング・学校を核とした 1,000 か所ミニ集会等の活動をとおして、千葉県教育振興計画の県民への周知について効果がありました。</p> <p>一方で、1,000 か所ミニ集会では、学校と地域との連携割合は 26.3%とあまり変化が見られませんでした。</p>	<p>みんなで取り組む千葉教育会議については、ボランティアコーディネーターとの協働について検討します。教育タウンミーティングと学校を核とした 1,000 か所ミニ集会の企画・運営の在り方についても検討します。</p>

（出所）教育政策課提供資料

（4）工業教育におけるベトナムとの相互交流事業（予算額 2,662 千円、執行額 1,751 千円）

ア 事業概要

国際的視野を持った有能な人材を育成するとともに、高校生のコミュニケーション能力や異文化理解を一層深めるため海外派遣や受入れを支援するものである。

さらに国際協力機構（JICA）の「草の根技術協力事業」（歳入として 1,598 千円を入金している）を活用し工業教育に関する専門家のベトナム派遣及び研修生の受入を実施するものである（歳入歳出差額として 153 千円が持ち出しとなっている）。

イ 事業の位置づけ

千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を基盤とした重点施策である夢・チャレンジプロジェクトにおける具体的な施策の 1 つとして「異文化を理解し、国際的コミュニケーション力のある真の国際人を育てる」が設けられている。

この具体的な取り組みとして「多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成」、「外国語教育の充実」、「外国人児童生徒等の受入れ体制の整備」が挙げられている。

「工業教育におけるベトナムとの相互交流事業」は夢・チャレンジプロジェクトにおける「多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成」という具体的な取り組みを実行するためのプロジェクトとして位置付けられる。

ウ 平成 22 年度における施策の実施状況

平成 22 年度における施策の実施状況は以下のとおりである。

図表番号 3-2-12 施策の実施状況

- ・ハノイ工科短期大学から研修員 2 名受入
- ・工業高校における「特別支援教育での教材・教具の開発」についてノウハウの提供
- ・工業高校生 5 名、ベトナム派遣

(出所) 教育政策課提供資料

エ プロジェクト自己評価

プロジェクトの実施結果の自己評価については、以下の通りであった。

図表番号 3-2-13 プロジェクト自己評価

施策の効果 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (改善策等)
工業教育におけるベトナムとの相互交流事業は、教員の派遣により、技術移転の基本研修は予定通り進捗しています。また、ハノイ工科短期大学からの研修生が、伝達講習を校内で実施できる環境が整備されつつあります。技術移転から技術者の育成に向けた学習環境 (学習センター、カリキュラム、教育教材等) をベトナム側が整備・発展させるための提案をどのようにしているかがこの事業の課題になっています。	工業教育におけるベトナムとの相互交流事業については、本事業の最終年度として、高度な技術の研修、ニーズに応じたものづくりを実施できるよう、派遣や受入のプログラムを検討します。 また、事業の成果と課題、またハノイ工科短期大学からの要望を検証し、本年度以降の国際交流事業の充実方策について検討します。

(出所) 教育政策課提供資料

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 学校問題解決支援対策事業について

「学校問題解決支援チーム」会議を経て、「学校問題解決対応能力の向上に向けて」の資料（チェックリストを含む）を作成し、配付した点については一定の評価はできる。

しかし、当該資料は教職員の接遇面を中心に書かれ、学校問題を深刻化させる遠因として「学校・教職員の思い込み」があることを前提に、文字通り「学校問題解決対応能力の向上」の側面で示されている。

一方、「保護者や地域等からの要望等に関する教育委員会における取組」（平成 22 年 8 月、文部科学省初等中等教育局参事官（学校運営支援担当））によれば、苦情等対応マニュアル作成事例として、マニュアルを作成している地方自治体は 26 団体（うち 18 団体は都道府県）あり、この中にはさらに一步踏み込んだ具体的事例による対応が示されているものも存在する。

さらに神奈川県教育委員会の事例として「学校緊急支援チーム」を設置し、重大事案の発生時には、当該チームが実際に出動することが紹介されている。

千葉県においても、本学校問題解決支援対策事業に対するプロジェクト評価における今後の取組の方向性として「実際に生じた学校単位では解決困難な案件等の事例から、対応の成果やヒントをまとめ、学校等に周知します」と示していることから、他の地方自治体の先進的な取組の成果を調査・研究しつつ、併せて千葉県独自の要因や手法を加味して、今後は具体的事例に即した、より広い観点からの問題解決の指針を示すことが望まれる。

事案の対応においては、教育委員会側でも事案発生後速やかに会議を開催するなど、現状において、迅速かつ組織的に対応しているとのことであるが、リスク管理の手法を用いてより精緻な分析や対応、組織横断的なチームの構築等さらに一層高度の対策を行うためには教育政策課が中心となって、学校危機管理監をトップとした現行の体制を一層強化することが望まれる。

これについて一つの方法としては、「学校問題」の概念を広く捉え、初期対応として問題の認識や臨床心理学的解決策を加味するために指導課の管轄であるスクールカウンセラー配置事業や子どもと親のサポートセンターとの連携を利用して、解決手段の多様化を図るという方法も考えられる。

第3 財務施設課（一般会計）

1 所掌事務の概要

財務施設課の所掌事務は、以下のようになっている。

- (1) 教育に関する事務に係る予算についての意見の調整に関すること。
- (2) 予算の執行（国の支出負担行為を含む。）の総合調整に関すること。
- (3) 議会との連絡に関すること。
- (4) 県立学校の管理運営に係る予算に関すること。
- (5) 財務事務の指導及び助言に関すること。
- (6) 就学困難な児童生徒のための修学旅行費、学用品費等の国庫補助に関すること。
- (7) 学校における理科教育に係る設備の国庫補助に関すること。
- (8) 幼稚園の就園奨励費の国庫補助に関すること。
- (9) 特別支援教育就学奨励費の国庫補助に関すること。
- (10) 実習船の運営に関すること。
- (11) 建設工事等指名業者選定審査会（教育部会）に関すること。
- (12) 教育庁機種等選定・委託事業指名業者選定審査会に関すること。
- (13) 千葉県奨学資金貸付条例の施行に関すること。
- (14) 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例の施行に関すること。
- (15) 千葉県公立学校教員修学資金貸付条例の施行に関すること。
- (16) 県立高等学校授業料の減免に関すること。
- (17) 千葉県事務委任規則第2条第7号に規定する事務に関すること。
- (18) 教育財産の取得、管理及び処分の特括に関すること。
- (19) 建設工事の指導に関すること。
- (20) 建設工事に係る設計及び監理に関すること。
- (21) 県立学校の施設の整備に関すること。
- (22) 県立学校の教育財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (23) 県立学校の施設及び設備の国庫負担又は国庫補助に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (24) 公立義務教育諸学校等（公立幼稚園を含む。）の施設及び設備の国庫負担又は国庫補助に関すること。

（出所）財務施設課提供資料

（注）所掌事務のうち、（13）千葉県奨学資金貸付条例の施行に関する事務は、特別会計で経理されている。特別会計については次の第4財務施設課（特別会計）で記載している。

2 職員配置状況

財務施設課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-3-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	副主幹	主査	副主査	主任主事 主任技師	主事 技師	計
事務職員	2	4	11	7	9	2	8	43
技術職員	-	1	-	5	4	2	2	14
計	2	5	11	12	13	4	10	57

（出所）「様式本 2 職員配置状況」より作成。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のとおりである。

図表番号 3-3-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	収入更正額
使用料及び手数料	使用料	教育 使用料	574	-	-	574	574	-
使用料及び手数料 計			574	-	-	574	574	-
国庫支出金	国庫負担金	教育費 国庫負担金 (注 1)	10,011,910	180,088	-	9,831,822	9,831,822	-
	国庫補助金	教育費 国庫補助金 (注 2)	704,675	-	-	704,675	535,091	169,584 (注 3)
国庫支出金 計			10,716,585	180,088	-	10,536,497	10,366,913	169,584
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	9,232	-	-	9,232	9,232	-
財産収入 計			9,232	-	-	9,232	9,232	-
諸収入	貸付金 元利収入	貸付金 元利収入	1,714	-	-	509	481	28
	雑入	雑入 (注 4)	171,890	△169,618	△990	1,578	171,197	△169,619 (注 3)
諸収入 計			173,604	△169,618	△990	2,087	171,678	△169,590
合計			10,899,994	10,470	△990	10,548,389	10,548,396	△7

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注 1) 県立、市立特別支援学校で実施する就学奨励事業に対する特別支援教育就学奨励費負担金で国庫補助率 1/2 である。

(注 2) 文教施設整備費補助金 2,092 千円、教育振興費補助金 71,453 千円、特別支援教育費振興補助金 48,318 千円、特別支援学校建設費補助金 216,614 千円、高等学校建設費補助金 196,614 千円である。

(注 3) 防音補助事業補助金を教育費国庫補助金に振替えたことによる。

(注 4) 特別支援教育就学奨励費過年度分償還金 6 千円、工事契約解除に伴う違約金 1,307 千円、土地区画整理事業換地処分に伴う清算金 37 千円。

4 歳出事務

主な歳出事務は、以下のようになっている。

図表番号 3-3-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額
財務管理費	1 財務管理事務費 2 公立文教施設整備事務費 3 教育財産管理費 ・ 県立学校警備委託 4 教育施設防災費 ・ 消防設備補修工事 ・ 教育機関消火器借上 5 教育施設防災設備整備費 ・ 県立学校設備改修 ・ 県立学校定期点検 ・ 教育機関耐震診断	11 款 教育費 1 項 教育総務費 4 目 財務管理費	420,677	398,795
教職員 人事費	育英事業運営費	1 項 教育総務費 5 目 教職員人事費	19,572	18,374
小学校 教職員費	小学校に勤務する教職員の旅費	2 項 小学校費 1 目 教職員費	587,730	551,937
中学校 教職員費	中学校に勤務する教職員の旅費	3 項 中学校費 1 目 教職員費	503,828	483,253
中学校 教育振興費	千葉中学校の一般管理運営	2 目 教育振興費	8,642	5,699
高等学校 総務費	高等学校に勤務する教職員の旅費	4 項 高等学校費 1 目 高等学校 総務費	468,412	458,643

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額
全日制高等学校運営費	県立高等学校全日制課程 128 校	2 目 全日制高等学校管理費	3,359,900	3,268,152
定時制高等学校運営費	県立高等学校定時制課程 17 校	3 目 定時制高等学校管理費	120,572	110,612
学校教育振興費	1 理科教育等の設備整備 2 定時制・通信制課程修学奨励費 3 産業教育施設設備整備費 ・産業教育施設の整備 ・産業教育設備の整備 ・電子計算機の保守	4 目 教育振興費	252,991	201,216
高等学校施設整備費	1 施設整備費 ・既設高等学校施設建設工事 ・既設高等学校施設改修工事 2 用地取得費 ・土地区画整理事業に伴う再減歩保留地取得 3 教育財産管理費 ・既設高等学校の用地借上	5 目 学校建設費	7,251,958	4,874,186
通信制高等学校運営費	県立高等学校通信制課程 1 校	6 目 通信教育費	20,547	14,665
実習船運営費	県立高等学校実習船千潮丸(499t)の運航に要する経費	7 目 実習船運営費	126,183	117,184
特別支援学校総務費	特別支援学校に勤務する教職員の旅費	5 項 特別支援学校費 1 目 特別支援学校総務費	130,130	126,744
特別支援学校振興費	特別支援教育就学奨励費	2 目 特別支援学校振興費	545,003	480,855

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額
特別支援 学校管理費	特別支援学校に係る運営費、施設 整備費 1 一般運営費 29校 2 特別支援学校設備整備費	3目 特別支援学校 管理費	3,050,897	1,680,664
合計			16,867,042	12,790,979

(出所) 財務施設課からの提供資料

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-3-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残		
教育費	教育 総務費	財務 管理費	賃金	210	-	210	0		
			旅費	4,353	-	4,138	215		
			需用費	19,863	△9,086	8,337	2,440		
			役務費	2,695	-	1,637	1,058		
			委託料	243,066	△173,978	54,244	14,843		
			使用料及び 賃借料	5,756	△2,786	2,555	415		
			工事請負費	142,450	△139,850	683	1,917		
			備品購入費	2,000	△888	215	898		
			負担金・補助 及び交付金	245	△44	107	94		
			補償・補填 及び賠償金	30	-	30	-		
			公課費	9	-	8	1		
			財務管理費 計			420,677	△326,632	72,163	21,882
			教育 人事費		報酬	1,662	-	1,542	120
	共済費	364			-	350	14		
	賃金	851			-	812	38		
	需用費	1,354			-	675	679		
	役務費	347			-	-	347		
	委託料	14,994			-	14,994	-		
	教職員人事費 計			19,572	-	18,374	1,198		
	小学校費	教職員費	旅費	587,730	△481,267	70,670	35,793		

		小学校費・教職員費 計	587,730	△481,267	70,670	35,793
中学校費	教職員費	旅費	503,828	△414,439	68,814	20,574
	教職員費 計		503,828	△414,439	68,814	20,574
	教育 振興費	報償費	130	△80	-	50
		需用費	5,120	△3,559	-	1,561
		役務費	431	△210	-	221
		委託料	700	△683	-	18
		使用料及び 賃借料	46	△32	-	14
		備品購入費	2,205	△1,126	-	1,079
		負担金・補助 及び交付金	10	△10	-	-
		教育振興費 計		8,642	△5,699	-
高等 学校費	高等 学校 総務費	旅費	468,412	△33,520	425,123	9,769
	高等学校総務費 計		468,412	△33,520	425,123	9,769
	全日制 高等学校 運営費	共済費	215	△215	-	0
		賃金	1,538	△1,538	-	0
		報償費	3,397	△2,418	-	979
		需用費	2,365,164	△2,331,134	-	34,030
		役務費	104,831	△96,069	-	8,762
		委託料	336,278	△309,523	-	26,755
		使用料及び 賃借料	157,712	△142,771	-	14,941
		原材料費	7,378	△6,591	-	787
		備品購入費	375,397	△370,095	-	5,302
		負担金・補助 及び交付金	6,407	△6,278	-	129
		公課費	1,583	△1,520	-	64
		全日制高等学校運営費 計		3,359,900	△3,268,152	-
	定時制 高等 学校 運営費	報償費	160	△80	-	80
		需用費	81,515	△75,150	-	6,365
		役務費	4,669	△4,337	-	332
委託料		5,365	△4,463	-	902	
使用料及び 賃借料		3,747	△2,271	-	1,475	
備品購入費		24,970	△24,222	-	748	

	負担金・補助 及び交付金	146	△87	-	59
	定時制高等学校運営費 計	120,572	△110,612	-	9,960
教育 振興費	需用費	6,000	△5,093	-	907
	委託料	7,650	-	989	6,661
	工事請負費	14,000	△13,816	-	184
	備品購入費	224,466	△85,643	95,855	42,968
	貸付金	840	△840	-	-
	償還金・利子 及び割引料	35	△0	35	0
	教育振興費 計（注）	252,991	△105,392	96,878	50,721
学校 建設費	役務費	120	-	120	-
	委託料	940,701	△221,974	314,924	403,803
	使用料及び 賃借料	118,853	△12,239	88,780	17,834
	工事請負費	6,077,827	△2,027,553	2,262,167	1,788,108
	原材料費	3,705	△3,562	-	143
	公有財産購入費	55,000	-	55,000	-
	備品購入費	52,300	△52,070	-	230
	負担金・補助及 び交付金	3,386	△3,207	-	179
	補償・補填及び 賠償金	66	-	65	1
	学校建設費 計（注）	7,251,958	△2,320,606	2,721,056	2,210,296
通信 教育費	報償費	30	△20	-	10
	需用費	15,260	△11,068	-	4,192
	役務費	1,077	△1,048	-	29
	委託料	1,505	△480	-	1,025
	使用料及び 賃借料	658	△523	-	135
	備品購入費	1,973	△1,485	-	488
	負担金・補助及 び交付金	44	△42	-	2
	通信教育費 計	20,547	△14,665	-	5,882
実習船 運営費	報償費	20	△20	-	-
	旅費	17,486	△15,032	924	1,529
	需用費	43,750	△37,777	-	5,973
	役務費	4,852	△1,574	2,936	343

		委託料	11,150	△10,300	-	850
		使用料及び 賃借料	987	△788	-	200
		工事請負費	47,145	△47,093	-	52
		原材料費	653	△601	-	52
		負担金・補助及 び交付金	140	△138	-	1
		実習船運営費 計	126,183	△113,323	3,861	8,999
特別支援 学校費	特別支援 学校総務 費	旅費	130,130	△16,380	110,364	3,386
		特別支援学校総務費 計	130,130	△16,380	110,364	3,386
	特別支援 学校振興 費	負担金・補助 及び交付金	545,000	△427,260	53,591	64,148
		償還金・利子及 び割引料	3	-	3	0
		特別支援学校振興費 計	545,003	△427,260	53,594	64,148
	特別支援 学校 管理費	報償費	1,564	△1,163	-	401
		需用費	489,474	△481,287	-	8,187
		役務費	44,040	△36,832	-	7,208
		委託料	280,694	△212,745	54,049	13,901
		使用料及び 賃借料	38,849	△22,349	13,949	2,550
		工事請負費	2,074,120	△704,466	56,490	1,313,164
		原材料費	4,377	△4,286	-	91
		備品購入費	110,330	△108,219	-	2,111
		負担金・補助及 び交付金	3,546	△3,496	-	50
		公課費	3,903	△3,758	-	146
		特別支援学校管理費 計 (注)	3,050,897	△1,578,600	124,489	1,347,809
		合 計	16,867,042	△9,216,547	3,765,385	3,885,110

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、財務施設課のみを抽出加工。

(注) 繰越明許費が含まれるため、図表番号 3-3-3 と決算額（本図表では令達額+決算額）が不一致となっている。

5 主な事務事業の状況

(1) 財務管理費

主なものは、委託料 54,244 千円（他にかい執行分 173,978 千円あり）であり、契約の概要は以下の 28 件であった。

- ・公立学校施設整備費執行事務システムの適用保守
- ・公立学校施設台帳（県立学校分）入力事務
- ・緊急雇用創出委託（植栽管理及び除草等業務）4 地区
- ・緊急雇用創出委託（県立学校施設維持業務）
- ・千葉県立学校施設定期点検業務委託 6 地区
- ・千葉県立船橋芝山高等学校外 1 校建材調査判定業務委託
- ・千葉県立学校施設建設設備定期点検業務委託 13 地区
- ・千葉県立長生特別支援学校湧出ガス濃度調査業務委託

このうち、契約金額 100 万円未満のものは 17 件で、いずれも 1 号随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により、千葉県財務規則で定める額を超えないことから、随意契約とすること）により契約している。

(2) 教職員人事費

奨学金等育英事業の運営が中心であるが、このうち委託料 14,994 千円の内訳は以下のとおりである。

図表番号 3-3-5 委託料（教職員人事費）の概要

件名	契約先	契約金額	契約形態	落札率	契約年月日	完成年月日
奨学資金管理システム開発業務委託	(株)プラムシックス	14,679	一般競争入札	53.8%	22.6.21	23.3.31
口座振替取りまとめサービス初期導入作業業務委託	ちばぎんコンピューターサービス(株)	315	1号随契	100%	23.2.21	23.3.15

(出所) 財務施設課の資料より作成。

(注) 契約金額は千円未満を四捨五入している。

(3) 小学校教職員費・中学校教職員費

千葉県に所在する小学校・中学校の教職員の校外学習、修学旅行等の旅費。千葉市分は直接支出、その他の地域は各教育事務所へ予算令達し、各教育事務所が所管区域内の小・中学校へ配当することにより支出している。

(4) 中学校費・教育振興費

千葉中学校の一般管理運営経費を全て令達額により支出している。

(5) 高等学校費・高等学校総務費

高等学校の教職員の旅費（全国高等学校総合体育大会の旅費等）を支出している。一般に当該旅費は「庶務共通事務システム」（しよむ2）により処理され、外国旅費や赴任旅費の移転料等システム上処理できないものは令達額により支出している。

平成 22 年度は、後期の大規模大会での成績向上等に伴い、教職員の現地滞在宿泊代等が増加したため、不足額 6,541 千円を全日制高等学校管理費の委託料の入札執行差額から流用しており、当該処理は適正になされている。

(6) 高等学校費・全日制高等学校管理費

県立高等学校全日制課程における運営費を全て令達額により支出している。なお、上記(5)に示したように、高等学校費・高等学校総務費へ 6,541 千円を流用している。

(7) 高等学校費・定時制高等学校管理費

県立高等学校定時制課程における運営費を全て令達額により支出している。

(8) 高等学校費・教育振興費

委託料 989 千円は、「千葉県立千葉商業高等学校外 11 校 12 教室のパソコン等の廃棄処分」にかかる単価契約である。本契約の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-6 委託料（教育振興費）の概要

件名	契約先	契約金額	契約形態	落札率	契約年月日	完成年月日
千葉県立千葉商業高等学校外 11 校 12 教室のパソコン等の廃棄処分	アサヒブリティックス(株)北関東営業所	単価 33.6 円/kg 支出額 (989 千円)	指名競争入札	22.1%	22.3.25	22.5.18

(出所) 財務施設課の資料より作成。

(注) 支出金額は千円未満を四捨五入している。

本契約においては、22.1%と非常に低い落札率となっているが、その理由については、指名競争入札で 6 社の応札が結果として低い金額となったとのことである（低入札価格調査制度、最低制限価格制度は導入されていない）。また、契約日が平成 22 年 3 月 25 日となった理由としては、パソコンの更新を教育活動の影響が少ない時期に行うことから、更新終了後の春休み中の契約としたとのことである。

なお、本契約は委託完了期限を平成 23 年 6 月 30 日としており、繰越明許費の扱いとして
いる。本件においては、財源は一般財源で確保したものであり、国の教育費国庫補助金で整
備したパソコンを処分するために支出されたものである。

近時は、本件類似契約では単に廃棄では 1 キログラムあたり 100 円以下で引き取る業者は
存在するが、データの消磁処理や産業廃棄物としての管理が含まれると当該費用が加算され
る。なお、本件においては、データの消去は学校側で県が作成している、パソコンの廃棄等
に関する実施手順書により、ハードディスクの物理的な破壊を実施したとのことである。

なお、平成 22 年度においても高等学校産業教育用パソコンの旧機器等の廃棄処分を行っ
ており、以下の契約状況により平成 23 年度に繰越明許費として処理している。

図表番号 3-3-7 PC 機器等の廃棄委託（平成 23 年度への繰越明許費処理）の概要

見積合わせ日	平成 23 年 3 月 29 日
契約日	平成 23 年 3 月 30 日
契約期間	平成 23 年 3 月 30 日から平成 23 年 6 月 30 日
廃棄物回収日	平成 23 年 4 月 4 日から 4 月 11 日
最終処分日	平成 23 年 4 月 24 日

（出所）財務施設課の資料。

（9）高等学校費・学校建設費

平成 22 年度当初予算で工事請負費として予算計上していた 5,000 千円のうち、内容を精
査した結果改修を含まないため、備品購入費とすることが適切であると判断し、当該予算を
備品購入費に流用したものがあある。

その他の主な契約は以下のとおりである。

ア 委託料

委託料 320,427 千円の契約 50 件の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-8 委託料（学校建設費）の概要

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
1	千葉県立検 見川高等学 校外 1 校大 規模改造工 事実施設計 (1)	(株)椛山建 築都市綜 合事務所	18,375	指名競争入札	97.1	21.8.12	22.10.31
2	千葉県立市 川東高等学	(株)晃設計 事務所	14,700	指名競争入札	98.6	21.9.9	22.5.12

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	校外 1 校大規模改造工事実施設計 (1)						
3	千葉県立流山高等学校校舎(特別教室棟・体育館)大規模改造工事実施設計 (1)	(株)鈴木建築設計事務所	14,490	指名競争入札	96.3	21.10.29	22.5.28
4	千葉県立佐倉東高等学校校空気濃度調査業務委託	(株)上総環境調査センター	42	1号随契	93.0	22.4.1	22.4.12
5	千葉県立船橋古和釜高等学校外 1 校大規模改造工事実施設計 (1)	(株)西澤設計事務所	13,860 (6,321)	指名競争入札	95.1	22.4.30	23.2.23
6	千葉県立君津高等学校校舎(特別教室棟外 1 棟)大規模改造工事実施設計 (1)	(有)飯島建築構造事務所	14,361 (8,513)	指名競争入札	97.1	22.5.6	23.3.2
7	千葉県立我孫子高等学校建材調査判定業務委託	中外テクノス(株)関東環境技術センター	68	1号随契	68.3	22.5.27	22.6.8
8	千葉県立館山総合高等	(株)齋藤建築設計事	18,900 (9,769)	指名競争入札	94.1	22.5.27	22.12.20

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	学校校舎(普通・特別教室棟外)大規模改造工事実施設計(1)	務所					
9	千葉県立松戸六実高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(1)	(有)佐藤建築構造設計事務所	9,765	指名競争入札	94.8	22.5.28	22.10.25
10	千葉県立我孫子高等学校空気濃度調査業務委託	中外テクノス(株)関東環境技術センター	49	1号随契	92.2	22.6.8	22.6.22
11	千葉県立特別支援学校流山高等学校園第2キャンパス屋内運動場大規模改造工事実施設計(1)	(有)市原建築構造設計事務所	9,450	指名競争入札	95.1	22.6.11	22.9.29
12	千葉県立流山高等学校体育館大規模改造工事実施設計(2)	(有)古里設計一級建築士事務所	3,255	指名競争入札	81.0	22.7.1	22.11.29
13	千葉県立匝瑳高等学校校舎(理科棟)大規模改造工事実施	(株)日野建築設計事務所	4,988	指名競争入札	81.5	22.7.1	22.11.17

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	設計(2)						
14	千葉県立清水高等学校校舎(管理・特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)アール設計	4,662	指名競争入札	81.9	22.7.12	22.12.15
15	千葉県立京葉工業高等学校外2校建材調査判定業務委託	(株)上総環境調査センター	271	1号随契	92.1	22.7.12	22.7.30
16	千葉県立千葉女子高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(有)アイム設計	4,702	指名競争入札	89.3	22.7.26	22.12.1
17	千葉県立生浜高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)アークスペース建築設計事務所	4,200	指名競争入札	81.5	22.11.1	23.3.15
18	千葉県立若松高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(有)コア建築設計	4,200	指名競争入札	79.9	22.7.30	22.12.1
19	千葉県立佐倉高等学校校舎(管理教室棟外)大	(株)本間設計	5,402	指名競争入札	78.0	22.8.5	23.2.28

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	規模改造工 事実施設計						
20	千葉県立袖ヶ浦高等学校体育館大規模改造工 事実施設計 (2)	(株)赤坂建 築設計事 務所	5,040	指名競争入札	92.4	22.8.13	23.2.28
21	千葉県立市川東高等学校校舎(普通 教室棟)大規模改造工 事実施設計 (2)	(株)岡田建 築設計事 務所	5,362	指名競争入札	94.8	22.8.13	23.2.25
22	千葉県立市原高等学校 屋内運動場 大規模改造 工事実施設 計(2)	(株)協和建 築設計事 務所	3,885	指名競争入札	77.2	22.8.13	23.2.28
23	千葉県立東金高等学校 校舎(管理普 通教室棟)大 規模改造工 事実施設計 (2)	(有)尾 本建築設 計事務所	6,773	指名競争入札 (公募型)	80.2	22.10.7	23.2.28
24	千葉県立多古高等学校 校舎(特別教 室棟)大規模 改造工 事 実施設計(1)	(株)千町村 建築研究 所	10,479	指名競争入札	95.9	22.10.7	23.2.28
25	千葉県立松尾高等学校	(有)SPC 設計	9,870	指名競争入札	93.2	22.10.7	23.2.28

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	校舎(特別教室棟)大規模改造工事実施設計(1)						
26	千葉県立柏南高等学校校舎(特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(有)宮本建築設計事務所	4,578	指名競争入札	96.0	22.10.7	23.2.25
27	千葉県立茂原高等学校校舎(管理棟外)大規模改造工事実施設計(2)	(株)喬建築設計事務所	7,403	指名競争入札	82.6	22.10.7	23.2.28
28	千葉県立流山高等学校校舎(特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)竹江設計事務所	6,510	指名競争入札 (公募型)	95.4	22.10.8	23.2.28
29	千葉県立茂原樟陽高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(1)	(株)カトウ建築設計事務所	9,240	指名競争入札	99.3	22.10.8	23.3.25
30	千葉県立銚子高等学校校舎(管理・教室棟)大規模改造工事実施設計(1)	(株)あるて設計	2,521	指名競争入札	87.2	22.10.1 8	23.2.28

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
31	千葉県立八街高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(1)	(株)向後構造設計事務所	14,578	指名競争入札	99.4	22.10.18	23.3.22
32	千葉県立松戸国際高等学校体育館大規模改造工事実施設計(2)	(株)潮建築設計事務所	3,014	指名競争入札	71.9	22.10.18	23.2.25
33	千葉県立松戸六実高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(2)	(株)桑田建築設計事務所	4,935	指名競争入札	71.1	22.10.18	23.2.25
34	千葉県立船橋東高等学校校舎(特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)長谷川清次郎設計事務所	3,759	指名競争入札	84.3	22.10.18	23.3.17
35	千葉県立市原高等学校校舎(普通特別教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(株)矢崎建築設計事務所	3,360	指名競争入札	85.2	22.11.1	23.3.10
36	千葉県立行徳高等学校屋内運動場大規模改造	(株)ゆま空間設計	3,014	指名競争入札	71.3	22.11.1	23.3.8

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	工事实施設計(2)						
37	千葉県立船橋古和釜高等学校体育館大規模改造工事实施設計(2)	(有)ユタカ建築設計事務所	4,043	指名競争入札	75.9	22.11.1	23.3.15
38	千葉県立木更津東高等学校屋内運動場大規模改造工事实施設計(2)	(有)石井建築設計事務所	5,565	指名競争入札	76.3	22.11.1	23.3.9
39	千葉県立館山総合高等学校体育館武道場大規模改造工事实施設計(2)	(株)サン建築総合事務所	7,508	指名競争入札	93.3	22.11.1 1	23.3.25
40	千葉県立特別支援学校流山高等学園第2キャンパス屋内運動場大規模改造工事实施設計(2)	(株)鈴木建築設計事務所	6,248	指名競争入札	73.6	22.11.1 1	23.3.22
41	千葉県立千葉高等学校校舎(普通教室棟他)大規模改造工事实施設計	(株)榎本建築設計事務所	8,400	指名競争入札	98.6	22.11.1 1	23.3.25

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	(2)						
42	千葉県立若松高等学校体育館大規模改造工事実施設計(2)	(株) ティー・アンド・エム設計	2,940	指名競争入札	71.5	22.11.29	23.3.25
43	千葉県立生浜高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(2)	(株)大塚建築設計事務所	3,885	指名競争入札	71.7	22.11.29	23.3.22
44	千葉県立船橋高等学校屋内運動場大規模改造工事実施設計(2)	(有) 翔建築設計	5,040	指名競争入札	82.7	22.11.29	23.3.22
45	千葉県立君津高等学校体育館大規模改造工事実施設計(2)	(有) 金子企画設計事務所	4,225	指名競争入札	76.2	22.11.29	23.3.18
46	千葉県立検見川高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造工事実施設計(2)	(有) 海宝建築設計事務所	4,263	指名競争入札	71.2	22.12.3	23.3.25
47	千葉県立磯辺高等学校校舎(普通教室棟)大規模	(株)佐竹建築設計	4,809	指名競争入札	82.4	22.12.3	23.3.25

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	改造工事实 施設設計(2)						
48	千葉県立津 田沼高等学 校体育館大 規模改造工 事施設設計 (2)	(株)網中建 築設計事 務所	4,725	指名競争入札	77.4	22.12.3	23.3.25
49	千葉県立流 山おおたか の森高等学 校屋内運動 場大規模改 造工事实施 設計(2)	(株)アート 設計	5,040	指名競争入札	92.2	22.12.3	23.3.25
50	千葉県立千 葉北高等学 校屋内運動 場大規模改 造工事实施 設計(2)	(有)佐 倉設計事 務所	3,675	指名競争入札	84.0	22.12.6	23.3.25

(出所) 財務施設課の資料より作成。

(注1) 契約金額は千円未満四捨五入している。契約金額の括弧内は繰越明許に伴い、平成22年度の執行額である。

(注2) 色つきの部分は繰越明許対象契約である。50件中14件は前年度繰越明許とされたものである。

前年度繰越明許費とした理由としては、本件財源は国の交付金で、一括交付されたものであり、当該交付金を2月補正予算で計上したが、経費の性質上、年度内の支出が終わらない見込みのある経費のため繰越明許費としたとのことである。

なお、各契約形態においては、県は平成21年3月9日に建築コンサルタント委託業務に係る簡易公募型指名競争入札試行要領を制定しており、これを受けて教育委員会でも1件以上実施することとされているから、適当と思われる入札に関して採用しているとのことである。

イ 工事請負費

工事請負費 2,777,465 千円の契約 37 件の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-9 工事請負費（学校建設費）の概要

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
1	千葉県立清水高等学校食品化学科実習棟改築電気設備工事	(株)岩田電気工業	13,075 (注3)	指名競争入札	86.0	21.12.1	-
2	千葉県立清水高等学校食品化学科実習棟改築機械設備工事	浅野さく 泉管工(株)	31,847 (注3)	指名競争入札	94.3	21.12.1	22.8.31
3	千葉県立清水高等学校食品化学科実習棟改築工事	丸要建設 (株)	84,000 (73,200) (注3)	一般競争入札（総合評価）	89.2	21.12.4	22.8.16
4	千葉県立浦安高等学校校舎（管理・特別教室棟他）大規模改造建築工事	京成建設 (株)	213,010 (注3)	一般競争入札（総合評価）	88.1	21.12.9	22.8.30
5	千葉県立八千代東高等学校格技館大規模改造工事	(株)伊藤工務店	32,864 (注3)	指名競争入札	86.4	22.1.20	22.6.17
6	千葉県立行徳高等学校校舎（特別教室棟他）大規模改造電気設備工事	友信電気 (株)	39,078 (15,400) (注3)	指名競争入札	94.8	21.11.2	23.5.31 （工事期限を示している）
7	千葉県立行徳高等学校校舎（特別教室棟他）大規模改造建築工事	(株)大城組	494,261 (283,200) (注3)	一般競争入札（総合評価）	88.1	21.11.17	23.5.31 （工事期限を示している）
8	千葉県立浦安高	(株)船橋電	20,110	指名競争	85.9	21.12.1	22.8.30

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	等学校校舎（管理・特別教室棟他）大規模改造電気設備工事	気工事	(注3)	入札			
9	千葉県立浦安高等学校校舎（管理・特別教室棟他）大規模改造機械設備工事	旭葉設備(株)	16,170 (注3)	指名競争入札	92.1	21.12.1	22.8.27
10	千葉県立安房高等学校防音機能復旧及び質的改善第2期機械設備工事	(有)青木酸素商店	143,308 (114,538) (注3)	一般競争入札（総合評価）	96.8	21.9.18	22.11.30
11	千葉県立千葉高等学校中学生棟電気設備工事	(株)木村建設	58,084 (注3)	一般競争入札（総合評価）	85.0	21.9.18	22.9.21
12	千葉県立千葉高等学校中学生棟建築工事	京成建設(株)	300,465 (237,465) (注3)	一般競争入札（総合評価）	85.5	21.10.21	22.10.25
13	千葉県立行徳高等学校校舎（特別教室棟他）大規模改造機械設備工事	第一セントラル設備(株)	49,830 (19,530) (注3)	一般競争入札（総合評価）	93.0	21.10.23	23.5.31 (工事期限を示している)
14	千葉県立千葉高等学校中学生棟機械設備工事	(株)信和アセント	35,259 (注3)	指名競争入札	96.6	21.9.11	22.9.17
15	千葉県立安房高等学校防音機能復旧及び質的改善第2期電気設備工事	(株)間宮電気工業	31,815 (25,452) (注3)	指名競争入札	95.4	21.9.11	22.11.30
16	千葉県立行徳高等学校校舎（特別教室棟他）大	京葉瓦斯(株)	12,437 (注3)	2号随契	100.0	21.9.16	23.5.31 (工事期限を示し

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	規模改造ガス設備工事						ている)
17	千葉県立安房高等学校防音機能復旧及び質的改善第2期建築工事	(株)計工務店	106,124 (84,899) (注3)	一般競争入札(総合評価)	85.9	21.9.18	22.11.29
18	千葉県立匝瑳高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造建築工事	古谷建設(株)	86,100 (注3)	一般競争入札(総合評価)	88.8	22.2.5	22.9.24
19	千葉県立君津高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造建築工事	松栄建設(株)	64,365 (注3)	一般競争入札(総合評価)	88.6	22.2.22	22.8.23
20	千葉県立匝瑳高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造機械設備他工事	(株)渡辺冷凍機	28,156	指名競争入札	86.8	22.5.7	22.9.27
21	千葉県立君津高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造電気設備工事	(株)目黒テクノス	11,132	指名競争入札	85.4	22.5.7	22.8.27
22	千葉県立君津高等学校校舎(普通教室棟)大規模改造機械設備工事	(株)高橋工業所	8,860	指名競争入札	88.0	22.5.7	22.8.27
23	千葉県立銚子商業高等学校校舎(普通教室B棟)大規模改造建築工事	テクノ・小林経常建設共同企業体	93,526	一般競争入札(総合評価)	93.8	22.5.14	22.11.8
24	千葉県立成東高	(有)喜	9,828	指名競争	86.0	22.5.19	22.9.22

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	等学校校舎（特別教室棟）大規模改造機械設備他工事	多住宅設備		入札			
25	千葉県立成東高等学校校舎（特別教室棟）大規模改造建築工事（1期）	鵜沢建設(株)	103,320	一般競争入札（総合評価）	87.5	22.5.25	22.9.21
26	千葉県立長生高等学校校舎（管理普通教室棟）大規模改造工事（1期）	鵜沢建設(株)	94,710	一般競争入札（総合評価）	87.3	22.5.25	22.8.23
27	千葉県立我孫子高等学校校舎（特別教室棟）大規模改造工事（1期）	輝建設(株)	73,538	一般競争入札（総合評価）	86.9	22.5.25	22.9.30
28	千葉県立銚子商業高等学校校舎（普通教室B棟）大規模改造機械設備工事	(株)中央設備	20,316	指名競争入札	86.5	22.5.31	22.11.9
29	千葉県立銚子商業高等学校校舎（普通教室B棟）大規模改造電気設備工事	山崎電設工業(株)	6,933	指名競争入札	85.4	22.5.31	22.11.12
30	千葉県立木更津高等学校校舎（特別教室棟）大規模改造工事	伊東建設興業(株)	74,445	一般競争入札（総合評価）	87.4	22.6.8	22.9.30
31	千葉県立多古高等学校屋内運動場大規模改造建	(株)畔蒜工務店	71,863	一般競争入札（総合評価）	87.4	22.6.21	22.12.20

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
	築工事						
32	千葉県立多古高等学校屋内運動場大規模改造電気設備他工事	(株)電研工業	8,779	指名競争入札	85.2	22.7.5	22.12.20
33	千葉県立千葉東高等学校屋内運動場大規模改造建築工事	(株)山田工務所	94,505	一般競争入札(総合評価)	87.3	22.8.16	23.2.28
34	千葉県立千葉東高等学校屋内運動場大規模改造電気設備他工事	(株)光栄電設工業	20,644	指名競争入札	86.0	22.8.17	23.2.28
35	千葉県立八千代高等学校屋内運動場大規模改造建築工事	岩澤建設(株)	65,757	一般競争入札(総合評価)	87.2	22.9.21	23.3.25
36	千葉県立八千代高等学校屋内運動場大規模改造電気設備他工事	(有)京葉工業	8,642	指名競争入札	85.1	22.10.12	23.3.22
37	千葉県立東金商業高等学校法面改修工事	庄司工業(株)	150,309	一般競争入札(総合評価)	84.0	22.6.7	23.4.18

(出所) 財務施設課の資料。

(注1) 契約金額は千円未満四捨五入している。契約金額の括弧内は平成22年度の執行額である。「大規模改造」とあるのは耐震化を意味する。

(注2) 色つきの部分は繰越明許対象契約である。16件は前年度繰越明許とされたものである。

(注3) 債務負担行為としている。

① 「項番1」工事

当該契約は平成21年12月1日契約、工期を平成21年12月2日から平成22年7月31日(債務負担行為としている)としたところ、他工事の発注元の破産申立てにより業績悪化し、平成22年5月17日破産手続開始、契約先から同日付で「工事続行不能届」が提出された。なお、当該請負契約には履行保証保険が付されていた。

これに伴い、県は同年5月20日に当該契約を解除し、これまでの出来高に応じて精算を行

った。この結果、これまでの出来高は3.22%であることが確認され、両者合意の上、県は421千円を支払った。工期が7月31日で、5月の時点で出来高がわずか3%程度であることから見て、工事はほとんど止まった状態であったことが推測される。

なお、県は建設工事請負契約第47条第2項及び第3項に基づき、違約金1,307千円を請求し、履行保証保険会社から入金されている。

② 「項番2」工事

平成22年6月22日に工事内容の一部を変更し、工期を1ヶ月延長し平成22年8月31日としている。

③ 「項番4」工事

平成22年8月10日に工事内容の一部を変更し、請負代金を36,610千円増額した。

④ 「項番5」工事

平成22年6月10日に工事内容の一部を変更し、請負代金を1,061千円増額した。

⑤ 「項番6」工事

工事内容の一部を変更し、工期を2ヶ月延長し平成23年5月31日とし、請負代金を7,578千円増額した。

⑥ 「項番7」工事

平成22年1月15日に工事内容の一部を変更し、工期を2ヶ月延長し平成23年5月31日とし、請負代金を67,436千円増額した。

⑦ 「項番8」工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を1,389千円増額した。

⑧ 「項番10」工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を542千円減額した。

⑨ 「項番11」工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を830千円増額した。

⑩ 「項番12」工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を11,400千円増額した。

⑪ 「項番13」工事

工事内容の一部を変更し、工期を2ヶ月延長し平成23年5月31日とし、請負代金を1,005千円増額した。

⑫ 「項番 16」 工事

建築工事の工期延長に伴い、平成 23 年 3 月 25 日、工期を 2 ヶ月延長し平成 23 年 5 月 31 日とした。

⑬ 「項番 20」 工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を 929 千円増額した。

⑭ 「項番 23」 工事

工事内容の一部を変更し、工期を約 2 ヶ月延長し平成 22 年 11 月 15 日とし、請負代金を 2,176 千円増額した。

⑮ 「項番 27」 工事

平成 22 年 8 月 30 日工事の一部を変更し、請負代金を 6,338 千円増額した。

⑯ 「項番 28」 工事

工期を約 2 ヶ月延長し、平成 22 年 11 月 15 日とした。

⑰ 「項番 29」 工事

平成 22 年 9 月 17 日工期を約 2 ヶ月延長し、平成 22 年 11 月 15 日とし、さらに平成 22 年 10 月 15 日工事内容の一部を変更し、請負代金を 663 千円増額した。

⑱ 「項番 31」 工事

工事内容の一部を変更し、請負代金を 1,303 千円増額した。

⑲ 「項番 32」 工事

平成 22 年 11 月 30 日、増設のリモコンスイッチが既設のリモコン伝送ユニットと信号の伝送方式が異なるため既設のリモコンスイッチ及び伝送ユニットを交換する必要が生じ、請負代金を 169 千円増額した。

⑳ 「項番 33」 工事

平成 23 年 2 月 8 日工事内容の一部を変更し、請負代金を 18,103 千円増額した。

㉑ 「項番 34」 工事

平成 23 年 2 月 7 日工事内容の一部を変更し、請負代金を 505 千円増額した。

㉒ 「項番 35」 工事

工事内容の一部を変更し、工期を 1 ヶ月延長し平成 23 年 3 月 25 日とし、請負代金を 3,211 千円増額した。

なお、上記工事（他の請負工事も含む）の入札手続き等は、県土整備部で実施されている。

㊸ 「項番 37」 工事

平成 21 年度からの繰越明許費であるが、工事現場が傾斜地であり、3 月 11 日東日本大震災後頻発する余震により作業員の安全確保等が困難であるとのことで、工期を平成 23 年 4 月 25 日に延長し、請負代金を 11,929 千円増額した（事故繰越として平成 23 年度に繰越して、平成 23 年 4 月 18 日完成している）。しかし、当初の工期は平成 23 年 1 月 3 日であり、当初の工期内であれば、地震の影響はなかったはずであり、この点の説明は得られていない。

ウ 公有財産購入費

土地区画整理事業において、土地区画整理組合から買い戻した土地取得費であり、3 年間の債務負担として 165,000 千円の最終年度の支払いとして 55,000 千円を支出した。

(10) 高等学校費・学校建設費

県立高等学校通信制課程における運営費を全て令達額により支出している。

(11) 高等学校費・実習船運営費

実習船千潮丸の運航に要する費用を令達額等により支出している。

(12) 特別支援学校総務費

特別支援学校の教職員の旅費を令達額等により支出している。

(13) 特別支援学校振興費

特別支援教育就学奨励費を令達額等により支出している。

(14) 特別支援学校管理費

特別支援学校の運営・施設整備費用を本庁執行及び令達処理により支出している。主な契約内容は以下のとおりである。

ア 委託料

委託料 54,049 千円の契約 5 件の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-10 委託料（特別支援学校費）の概要

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約 形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
1	千葉県立市川特別支援学校校舎（教室棟）増築工事実施設計業務委託	(株)ヒカワ設計	609	1 号 随契	92.7	22.4.28	22.6.30
2	千葉県立市川特別支援学校分校大規模改造工事実施設計	(株)千都建築設計事務所	48,300	指名 競争 入札	97.2	22.4.30	23.3.25
3	千葉県立印旛特別支援学校分校設置工事実施設計業務委託	(有) 玉川設計	4,410	指名 競争 入札 (公 募 型)	88.6	23.1.13	23.3.25
4	千葉県立袖ヶ浦特別支援学校外 4 校ダイオキシン類調査判定業務委託	(株)上総環境調査センター	436	1 号 随契	78.7	23.3.8	23.3.30
5	千葉県立柏特別支援学校仮設建物更新手続業務委託	大和リース(株)千葉支店	294	1 号 随契	98.0	23.3.14	23.3.30

(出所) 財務施設課の資料。

イ 工事請負費

工事請負費 56,491 千円の契約 3 件の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-3-11 工事請負費（特別支援学校費）の概要

項番	件名	契約先	契約金額 (千円)	契約形態	落札率 (%)	契約 年月日	完了 年月日
1	千葉県立千葉聾学校遊技室大規模改造建築工事	㈱鳩川組	11,739	指名競争入札	100.0	22.5.19	22.8.24
2	千葉県立千葉聾学校体育館大規模改造電気設備他工事	㈱DDS センター	5,597	指名競争入札	85.5	22.7.5	23.1.27
3	千葉県立千葉聾学校体育館大規模改造建築工事	㈱千葉住宅サービス社	39,155	指名競争入札	98.0	22.7.6	23.1.18

(出所) 財務施設課の資料。

(注 1) 契約金額は千円未満四捨五入している。契約金額の括弧内は平成 22 年度の執行額である。「大規模改造」とあるのは耐震化を意味する。

(注 2) 色つきの部分は繰越明許対象契約である。1 件は前年度繰越明許とされたものである。

① 「項番 1」工事

前年度繰越明許費であり、予定価格を公表し、指名競争入札の結果、5 者応札で落札率が 100%となっていた。落札率が 100%となった背景について財務施設課に確認したところ、応札した 5 者全てが同額であり、くじ引きで落札者を決定したとのことであった。財務施設課では、この案件が発生した時に、入札を所管している県土整備部に確認をとっており、県土整備部からは、支障なしとの回答を受けたとのことであった。

② 「項番 2」工事

工事の一部を変更し、請負代金を 980 千円増額した。

(15) その他の事項

ア 耐震化事業について

学校施設の耐震化については、平成27年度まで順次リスクの高いものから進めており、平成22年度の耐震化工事は、上記に示した工事請負費により、以下の施設を実施した。

図表番号 3-3-12 耐震改修工事実施状況（平成22年度）

学校名	棟名	延床面積 (㎡)
船橋	管理棟	379
市川工業	教室棟	1,273
行徳	特別教室棟	1,936
行徳	特別教室棟	3,210
浦安	管理及び特別教室棟	1,952
浦安	管理及び特別教室棟	3,214
清水	食品科学科実習棟	500
銚子商業	普通教室棟	1,980
匝瑳	普通教室棟	3,827
東金商業	管理特別教室棟	1,930
君津	普通教室棟	3,870
八千代	屋内運動場	1,428
八千代東	格技館	1,005
国分	体育館	1,584
国分	武道館	495
野田中央	体育館	1,516
佐倉東	体育館	1,468
多古	屋内運動場	1,468
千葉豊	体育館	903
千葉豊	遊技室	277
我孫子	特別教室棟	3,270
木更津	特別教室棟	2,580
千葉東	屋内運動場	1,492
長生	管理普通教室棟	4,865
成東	特別教室棟	3,641
岬	管理普通教室棟	2,918

(出所) 財務施設課の資料。

イ 東日本大震災の影響について

東日本大震災により、県立学校 164 校中 123 校に被害が発生した。被害の状況は建物の接合部分のずれや壁のひび割れ、配管等の破損等であった。軽微な被害については、随時学校と協議しながら改修を進め、大きな被害については、臨時議会において補正予算を計上し、早期の復旧に努めるとのことである。特に県立浦安南高等学校においては、地盤沈下などの大きな被害が発生し、旧県立船橋旭高等学校に一時移転して授業を実施していたが、9 月 1 日よりもとの校舎へ戻り通常の学校活動を実施している。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 教育財産管理の統括について

財務施設課の所掌事務として、「(18) 教育財産の取得、管理及び処分^の統括に関すること。」がある。しかし、本報告書「第 4 章 かい執行機関の監査」においていくつかの学校について監査を実施したところであるが、その中にほとんど全ての学校において備品の管理が適切になされていない旨の指摘がある。学校に限らず、備品は数量が多く、適切な管理が望まれるところであるが、現状では備品出納簿と実態とが整合していないケースが多く見受けられている。多くのかい執行機関では多くの備品を保有しており、備品出納簿との整合性をとることに苦慮しているのが実状である。今後は、これら現場の抱えている問題に対して、適切な助言、協力を進めていくことが望まれる。

今後公会計の発展に伴い、民間企業並みの財産管理が重要となる。その際、特に供用先での備品管理を含めたより一層の管理体制の充実が必要とされることに留意する必要がある。

(2) 高等学校施設整備事業の繰越明許について

高等学校施設整備事業の予算として、3,059,000 千円が平成 21 年度からの繰越明許費となっている。他の繰越明許費が多くても数億円程度であるなかで、高等学校施設整備事業予算は突出しており、平成 21 年度予算の最も高額な繰越となっている。

繰越となった要因について財務施設課に確認したところ、繰越明許費のうち 1,373,000 千円については、当初平成 22 年度予算で要求していたが、平成 21 年度の国の補正予算での予算確保ができたため、前倒しで実施しようとしていたものの、年度末の発注等事務処理が大量であったため、一部年度を越えての契約になったとのことであった。また、当該予算は 2 月補正予算で措置されたものであるが、補正予算要求とほぼ同じタイミングで繰越の申請もなされている。

「第 2 章 第 1 予算制度」でも触れているが、繰越明許費の趣旨は、「性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて」翌年度に繰り越すことができるということである。その趣旨から考えると、少なくとも契約準備行為から入札に至る手続は年度内で実施することが必要であったと考えられる。

2 月補正予算というタイミングと施設整備事業であることから、予算執行までそれなりの時間を要する点について一定の理解はできるが、今後は県土整備部とも協議の上、制度趣旨に沿った経理処理が望まれる。

(3) 入札談合に係る手続について

入札談合に関しては、県としての対応以外に、公正取引委員会との連携を必要とする場合も存在する。このため、公正取引委員会では、「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～（平成 23 年 10 月版）」（公正取引委員会事務総局）を作成している。

これらの資料を参考に、必要な場合には公正取引委員会と連携して対応することが望まれる。

第4 財務施設課（特別会計）

1 所掌事務の概要

財務施設課の所掌事務は、前項の財務施設課（一般会計）と同様である。ここでは特別会計で経理している「(13) 千葉県奨学資金貸付条例の施行に関すること。」について記載することとする。

2 歳入事務

平成22年度の歳入予算及び決算は以下のとおりである。

図表番号 3-4-1 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	収入更正額
諸収入	雑入	雑入 (注)	479,340	7,091	—	460,909	460,950	△41
繰越金	繰越金	繰越金	512,043	—	—	512,043	512,043	—
繰入金	基金 繰入金	雑入	—	—	78,800	78,800	—	78,800
合計			991,384	7,091	78,800	1,051,753	972,994	78,759

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注) 日本学生支援機構からの交付金及び千葉県奨学資金借受人からの返還金並びに千葉県奨学資金国庫返還金の過払い分返還金。

3 歳出事務

主な歳出事務は、以下のようになっている。

図表番号 3-4-2 主な事務事業の執行状況（平成22年度）

(単位：千円)

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
奨学資金 貸付事業	奨学資金貸付金 県立高等学校 661人 国立・市立・私立高等学校 887人	1 款 奨学資金貸付事業費 1 項	1,066,424	438,535
	高等学校奨学事業費補助に係る 返還者数 94人	奨学資金貸付事業費 1 目 奨学資金貸付事業費		
国庫 返還金			2,578	1,566
合計			1,069,002	440,101

(出所) 財務施設課提供資料から抜粋

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-4-3 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付	奨学資金貸付事業費	貸付金	1,066,424	△133,080	305,455	627,889
	事業費		償還金・利子及び割引料(注)	2,578	-	1,566	1,013
合 計				1,069,002	△133,080	307,021	628,902

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、財務施設課のみを抽出加工。

(注) 国庫への返還金。

4 千葉県奨学資金の概要

千葉県奨学資金制度の概要は以下のとおりである。

図表番号 3-4-4 奨学資金制度の概要

1 関係法規等	(1) 千葉県奨学資金貸付条例 (2) 千葉県奨学資金貸付条例施行規則
2 目的	経済的理由により修学が困難な者に対し、予算の範囲内で修学上必要な学資を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより有為な人材を育成することを目的とする。
3 資格	<p>《平成 23 年度入学生》</p> <p>高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（又は専修学校の高等過程）に在学する者で、次の要件を備えている者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保護者（独立の生計を営む成人は本人）が県内に住所を有する者 二 高等学校等に在学する生徒であること 三 修学意欲があり、性行が正しい者であること 四 経済的理由によって修学が困難な者であること 五 母子及び寡婦福祉法による修学資金及び千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例による修学奨励資金の貸付けを受けていない者であること

《平成 22 年度以前入学生》					
第一種奨学資金	第二種奨学資金				
<p>高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者で、次の要件を備えている者</p> <p>一 保護者（独立の生計を営む成人は本人）が県内に住所を有する者</p> <p>二 国公立の高等学校等に在学する生徒であること</p> <p>三 修学意欲があり、性行が正しい者であること</p> <p>四 経済的理由によって修学が困難な者であること</p> <p>五 母子及び寡婦福祉法による修学資金及び千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例による修学奨励資金の貸付けを受けていない者であること</p>	<p>高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程に在学する者で、次の要件を備えている者</p> <p>一 保護者（独立の生計を営む成人は本人）が県内に住所を有する者</p> <p>二 学業成績に優れた者であること</p> <p>三 修学意欲があり、性行が正しい者であること</p> <p>四 経済的理由によって修学が困難な者であること</p> <p>五 母子及び寡婦福祉法による修学資金及び千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例による修学奨励資金の貸付けを受けていない者であること</p>				
4 募集人員	予算の範囲内において貸付可能な人数				
5 申請先	千葉県立学校：各学校 / その他の学校：県教育委員会				
6 貸付金額	<p>《平成 23 年度入学生》</p> <p>貸付月額を下表から選択する。（貸付中の額の変更も可）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>貸付月額</td> </tr> <tr> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>30,000 円（私学のみ）</td> </tr> </table> <p>※自宅外加算あり（5,000 円）</p>	貸付月額	10,000 円	20,000 円	30,000 円（私学のみ）
貸付月額					
10,000 円					
20,000 円					
30,000 円（私学のみ）					

	<<平成 22 年度以前入学生>>																							
	第一種奨学資金			第二種奨学資金																				
	<table border="1"> <tr> <th>学校 種別</th> <th>課程等</th> <th>全学年</th> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>全課程</td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td>特別支援</td> <td>高等部</td> <td>10,000 円</td> </tr> </table>	学校 種別	課程等	全学年	高等学校	全課程	18,000 円	特別支援	高等部	10,000 円		<table border="1"> <tr> <th>通学 区分</th> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> <tr> <td>自宅</td> <td>18,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>自宅外</td> <td>23,000 円</td> <td>35,000 円</td> </tr> </table>	通学 区分	国公立	私立	自宅	18,000 円	30,000 円	自宅外	23,000 円	35,000 円			
学校 種別	課程等	全学年																						
高等学校	全課程	18,000 円																						
特別支援	高等部	10,000 円																						
通学 区分	国公立	私立																						
自宅	18,000 円	30,000 円																						
自宅外	23,000 円	35,000 円																						
7 貸付要件	<<平成 23 年度入学生>> <ul style="list-style-type: none"> ・収入：世帯の全収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで国公立—収入 790 万円以下) 私立—収入 809 万円以下) ・成績：問わない 																							
	<<平成 22 年度以前入学生>>																							
	第一種奨学資金			第二種奨学資金																				
	旧日本育英会の基準を準用 <ul style="list-style-type: none"> ・収入：世帯の全収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで収入 790 万円以下) ・成績：問わない 			旧日本育英会の基準を準用 <ul style="list-style-type: none"> ・収入：家計支持者の収入が育英会基準内 (4人世帯モデルで国公立—790 万円以下) (4人世帯モデルで私立—809 万円以下) ・成績：5 段階評価の平均 新入生 3.5 以上 (中学校の成績) 在学学生 3.0 以上 (高等学校の成績) 																				
8 返還	<<平成 23 年度入学生>> <ul style="list-style-type: none"> ・月賦、年賦又は年賦の均等払いで下表の年数以内。 (返還計画の変更も可) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>貸付けを受けた奨学資金の額</th> <th>年数</th> </tr> <tr> <td>80 万円以下のもの</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>80 万円を超え 110 万円以下のもの</td> <td>12 年</td> </tr> <tr> <td>110 万円を超えるもの</td> <td>14 年</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(日本学生支援機構の規定に準じた返還猶予あり)</p>						貸付けを受けた奨学資金の額	年数	80 万円以下のもの	10 年	80 万円を超え 110 万円以下のもの	12 年	110 万円を超えるもの	14 年										
貸付けを受けた奨学資金の額	年数																							
80 万円以下のもの	10 年																							
80 万円を超え 110 万円以下のもの	12 年																							
110 万円を超えるもの	14 年																							

	《平成 22 年度以前入学生》	
	第一種奨学資金	第二種奨学資金
	月賦、半年賦又は年賦の均等払い で、貸付金額に応じた年数以内に 返還（無利子） （大学等在学中による返還猶予 あり）	月賦、半年賦又は年賦の均等払いで、 貸付金額に応じた年数以内に返還 （無利子）

（出所）財務施設課提供資料から抜粋

平成 22 年度までは、第一種奨学資金と第二種奨学資金に分かれていたが、利用しやすい制度とするため、千葉県奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を平成 23 年 4 月 1 日に施行し、貸付中の奨学資金の月額や返還計画を変更することができるようにするなど、修学支援体制が整備・拡充された。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

（1）長期延滞貸付債権について

平成 22 年度における奨学資金貸付金の返済収入調定額及び収入済額は下表の通りである。

図表番号 3-4-5 奨学資金貸付金 返済収入調定額等の状況（平成 22 年度）

（単位：円）

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
現年度分	108,544,605	95,945,050	12,599,555	88%
繰越分（過年度分）	14,299,084	3,325,238	10,973,846	23%
合計	122,843,689	99,270,288	23,573,401	81%

（出所）財務施設課提供資料に基づき作成

（注）本人の死亡以外の不納欠損は行っていない。

上記の表は平成 22 年度収入すべき調定額に基づき記載したもので、債権全体のうち延滞債権とされているものについての収入状況は以下のようになる。

図表番号 3-4-6 延滞債権からの回収状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

人数	貸付総額	収入未済金額	返還済額	債権残高
276 人	146,441,000	23,573,401	29,449,693	93,417,906

（出所）財務施設課の資料

また収入未済となっている債権の年度別の分布を示すと以下のようになる。

図表番号 3-4-7 延滞債権の年度別分布（平成 23 年 3 月 31 日現在）

延滞年度	人数（人）	収入未済額（円）
昭和 63 年度	2	42,000
平成元年度から平成 5 年度	6	492,000
平成 6 年度から平成 10 年度	11	959,200
平成 11 年度から平成 15 年度	16	1,224,400
平成 16 年度から平成 20 年度	60	3,325,046
平成 21 年度	120	4,931,200
平成 22 年度	238	12,599,555
合計	276	23,573,401

（出所）財務施設課の資料。

（注）延滞年度のうち、特に 2 名は平成 6 年度以降、5 名は平成 11 年度以降、7 名は平成 16 年度以降入金がされていない。

図表 3-4-5 からわかるとおり、繰越分（過年度分）の収納率が 23%と低くなっており、現年度分の収納率が 88%と比較的高いことから、現年度で回収できないと、その後は返済が滞る割合が高くなることが読み取れる。また、図表 3-4-6 からは、貸付総額から債権残額を差し引いた収入すべき額における収入未済額の割合は 44.46%となり、延滞先からの回収率は 5 割を切っていることがわかる。さらに、図表 3-4-7 からは長期間入金されない債務者の存在及び延滞状況が平成 21 年度、平成 22 年度と急増していることがわかる。長期延滞者に対してはもはや法的措置も辞さない時期にあると考えられる。

債権管理においては、計画的な返済が滞ると、正常な回収が危うくなるのが一般的である。従って、より迅速な債権回収が望まれるところであり、そのために適切な債権管理事務が望まれるところである。

財務施設課では平成 22 年度までは紙台帳により奨学資金貸付債権を管理していたが、平成 23 年度からシステム管理を始め、また、平成 23 年 4 月には「千葉県奨学資金貸付金 債権回収マニュアル」を整備している。これらにより、適切な債権管理が行える環境が整備されたといえるため、今後の適時適切な債権管理・回収が望まれる。

第5 県立学校改革推進課

1 所掌事務の概要

県立学校改革推進課の所掌事務は、以下のようになっている。

- (1) 県立学校の改革推進に関すること。
- (2) 県立高等学校再編計画の策定及び実施並びにこれらに伴う連絡調整に関すること。
- (3) 県立中学校及び県立高等学校の設置、廃止及び組織編制（教育振興部教職員課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 県立中等教育学校の設置に関すること。
- (5) 県立中学校及び県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (6) 市立高等学校の設置、廃止、名称及び位置の変更等に関する認可又は届出の受理に関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要」の「その1 分掌事務の概況」

2 職員配置状況

県立学校改革推進課の職員の配置状況は、以下の通りである。

図表番号 3-5-1 職員の配置状況（平成22年7月1日現在）

(単位：人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	班長 副主幹 (注)	主査	計
事務職員	1	3	16	3	23

(出所) 「様式本2 職員配置状況」より作成。

(注) 16名のうち8名は財務施設課、指導課、教職員課との兼務である。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-5-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額	不納欠損額
国庫支出金	国庫負担金	教育費 国庫負担金 (注1)	649	—	△649	—	649	—	△649	—
	委託金	教育費委託金 (注2)	—	—	649	649	—	—	649	—
国庫支出金 計			649	—	—	649	649	—	—	—
合計			649	—	—	649	649	—	—	—

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注1) 勘定科目の誤りにより取り消している。

(注2) 文部科学省からの学校運営支援事業（定時制・通信制課程の充実・改善を図る取組 311 千円、生徒・地域等のニーズに応じた高等学校づくりに関する取組 338 千円）。

4 歳出事務

県立学校改革推進課における平成 22 年度の主な事務事業の執行状況（歳出事務）は以下のとおりである。

図表番号 3-5-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
行政指導費	運営費	第 11 款 教育費	4,958	2,985
	県立高等学校再編事業	第 1 項 教育総務費	4,742	4,514
	学校運営支援事業等の 推進（コミュニティ・ス クール等）事業		650	649
合計			10,350	8,148

（出所）県立学校改革推進課提供資料

（注）執行残が 2,202 千円発生しているが、その主なものは旅費 1,106 千円、需用費 536 千円である。

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-5-4 歳出額の内訳等

（単位：千円）

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	教育 総務費	行政指導費	報償費 (注 1)	2,061	△50	1,666	345
			旅費 (注 2)	2,336	△43	1,187	1,106
			需用費 (注 3)	4,120	△2,176	1,408	536
			役務費	571	—	555	16
			使用料及び 賃借料	1,091	—	893	198
			備品購入費	171	—	170	0
		行政指導費 計	10,350	△2,269	5,879	2,202	
合 計				10,350	△2,269	5,879	2,202

（出所）千葉県から入手した歳出データより、県立学校改革推進課のみを抽出加工。

（注 1）「県立学校改革推進プラン策定懇談会」「地域協議会」等各種協議会の委員に対する報酬、謝金、学生チューターに対する謝金であり、税務上は委員に対する報酬は給与扱いであるため、源

泉徴収税額票の乙欄を適用し、3%の源泉徴収を行っている。

(注 2) このうち 1,230 千円は、主に県立学校改革推進プラン策定懇談会や 4 校統合準備会議等のための旅費であり、統合をめぐるには地元自治体や学校関係者等との調整に時間を費やされるとのことである。また、他課等への令達分 43 千円は勝浦若潮高校におけるコーチング実践セミナーの講師に対する旅費支給額である。

(注 3) 各種協議会におけるお茶代が含まれている。令達額の大部分が県立高等学校再編に関するポスターの作成等、県立高等学校再編計画に関わる広報費である。各出先機関等へ令達する場合の手続については、他課等への令達額が主に県立高等学校再編計画に関わる広報予算として確保している金額であり、県立学校改革推進課において予算枠の内配分を実施し概算額を学校に提示した上で、所要額調べを実施し、所要額調べに基づき予算を令達しているとのことである。

5 主な事務事業の状況

平成 22 年度の県立学校改革推進課の主な事務事業は以下の通りである。

(1) 県立高等学校再編事業

ア 事業の根拠

教育委員会は、平成 14 年 11 月に「県立高等学校再編計画」を策定した。これは、中学校卒業生数の減少、高度情報化社会の進展、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などの多様化等に対応するためのもので、平成 23 年度末を目標年次として開始されたものである。なお、24 年度に向けて新たな再編計画を策定している。

イ 実施計画

再編計画の実施においては、具体的な実施プログラムを 3 期に分け、県立高校の再編を段階的に進め、平成 23 年 4 月にすべての実施プログラムを完了することとしていた。

図表番号 3-5-5 実施プログラムの構成

・第 1 期実施プログラム：平成 14 年 11 月策定（平成 19 年度末完了済）
・第 2 期実施プログラム：平成 16 年 5 月策定（平成 22 年 4 月に完了済）
・第 3 期実施プログラム：平成 18 年 12 月策定（平成 23 年 4 月に完了済）

(出所) 県立学校改革推進課提供資料

ウ 平成 22 年度実施計画

平成 22 年においては、第 2 期実施プログラムとして、平成 22 年 4 月印旛明誠高校の移転開校を行った。

また平成 23 年度に実施する「第 3 期実施プログラム」の準備を行った。「第 3 期実施プログラム」の概要については以下のとおりである。

図表番号 3-5-6 第 3 期実施プログラムの概要

統合校 (注 1)	統合校の校名	所在地	実施内容	課程	学科・1 学年の学級数
船橋西 船橋旭 (注 2)	船橋啓明	船橋市	統合	全日制	・普通科 8 学級
市川西 市川北	市川昂	市川市	統合	全日制	・普通科 8 学級
松戸秋山 松戸矢切	松戸向陽	松戸市	統合	全日制	・普通科 6 学級 ・福祉教養科 1 学級
布佐 湖北	我孫子東	我孫子市	統合	全日制	・普通科 6 学級
—	袖ヶ浦	袖ヶ浦市	情報コミュニ ケーション ン科設置	全日制	・普通科 6 学級 ・情報コミュニケーション科 1 学級

(出所) 県立学校改革推進課提供資料&県立学校改革推進課ホームページ

(注 1) 下線を付しているのが使用校舎である。使用校舎とならなかった施設については、特別支援学校としての利活用が計画されている。

(注 2) 船橋旭高校の施設は、液状化の影響を受けた浦安南高校が平成 23 年 4 月から 23 年 8 月までの間一時使用していた。今後は、平成 26 年度開校予定の船橋特別支援学校の分校として使用する予定である。

エ 予算の執行状況

当該事業の予算の執行状況は以下の通りである。

図表番号 3-5-7 予算の執行状況

(単位：千円)

事業名	事業概要	予算額	執行額
県立高等学校再編事業	県立高等学校再編計画に基づき、学校規模や配置の適正化を図りながら、既設校の再編を通して、より魅力ある県立高等学校づくりを目指す。また、21 世紀を担う子どもたちにとっての魅力づくりには、時代や社会状況の変化に対応した、更なる高校改革を推進する必要があることから、新たな高校改革の計画を策定するための懇談会を設置するほか、魅力ある高等学校の在り方についても引き続き調査研究を進める。	4,742	4,514

(出所) 県立学校改革推進課提供資料

(2) 定時制・通信制課程の充実・改善を図る取組

文部科学省からの委託事業（311千円）であり、千葉大宮高校（通信制）を指定校として以下の調査研究を実施した。

○ 実践研究課題

- ・通信制、定時制に在学する多様な生徒一人ひとりに応じた生徒支援

○ 実践研究の内容

- ・遠隔地に住む通信制在学生徒を支援する通信制協力校制度の構築
- ・通信制における多様な科目設定等による定時制支援体制の構築等
- ・労働部局、ジョブカフェ等関係機関の機能との連携や学生チューターを活用した進路相談など、キャリア教育の充実
- ・テレビ会議システムを活用した、日本語指導員、就職相談員などによる支援システムの構築

(3) 生徒・地域等のニーズに応じた高等学校づくりに関する取組

図表番号 3-5-8 実施日程

実施時期	計画事項			備考
	高等学校教育改革 推進協議会	研究委員会	実践研究等	
4月			各校で実践研究	
5月	第1回	第1回	ソーシャルスキル トレーニング実施	浦安南高校
6月				
7月	第2回	第2回	就活キャラバン隊 実施	泉高校
8月				
9月			コミュニケーション 能力育成プログラ ム実施	天羽高校
10月		第3回		
11月	第3回		2年生全員のインタ ーンシップ実施	流山北高校
12月	研究報告とりまとめ		地域フォーラムの 開催	天羽高校
1月	研究報告書提出		報告書原稿作成	

(出所) 「事業完了報告書」より作成

文部科学省からの委託事業（338 千円）であり、地域や関係機関と連携する中で、学ぶ意欲や志を持った生徒に、これまで以上にきめ細かく「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、地域のかげがえのない一員として、地域とともに生きる社会人を育成する、千葉県の新たなタイプの学校について研究するものである。

研究方法は、高等学校教育改革推進協議会、研究委員会、実践研究等の 3 つを柱に図表番号 3-5-8 のスケジュールで実施された。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 高校統合に伴う高校跡施設の利活用について

第 3 期実施プログラムの統合対象の 4 校の施設の今後の利用方法については、船橋旭高校が、船橋特別支援学校の分校として利用されるほか、他の 3 校についても特別支援学校としての利活用が予定されている。

一方、「廃校施設の実態及び有効活用状況等調査研究報告書」（平成 22 年 9 月、文部科学省）によれば、平成 4 年から平成 13 年までに廃校となった高校等のうち 15%が未利用となっているが、未利用となるケースは過疎地に多く見られ、都心部では利用促進が進んでいるとされている。

跡施設の有効活用のためにも、これまで統合された施設も含め、今後の再編計画においても他部局と協議の上、当該施設の利用計画を盛り込むことが必要である。

(2) 生徒・地域等のニーズに応じた高等学校づくりに関する取組事業について

文部科学省委託業務においては、事業計画書（経費予定額も含む）を提出し、これに基づき審査がなされ、委託の通知（本件では、22 文科初第 452 号、平成 22 年 5 月 6 日）の後、委託契約書が交わされている。本委託については 21 年度も受託していることから既に準備が 4 月に行われていた。

委託終了後は、事業完了報告書（証拠資料の添付も含む）を提出後、金額の確定があり、官署支出官である大臣官房会計課長宛てに請求書を提出することによって入金がなされていた。

事業完了報告書の収支計算書における「(2) 支出の部」には、図表番号 3-5-9 の記載がされている。

これによれば、当該委託において 53,374 円の不足が生じたことになる。民間の委託業務においても結果として不足が生じることはよくあることであるが、本件における不足原因は、事業計画書の提出にあたり、文部科学省より当該年度の予算額が「事業仕訳」の結果概ね 30 万円と提示されたため、研究推進に不可欠な経費を優先的に計上し、印刷製本費を計上できなかったことによるとのことであった。

但し、当該業務は前年も実施していること、通常の調査研究においては、委託の成果として印刷物の提出が要求されることを考え、別途県費への予算計上を行ったところである。

図表番号 3-5-9 予算・実績の比較

(単位：円)

経費区分	予算額 (a)	流用額 (b)	支出済額 (c)	不用額 (a+b-c)
諸謝金	117,000	—	117,000	—
旅費	196,000	△54,220	141,780	—
借損料	24,000	△12,240	11,760	—
印刷製本費	—	57,758	111,132	△53,374
消耗品費	1,000	8,702	9,702	—
会議費	—	—	—	—
通信運搬費	—	—	—	—
図書購入費	—	—	—	—
雑役雑務	—	—	—	—
合計	338,000	—	391,374	△53,374

(出所) 事業完了報告書より作成

なお、結果的に委託事業分において執行残が生じたため、委託業務経費を県費執行分の一部へ充当している。

予定外の事情はあるものの、今後はさらに綿密な費用見積を行い、予算計上を図ることが望まれる。

(3) 自家用車の使用にあたっての留意事項

県立学校改革推進課の業務は、県内の各学校等との連絡や調整、交渉等の業務が多く存在する。その移動においては、交通が不便な地域も多いことから車がよく利用される。

その際の実績を見ると、自家用車を使用した出張も頻繁に行われていることが判明した。本来は自家用車の使用は交通事故等の可能性から望ましいものではないが、庁用車には限りがあること、昨今の経費節減から利用せざるを得ないことが認められる。

しかし、自家用車を使用した場合、運転免許証を忘れずに携帯しているかについての確認は実施していないとのことである。自家用車を使用する者については、自動車保険の付保状況や、免許証不携帯を避けるためのチェックについては管理者が随時実施することが望まれる。

第6 福利課

1 所掌事務の概要

福利課の所掌事務は、以下のとおりである。

- (1) 職員及び県費負担教職員並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。
- (2) 退職した職員及び県費負担教職員の退職手当の支給に関すること。
- (3) 退職した職員及び県費負担教職員の恩給等に関すること。
- (4) 教職員住宅に関すること。
- (5) 公立学校共済組合千葉支部に関すること。
- (6) 千葉県公立学校教職員互助会に関すること。
- (7) 職員及び県費負担教職員の児童手当及び子ども手当に関すること。
- (8) 職員及び県費負担教職員の被服等の貸与に関すること。
- (9) 職員及び県費負担教職員の財産形成の促進に関すること。
- (10) 千葉県教育庁等衛生委員会に関すること。
- (11) その他職員及び県費負担教職員の福利厚生に関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要 その1 分掌事務の概況」

2 職員配置状況

福利課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-6-1 職員の配置状況 (平成22年6月1日現在)

(単位:人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	班長 副主幹	主査	副主査	主事 技師	計
事務職員	1	1	4	3	3	4	16

(出所) 「様式本2 職員配置状況」

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は、以下のとおりである。

図表番号 3-6-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定 減額	調定 更正額	決算 収入額	収入額	戻出額	収入 更正額	不納 欠損額
財産 収入	財産 運用 収入	財産 貸付 収入 (注 1)	69	—	—	69	69	—	—	—
財産収入 計			69	—	—	69	69	—	—	—
諸収入	雑入	雑入 (注 2)	213,181	△272	—	212,909	212,971	△62	—	—
		雑入 (注 3)	15,154	△30	—	14,934	14,934	—	—	—
諸収入 計			228,335	△302	—	227,843	227,905	△62	—	—
合計			228,404	△302	—	227,912	227,974	△62	—	—

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。

(注 1) 電柱、埋設管等の設置による土地・家屋の使用料収入。

(注 2) 職員住宅貸付料

(注 3) 退職手当の分限免職の取消等による戻入、なお、扶助料の過払い分の返還金 190 千円が未収となっている。

4 歳出事務

福利課の所管する主な事務事業の実施状況は、以下のとおりである。なお、下記の事務事業の事業費の大部分は、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3—6—3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予 算 科 目	予算額	決算額 (支出済額)
退職手当等	退職手当 子ども手当	11 款 教育費 1 項 教育総務費 5 目 教職員人事費	45,428,775	44,785,900
福利厚生 事業費	共済費 災害補償費 被服貸与費 教育庁等職員安全衛生管理費 教職員健康管理費 教職員住宅購入費 教職員住宅管理維持整備費 共済組合千葉宿泊所購入費 教職員生涯生活設計推進事業費 運営費	11 款 教育費 1 項 教育総務費 7 目 福利厚生費	1,003,306	995,069
恩給及び 退職年金費	恩給及び扶助料	11 款 教育費 1 項 教育総務費 9 目 恩給及び退職年金費	273,102	272,083

（出所）「様式本 1 所管事務事業の概要 その 2 主な事務事業の執行状況」

上記の業務を予算科目別に示すと、以下のとおりである。

図表番号 3-6-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	教育 総務費	教職員 人事費	職員手当等	45,428,775	△37,995,684	6,790,156	642,935
		職員手当等 計		45,428,775	△37,995,684	6,790,156	642,935
		福利厚生費	報酬	9,734	△4,320	5,246	168
			共済費(注1)	430,985	—	430,702	283
			災害補償費	606	—	605	1
			旅費	614	—	463	151
			需用費	36,548	△11,066	22,603	2,879
			役務費	1,540	—	1,226	314
			委託料	47,848	—	43,410	4,438
			公有財産 購入費(注2)	475,383	—	475,380	3
			負担金・補助 及び交付金	48	—	47	1
			福利厚生費 計		1,003,306	△15,386	979,682
		恩給及び退 職年金費	恩給及び退職 年金	273,102	—	272,083	1,019
		恩給及び退職年金費 計		273,102	—	272,083	1,019
		合 計				46,705,183	△38,011,070

(出所) 千葉県から入手した歳入歳出データより、福利課のみを抽出加工。

(注1) 公立学校共済組合事務負担金 239,643 千円 他

(注2) 公立学校共済組合千葉宿泊所購入費用 384,760 千円、教職員住宅購入事業 90,621 千円 他

5 主な事務事業の状況

福利課の所管する主な事務事業の実施状況は、以下のとおりである。なお、下記の事務事業の事業費の大部分は、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

各事業の平成 22 年度の事業の実績は、図表番号 3-6-5 のとおりである。

図表番号 3—6—5 主な事務事業の実績（平成 22 年度）

事業の実績（進捗状況）		（単位：千円）
退職手当		
4,601 人	43,262,151	
子ども手当		
20,977 人	1,523,690	
共済費		
・公立学校共済組合事務費負担金	150,224	
・組合役職員負担金	43,032	
・派遣職員負担金	13,140	
・特定健康診査等負担金	7,497	
・地方公務員災害補償基金負担金	190,461	
災害補償費		
・非常勤職員の療養補償及び障害補償年金	605	
被服貸与事業費		
・教育庁及び教育機関職員の職務上必要とする被服	11,160	
教育庁等職員安全衛生管理事業費		
・産業医及び衛生管理者の設置	5,428	
教職員健康管理費		
・定期健康診断（教育庁及び県立学校を除く教育機関）	8,124	
・1日人間ドック（50歳）	14,753	
・メンタルヘルス相談事業	205	
・メンタルヘルスカウンセラー派遣	786	
・健康診査会	156	
教職員住宅購入費		
・共済組合投資不動産方式による教職員住宅建設に伴う償還金	85,393	
・教職員住宅に係る公租公課	5,227	
教職員住宅管理維持整備費		
・住宅修繕等	41,893	
公立学校共済組合千葉宿泊所購入費		
・共済組合投資不動産方式による千葉宿泊所建設に伴う償還金	347,816	
・千葉宿泊所に係る公租公課	35,683	
・千葉宿泊所に係る災害分担金	1,261	
教職員生涯生活設計推進事業費		
・ライフプラン相談員報酬等	4,649	
・教職員生涯設計推進費	92	
運営費		
・一般運営費	1,735	

(出所) 「様式本 1 所管事務事業の概要 その 2 主な事務事業の執行状況」より作成

以下、主な事務事業について概要を示す。

(1) 教職員住宅管理・整備事業

ア 概要

教職員住宅管理・整備事業は、既存の教職員住宅の貸付及び維持管理、廃止住宅の安全対策及び売却に向けた条件整備を行う事業である。

教職員住宅は、昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけての急激な児童生徒の増加を背景に、民間の賃貸住宅の供給不足から住宅に困窮している教職員に対し比較的低廉な家賃での住宅の供給という福利厚生の一環として整備された。住宅建設にあたっては、千葉県と公立学校共済組合本部との譲渡契約が締結され、公立学校共済組合が教職員住宅の建設を行い、その建設費を千葉県が 20 年間で償還する形態をとっており、現在、償還が残っている住宅は 4 住宅である。

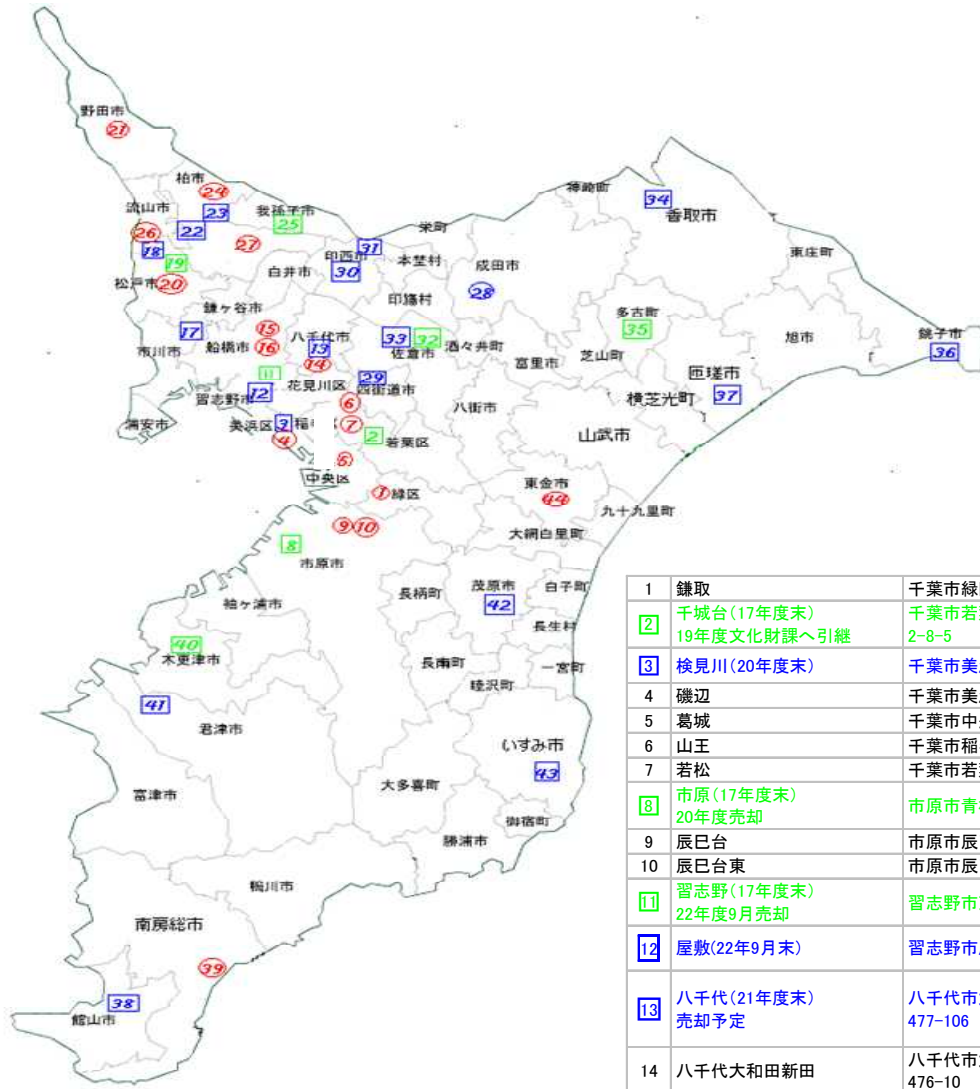
その後、平成 14 年度・平成 17 年度に策定された「千葉県行財政システム改革行動計画」において、民間住宅の供給状況や、効率的な財務システムのあり方を踏まえ、全ての教職員住宅を対象に、廃止計画が策定された。なお、平成 23 年度末の存続住宅に関しては、教職員住宅を必要とする教職員が依然として多くいることから、老朽化や入居率等を総合的に勘案し、大規模修繕が必要になった場合を除き、活用していく方針である。

イ 教職員住宅の入居状況

教職員住宅の整備状況は、図表番号 3-6-6 教職員住宅一覧(平成 23 年 5 月 20 日現在)のとおりであり、平成 22 年度末の存続住宅は 18 住宅 576 戸となっている。

福利課において実施している教職員住宅管理・整備事業は、既存の教職員住宅の貸付及び維持管理、廃止住宅の安全対策及び売却に向けた条件整備を行う事業である。

図表番号 3-6-6 教職員住宅一覧 (平成 23 年 5 月 20 日現在)



- 処分済
(8)
- 存続住宅
(1 8)
- 棟別廃止
(成田)
- 全棟廃止
(1 8)

32	佐倉(19年度末) 20年度売却	佐倉市鍋山町87-1
33	山崎(23年度末)	佐倉市山崎158
34	佐原(17年度末) 売却予定	香取市佐原木189-1
35	多古(17年度末) 20年度売却	香取郡多古町多古338-2
36	銚子(20年度末)	銚子市春日町751-3
37	八日市場(22年9月末)	匝瑳市上谷中2264
38	館山(21年度末)	館山市下真倉530-1
39	和田	南房総市和田町松田632-3
40	木更津(19年度末) 20年度売却	木更津市清見台東2-16
41	君津(23年度末)	君津市南子安8-9-17 8-12-30
42	茂原(20年度末)	茂原市高師199-3
43	大原(20年度末)	いすみ市大原6807
44	東金	東金市北之幸谷502-5

1	鎌取	千葉市緑区辺田町139-1
2	千城台(17年度末) 19年度文化財課へ引継	千葉市若葉区千城台南 2-8-5
3	検見川(20年度末)	千葉市美浜区真砂2-14
4	磯辺	千葉市美浜区磯辺5-3
5	葛城	千葉市中央区葛城1-8-11
6	山王	千葉市稲毛区山王町98-11
7	若松	千葉市若葉区若松町420-3
8	市原(17年度末) 20年度売却	市原市青柳2050
9	辰巳台	市原市辰巳台西3-13-2
10	辰巳台東	市原市辰巳台東1-6-1
11	習志野(17年度末) 22年度9月売却	習志野市東習志野2-15
12	屋敷(22年9月末)	習志野市屋敷2-3
13	八千代(21年度末) 売却予定	八千代市大和田新田 477-106
14	八千代大和田新田	八千代市大和田新田 476-10
15	船橋	船橋市松ヶ丘3-57
16	船橋習志野台	船橋市習志野台8-44-3
17	市川(21年度末)	市川市大野町4-2820
18	松戸(21年度末)	松戸市新松戸北2-15-4
19	小金原(19年度末) 20年度売却	松戸市小金原4-3-4
20	松戸貝の花	松戸市小金原8-13-2
21	野田宮崎	野田市宮崎82-5
22	柏(23年度末)	柏市豊住3-1-40
23	戸張(18年度末)	柏市戸張1021-5
24	柏・宿連寺	柏市宿連寺235-1
25	我孫子(19年度末) 20年度売却	我孫子市湖北台3-10-2
26	流山	流山市流山8-1258-1
27	沼南	柏市大津ヶ丘3-24
28	成田(A棟19年度末)	成田市加良部1-14
29	四街道(21年度末) 売却予定	四街道市大日525、526-3 485-5、485-7
30	印西(20年度末)	印西市大森2622-2
31	木下(1棟17年度末・ 2棟18年度末)	印西市木下1746-4

(出所) 福利課作成資料

教職員住宅の入居状況は下記のとおりである。

図表番号 3-6-7 教職員住宅入居状況一覧（平成 23 年度末廃止決定住宅を除く）

（平成 23 年 3 月 1 日現在）

NO	地区	名称	住所	貸付料(円)	竣工年月日	戸数	全入居数	全入居率	世帯入居数	単身入居数	世帯入居率
1	千葉	鎌取	千葉市緑区辺田町139-1	42,400	H10.2	10	9	90.00%	9	0	90.00%
2	千葉	磯辺1棟	千葉市美浜区磯辺5-3	26,100	54.6	30	24	80.00%	24	0	80.00%
3	千葉	磯辺2棟	千葉市美浜区磯辺5-3	26,100	54.6	30	26	86.67%	26	0	86.67%
4	千葉	磯辺3棟	千葉市美浜区磯辺5-3	27,600	55.6	18	16	88.89%	16	0	88.89%
5	千葉	葛城	千葉市中央区葛城1-8-11	29,300	59.3	30	24	80.00%	17	7	56.67%
6	千葉	山王	千葉市稲毛区山王町98-11	31,000	59.1	24	15	62.50%	11	4	45.83%
7	千葉	若松1棟	千葉市若葉区若松町420-3	36,300	H 2.6	30	26	86.67%	25	1	83.33%
8	千葉	若松2棟	千葉市若葉区若松町420-3	36,300	H 2.6	16	15	93.75%	15	0	93.75%
9	千葉	辰巳台	市原市辰巳台西3-13-2	30,800	58.3	24	11	45.83%	8	3	33.33%
10	千葉	辰巳台東1棟	市原市辰巳台東1-6-1	36,300	元. 3	32	17	53.13%	15	2	46.88%
11	千葉	辰巳台東2棟	市原市辰巳台東1-6-1	36,300	元. 3	16	9	56.25%	7	2	43.75%
12	葛南	八千代大和田1棟	八千代市大和田新田476-10	36,300	61.2	12	12	100.00%	12	0	100.00%
13	葛南	八千代大和田2棟	八千代市大和田新田476-10	36,300	61.2	8	8	100.00%	8	0	100.00%
14	葛南	船橋1棟	船橋市松が丘3-57	30,200	56.10	12	12	100.00%	8	4	66.67%
15	葛南	船橋2棟	船橋市松が丘3-57	30,200	56.10	24	21	87.50%	17	4	70.83%
16	葛南	船橋習志野台	船橋市習志野台8-44-3	36,300	62. 3	30	30	100.00%	26	4	86.67%
17	東葛飾	松戸貝の花1棟	松戸市小金原8-13-2	36,300	61.2	12	10	83.33%	10	0	83.33%
18	東葛飾	松戸貝の花2棟	松戸市小金原8-13-2	36,300	61.2	12	12	100.00%	11	1	91.67%
19	東葛飾	野田宮崎1棟	野田市宮崎82-5	30,800	58.2	24	15	62.50%	9	6	37.50%
20	東葛飾	野田宮崎2棟	野田市宮崎82-5	44,000	H 5.5	18	9	50.00%	4	5	22.22%
21	東葛飾	柏・宿連寺	柏市宿連寺235-1	32,000	60.2	30	28	93.33%	25	3	83.33%
22	東葛飾	流山1棟	流山市流山8-1258-1	27,800	55.12	30	20	66.67%	15	5	50.00%
23	東葛飾	流山2棟	流山市流山8-1258-1	27,800	55.12	20	16	80.00%	14	2	70.00%
24	東葛飾	流山3棟	流山市流山8-1258-1	43,600	H 4.3	10	10	100.00%	10	0	100.00%
25	東葛飾	沼南	柏市大津ヶ丘3-24	24,700	53.2	30	23	76.67%	14	9	46.67%
26	北総	成田B棟	成田市加良部1-14	36,300	63.2	12	9	75.00%	8	1	66.67%
27	北総	成田C棟	成田市加良部1-14	36,300	63.2	12	10	83.33%	10	0	83.33%
28	南房総	和田	南房総市和田町松田632-3	44,600	H12.3	10	8	80.00%	7	1	70.00%
29	東上総	東金1棟	東金市北之幸谷502-5	33,300	57.9	6	3	50.00%	3	0	50.00%
30	東上総	東金2棟	東金市北之幸谷502-5	33,300	57.9	4	3	75.00%	3	0	75.00%
合計						576	451	78.30%			

（出所） 福利課作成資料を一部加工

上記からわかるように、入居率 50%未満の住宅も存在する等、教職員住宅の入居状況は高いとは言えない。

（2） 公立学校共済組合千葉宿泊所購入事業

ア 公立学校共済組合千葉宿泊所購入事業の概要

公立学校共済組合千葉宿泊所（ホテル名：ポートプラザちば）は、平成 11 年千葉みなと駅前に建設された宿泊施設である。

「投資不動産方式」をとっており、千葉県は、公立学校共済組合が建設した千葉宿泊所を譲渡契約に基づき建設費を 25 年償還（半年賦）で償還し、取得する。ポートプラザちば

は、公立学校共済組合により運営されており、その収入については、公立学校共済組合千葉宿泊所譲渡契約書において公立学校共済組合に属することとなっている。なお、同様な「投資不動産方式」により建設された施設は、盛岡市、仙台市他に 11 施設ある。

(ア) 公立学校共済組合千葉宿泊所施設概要

施設の概要は下記のとおりである。

所在地	千葉市中央区千葉港 8 番 5 号 (JR 京葉線・モノレール 千葉みなと駅前)
敷地面積	9,119.64 m ²
構造等	鉄筋コンクリート造、地上 10 階地下 1 階
延床面積	11,746.99 m ²
宿泊定員	153 名 (98 室)
駐車場台数	約 200 台

(イ) 償還金額

25 年間で償還する公立学校共済組合千葉宿泊所建設費償還金の合計は 87 億 1 千 405 万円であり、その内訳は下記のとおりである。

建設費	62 億 5 千 475 万円 (59 億 5 千 690 万円 + 消費税 2 億 9 千 785 万円)
支払利息	24 億 5 千 930 万円 (利率 2.9%)
契約日	平成 11 年 7 月 19 日

この他、譲渡契約書上、償還期間中の施設に係る公租公課や火災保険料相当額に関しても千葉県の負担となる旨が謳われている。

なお、土地に関しては、公立学校共済組合が平成 8 年 9 月に民間より 75 億 6 千万円で取得している。

(ウ) 債務負担行為金額

公立学校共済組合千葉宿泊所の取得契約の前提となる債務負担行為については、平成 8 年 2 月議会において承認されている。

事項	期間	限度額
公立学校共済組合千葉宿泊所建替事業	平成 8 年度から平成 36 年度まで	平成 8 年度建設費 6,224,000 千円以内、年利 6.0%以内の利子及び毎年度の公租公課、火災保険料の合計額

イ 公立学校共済組合千葉宿泊所の利用状況

平成 22 年度における公立学校共済組合千葉宿泊所の利用状況は下記のとおりである。

(ア) 宿泊利用状況

図表番号 3-6-8 宿泊利用状況

(単位：人)

自支部		他支部		合 計		
組合員	組合外	組合員	組合員外	組合員	組合員外	計
10,277	4,634	5,866	9,002	16,143	13,636	29,779

(出所) 福利課作成資料

(イ) 宿泊外利用状況

図表番号 3-6-9 宿泊外利用状況

(単位：人)

	組合員	組合員外	計
会 議	30,847	20,950	51,797
宴 会	31,540	20,089	51,629
婚 礼	45	61	106
グリル		95,660	95,660

(出所) 福利課資料より作成。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 廃止決定済の教職員住宅について

教職員住宅については、整備された当初は、教職員住宅が整備されることにより、優れた教職員が確保され、また円滑な人事配置を実施可能としていたといえる。しかし、近隣に民間による賃貸住宅の供給がなされるようになっており、老朽化が進んだ教職員住宅から順次廃止を行う方針となっている。

平成 22 年度までに 7 住宅(10 棟)が売却されている。千城台教職員住宅については、文化財課へ所管換をし、平成 19 年度から出土文化財の暫定的な保管施設として教育振興財団に貸付けた。ただし、平成 22 年度に収納物を搬出し貸付を終了したため、現在は利用されておらず、総務部管財課と売却に向けた準備が進められている。平成 22 年度までに廃止決定済で処分が未済の教職員住宅の状況は下記のとおりである。

図表番号 3-6-10 廃止・処分未済教職員住宅（平成 23 年度末廃止決定住宅を除く）

（平成 23 年 9 月 22 日現在）

住宅数	棟数	廃止年度	住宅名称	住所:	戸数	敷地面積(m ²)	構造	竣工年月日	延床面積(m ²)	状況等	県有財産活用促進部会
1	1	17	佐原	香取市佐原木189-1	18	1,332	RC3階建	S43.9.1	948	売地予定(管財課で売却調整中)	H19
2	2	18	戸張	柏市戸張1021-5	30	4,032	RC3階建	S54.8.1	1,321	売地予定(管財課で売却調整中)	H19
3	3	17	木下1棟	印西市木下1746-9	24	1,104	RC4階建	S47.11.1	1,146	民有地の境界確定困難	
	4	18	木下2棟	印西市木下1746-14	24		RC4階建	S49.9.1	1,146	印西市への借地の返還が必要	
4	5	20	検見川3棟	千葉市美浜区真砂2-14	40	6,708	RC5階建	S49.1.1	2,051	持分所有のため売却調整中	
	6	20	検見川4棟	千葉市美浜区真砂2-14	50		RC5階建	S49.1.1	2,564		
5	7	20	印西	印西市大森2622-2	18	1,097	RC3階建	S41.6.1	948	市街化調整区域のため売却調整中	H20
6	8	20	茂原	茂原市高師199-3	18	1,113	RC3階建	S41.4.1	948	隣接地権者不明一部境界未確定	H20
7	9	20	大原	いすみ市大原6807	12	3,149	RC3階建	S45.2.1	621	隣接民有地境界確定困難	H20
8	10	17	八千代1棟	八千代市大和田新田477-106	12	4,130	RC3階建	S46.12.1	573	売地予定(管財課で売却調整中)	H22
	11	20	八千代2棟	八千代市大和田新田477-106	24		RC4階建	S47.11.1	1,264		
	12	21	八千代3棟	八千代市大和田新田477-107	24		RC4階建	S50.8.1	1,209		
9	13	19	市川A棟	市川市大野町4-2820	12	2,198	RC3階建	S50.10.1	580	売地予定(管財課で売却調整中)	H22
	14	21	市川B棟	市川市大野町4-2820	18		RC3階建	S50.10.1	869		
10	15	18	松戸2棟	松戸市新松戸北2-15-4	24	3,117	RC4階建	S42.3.1	1,265	境界確定済 赤道、青道の解消	
	16	18	松戸3棟	松戸市新松戸北2-15-7	24		RC4階建	S42.12.1	1,265		
	17	18	松戸4棟	松戸市新松戸北2-15-4	12		RC2階建	S47.3.1	604		
	18	21	松戸5棟	松戸市新松戸北2-15-4	12		RC2階建	S47.3.1	604		
11	19	18	四街道1棟	四街道市大日525	18	2,838	RC3階建	S44.3.1	948	売地予定(管財課で売却調整中)	H20
	20	20	四街道2棟	四街道市大日526-3	18		RC3階建	S46.3.1	948		
	21	21	四街道3棟	四街道市大日485-5	24	2,979	RC4階建	S48.3.1	1,277	隣接地境界確定困難	H22
	22	21	四街道4棟	四街道市大日485-7	12		RC3階建	S51.11.1	632		
12	23	17	銚子1棟	銚子市春日町751-3	12	2,645	RC3階建	S43.12.1	621	隣接民有地境界確定困難	H20
	24	21	銚子2棟	銚子市春日町751-3	12		RC3階建	S47.5.1	637		
13	25	20	館山1棟	館山市下真倉530-1	16	1,974	RC4階建	S45.7.1	845	隣接民有地境界確定困難	
	26	21	館山2棟	館山市下真倉530-1	12		RC3階建	S48.3.1	577		
14	27	22	屋敷1棟	習志野市屋敷2-3	12	7,460	RC3階建	S52.8.1	650	売地予定(管財課で売却調整中)	H22
	28	22	屋敷2棟	習志野市屋敷2-3	12		RC3階建	S52.8.1	650		
	29	22	屋敷3棟	習志野市屋敷2-3	18		RC3階建	S53.9.1	1,007		
	30	22	屋敷4棟	習志野市屋敷2-3	18		RC3階建	S53.9.1	1,007		
	31	22	屋敷5棟	習志野市屋敷2-3	18		RC3階建	S53.9.1	1,007		
	32	22	屋敷6棟	習志野市屋敷2-3	18		RC3階建	S53.9.1	1,007		
15	33	22	八日市場1棟	匝瑳市上谷中2264	6	1,156	RC3階建	S52.7.1	326	公園の修正が必要	H22
	34	22	八日市場2棟	匝瑳市上谷中2264	6		RC3階建	S52.7.1	326		
	35	19	成田A棟	成田市加良部1-14	20		RC5階建	S50.6.1	1,074		
計					648	47,032			33,466		

(出所) 福利課作成資料

上記からわかるように、売却に向けて管財課で調整を行っている物件もあるが、隣接地権者の同意を得られず境界の確定が困難な物件も多数存在する。

成田 A 棟に関しては、擁壁で囲まれた盛土上に建設されており、車両が通行できる通路は A 棟と逆側の C 棟脇に設置されているため、A 棟単独での処分は困難とのことである。成田 B 棟 C 棟については、昭和 62 年の建設住宅であり約 8 割程度の入居率があるため、A 棟は当面の間存続させる方針とのことである。木下教職員住宅 2 号棟に関しては、教職員住宅用地として印西市から無償で借受けている。木下教職員住宅は平成 18 年度末で廃止となったため、建物の解体並びに敷地の返還が必要となり、現在返還について印西市と協議が進められている。また、売却に向けて管財課で調整を行っている物件についても、老朽化した建物が建っているため売却見込みが立たず、平成 17 年度に廃止決定を行った佐原教職員住宅のように処分決定をしてから長期にわたって処分されていない住宅もある。

廃止住宅に関しては、安全上の理由から廃止住宅の閉鎖、草刈・警備等の維持管理委託が行われている。廃止住宅に関する経費は下記のとおりであり、合計で 21,455 千円に上っている。

図表番号 3-6-11 平成 22 年度廃止決定職員住維持管理費

(単位:千円)

項 目		金 額
管理費	廃止決定住宅共同施設電気代	183
	廃止決定住宅共同施設電気代	90
	廃止決定住宅に係る管理委託（草刈等）	5,061
	廃止決定住宅警備業務委託	8,141
整備費	修繕費（廃止住宅の封鎖・敷地囲い込み）	5,392
	敷地境界確定及び測量委託	2,588
合 計		21,455

(出所) 福利課作成資料

上記より建物が存在することにより、維持管理費が多額にかかっていることがわかる。売却等の処分が長期化している原因の一つが、建物の解体費用の予算がつかないとのことであるが、保有が長引けばコスト負担が多額になることを考慮すれば、早期に解体費用を予算化し更地として売却すべきものとする。

また、資金の有効活用という面でも、使用が見込まれない資産の処理（早期売却等）を実施すべきである。

(2) 教職員住宅について

教職員住宅の入居率は平成 23 年度 3 月 1 日現在で平均 78.3%とまざまずの入居率となっている。ただし辰巳台、野田宮崎 2 棟、東金 1 棟に関しては、入居率が 50%以下となっており施設が有効に利用されている状況とは言えない。空室状況に関しての教職員への積極的な情報提供を行う等により入居率向上に努めることが必要であるとする。

また、教職員住宅は教職員を対象とした施設であり、第一義的には職員の入居者数（入居率）の向上により有効活用を図るべきであるが、不可避的に生じた空室についての有効な活用方策も検討する必要がある。

現在、教職員住宅の他の部局との相互利用は行われていない。縦割りによる入居制限をある程度緩和し、各部局間と連携し県の施設を有効活用することは有用であるとする。

また、教職員住宅の家賃は、公営住宅法の家賃算定方式を参考とし、これに福利厚生事業としての補正率（0.35）をかけて算定しているが、家賃の見直しは平成 7 年に実施した以降改定が行われていない。教職員住宅事業については事業概要記載のように、「千葉県行財政システム改革行動計画」を受けて廃止の方向で進んでおり、教職員のうち教職員住宅を利用している者の比率は、平成 23 年 3 月末組合員数 39,263 人、平成 23 年 3 月入居戸数 601 戸から算定すると 1.53%程度とかなり低い利用率であるが、長期間見直しが行われていないため上記補正率の妥当性を含め家賃改定の必要性を検討すべきとする。その際、民間住宅を利用し住宅手当の支給を受けている者との公平性にも配慮して家賃の検討を行うことが望ましい。

(3) 予算令達・引き上げ時期について

福利課の予算令達については、4月初旬に対象者調査を実施し、6月初旬に各かい執行機関への予算令達を実施している。年度当初から必要な物品の購入に関する費用に関しては、概算で費用を見積もって、これを基に令達し、タイムリーに予算執行が行える状況にすることが望ましいと考える。

また、かい執行機関で不要となった予算引き上げについては、3月に執行状況調査を実施し、調査に基づき予算の引き上げが実施されている。被服費関係の予算については、購入時期はある一定時期に集中すると考えられるため、費目によっては3月まで不要な予算をかい執行機関に留保することなく、引き上げを行うことが必要であると考ええる。

(4) 被服貸与事業について

被服貸与事業は、被服等貸与規程に基づき、職務の遂行上必要とされる被服を貸与する事業である。被服貸与事業は、教職員の安全で快適な作業環境を確保する目的で、白衣、作業服等が規則で定められた一定期間貸与されている。

業務上必要な作業衣等の貸与を行うことは、安全衛生上必要である。しかし、必ずしも利用頻度の高くないものも見受けられたため、貸与被服の項目に関しては検討が必要でないかと思われる。

また、現状では、貸与被服の貸与年数は一律とされているが、使用する現場において一斉更新を行うのではなく、人事異動や新採職員及び汚損、破損による更新、新規事業による貸与等必要性を判断した上での貸与を行うことが有用ではないかと考える。

(5) 公立学校共済組合千葉宿泊所について

5(2)「公立学校共済組合千葉宿泊所購入事業」に記載のとおり、「ホテルポートプラザちば(以下、ポートプラザという)」は教職員の福利厚生目的で平成11年に建設された都市型の大型ホテルである。取得費は土地約76億円、建物約62億円(消費税約3億円を含む)、総額138億円の規模であり、学校共済組合において土地を取得し建物を建設し、うち建物については千葉県が譲渡を受けて建設費を負担するものであった。具体的には平成11年7月に千葉県は共済組合との間で建物の譲渡契約を締結して建物の譲渡を受け、購入代金は期間25年間、金利2.9%、半年賦の元利均等払いにて償還することとなった。

以下、ポートプラザに関してアからオまで5個の意見を掲げたが、アでは県として同事業を今後も継続していくことの是非に関しての意見、イ以下では今後も同事業を継続していく場合においては検討しなければならない事項について記載している。

なお、個別意見を掲げる前に現状のホテルの損益等の状況を概観すると以下の通りである。

図表番号 3-6-12 ポートプラザの損益の予算・実績推移（平成 18 年度から平成 22 年度）

【資料 1】 共済組合集計損益の推移

（単位：百万円）

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		5期間平均	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績
収入												
施設売上	1,073	1,018	1,038	987	1,060	976	993	932	985	863	1,030	955
商品売上	88	88	84	77	90	82	81	73	73	68	83	78
その他	14	14	13	14	14	14	13	13	13	14	13	14
合計	1,175	1,120	1,135	1,078	1,164	1,072	1,087	1,018	1,071	945	1,126	1,047
費用合計	1,027	973	980	961	997	966	937	943	918	910	972	951
差引損益	148	147	155	117	167	106	150	75	153	35	155	96

（出所）福利課の資料より作成。

【資料 2】 県の 1 年間当りの概算負担額（試算値）

（単位：百万円）

建物の減価償却費 125（建物取得費 6,254 百万円（消費税及び経過利息を含む）÷50 年）

建物の固定資産税 20（平成 22 年度負担額 36 百万円を参考にした 50 年間の概算平均値）

建物の火災保険料 1（平成 22 年度負担額 1 百万円による）

合 計 146

【資料 3】 上記【資料 1】【資料 2】以外の費用概算額

（単位：百万円）

建物の大規模修繕費 50（概算値として建物の取得費の 0.8%による）

土地の固定資産税 12（共済組合での平成 22 年度の負担額）

合 計 62

【資料 4】 ポートプラザ全体の損益

（単位：百万円）

収入合計 1,047（上記【資料 1】の 5 期間平均）

費用

共済組合集計費用 951（上記【資料 1】の 5 期間平均）

県の 1 年間の負担額 146（上記【資料 2】の概算負担額）

上記以外の費用 62 1,159（上記【資料 3】の概算金額）

ホテル全体の損益 △112

上記【資料 1】の共済組合において集計しているポートプラザの損益実績に関して、平成 18 年度から平成 22 年度の 5 期間の平均値によると、収入合計は 1,047 百万円、費用合計は

951 百万円で差し引き 96 百万円の利益となっている。

これに対して県が負担している費用として建物の減価償却費、建物の固定資産税及び建物の火災保険料がありこれらの 1 年間当りの平均負担額は概算 146 百万円【資料 2】となり、さらに、建物の大規模修繕に要する費用や土地の固定資産税が概算 62 百万円【資料 3】あることから、これらの全ての費用を考慮したところのホテル全体の損益は、マイナス 112 百万円【資料 4】となっている。

上記より、以下の点が指摘される。

ア 県として事業を継続することの必要性について

同事業は教職員の福利厚生を目的としたものであるが、そもそも県としてこの事業を継続する必要があるのかについて、十分な検討が必要であろう。

現在、国や地方公共団体の財政がひっ迫する中、給与水準の引き下げ等を含む公務員の人件費の削減が叫ばれている状況下において、教職員が割安でホテルを利用するための支援として県がその一部の負担を続けて行く必要があるのかが問題となる。

さらに、同ホテルのグレードは比較的高く、宿泊料金は下記の通りとなっており組合員の料金は一般に比して割安になっているものの、近隣にはややグレードは落ちるにしても同程度かそれ以下の料金のホテルが存在しており、宿泊に関していえば組合員にとってもそれらのホテルの利用で十分であり、むしろ組合員にとっても他のホテルの方がより安く泊まれることにもなるという事実も考慮すべきである（以下の図表を参照）。

図表番号 3-6-13 ポートプラザと近隣ホテルとの宿泊料金の比較

(宿泊料金)	シングル		ツイン(2名分)	
	組合員	一般	組合員	一般
ポートプラザ	6,900 円	8,000 円	12,700 円	15,000 円
オークラ千葉	9,240 円		16,747 円	
京成ホテル ミラマーレ	9,240 円		18,480 円	
東横イン 千葉みなど	6,090 円		8,190 円	

(出所) 福利課より提供された資料

県は事実上建物を取得（ただし、償還完了するまでは所有権は共済組合にある）し、建設代金を負担することとなっているため、今更事業を止めたところで建設代金 62 億円の負担を免れるわけにはいかない。

しかし、県として仮に同事業の継続を止めた場合は、以下の負担等がなくなり県の財政負担の軽減等に寄与することになる。なお、当然ではあるが公立学校共済組合が組合員に対する福利厚生の一環として同ホテルを運営管理し、負担する行為を問題とするものではない。

(ア) 毎年負担している固定資産税等の負担がなくなる

建設代金以外に毎年、建物の固定資産税や火災保険料を負担しているが、事業を止めた場合当該負担がなくなる。平成 22 年度の固定資産税は約 36 百万円、火災保険料は約 1 百万円である。

(イ) 金利負担の軽減

建物購入代金の償還に係る金利は 2.9%となっており、現在の金利水準からすると比較的高い。同事業を止めて借入金を一括弁済した場合は金利負担を軽減できる可能性がある。

(ウ) 建物購入代金償還後のリスクの軽減

建物購入代金の償還終了は平成 36 年 9 月で、償還後建物の所有権は県に移転することになっており、それ以降のホテルの管理運営は県と共済組合の協議によることになっている。

開業以来ホテルの採算性は低く、建物の減価償却費や県が負担している固定資産税や金利を経費に算入すると赤字の状態である。

ポートプラザの損益は前述のとおりであり、最近 5 期間の平均で見たホテル全体の損益は概算 112 百万円の赤字であり、特に平成 19 年度以降は毎期売上が減少する等採算は悪化している。

建物の所有権が県に移転する平成 36 年において、同ホテルの経営状態が悪化していた場合には、その後の管理運営を継続する際には県に負担が生じるリスクがある。また、ホテルを売却処分する場合でも、上記 5 期間の平均赤字 112 百万円のような採算では建物の経済的価値はほぼゼロとなり、ホテルを売却しても建物部分の資金回収は全く出来ない事態となる。

ホテル業界は非常に厳しい状況にあり、今後更なる競争の激化は避けられない。早い段階で県としてポートプラザのホテル事業の継続を止めた場合は、リスクの軽減を図ることが出来る。

以上、千葉県が置かれている財政事情も踏まえてポートプラザの事業を継続する必要性について検討が望まれる。

なお、県として同事業を継続しない場合には、公立学校共済組合との協議の他、借入金の一括弁済による一時的な負担等検討しなければならない問題がある。

イ 事業の福利厚生面での指導・監督について

(ア) 費用対効果の検証

県は公立学校共済組合千葉宿泊所購入事業において、ホテルの建物の取得費約 62 億円を負担する他、建物の固定資産税及び火災保険料を負担することとなったが、共済組合との建物譲渡契約の期間中は建物に対する賃料の受領はなく、またホテルの損益の帰属は公立学校共済組合となっている。

同事業は教職員の福利厚生を目的としているが、県が投じている費用に対してその効果が十分であるかという検証が行われなくてはならない。費用対効果の検証を行う上で一つの方法として以下の方法がある。

ポートプラザは宿泊料金や宴会・会議室利用料金等について一般客に対して組合員の利用料金を割安に設定することによって、組合員の福利厚生に應えるものである。そうであれば、組合員の福利厚生の効果を金額的に端的に示すものとして、組合員がホテルを割安料金で利用したことによって一般客より優遇された金額の総額（以下、割安利用料金総額という）が考えられる。

では、上記割安利用料金総額がどの程度であれば効果が満たされていると言えるであろうか。県は建物の取得費約 62 億円と建物の固定資産税及び火災保険料を負担することになっていることから、これらの負担による 1 年間当りの金額（以下、年間負担額という）が一つの目安と考えられるが、年間負担額は前述のポートプラザの損益に記載の通り 146 百万円（概算値）である。

すなわち、県の年間負担額は約 146 百万円に対して組合員が得ている実際の割安利用料金総額はどうかという観点から効果を考えるというものである。

しかし、現状県は上記のような費用対効果の検証は全く行っていない。多額な負担を行う事業であり、しっかりとした検証を行って、共済組合が行なっているホテルの運営管理の監督・助言等実施すべきである。

なお、上記年間負担額に関して、仮にホテルの採算性が高く県が建物の売却処分によって資金の回収ができた場合には県の実質的な負担額は減少し、従って上記年間負担額も減少することになるが、採算に関しては次項の通りである。

(イ) 組合員の利用率について

ポートプラザの開業後の稼働率の推移は図表番号 3-6-14 のとおりである。

ポートプラザの宿泊利用者の組合員（公立学校の教職員）利用率は、平成 22 年度平均では 54.2%であり、建設当初より 7 割近くの利用率であった状況から比して 1 割以上下落している。ポートプラザは、教職員の利用のみに限られた施設ではない。著しく教職員の利用を阻害しない限り、収益を確保する観点から組合員以外の利用を妨げるものではないため、組合員利用率の低下を招いているとのことであるが、教職員の福利厚生向上の目的に沿った教職員に魅力的な施設運営となっているかどうかといった観点から、県としてもポートプラザの管理運営について助言を行う必要があると考える。

図表番号 3-6-14 ポートプラザちば稼働推移

(単位：人)

区分 年度	宿泊						宿泊以外						宿泊 利用率	客室 稼働率
	自支部		他支部		合 計									
	組合員	組合外	組合員	組合員外	組合員	組合員外	計	会議	宴会	婚礼	その他	計		
平成11年度	5,799	2,530	5,227	2,906	11,026	5,436	16,462	34,624	41,647	7,977	58,491	142,739	42.2%	120.2%
平成12年度	11,407	3,539	8,169	4,704	19,576	8,243	27,819	68,068	69,414	17,439	120,250	275,171	49.8%	52.2%
平成13年度	11,690	6,756	8,346	6,757	20,036	13,513	33,549	64,400	70,630	13,544	133,732	282,306	60.1%	63.7%
平成14年度	12,652	5,523	9,494	7,591	22,146	13,114	35,260	59,625	69,826	12,152	127,170	268,773	63.1%	67.0%
平成15年度	13,427	5,355	8,261	7,821	21,688	13,176	34,864	56,313	66,268	10,326	111,599	244,506	62.3%	67.5%
平成16年度	12,500	5,614	8,367	9,272	20,867	14,886	35,753	55,241	66,577	10,905	113,806	246,529	64.0%	70.2%
平成17年度	11,525	4,575	9,053	10,060	20,578	14,635	35,213	56,042	64,036	9,266	109,327	238,671	63.1%	70.1%
平成18年度	10,626	6,477	7,265	12,179	17,891	18,656	36,547	56,258	63,564	9,535	106,824	236,181	65.4%	73.5%
平成19年度	10,670	5,297	6,539	13,768	17,209	19,065	36,274	56,603	61,727	7,418	106,378	232,126	64.8%	73.3%
平成20年度	10,132	5,039	5,612	14,311	15,744	19,350	35,094	52,091	58,909	8,044	106,508	225,552	62.8%	69.8%
平成21年度	10,695	4,771	5,306	10,995	16,001	15,766	31,767	51,001	57,385	7,257	99,639	215,282	56.9%	65.1%
平成22年度	10,277	4,634	5,866	9,002	16,143	13,636	29,779	51,797	51,629	7,135	95,660	206,221	53.3%	60.6%

(注1) 平成11年度は7月から3月まで

(注2) 平成11年度の客室稼働率は100%を超えており提供資料の「情報」が誤っている

(出所) 福利課提供資料より作成

ウ ポートプラザの採算面に対する県の指導・監督について

県は建物の譲渡代金償還後において所有権の移転を受けるのであるが、ホテルの採算性が悪化している場合にはその後の事業継続において県に負担が生じるリスクがあり、また仮に売却処分する場合においても建物の経済的な価値は大幅に減価し、売却処分による資金回収は僅少もしくはゼロとなる事態が想定される。

従って、県としては前述した福利厚生の効果の視点と同時に採算の視点からの指導・監督が求められることになるが、以下にホテルの採算の在り方に関して検討する。

民間企業の経営においては、建物の減価償却費を含めた全ての費用を負担し、さらに適正な利益を得ることが要求される。ポートプラザは組合員の利用に関して、宿泊料、会議室利用料、婚礼料金等において割安な料金設定を行っている。そのうち宿泊料の料金は前述のとおりであり、組合員の料金は安いもののそれ程極端に安いわけではない。この程度の割安料金であれば、むしろ組合員の利用人数が増えて全体としてはホテルの収入が増加していることも考えられる。仮に割安料金をなくした場合には利用人数が減少し収入は減少する可能性もあり得る。すなわち、組合員に対する現行程度の割安料金設定においては、民間経営のように利益を計上することも可能と考えられ、本来その様な体制が理想であろう。

因みに、県から提供を頂いた資料「開設6年間の経常収支計画」によると収入合計は20億円前後となっており、支払利息等の負担前の営業損益ベースでは概ね採算が取れる計画であり、赤字を見込んではいない。

現実のポートプラザの損益は、前述した通り最近5期間の平均数値で見ると112百万円の赤字であり、建物の減価償却費125百万円の殆どを負担できない水準である。ただし、平成18年度で見ると、共済組合集計損益147百万円から県の年間概算負担額146百万円と建物の大規模修繕費等62百万円を控除すると61百万円の赤字となっており、赤字の額は上記5期間平均の約半分程度で、建物の減価償却費を概ね50%程度負担できている。また、この年度の共済組合集計損益は予算と実績はほぼ同額であり比較的順調であったといえる。

しかし、平成19年度以降採算は悪化傾向にあり、特に直近の平成22年度は売上が大きく

落ち込み全体の損益は大幅な赤字である。上記イ「事業の福利厚生面での指導・監督について」(イ)「組合員の利用率について」に掲げたポートプラザの開設時からの稼働率の推移をみると、ここ数年の客室稼働率は著しく低下しており経営の建て直しが急務となっている。

今後、ポートプラザが利益を計上できる体制になることが望ましいものの、そこまでの採算性が実現できないとしても、建物の減価償却費を可能な限り負担できるような採算水準に持っていくことが望まれる。

県は教職員への福利厚生の効果の検証と同時に、採算面においても明確な基準を定めて、ポートプラザの運営管理の監督・指導を行うべきである。

なお、建物の譲渡契約において、契約期間中のホテルの管理運営は共済組合が自主的に行うことになっているが、一方で同契約期間中であっても管理運営について県と共済組合は協議することができることになっており、県としての役割が期待される。

エ 金利負担の軽減について

平成 11 年 7 月のポートプラザの建物譲渡契約において、譲渡代金の分割返済に係る金利レートは年 2.9%と定められている。

期間 25 年間の長期償還の場合、当時としては必ずしも高い利率ではなかったと思われるが、最近の金利水準からすればやや高い水準である。

一方、公立学校共済組合は同ホテルの建物の建設資金を負担しているが金融機関等外部からの借入は行っていないようであり、従って共済組合では 2.9%の金利収入を得ており、比較的高利の資金運用ができているといえる。

県は平成 22 年度において当該借入金に対して 113 百万円の利息を負担しているが、借入金の平成 23 年 3 月末の元本残高は 37 億円あり、平成 36 年 9 月まで償還が続くことになっている。

公立学校共済組合と協議して利率を引き下げることや一括弁済を行う等によって金利負担の軽減を図ることが望まれる。

オ 譲渡代金償還後のポートプラザの管理運営について

千葉宿泊所譲渡契約書によれば、契約期間満了後の施設の管理運営について協議するものとするとしている(第 6 条第 2 項)。しかし、現状では契約期間満了後の管理運営についての結論はでておらず、契約期間満了時に建物部分の所有権が県に移転した後、県が公立学校共済組合に施設を無償で貸与するのか有償とするのかどうか、所有権移転後に発生する修繕費についてどちらが負担するのか等の県と公立学校共済組合の負担関係の方向性は示されていない。

以上、契約期間満了後のポートプラザの施設の管理運営については県と公立学校共済組合との負担関係等が明確になっていないため、出来るだけ早い時期に両方で協議を行って、その結果を県民に対して適時、適切に開示する必要があると考える。

(6) 職員生涯設計推進事業について

職員生涯設計推進事業では、教職員が生涯設計計画を立案できるようにするためのライフアップセミナーの実施、ライフプラン相談室、多目的室・談話室で情報提供の場を提供している。

このうち、ライフプラン相談室の利用実績は図表番号 3-6-15 のとおりである。

図表番号 3-6-15 ライフプラン相談室の利用実績

(単位：人)

年度	相談形態				相談内容					多目的	退職者 (内数)
	電話	来訪	文書	計	プランづくり	健康	生きがい	経済	セクハラ		
16年度	620	123	23	766	41	0	4	238	2	481	138
17年度	213	88	138	439	5	0	77	5	0	343	95
18年度	421	162	230	813	40	0	109	49	1	614	198
19年度	327	128	289	744	2	0	63	0	0	694	180
20年度	371	104	321	796	0	0	74	0	0	722	168
21年度	337	151	277	765	0	0	156	0	0	609	255
22年度	398	159	312	869	0	0	177	0	0	692	283

(出所) 福利課作成資料

ライフプラン相談室はポートプラザちばの一角を利用し平日の 9:00 から 16:00 まで実施している。利用実績から見ると。訪問での相談は 159 人となっており、1 日 1 人に満たない状況となっている。

ライフプラン相談室の設置が平日の職務の時間帯と重なることから、通常勤務の教職員にとっては利用しづらい状況ではないかと考える。ライフプラン相談に対する要望について調査し、そもそもニーズが多くは無いのであれば、常設の相談室を設置することはないであろうし、ニーズがあるのであれば、利用しやすい環境を整備する必要があると考える。

第7 生涯学習課（一般会計、補助金のみを監査対象とした。）

本課においては、一定の補助金のみを監査対象としている。

1 概要

(1) 生涯学習課の概要

生涯学習課は、学校・家庭・地域連携に係る施策の推進や生涯学習推進体制の整備、生涯学習に関する情報の提供や学習機会の充実、社会教育の振興、家庭教育の支援、青少年教育の充実、キャリア教育の推進などを行う組織である。

(2) 補助金の概要

補助金（歳出）のうち、1件あたり500万円以上で、生涯学習課が主務課となっているものは、以下のとおりである。

図表番号 3-7-1 補助金の推移

（単位：円）

事業名	交付先	交付金額		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
放課後子ども教室推進事業（注）	市川市外22市町	30,685,000	46,445,000	47,689,000
千葉県教育振興財団補助金	（財）千葉県教育振興財団	136,392,000	123,152,570	113,155,344

（出所）生涯学習課作成資料

（注）国からの補助金23,998,000円（平成22年度）がある。

ア 放課後子ども教室推進事業補助金について

（ア）背景

文部科学省は、子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化、地域や家庭の教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てるため、平成16年度から「地域子ども教室推進事業」を実施してきた。

具体的には、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するものである。本事業の主な実施主体は市町村であり、平成18年度まで文部科学省の委託事業として実施した。

その後、平成18年5月に当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施してはどうかとの提案を踏まえ、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、平成19年度から、補助事業として「放課後子どもプラン」を創設し、現在に至ったものである。

(イ) 事業内容

放課後子ども教室推進事業は、市町村（指定都市、中核市を除く。）が実施する放課後子どもプラン推進事業の各事業のうち放課後子ども教室推進事業に要する経費に対して、都道府県が補助する事業である（「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」²⁴ 3(1)）。

また、都道府県が上記事業を実施するために必要な経費のうち文部科学大臣が認める経費について、予算の範囲内で国から補助金が交付される（同要綱 3 本文）。

なお、放課後子どもプラン推進事業費補助金とは、文部科学省所管の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の一部である放課後子ども教室推進補助金及び厚生労働省所管の児童育成事業費補助金の一部である放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業費、放課後子ども環境整備事業費、放課後児童クラブ支援事業費）の両補助金を総称するものである（同要綱 1）。

放課後子どもプラン推進事業費補助金の目的は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することにある。なお、放課後児童健全育成事業等については、上記目的に併せて、児童手当法第 29 条の 2 に規定する児童育成事業として児童福祉の増進に寄与することも目的としている（同要綱 2）。

(ウ) 補助対象

放課後子どもプラン推進事業のうち放課後子ども教室推進事業について、補助金の交付の対象となる事業の区分、基準額及び対象経費は以下のとおりである。（「放課後子どもプラン推進事業費県補助金交付要綱第 2 条及び別表」）

図表番号 3-7-2 放課後子ども教室推進事業の補助対象経費及び基準額

区分		基準額		対象経費
放課後子ども教室推進事業 (放課後子ども教室費)	放課後子ども教室運営費	開設日数により、1 小学校区当たり下表の額を基準額とする。		放課後子ども教室の運営に必要な経費（当該自治体で認める会議費以外の飲食料費を除く）
		開設日数	基準額	
		12 日以下	101 千円	
		13 日から 60 日	509 千円	
		61 日から 120 日	1,019 千円	
		121 日以上	2,037 千円	
	運営委員会経費	408 千円		同上
	コーディネーター経費	740 千円 × (実施校区数 / 3)		同上

(出所) 生涯学習課作成資料

(エ) 補助金交付事務について

²⁴ 当初の通達は「18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号、平成19年3月30日」であり、その後4次に渡り改正されている。

a 申請手続

この補助金の交付を申請は、市町村長または市町村教育委員会教育長が、「申請書」に係る書類を添えて、毎年度4月末日までに千葉県知事または県教育長に提出しなければならない。（同要綱 6）

b 交付の決定

知事または県教育長は、上記の申請があった場合は、内容を審査する。補助金の交付を決定した場合は、速やかにその決定の内容を交付の申請をした者に「補助金交付決定通知書」を送付する。（同要綱 7）

c 実績報告

市町村は、事業完了後1ヶ月を経過した日または翌年度4月5日のいずれか早い日までに「実績報告書」に係る書類を添えて、知事又は県教育長に提出しなければならない。（同要綱 11）

d 補助金の額の確定

知事または県教育長は、実績報告書の提出を受けた場合においては、内容を審査する。そして、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「交付額確定通知書」を送付する。（同要綱 12）

e 交付の請求

補助金の交付を請求しようとする場合は、「交付請求書」を知事又は県教育長に提出しなければならない。（同要綱 13）

イ 財団法人千葉県教育振興財団事業補助金について

(ア) 補助金の内容

千葉県教育委員会は、千葉県における教育、スポーツ及び文化の振興を図るため財団法人千葉県教育振興財団（以下、「教育振興財団」と言う。）の運営に要する経費について、予算の範囲内で、「千葉県教育委員会補助金等交付規則」及び「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付要綱」に基づき、教育振興財団に対し、補助金を交付する。（財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付要綱第1条）

(イ) 補助対象

補助金の交付の対象となる事業の区分、補助対象経費及び補助率は以下の通りである（同要綱第2条及び別表）。

図表番号 3-7-3 補助対象事業、補助対象経費及び基準額

事業区分	補助対象経費	補助率
人件費	教育振興財団が行う教育、スポーツ及び文化の振興のための事業の実施に要する経費で、予算で定めるもの（文化財の調査研究と遺跡等発掘調査に係る経費を除く）	10分の10以内
運営費	教育振興財団が行う教育、スポーツ及び文化の振興のための事業の実施に要する経費で、予算で定めるもの（文化財の調査研究と遺跡等発掘調査に係る経費を除く）	定額

(ウ) 補助金交付事務について

a 交付の申請

補助金の交付を申請しようとする場合は、教育委員会が定める期日までに、「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付申請書」を教育委員会に提出しなければならない。（同要綱第3条）

b 概算払の請求

補助金の概算払を受けようとする場合は、「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金概算払請求書」を教育委員会に提出しなければならない。（同要綱第8条）

c 実績報告

実績報告をしようとする場合は、補助事業の完了の日から20日以内に、「財団法人千葉県教育振興財団事業実績報告書」を教育委員会に提出しなければならない。（同要綱第6条）

d 交付の請求

補助金の交付を受けようとする場合は、「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付請求書」を教育委員会に提出しなければならない。（同要綱第7条）

2 監査の範囲

生涯学習課が平成22年度に交付した補助金のうち、1件あたりの交付金額が500万円以上のものについて監査対象とした。

3 補助事業の状況

(1) 放課後子ども教室推進事業について

ア 事業の概要

県の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点すなわち居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。(放課後子ども教室推進事業等実施要綱 1)

イ 実施主体

放課後子ども教室推進事業の実施主体は、指定都市及び中核市を除く市町村である。また、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。(同要綱 2)

平成 22 年度においては、下記の 23 市町において放課後子ども教室推進事業が実施されている。

市川市、浦安市、松戸市、野田市、我孫子市、成田市、四街道市、白井市、富里市、 匝瑳市、香取市、茂原市、勝浦市、山武市、館山市、木更津市、印西市、鴨川市、 袖ヶ浦市、酒々井町、大網白里町、芝山町、御宿町
--

ウ 県の果たすべき役割

都道府県は、放課後子ども教室推進事業をはじめとする放課後子どもプランの実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、市町村への補助金の交付の他、以下の支援を実施することを期待されている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討・コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催・基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。・主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局（又は教育委員会）と緊密な連携を図る。 |
|---|

(出所) 「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】(文部科学省 HP より)

エ 県の事業実施状況

県は、放課後子どもプランにおける県の役割を果たすため、放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業を実施している。

(ア) 推進委員会について

千葉県においては、上記の推進委員会として「千葉県学校・家庭・地域連携推進協議会」を設置した。

a 協議会の構成

平成 22 年度における推進委員会は委員 12 名、オブザーバー 8 名及び事務局 13 名で構成されている。12 名の委員の構成は、学校関係者 5 名、家庭・福祉関係者 3 名、地域関係 3 名、行政及び学識経験者各 1 名となっている。

b 開催状況

平成 22 年度においては、計 3 回の協議会が開催されている。開催日及び主な議事は以下のとおりである。

図表番号 3—7—4 平成 22 年度千葉県学校・家庭・地域連携推進協議会開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 22 年 7 月 15 日	・会長・副会長の選出 ・下記について質疑・意見交換： 千葉県学校・家庭・地域連携推進協議会について、「地域とともに歩む学校づくり」の推進について、「放課後子どもプラン」の推進について
第 2 回	平成 22 年 11 月 4 日	・地域とともに歩む学校づくりの視察（国府台小学校） ・地域とともに歩む学校づくりの実践について（市川市教育委員会及び国府台小学校との質疑・意見交換）
第 3 回	平成 23 年 3 月 10 日	・下記について事務局説明及び質疑・意見交換： 「地域とともに歩む学校づくり」の推進について、「放課後子どもプラン」の推進について、 「学校と地域を結ぶコーディネーターの役割を考える研修会」について

(出所) 生涯学習課作成資料

(イ) 研修の開催について

上記の通り、県が果たす役割の一つとして、コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修がある。

千葉県は、平成 22 年度に以下の 2 つの研修を開催している。

図表番号 3-7-5 平成 22 年度の研修開催状況

研修名	開催日	参加者
平成 22 年度「放課後子どもプラン」指導スタッフ等研修会	平成 22 年 12 月 21 日	指導スタッフ 行政担当者
平成 22 年度「学校と地域を結ぶコーディネーターの役割を考える」研修会	平成 23 年 1 月 31 日	コーディネーター 行政担当者 学校関係者

(出所) 生涯学習課作成資料

オ 補助金交付事務の実施状況

平成 22 年度における補助金交付対象となった市町からの交付の申請、概算払いの請求、実績報告及び交付の請求は、「放課後子どもプラン推進事業費県補助金交付要綱」に規定されたとおりに行われている。また、これらに対する県からの交付決定の通知及び額の確定通知についても、上記要綱に従って実施されている。

(2) 財団法人千葉県教育振興財団について

ア 目的

教育振興財団は、千葉県における教育の振興を図ることにより、県民の生涯をとおした学習活動等への参加を促進し、健やかで心ゆたかな県民生活の実現に寄与することを目的とする。(財団法人千葉県教育振興財団寄附行為第 3 条)

イ 事業内容

教育振興財団は、上記の目的を達するために以下の事業を行う。(同寄附行為第 4 条)

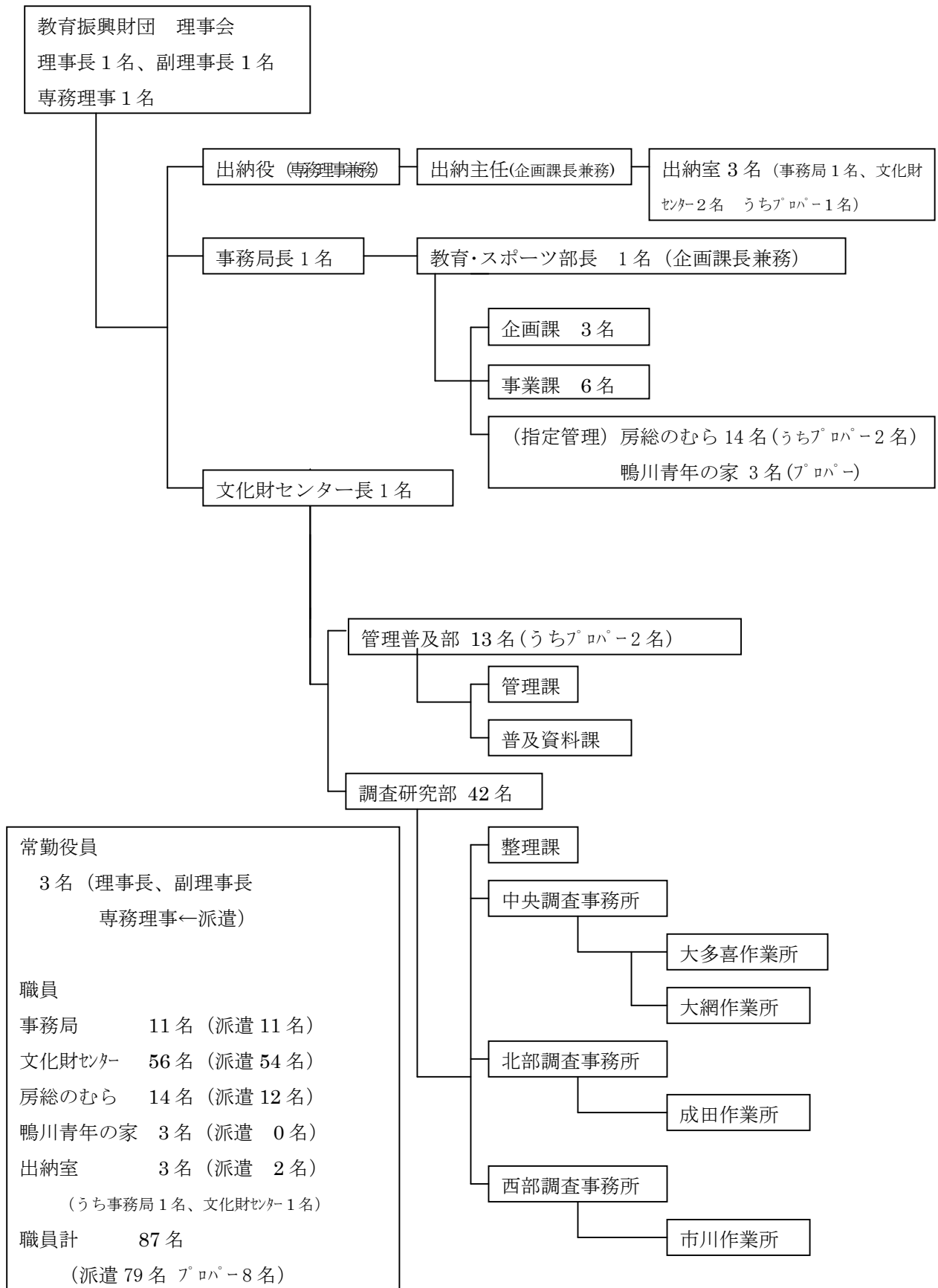
社会教育の推進 学校教育の支援 スポーツの振興 文化財の調査研究と遺跡等発掘調査の受託 千葉県から受託する事業及び施設の管理運営 千葉県スポーツ振興基金の造成及びこれに基づく助成事業の実施 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
--

ウ 組織

(ア) 組織構成

平成 22 年 4 月 1 日現在における教育振興財団の組織構成は、図表番号 3-7-6 の通りである。

図表番号 3-7-6 教育振興財団組織図



(出所) 生涯学習課作成資料

(イ) 人員構成

平成 22 年 4 月 1 日現在における教育振興財団の人員構成は、下表の通りである。財団職員の多くを県からの派遣職員が占めている。

図表番号 3-7-7 教育振興財団の人員構成

(単位：人)

	人員数	(内訳)	
		プロパー	県派遣職員
常勤役員	3	2	1
職員			
事務局	11	0	11
文化財センター	56	2	54
房総のむら (注 1)	14	2	12
鴨川青年の家 (注 2)	3	3	0
出納室	3	1	2
職員計	87	8	79
合計	90	10	80

(出所) 生涯学習課作成資料

(注 1) 文化財課所管で指定管理業務を受託している。

(注 2) 生涯学習課所管で指定管理業務を受託している。

平成 23 年度においては、職員数は 84 名であり、平成 22 年度と比較して 3 名減少している。県派遣職員については 68 名となっており、事務局職員を中心に見直しが行われた結果、平成 22 年度の 79 名から 11 名減少している。一方、プロパー職員は 8 名増加して倍増となり 16 名となっている。なお、専務理事および事務局長、部長及び課長といった幹部職員は従来通り県派遣職員により担われている。

エ 財務状況

平成 20 年度から平成 22 年度の教育振興財団の財政状態は、下表のとおりである。

図表番号 3-7-8 教育振興財団 貸借対照表の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
資産の部			
流動資産			
現金預金	328,636	231,034	229,651
その他	348,761	346,176	313,095
流動資産合計	677,398	577,210	542,746
固定資産	28,795	29,630	42,935
特定資産	265,305	301,219	315,681
基本財産	1,195,927	1,198,887	1,201,999
資産合計	2,167,426	2,106,947	2,103,362
負債の部	453,875	338,199	296,841
正味財産の部			
指定正味財産	1,192,927	1,195,887	1,198,999
一般正味財産	520,623	572,860	607,521
正味財産合計	1,713,551	1,768,748	1,806,520
負債及び正味財産の部合計	2,167,426	2,106,947	2,103,362

(出所) 教育振興財団の貸借対照表

また、平成 20 年度から平成 22 年度の教育振興財団の経営成績（正味財産増減の状況）は、図表番号 3-7-9 のとおりである。

図表番号 3-7-9 教育振興財団 正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般正味財産の部			
經常増減の部			
經常収益			
事業収益	2,754,765	2,630,897	2,356,722
指定管理受託事業収益	559,661	563,898	560,490
一般調査受託事業収益	2,187,151	2,031,348	1,790,511
その他	7,952	35,650	5,721
受取補助金等	141,823	128,246	117,741
受取地方公共団体補助金	136,392	123,152	113,241
その他	5,431	5,094	4,500
その他	54,374	49,757	44,132
經常収益計	2,950,962	2,808,902	2,518,597
經常費用			
事業費	2,316,738	2,214,776	1,993,488
管理費	566,464	529,139	483,759
經常費用計	2,896,807	2,756,665	2,483,936
当期經常増減額	54,155	52,236	34,660
当期經常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	54,155	52,236	34,660

(出所) 教育振興財団の正味財産増減計算書

一般正味財産増減額については、平成 20 年度及び平成 21 年度については 5,000 万円強を計上したが、平成 22 年度においては約 3,500 万円と減少している。これは、事業収益のうちの一般調査受託事業収益が平成 21 年度から平成 22 年度において約 1 割減収となったこと並びに事業費のうち指定管理施設の維持管理に係る経費が前年度より増加した影響と考えられる。

受取補助金のうち、受取地方公共団体補助金はほぼ全額が千葉県からのものであり、次第に減少傾向にある。

また指定管理受託事業収益は、千葉県からの指定管理業務のものであり、ほぼ一定額が計上されている。

オ 教育振興財団の改革について

(ア) 改革方針

千葉県は従来より公社等外郭団体の改革に取り組んでいる。教育振興財団についても従来より改革が進められており、直近では平成 21 年度に以下の改革方針が出ている。

図表番号 3-7-10 教育振興財団の改革方針

課 題	見 直 し 方 針	
	分類	概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間調査組織の未成熟 ・ 発掘調査等における民間調査組織への更なる委託可能分野の検討・実施 ・ 事務の効率化・省力化 ・ 組織及び分掌事務の再編成の検討・実施 	縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団自主事業 自主事業は、事業の必要性を再検討するとともに運営の効率化を図り、更なる県民のニーズにあった事業とするための見直しを図る。 ・ 一般調査受託事業 引き続き、発掘作業における遺構実測業務、整理作業における土器実測・石器実測業務などの一部作業を民間調査組織へ委託することにより、事業の迅速・効率化を図るとともに、民間調査組織への委託が可能な作業の検討を進める。

(出所) 公社等外郭団体の改革方針 (案) 千葉県 HP より

(イ) 改革の実施状況

a 発掘調査等における民間調査組織への更なる委託可能分野の検討・実施

上記改革方針において課題として挙げられているとおり、民間調査組織が未成熟なため、発掘調査等業務の外部委託については困難な部分もあるため、可能な範囲から外部委託が行われている。平成 22 年度の時点では、以下の業務について外部委託が実施されている。

車両運行管理、重機オペレーター操作、基準点測量、遺構調査、遺物実測、石器実測、産業廃棄物処理、基準点・地形測量 3 次元レーザー計測 (平成 22 年度より外部委託)

(出所) 生涯学習課作成資料より

b 事務の効率化・省力化

一部職員の給与計算について外部委託されている。また、遺構測量システムの導入が検討されている。

c 組織及び分掌事務の再編成の検討・実施

平成 21 年度において、出納室が執行部門から独立した組織として位置づけられるとともに、出納役を事務局長から専務理事に変更し、財務会計上のチェック機能強化が図られた。

平成 22 年度に事務局組織の見直しが検討され、平成 23 年度において、企画課の廃止、管理職業務の統合が行われ、人員削減が図られた。また、事務局の分掌事務の見直しが行われ、一部の業務が教育委員会に移管された。

カ 補助金交付事務について

(ア) 補助金の交付額について

平成 22 年度における補助金の申請額及び交付額は以下の通りである。教育振興財団は、財団の一般会計の管理費の一部を対象として交付の申請を行っている。

図表番号 3-7-11 補助金の申請額

補助対象経費	申請額 (千円)	事業計画書の予算額 (千円)
人件費 (管理費)	106,482	106,482
運営費 (管理費)	10,000	10,000
合計	116,482	116,482

(出所) 教育振興財団 平成 22 年度事業計画書より

また、補助金の確定額は以下のとおりである。

図表番号 3-7-12 補助金の交付額

補助対象経費	交付額 (円)	収支決算書 (補助金分) の金額 (円)
人件費 (管理費)	103,983,730	103,983,730
運営費 (管理費)	9,171,614	9,171,614
合計	113,155,344	113,155,344

(出所) 教育振興財団 平成 22 年度収支計算書より

(注) 平成 22 年度においては、人件費は派遣職員を含む 13 名の事務局職員について算定して支出していたが、平成 23 年度以降は財団職員 3 名分のみとし、県からの派遣職員部分については直接支給としている。

なお、公社等外郭団体における経理調査の結果 (平成 22 年 5 月 28 日公表)、教育振興財団においても翌年度納入、差し替え等の不適切な経理処理が認められた。教育振興財団では、改善策・再発防止策の徹底、財団職員の処分、財団職員による返還及び県支出金の返還処理 (353,800 円) がなされた。

(イ) 補助金交付事務の実施状況について

平成 22 年度における教育振興財団からの交付の申請、概算払いの請求、実績報告及び交付の請求は、「千葉県教育委員会補助金等交付規則」及び「財団法人千葉県教育振興財団事業補助金交付要綱」に規定されたとおりに行われている。また、これらに対する県からの交付決定の通知及び額の確定通知についても、上記規則及び要綱に従って実施されている。

4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 県への依存からの脱却について

県は、平成 22 年度において、教育振興財団に対して 113 百万円の補助金を支出している。教育・スポーツ事業の公共性、公益性を勘案し、当事業の収入をもって充てることができない経費については、県の財政支援は必要であるとされている。

一方、公社等外郭団体の改革の方向性に目を向けると、「更なる公社改革について」（平成 18 年 2 月）において、公社改革の基本的考え方として、県民負担の軽減を目的に県依存型の経営から自立型の経営に転換を図ることが挙げられている。とすれば、県の財政支援の必要性を認めたとしても、教育振興財団への補助金は必要最小限とするべきである。

ところで、教育振興財団の正味財産増減計算書によると平成 20 年度及び平成 21 年度においては年間約 5 千万円、平成 22 年度においても約 3 千万円の一般正味財産増減額（民間企業の利益に相当する）を計上している。

これらの利益は、補助金が交付対象とする教育・スポーツ事業ではないとのことであるが、特別会計が対象とする事業の本部経費（共通経費）が按分計算により各特別会計に配分されていない等の場合には、上記利益が同事業からは必ずしも無関係であるとは言えないため、現在の補助金の額が必ずしも必要最小限であると評価することはできない。

現在県は、順次補助金の削減を進め、「更なる公社改革について」に従い、改革を進めていることには一定の評価はできる。

しかし、当該改革は道半ばであり、さらに補助金の額が必要最小限であるかについては、常に精査すべきものとする。

今後、補助金を交付するにあたっては、「自立型の経営」として、教育振興財団がどのような戦略を有し、事業計画として独自業務をどれだけ獲得するのかという視点を明確にさせた上で、交付金額の算定をし、教育振興財団の経営に関する県への依存の脱却を促すべきである。

(2) 役職者への民間出身者等の登用促進について

平成 23 年 4 月 1 日時点において、教育振興財団の常勤役員 2 名は県 OB と県派遣職員であり、職員についても全 84 名のうち県派遣職員 68 名となっている。左記状況からすれば、教育振興財団の事業は県が直接実施することも可能やに見える。

この点について、県としては、文化財発掘調査受託事業において、年度途中での事業中断や新規依頼が頻繁に生じるため、迅速な事業執行には予算の執行管理の柔軟な対応が必要であること等から、弾力的かつ効率的な手法が行え、県民のニーズに速やかに対応できる財団法人による運営が最適であり、また、幹部職員には、財団からの要請に応じて県の教育行政に精通した経験豊富な県職員を派遣することにより、教育振興財団の設立目的である教育の振興が図られているとの見解であった。

しかし、これは県の行政組織との比較から柔軟な運営ができることを述べたもので、市場原理からの視点ではない。また、プロパー職員にとっての経営幹部への登用に制約が生じることは、動機付けの面からも十分とは言えない。

むしろ、教育振興財団が財団法人という民間の組織形態である点に着目して、経営幹部への民間等からの登用を促進すべきである。また、職員においてもプロパー職員の比率を高めるべきである。現在の職員等の構成では、県職員等が財団法人という県の制度とは異なる制度の柔軟性を活用しているに過ぎないという面が目についてしまう。

教育振興財団の仕事には、教育や研究の分野以外に展示・施設利用・催し物といったむしろ民間活力を利用した市場原理になじむ領域も存在する。後者においては「房総のむら」「鴨川青年の家」といった指定管理事業に関する部分も含まれる。これらの分野は教育行政というよりは、むしろ教育成果等を側面から支えるものとして民間のアイデアを活用できる余地もあり、民間経験者の経験が十分に発揮できると考える。一方、教育や研究といった分野の中には、短期的効率性がむしろマイナスに働く場合があり、必ずしも市場原理で目的を達成できない分野も存在し、むしろ直営のほうがよいという議論もなされうる。

しかし、公社の改革が必要とされる以上、そのための経験とノウハウを広く社会全体から求めることは、県民にとって決してマイナスにはならないと考える。目的自体は適正であっても、そのための手段は一通りではないのである。

戦略は組織を規定すると言われるが、組織づくりの一つとして、役職員の民間出身者やプロパー職員の登用の促進等を課題の一つとして挙げたいと考える。

第8 指導課（一般会計、補助金を含む。）

1 概要

（1）事務の概要

指導課は、公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校における教育課程及び学習指導、教職員の研修、進路指導や生徒指導の充実、人権教育や国際理解教育の推進等を行う組織である。

指導課の分掌事務の概況は、以下の通りである。

- （1）公立小中高等学校における教育内容充実のための調査及び企画に関すること（特別支援教育課、学校安全保健課及び体育課の所掌に属するものを除く）。
- （2）公立小中高等学校における教育課程及び学習指導に関すること。
- （3）公立小中高等学校の教育職員に対する学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること（特別支援教育課、学校安全保健課及び体育課の所掌に属するものを除く）。
- （4）県立中学校及び県立高等学校における学校運営の状況についての評価の総合調整に関すること。
- （5）公立小中高等学校における進路指導に係る指導及び助言に関すること。
- （6）公立幼稚園の管理運営の指導及び助言に関すること。
- （7）幼稚園における教育課程及び保育等に係る指導及び助言に関すること。
- （8）市町村立の専修学校及び各種学校の設置、廃止、名称及び位置の変更等に係る認可又は届出の受理並びに管理運営の指導及び助言に関すること。
- （9）学校における生徒指導に係る調査及び対策等に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く）。
- （10）学校における生徒指導に係る指導及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く）。
- （11）不登校児童生徒等に係る調査及び対策等に関すること。
- （12）不登校児童生徒等に係る指導及び助言に関すること。
- （13）教育職員の研修制度の調査及び研究並びに教育職員の研修に関する基本方針の立案に関すること。
- （14）教育職員の研修の総合計画の立案及びその実施に関すること。
- （15）学校における芸術文化の振興に関すること。
- （16）公立小中高等学校における情報教育に係る指導及び助言に関すること。
- （17）公立小中高等学校における国際理解教育に係る指導及び助言に関すること。
- （18）県立中学校の生徒募集及び入学決定者のための検査等並びに県立高等学校の生徒募集及び入学者選抜のための学力検査等に関すること。
- （19）人権教育に係る企画及び連絡調整に関すること。
- （20）学校教育における人権教育に関すること（他の課の所掌に属するものを除く）。

- (2 1) 学校の教科書その他の教材の取扱いに関する事（特別支援教育課の所掌に属するものを除く）。
- (2 2) 学校に係る教科書展示会の開催及び教科書の需要数の報告に関する事。
- (2 3) 研究指定校等の指定及びその援助（特別支援教育課、学校安全保健課及び体育課の所掌に属するものを除く）並びに研究指定校等の指定及び援助に係る総合調整に関する事。
- (2 4) 技能教育施設の指定及び連携科目の指定並びにこれらに係る指導及び助言に関する事。
- (2 5) 公立小中高等学校の学校図書館の運営に係る指導及び助言に関する事。
- (2 6) 中学校卒業程度の認定に関する事。
- (2 7) 千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付条例の施行に関する事。
- (2 8) 千葉県産業教育審議会に関する事。
- (2 9) 千葉県教科用図書選定審議会に関する事。
- (3 0) 千葉県総合教育センターに関する事。
- (3 1) 千葉県子どもと親のサポートセンターに関する事。

(出所) 所管事務事業の概要

2 職員配置状況

指導課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-8-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

(単位：人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局长 主幹	主任 指導主事	主査	指導主事 社教主事	計
事務職員	1	7	3	3	46	60

(出所) 「様式本 2 職員配置状況」

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-8-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料 (注 1)	1	-	△1	-	1	-	△1	-
		教育使用料 (注 1)	-	-	1	1	-	-	1	-
使用料及び手数料 計			1	-	-	1	1	-	-	-
国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金 (注 2)	305,873	△152,674	-	153,200	159,789	△6,589	-	-
	委託金	教育費委託金 (注 3)	24,409	△348	-	24,061	24,409	△348	-	-
国庫支出金 計			330,282	△153,022	-	177,260	184,198	△6,937	-	-
諸収入	受託事業収入	受託事業収入 (注 4)	35,744	△359	-	35,385	35,744	△359	-	-
	雑入	雑入	62	△62	-	-	62	-	△62	-
		雑入 (注 5)	16,563	△45	-	7,428	7,331	-	97	-
諸収入 計			16,626	△467	-	42,812	43,137	△359	35	-
合計			382,653	△153,489	-	220,074	227,336	△7,296	35	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。

(注 1) 千葉県林間学校 (長野県) (現在は施設の老朽化により利用不可) の NTT の支線 1 条の使用料収入。科目コードの誤りにより修正している。

(注 2) 退職教員等人材活用事業費補助金 (特別非常勤講師配置) 6,386 千円、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金 (スクールカウンセラー等配置) 138,857 千円、原子力エネルギーに関する教育支援事業交付金 7,957 千円。(いずれも文部科学省から)

(注 3) 確かな学力の育成に係る実践的調査研究に係る委託費 7,949 千円、教育研究開発事業委託金 (人権) 1,166 千円、教育研究開発事業委託金 (英語) 814 千円、帰国・外国人児童生徒の受入体制の整備事業委託金 6,613 千円、生徒指導・進路指導総合推進事業委託金 7,518 千円 (うち 4,867 千円は各市に再委託)。(いずれも文部科学省から)

(注 4) 理科支援員配置事業収入 (独立行政法人科学技術振興機構)

(注 5) 地域改善対策による貸付金 9,090 千円が滞納となっている。

4 歳出事務

指導課の所管する主要な事業の支出の状況は、以下の通りである。なお、下記の事業の事業費の一部は、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3-8-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
教育 指導費	1 児童生徒の学力向上と個に応じた指導の充実	第 1 1 款 教育費	1,330,897	1,082,759
	2 指導主事の活動の方針計画の立案、指導資料の作成	第 1 項 教育総務費		
	3 教職員の資質・能力の向上については、研修総合計画を策定し、研修内容の精選と計画的研修の奨励を図る	第 6 目 教育指導費		
	4 生徒指導の推進については、校内における指導体制の充実を図るとともに、教職員の指導力の向上を図る			
	5 高校生が近隣の事業所等で、インターシップを実施し、主体的な職業選択能力や職業意識を育成する			
	6 優れた成績を収めた児童生徒の活動を奨励し、学習活動全般への意欲の向上を図るとともに、教職員の自主的活動を奨励助長し、研究意欲の高揚を図る			
	7 千葉県教科用図書選定審議会の運営			
	8 小学校段階の英語活動について実践的な研究の推進			
	9 理科の授業の充実・活性化を図るとともに、教員の観察・実験等の体験的学習に関する指導力の向上			
	10 平成 23 年度県立高等学校入学志願者に対する学力検査問題の作成及び学力検査等の実施			
	11 平成 23 年度県立中学校入学志願者に対する適性検査問題の作成及び適性検査の実施			
	12 外国人青年の招致、姉妹州との交流等を			

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
	通して国際交流・国際理解教育の推進を図る。また、帰国児童生徒・外国人児童生徒等教育の充実のため、指導・援助を行う			
	13 情報教育担当者への指導及び情報環境整備を通して、情報教育推進を図る			
	14 人権教育の推進については、校内における積極的・継続的な実践や研修の推進を通して、教職員の指導力の充実を図る			
	15 子どもと親のサポートセンターは、児童生徒等の社会的な資質及び能力の育成並びに良好な成育環境の形成に関し児童生徒等及びその保護者に対する支援、児童生徒等の育成に携わる者に対する支援等を行うことにより、児童生徒等の健全な成長に資することを目的とする			
教育センター費	1 総合教育センターは、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに県民に対し、教育に関する奉仕を行うことにより千葉県の教育の振興に資することを目的とする	11 款 教育費 1 項 教育総務費	189,798	142,880
	2 県内4研修所は、総合教育センターとの密接な連携のもとに、地域の特性等に応じた学校教育に関する研修事業を進める	第8目 教育センター費		
教育振興費	1 県立高等学校における情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータの更新、整備を行う	第11款 教育費 第4項	443,045	443,043
		高等学校費 第4目 教育振興費		

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要 その2 主な事務事業の執行状況」より作成

上記の業務を予算科目別を示すと以下のようになる。

図表番号 3-8-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残	
教育費	教育 総務費	教育指導費	報酬（注1）	606,537	△531,735	58,452	16,349	
			共済費	15,943	△11,701	2,730	1,512	
			報償費	15,486	△11,176	2,081	2,229	
			旅費	19,160	△5,181	9,007	4,972	
			需用費（注2）	96,378	△16,830	67,145	12,402	
			役務費	78,204	△4,357	69,205	4,643	
			委託料（注3）	272,915	△21,538	241,982	9,395	
			使用料及び賃借料	11,407	△6,652	2,620	2,135	
			工事請負費（注4）	193,600	-	-	193,600	
			備品購入費	10,933	△7,532	2,701	700	
			負担金・補助及び交 付金	7,026	△716	6,265	44	
			償還金・利子及び割 引料（注5）	3,308	-	3,151	157	
			教育指導費 計			1,330,897	△617,418	465,340
		教育センタ ー費	報酬	16,739	△208	14,649	1,882	
			共済費	2,645	-	2,165	480	
			賃金	3,608	-	3,262	346	
			報償費	7,767	△6,393	-	1,374	
			旅費	10,281	△2,916	6,303	1,062	
			需用費（注6）	42,115	△38,036	-	4,079	
			役務費	4,731	△4,089	-	642	
			委託料（注7）	30,643	△27,540	500	2,603	
			使用料及び賃借料 （注8）	35,133	△34,298	-	835	
			工事請負費（注9）	33,542	-	-	33,542	
			備品購入費	2,362	△2,338	-	24	
			負担金・補助及び交 付金	194	△145	-	49	
			公課費	38	△38	-	0	
		教育センター費 計			189,798	△116,001	26,879	46,918
		教育振興費	委託料（注10）	138,000	-	137,999	0	
			使用料及び賃借料 （注11）	305,045	△3,649	301,394	2	
		教育振興費 計			443,045	△3,649	439,394	2

合 計	1,963,740	△737,069	931,612	295,059
-----	-----------	----------	---------	---------

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、指導課のみを抽出加工。

(注 1) 令達額は県立高校等へのスクールカウンセラー報酬 他。

(注 2) 執行残には道徳資料の印刷製本費の事故繰越 506 千円（東日本大震災により印刷工場が稼働できなくなり、納品の遅延が生じた）が含まれている。

(注 3) 教育情報ネットワーク運用構築委託 他。

(注 4) 執行残は旧総合教育センター葛城分館等解体事業（繰越明許として平成 23 年度に繰越）。

(注 5) 地域改善対策高等学校等進学奨励金、国庫返還金（いずれも文部科学省への償還）。

(注 6) 主に光熱水費である。

(注 7) 庁舎管理関連の委託。

(注 8) 研究研修用パソコン等整備事業（3 年間の債務負担行為） 他。

(注 9) 執行残は総合教育センター施設整備（繰越明許として平成 23 年度に繰越）。

(注 10) 校内ネットワーク事業に関する県立高校（定時制、通信制を除く）の成績処理、出席管理等システム（5 年間の債務負担行為） 他。

(注 11) 県立高校のコンピュータ教室のパソコン賃貸借（5 年間の債務負担行為）。

5 主な事務事業の状況

(1) 主な事業の概要

指導課の所管する主な事務事業の実施状況は、以下のとおりであった。

図表番号 3-8-5 主要な事務事業の実績（平成 22 年度）

事業の実績（進捗状況）	
教育指導費	
1	<p>語学指導等を行う外国青年招致事業（事業費 233,046 千円）</p> <p>国際化社会に対応した教育の推進の一環として、語学指導等を行う外国青年を招致し、外国語教育及び国際理解教育の一層の充実を図った。</p> <p>招致人員 20 名（JET プログラム 6 名、姉妹州プログラム 14 名）、民間派遣 30 名</p>
2	<p>教育用コンピュータの整備（事業費 322,191 千円）</p> <p>情報化社会に対応するため、産振整備対象校を除く県立高等学校に教育用コンピュータの更新、整備を図った。</p> <p>普通科高校 19 校（1 校当たり 42 台を更新整備）</p>
3	<p>理科支援員配置事業（事業費 90,000 千円）</p> <p>学生、退職教員等の外部人材を理科支援員として小学校に配置し、教員が作成した指導計画のもと小学校 5、6 年生の理科の授業を支援した。</p>

4 子どもと親のサポートセンターの充実（事業費 98,977 千円）

教育相談事業：

来所相談 7,718 件（延べ数）、電話相談 16,138 件、Eメール相談 154 件、FAX 相談 4 件

支援事業：

学校支援事業 76 校、不登校児童生徒の宿泊体験活動 3 回実施 延べ 154 名、スクールアドバイザー派遣 296 回、不登校親の会（サポートセミナー）3 回実施延べ 417 名、不登校の子どもと親の居場所作り（サポセン）17 回実施延べ 387 名、教育相談ネットワーク連絡協議会 2 回実施延べ 122 名、地区教育相談ネットワーク連絡協議会 10 回実施延べ 376 名、不登校を支援する民間団体の懇談会 3 回実施延べ 35 団体、サポルーム（不登校体験者による相談）延べ 29 件

研修事業：

教員対象研修講座 10 講座延べ 1,848 名、教育関係職員研修会 2 講座延べ 311 名、県民対象研修講座 1 講座延べ 140 名

調査研究事業：

教育相談機能を活かした教育実践・事例の研究、見立ての向上とその力を持って行う包括的な支援について

5 スクールカウンセラー等の配置（事業費 414,000 千円）

教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を配置した。

（出所）「様式本 1 所管事務事業の概要 その 2 主な事務事業の執行状況」より作成

（2） 主要な事業における選定手続及び監督の状況

上記の 5 つの事業について、委託者等の選定手続及び業務の監督の状況は以下の通りである。

ア 語学指導等を行う外国青年招致事業

（ア）選定

語学指導等を行う外国青年（以下「ALT」と記載する）雇用の選定基準は以下の通りである。

図表番号 3—8—6 主要な事務事業の実績（平成 22 年度）

区分	新規雇用者	継続雇用者
JET プログラム	財団法人自治体国際化協会の選考基準に従う	前年度特に問題のない ALT に対し継続するか否かの意思を確認
姉妹州プログラム	ウィスコンシン州教育委員会の選考基準に従う	同上
業務委託	ALT を配置する業者について、平成 22 年度委託分は平成 21 年度に一般競争入札で、平成 23 年度委託分は平成 22 年度に公募型プロポーザルにより選定した。	—

（出所）指導課作成資料より

（イ）業務の評価

JET プログラム及び姉妹州プログラムにより雇用された ALT については、配置校による指導・監督及び各種研修会による指導が行われる。また、年に 1 回、学校による勤務評定が「外国語指導助手勤務成績評定要領」に基づいて行われる。

業務委託による ALT については、直接的には委託業者による指導・監督が行われることとなる。

イ 教育用コンピュータの整備

（ア）選定

教育用コンピュータについては、20 校程度を 1 グループとして、5 年間のリース契約を締結している。契約相手の選定は、一般競争入札によって行われている。平成 22 年度中に開始する契約（平成 23 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで）に関する入札には 5 社が参加した。

（イ）業務の監督

機器の導入については完了時の検査が行われる。また、保守業務については、年に 1 回定期保守を行い、実施報告書を提出する必要がある。

ウ 理科支援員配置事業

(ア) 選定

理科支援員募集要項に記載された応募資格に基づく応募者について、書類審査及び面談を実施し、任用者を決定する。

(イ) 業務の監督

理科支援員に対しては、年に数回の実技研修会が開催される。また、活動の振り返り、評価のため理科支援員対象最終報告会が開催される。

理科支援員の配置校については、事業の円滑かつ有効な推進のため、理科支援員等配置事業理科支援員配置校連絡協議会を開催し、事業の理解促進と情報交換を行っている。

エ 子どもと親のサポートセンターの充実

(ア) 選定

非常勤嘱託（教育相談（来所）、教育相談（電話）、支援事業部研究支援、不登校支援援助）及びスクールアドバイザーと複数の職種があり、各々選定基準は異なっている。非常勤嘱託については、面接により、新規または継続採用を決定している。スクールアドバイザーについては名簿登録制である。前年度登録者については、意思確認をし、書類審査にて所長が認めて登録している。新規登録者については、候補者をセンター内会議で選定し、本人へ依頼、意思確認を行っている。

(イ) 業務の監督

継続採用の場合は、次年度の面接等の際に評価されることとなる。

オ スクールカウンセラー等の配置

(ア) 選定

年に一回、募集要項に従って希望者からの申請を受け付け、書類審査（一次選考）、面接及びレポート（二次選考）を行い、採用者を決定する。

また、スクールソーシャルワーカーについては、スクールカウンセラー二次選考を通じたものから、スクールカウンセラースーパーバイザーに次ぐ豊富な経験と熟達した技能を持つと認められた者が選ばれている。

(イ) 業務の監督

スクールカウンセラー等については、管理職による勤務状況等調査が実施される。

(3) 補助金の状況

指導課では、千葉県教育委員会補助金等交付規則に基づき、各補助金交付要領を作成し、これに基づき支出をしている。当該支出の内訳は以下の通りである。

図表番号 3-8-7 補助金一覧（平成 22 年度）

（単位：千円）

名称	交付先	内容	根拠	交付金額
千葉県高等学校文化連盟事業補助金	千葉県高等学校文化連盟	文化連盟が行う大会開催及び派遣事業に対するもの	千葉県高等学校文化連盟事業補助金交付要綱	5,000
全国高等学校家庭クラブ研究発表大会派遣事業補助金	千葉県高等学校家庭クラブ連盟	家庭クラブ連盟の派遣事業に対するもの	全国高等学校家庭クラブ研究大会派遣事業補助金交付要綱	122
日本学生農業クラブ全国大会派遣事業補助金	千葉県学校農業クラブ連盟	学校農業クラブ連盟の派遣事業に対するもの	日本学校農業クラブ全国大会派遣事業補助金交付要綱	300
合 計				5,422

（出所）指導課の資料による。

6 包括外部監査の結果

(1) 予算の適正な執行について

平成 22 年度は 3 月 11 日の東日本大震災の影響で物資の輸送等が滞り事故繰越が発生している。さらに以下の 2 件の繰越明許が発生した。

ア 旧総合教育センター葛城分館等解体工事（193,600 千円）

平成 23 年 2 月議会において平成 23 年度までの繰越明許により補正予算措置をした。当初は、平成 23 年度初めに、周辺家屋の事前調査を行うことと並行し、入札・着工をする予定であったが、東日本大震災により平成 23 年度内の施工が不可能となったとのことである。

このため、平成 23 年 9 月議会で、改めて平成 24 年度までの債務負担行為により施工することになった。現在は家屋の事前調査を行い、総合評価方式により執行を行い、近々（2 月 21 日予定）入札を行う予定であり、平成 24 年度の施工完了を予定しているとのことである。

イ 総合教育センター施設整備事業（33,542 千円）

平成 23 年 2 月議会において平成 23 年度までの繰越明許により補正予算措置をした。空調

設備が老朽化により故障が多発したため、これらを交換・修理を行うものであった。

入札は平成 23 年 8 月 23 日、工期は平成 23 年 8 月 31 日から 12 月 25 日までで、12 月 5 日完成し、完了検査を 12 月 16 日に受けた。

上記 2 件について言えることは、予算確定した段階で既に年度内の執行が困難な状況にあり、当初から繰越明許ありきの予算となっているということである。これは予算単年度主義の例外としての繰越明許の趣旨に反すると言える。

さらに、上記アでは当初の予算確定から 3 年越しの執行となっていることが問題となる。平成 23 年度においては東日本大震災という特殊事情が考慮できるが、同内容の工事契約予算を 2 度に渡り繰越す結果となっている。これについては自前の設計・調査能力が限られ工事設計業務のほとんどを設計委託として外注せざるを得ない現状の体制も原因の一つと言え、本課のみ特別に発生しているのではない。

しかし、そうであるにしても、上記事例のように当初から繰越明許ありきの予算執行は、事実上複数年度予算が一般化することにつながり、年間予算と財源の対応関係が崩れることになる。

地方自治法の制度趣旨に立ち返り、繰越明許は例外的な場合のみに限るべきである。

(2) 未収金の回収について

平成 16 年度までで終了し、現在は返還事務のみ行われ、平成 37 年まで継続の予定である地域改善対策奨学金について、平成 22 年度末で 9,090,517 円の収入未済額（調定額のうち収入されなかった金額）が発生している。このうち、約 54%弱は平成 17 年度以前の収入未済額である。年度毎の収入未済状況は以下ようになり、平成 22 年度の収入未済は 82 件、823 千円となっており、収納率は約 81%となっている。

図表番号 3—8—8 各年度の収入未済の状況

(単位：件、千円)

年度等 (平成)	17 年度以前	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	合計
件数	617	84	86	67	93	82	1,029
金額	4,896	730	768	879	995	823	9,091

(出所) 平成 22 年度定期監査 重点監査事項調書より作成。

(注) 収入未済とは、調定額の中の収入未済となった金額を示す。

(少数点以下四捨五入)

当該奨学金は 209 人に対し貸付総額 193,343 千円を貸し付けたもので、これまで 60,242 千円が返済され、平成 23 年 3 月 31 日現在まで生活苦等で返還免除となった 67,211 千円を除き、今後 56,799 千円が返済される予定である。

しかし、毎年 50 万円以上の収入未済が続くと、今後も未収金が膨らむおそれがある。

この状況は千葉県に限ったものではなく、他県においても同様で、特に兵庫県では平成 10

年度末現在で約 9 億円以上が滞納しているとされている。これに対し、兵庫県教育委員会では督促状を送るほか、2006 年以降債権管理の経験者を非常勤嘱託員として雇用して対応している。

一方指導課では、督促状を送付するほか担当職員が市町村と連携して回収に努めているとのことである。また、これまで不能欠損や時効の処理は行っていないとのことである。

しかし、教育支援が目的として貸し付けた債権を教育委員会自らが強制的な回収を行うことには、組織的または業務スキルのには困難が伴い、限界があると考えられる。むしろ外部のサービサーに回収委託をすることや、知事部局特に税務の徴収管理部門の援助をあおぎ、私債権の回収手続に従い回収を進めることも代替手段として検討すべきである。

また、本制度は生活苦等返済が困難な者に対しては返還免除の制度を設けていることから、長期に渡って滞納している者については、簡易裁判所を利用した支払督促等回収方法の多様化についても検討すべき時期に来ていると考えられる。

7 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) スクールカウンセラーの配置状況のさらなる改善について

ア スクールカウンセラーについて（文部科学省 HP より）

(ア) スクールカウンセラーの意義

スクールカウンセラーは、「心の専門家」として学校に配置されている。背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要性が生じてきたことによる。

(イ) スクールカウンセラー設置の効果

「児童生徒の教育相談の充実について一生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり（報告）」（平成 19 年 7 月 教育相談等に関する調査研究協力者会議）によれば、スクールカウンセラー設置の効果として以下の内容が報告されている。

- ・文部科学省が毎年行っている調査では、「不登校児童生徒が相談、指導、治療を受けた機関等」としては、小・中学校ともに「スクールカウンセラー」であるとの回答が最も多かった。
- ・また、上記の調査によれば、「不登校児童生徒への指導の結果、登校するようになった児童生徒に特に効果があった学校の措置」という項目のなかで、「学校内での指導の改善工夫」として最も効果があったものは「スクールカウンセラー等が専門的指導にあたった」ことであると回答した学校が最も多かった。
- ・スクールカウンセラーを派遣した学校の暴力行為、不登校、いじめの発生状況は、全国における発生状況より改善されている状況が報告されている。
- ・児童生徒の不登校や問題行動等への対応のみならず、自然災害や事件・事故等の被害にあった児童生徒に対する緊急時の心のケアなどに果たす役割や期待も極めて大きい。

・いじめ自殺の対応においても、スクールカウンセラーの存在は不可欠とされている。

以上の通り、スクールカウンセラーの設置は、全国的に見て現状児童生徒の心理面のケアに効果を上げているといえる。

イ 千葉県におけるスクールカウンセラー等配置事業の概要

千葉県教育委員会では、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助にあたり、学校における教育相談体制の充実・強化を図るとともに、児童生徒の置かれた環境への働きかけ等を支援するため、臨床心理士等の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置している。（千葉県 HP より）

平成 23 年 10 月 3 日現在の配置状況は以下の通りである。

図表番号 3—8—9 スクールカウンセラーの配置状況

区分	配置校数
小学校	—
中学校	325
高等学校	70
教育事務所等	6

（出所）千葉県 HP より作成

上記の通り、小学校への設置はない。中学校については、千葉県内の全校に設置されている。高等学校については、千葉県内の県立及び市立高等学校の合計 146 校のうちの半数弱の学校に設置されていることになる。

ウ 千葉県における児童生徒の問題行動等の現状（「『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の概要(千葉県速報値)」平成 18 年度～平成 22 年度 より）

（ア）児童生徒の問題行動等の推移

千葉県における児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の状況は、以下の通りである。

a 暴力行為

小学校、中学校及び高等学校の各々における、暴力行為の件数の推移は以下の通りである。いずれも、学校内の暴力行為については、平成 21 年度から平成 22 年度の比較では、件数は増加している。平成 18 年度と平成 22 年度の比較では、小学校及び中学校では件数は増加している一方、高等学校は若干減少している。

図表番号 3—8—10 暴力行為の件数の推移

校種別	小学校		中学校		高等学校	
	学校内	学校外	学校内	学校外	学校内	学校外
平成 18 年度	120	8	886	112	268	31
平成 19 年度	213	12	1,738	169	259	33
平成 20 年度	288	42	2,309	151	279	31
平成 21 年度	439	16	2,033	211	248	35
平成 22 年度	508	13	2,149	200	263	47

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

b いじめ

小学校、中学校及び高等学校の各々における、いじめの件数の推移は以下の通りである。これによると学校内のいじめについては、平成 18 年度と平成 22 年度の比較では、中学校では件数は増加している一方、小学校及び高等学校は減少しているが、平成 21 年度から平成 22 年度の比較では、いずれも件数は急激に増加している。

図表番号 3—8—11 いじめの件数の推移

校種別	小学校	中学校	高等学校
平成 18 年度	4,671	3,745	171
平成 19 年度	5,103	3,970	141
平成 20 年度	3,646	3,244	145
平成 21 年度	3,570	2,997	93
平成 22 年度	4,239	3,931	158

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

c 不登校

小学校及び中学校における、不登校生徒数の推移は以下の通りである。小学校については、平成 21 年度以降不登校生徒数は増加傾向にある。一方、中学校については、平成 19 年度において人数が増加したものの、以後については減少し、平成 22 年度においては平成 18 年度を下回っている。

図表番号 3—8—12 不登校生徒数の推移

校種別	小学校(人)	中学校(人)
平成 18 年度	821	4,190
平成 19 年度	819	4,363
平成 20 年度	811	4,340
平成 21 年度	852	4,247
平成 22 年度	871	4,182

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

d 長期欠席

高等学校における長期欠席の状況等の推移は以下の通りである。長期欠席全体及び不登校については、全体としては平成 19 年度以降減少傾向にあるが、平成 21 年度から平成 22 年度については増加している。

図表番号 3—8—13 高等学校における長期欠席等の状況の推移

内容	不登校	病気・経済的その他	長期欠席合計
平成 18 年度	2,873	1,870	4,743
平成 19 年度	3,195	1,632	4,827
平成 20 年度	2,851	1,672	4,523
平成 21 年度	2,376	1,238	3,614
平成 22 年度	2,506	1,178	3,684

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

(イ) 不登校等の原因について

不登校となったきっかけと考えられる状況については、平成 22 年度においては以下の通りである。なお、当該調査は複数回答可としているため、人数の合計は不登校児童生徒数とは一致しない。

小学校、中学校及び高等学校の全てにおいて、不登校のきっかけと考えられる状況は本人

の問題に起因するものが半分以上を占めている。その中でも、最も多い原因は無気力であり、小学校から中学校、高等学校に上がるについて、その割合は上昇している。

図表番号 3-8-14 不登校のきっかけと考えられる状況

区分	小学校		中学校		高等学校	
	総数(人)	割合	総数(人)	割合	総数(人)	割合
学校生活に起因	208	17.3%	1,463	28.2%	452	22.7%
家庭生活に起因	239	19.8%	666	12.8%	187	9.4%
本人の問題に起因	676	56.1%	2,890	55.7%	1,277	64.1%
上記のうち						
病気による欠席	136	11.3%	339	6.5%	82	4.1%
あそび・非行	4	0.3%	426	8.2%	227	11.4%
無気力	182	15.1%	922	17.8%	632	31.7%
不安などの情緒的混乱	222	18.4%	727	14.0%	195	9.8%
その他	57	4.7%	96	1.9%	14	0.7%
不明	25	2.1%	72	1.4%	61	3.1%
合計	1,205	100%	5,187	100%	1,991	100%

(出所) 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要(千葉県速報値)より

エ 高等学校の設置校の増加、及び小学校への配置を検討すべきことについて

各種の問題行動については、中学校における件数及び人数が小学校及び高等学校と比較して非常に多くなっている。上記からすれば、中学校について重点的にスクールカウンセラーを配置することは合理的であるといえる。

一方で、小学校及び高等学校についても、無視できない状況にあることも確かである。アに記載の通り、全国的に見て、スクールカウンセラーを派遣した学校の暴力行為、不登校、いじめの発生状況は、全国における発生状況より改善されている状況が報告されている。スクールカウンセラーの小学校への配置、及び高等学校への配置の拡大について、積極的に検討すべきである。

例えば、不登校の原因については、本人に起因する場合が半数以上を占めており、その中でも心理的な原因によると考えられる場合が多いと考えられる。当該状況からすれば、問題行動等の改善のために、心の専門家たるスクールカウンセラーによる児童・生徒の心理面のケアは非常に重要であると考えられる。

特に、小学校へのスクールカウンセラーの設置については、全国的にも取り組みとしては中学校より遅れている状況であることは確かである。しかし、暴力行為の件数の急増をはじめとして、設置が強く求められる状況にあり、積極的な取り組みが求められる。

(2) 教育の IT 化について

以下においては、指導課に対する不備事項の指摘ではなく、標記に対する情報提供を行うことにより、もって今後の教育行政の一助となることを期待して記載するものである。

ア IT 戦略における政府の政策動向

高度情報通信ネットワーク社会の形成のため、政府は「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」（平成 12 年 11 月 29 日、内閣官房）を制定し、当該法律に従い高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、「IT 戦略本部」と言う。）を設立している。IT 戦略本部は、高度情報通信ネットワーク社会の形成のための基本方針等を示し、当該方針等に従い、各省庁等は個別の政策を実施している。

IT 戦略本部は、平成 23 年 8 月 3 日「電子行政推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」と言う。）を公表した。これは政府のこれまでの取組の反省の上に立ち、電子行政に関する基本的姿勢を転換させ、利用者の視点に立った業務プロセスや制度・業務自体の見直し、行政機関間の情報連携の徹底等により、理念のみでなく、国民がその成果を実感できるようにしてゆく必要性に基づいたものである。

基本方針は、過去の電子行政の問題点を分析し、目指すべき電子行政の姿を明らかにし、重要施策の推進として 5 つの事項を示している。²⁵

基本方針を受けて、同日「新たな情報通信技術戦略 工程表」（以下、「工程表」と言う。）が改訂されている。本稿においては、当該工程表のうち教育分野に関する事項について紹介する。

イ 教育分野の取組

工程表において、教育分野に関する事項は「教育分野の取組」としてまとめられており、以下に示すように 2010 年度の取組実績と今後の取組に分けて記載されている。

(ア) 2010 年度の取組実績

2010 年度の実績については、図表番号 3-8-15 のようになる。

²⁵ 5 つの事項とは、「政府による IT ガバナンスの確立・強化」「国民 ID 制度・企業コード等」「行政サービスのオンライン利用」「行政サービスのアクセス向上」及び「オープンガバメント」である。

図表番号 3-8-15 各省庁の取組実績（2010 年度）

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
I 学校教育の情報化	<p>「学校教育の情報化に関する懇談会」における議論等を踏まえ、学校教育の情報化を戦略的かつ一体的に推進する「教育の情報化ビジョン」を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の外国語活動、国語、算数のデジタル教材を開発。 ・ カリキュラム・マネジメント指導者養成研修において ICT を活用した授業の改善等についての研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 10 校の公立小学校を対象に、情報通信技術を用いた授業を実施し、実証研究等を行う「フューチャースクール推進事業」を実施し、教育分野における ICT 利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン（手引書）を策定・公開。 	/
（普及・啓発活動の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座を実施。 ・ 子どもを取り巻くインターネットのトラブル事例の調査などメディアリテラシー向上のための調査研究を実施し、成果を公開。 	
II デジタルデバインド ²⁶ の是正・リテラシー教育 ²⁷ の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における ICT を活用した先導的な生涯学習支援に関する調査研究等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディアリテラシーに関する教材等を開発、Web 上に公開。 	/

（出所）工程表より作成。

²⁶ パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせるものと使いこなせない者との間に生じる待遇や貧困、機会の格差を言う。

²⁷ 文部省（当時）の臨時教育審議会第 2 次答申（1986 年）において、「情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的資質」と定義されている。

(イ) 今後の取組

今後の取組については、以下に示すように、短期（2011年度）、中期（2012年度～2013年度）、長期（2014年度～2020年度）に分けて、各省庁の戦略が示されている。

① 短期（2011年度）

図表番号 3-8-16 各省庁の取組実績（短期）

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
I 学校教育の情報化	<p>上記「教育の情報化ビジョン」を踏まえ、モデル事業等により総合的に実証研究。</p> <p>① モデル事業等による実証研究。</p> <p>② デジタル教材を活用した指導方法の研究・開発の推進。</p> <p>③ デジタル教科書（教科書準拠型デジタル教材）・教材やデジタル機器を活用した授業の実施。</p> <p>④ 教育の情報化に関する総合的、継続的な調査研究及び推進を行う基盤の確保に向けた検討。</p> <p>⑤ デジタル教科書・教材の教育効果、書籍一般の電子書籍化の動向等も踏まえつつ、教科書・教材の電子書籍化、マルチメディア化について制度改正も含め検討・推進。</p> <p>⑥ すべての学校に校務支援システム（児童生徒の学習履歴・評価の管理、教材・指導案作成などの教務支援、学校・家庭・地域の情報共有、家庭・地域における学習支援等を含む）を普及。</p>	<p>・文部科学省と連携して、情報通信技術を用いた授業を実践し、実証研究等を行う「フューチャースクール推進事業」を実施。</p> <p>・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進。</p> <p>・情報モラル教育等調査研究等の実施。</p> <p>・普及・啓発活動の実施。</p>	<p>普及・啓発活動の実施。</p>

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
	<p>⑦ 教職課程における情報通信技術活用指導力の養成（教員の資質能力の向上方策の検討の中で議論）、現職教員研修体制の確立（すべての教員が情報通信技術を活用して指導できるようにし、地域間格差の解消）。</p> <p>⑧ 学習指導要領の円滑な実施。（その他）・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進。・情報モラル教育等調査研究等の実施。・普及・啓発活動の実施。・ICT支援員の配置促進。</p>		
Ⅱ デジタルデバイドの是正・リテラシー教育の充実	<p>・社会教育施設の活用等により情報活用能力の格差是正を図り、学び直しを支援するとともに、eラーニング等によりリテラシー教育の充実を図る。</p>	<p>・社会教育施設の活用等により情報活用能力の格差是正を図り、学び直しを支援するとともに、eラーニング等によりリテラシー教育の充実を図る。</p>	

（出所）工程表より作成。

② 中期（2012年度～2013年度）

図表番号 3-8-17 各省庁の取組実績（中期）

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
Ⅰ 学校教育の情報化	<p>モデル事業による実証研究等の成果や、教員の指導力向上等の情報通信技術活用に係る実態を踏まえつつ、21世紀にふさわしい学校教育を本格展開するための制度の整備を行う。</p>	<p>・文部科学省と連携して、情報通信技術を用いた授業を実践し、実証研究等を行う「フューチャースクール推進事業」を実施。</p> <p>・校内LAN整備及び超</p>	<p>・普及・啓発活動の実施（継続）。</p> <p>・調査研究等を踏まえたさらなる普及・啓発活</p>

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「教育の情報化ビジョン」を踏まえ、2011年度の①～⑧を引き続き実施。 ・ICT支援員の配置促進(継続)。 <p>(2013年度～)</p> <p>①安全安心な環境のもと、児童生徒1人1台の情報端末による教育の本格展開の検討・推進。</p> <p>②情報化に対応した学習指導要領の改訂の検討を開始。</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進(継続)。 ・情報モラル教育等調査研究等の実施(継続)。 ・普及・啓発活動の実施(継続)。 ・調査研究等を踏まえたさらなる普及・啓発活動の実施。 	<p>高速インターネット接続等の環境整備の推進(継続)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育等調査研究等の実施(継続)。 ・普及・啓発活動の実施(継続)。 ・調査研究等を踏まえたさらなる普及・啓発活動の実施。 	<p>動の実施。</p>
Ⅱ デジタルデバイドの是正・リテラシー教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の活用等により情報活用能力の格差是正を図り、学び直しを支援するとともに、eラーニング等によりリテラシー教育の充実を図る。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の活用等により情報活用能力の格差是正を図り、学び直しを支援するとともに、eラーニング等によりリテラシー教育の充実を図る。 <p>(継続)</p>	

(出所) 工程表より作成。

③ 長期（2014年度～2020年度）

図表番号 3-8-18 各省庁の取組実績（長期）

項目	省庁別取組		
	文部科学省	総務省	経済産業省
I 学校教育の情報化	<p>上記「教育の情報化ビジョン（仮称）」を踏まえ、2011年度の⑤～⑧、2013年度からの①～②を引き続き実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT支援員の配置促進（継続）。 ・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進（継続）。 ・情報モラル教育等調査研究等を踏まえた情報モラル教育等のさらなる普及・啓発活動の実施（継続）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内LAN整備及び超高速インターネット接続等の環境整備の推進（継続）。 ・情報モラル教育等調査研究等を踏まえた情報モラル教育等のさらなる普及・啓発活動の実施（継続）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育等調査研究等を踏まえた情報モラル教育等のさらなる普及・啓発活動の実施（継続）。

（出所）工程表より作成。

ウ 提案事項

上記工程表から文部科学省は「教育の情報化ビジョン」を基にして、今後の教育分野のIT化が進められていくことがわかる。

この中で、特に本稿では、貴県におけるe-ラーニングの導入について述べてみたい。

教育委員会では、教職員に対し毎年多くの研修が設定されている。長期にわたる研修の場合には、研修費用だけではなく、宿泊費、旅費、さらには業務の代替要員の確保等多くの費用を費やすことになる。これらの研修の中では、対面や参加者の議論を通じて効果を上げるものもあれば、単に一方的講義や試験等が義務付けられるものもある。

e-ラーニングの導入のターゲットとなるのは、主に後者の領域であり、当該システム導入により、教職員は空いた時間を利用して各職場にいたままで研修を受講することができることから従来の研修に比較して費用面、時間面で効率的である。また、委託業者を利用すれば、教育委員会側は受講用のパソコン及び通信機能があればよいだけで、ハード面での負担は少ない。

そして、まずは当該制度を教職員の研修の一部に導入することにより、教職員のリテラシーの向上を図り、そのスキルを利用して児童生徒へのe-ラーニングによる教育導入の足がかりを作ることができる。

その後に児童生徒へ e-ラーニング教育を実験的に導入することで、文部科学省の目指す方向との足並みをそろえることが可能となる。

教職員への e-ラーニング研修の導入は以下のような順に進められると想定される。

- ① 検討会の発足（教職員に対する e-ラーニングの体験を含む）
- ② 導入環境調査
- ③ モデル事業の実施
- ④ 導入環境整備、外部委託契約
- ⑤ 対象とする研修の選定と当該研修の e-ラーニング化
- ⑥ 本格導入

上記スケジュールはあくまで一つの案であるが、今後の教育の情報化に際して有用な事業の一つになると考えられることから、検討されたい。

第9 特別支援教育課（一般会計）

1 所掌事務の概要

特別支援教育課の所掌事務は、以下のとおりである。

- (1) 県立特別支援学校における教育内容充実のための調査及び企画に関すること。
(学校安全保健課及び体育課の所掌に属するものを除く。第2号、第3号、第7号及び第8号において同じ。)
- (2) 県立特別支援学校及び公立小中学校特別支援学級等の教育課程及び学習指導に関すること。
- (3) 県立特別支援学校の教育職員に対する学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。
- (4) 県立特別支援学校における学校評価の総合調整に関すること。
- (5) 県立特別支援学校への就学に関すること。
- (6) 県立特別支援学校小学部及び中学部の教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 県立特別支援学校の研究指定校等の指定及びその援助に関すること。
- (8) 学校における教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対する学習指導に関すること。
- (9) 県立特別支援学校における生徒指導に係る指導及び助言に関すること。
- (10) 県立特別支援学校における進路指導に係る指導及び助言に関すること。
- (11) 県立特別支援学校における情報教育に係る指導及び助言に関すること。
- (12) 県立特別支援学校における介護等体験の受け入れに関すること。

(出所) 「様式本1 所管事務事業の概要 その1 分掌事務の概況」

2 職員配置状況

特別支援教育課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-9-1 職員の配置状況（平成22年7月1日現在）

(単位：人)

職別 区分	課長 副参事 副技監	副課長 副局長 主幹	主任 指導主事	副主幹 (注1)	主査 (注2)	指導 主事	副主査 (注3)	計
事務職員	1	4	1	2	2	10	1	21

(出所) 「様式本2 職員配置状況」

(注1) 兼務2名（兼務元は県立学校改革推進課）

(注2) 内兼務1名（兼務元は財務施設課）

(注3) 平成22年12月から3月まで、兼務職員（兼務元は体育課）1名増員したため、当該期間の職員数合計は22名となった。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のとおりである。

図表番号 3-9-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額
国庫支出金	委託金	教育費 委託金 (注)	8,957	-	-	8,957	8,957	-	-
国庫支出金 計			8,957	-	-	8,957	8,957	-	-
合計			8,957	-	-	8,957	8,957	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。なお、不納欠損額はゼロであった。

(注) 文部科学省からの特別支援教育総合推進事業の委託収入である。

4 歳出事務

特別支援教育課の所管する主な事務事業の実施状況は、以下のとおりである。なお、下記の事務事業の事業費の大部分(188 百万円のうち 137 百万円)は、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3-9-3 主な事務事業の執行状況(平成 22 年度)

(単位：千円)

事業名	事業の計画	予算科目	予算額	決算額 (支出済額)
特別支援学校振興費	1 特別支援教育費	第11款 教育費	86,448	79,506
	2 コンピュータ整備事業	第5項 特別支援学校費	45,921	45,620
	3 緊急雇用創出事業	第2目 特別支援学校振興費	55,471	51,267

(出所) 「様式本 1 所管事務事業の概要 その 2 主な事務事業の執行状況」より作成

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようなになる。

図表番号 3-9-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	特別支援 学校費	特別支援 学校振興費	報酬	54,252	△53,426	-	826
			共済費	10,523	△10,109	-	414
			賃金	41,616	△39,591	-	2,025
			報償費	10,738	△5,693	2,405	2,640
			旅費	6,535	△2,228	2,690	1,618
			需用費	13,341	△8,792	1,555	2,994
			役務費	1,012	△213	638	161
			委託料	2,967	-	2,707	260
			使用料及び賃借 料	46,656	△17,204	29,074	378
			償還金・利子及び 割引料	200	-	69	131
合 計				187,840	△137,255	39,138	11,447

(出所) 千葉県から入手した歳入歳出データより、特別支援教育課のみを抽出加工。なお、予算
流用については、報酬△39千円、共済費 39千円がなされている。

5 主な事務事業の状況

(1) 背景

千葉県においては、特別支援学校の対象となる児童生徒数の増加が著しく、それに伴う教室不足や施設の狭隘化の解消が喫緊の課題となっている。

このように対象児童生徒数が増加している背景としては、障害のある児童生徒自身が増加しているというよりも、他県の状況と同様に、以下に示す特別支援学校に対する期待面が顕在化していると分析されている²⁸。

① 特別支援教育に関する理解の浸透

発達障害も含めた障害のある幼児児童生徒やその保護者に、より適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育に関する理解が浸透してきていること。

② 特別支援学校の専門性への評価や期待の高まり

これまで実施してきた専門的取組や成果が、児童生徒やその保護者に評価され、その期待が高まってきたこと。

²⁸ 「県立特別支援学校整備計画」(平成23年3月、千葉県教育委員会)による。

千葉県における公立特別支援学校児童生徒の増加数は平成12年度から平成22年度実績で1,521人増加（約1.4倍）しており、この中で聾、盲、病弱の生徒がほぼ横ばいないし微減であるのに対し、肢体不自由児童79人と微増、知的障害児童においては1,520人（1.56倍）と大幅に増加している。

このような期待の高まりに対し、これまで千葉県は以下の施策で取り組んできた。

① 千葉県特別支援教育推進基本計画（平成19年3月策定、千葉県教育委員会）

計画期間平成19年度から28年度の総合的基本計画。

これによれば、今後の特別支援学校の新たな機能の構築として、特別支援学校の配置・整備を挙げており、具体的には以下の施策が示されている。

- 児童生徒増による過密化、長時間通学の解消に向けた対応については、小・中学校、高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校等を設置する等により対応。
- 特別支援学校の配置・整備については、従前の各盲・聾・養護学校の障害に応じた教育の専門性を生かしながら、新たな役割を担う「全県型」、「地域型」の学校配置を行う。寄宿舎については、その教育的支援の在り方について検討する。
- 幼児児童生徒の通学時間の負担を考慮し、自分の住んでいる地域で障害に応じた適切な指導と必要な支援が受けられるよう、段階的に条件整備を進める。

（出所）「千葉県特別支援教育推進基本計画」（平成19年3月、千葉県教育委員会）

② 輝け！ちば元気プラン（平成22年4月策定、千葉県）

千葉県の10年後の目指す姿と、これを実現するための平成22年度から3年間で取り組む政策・施策。

これによれば、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校づくりと支援ネットワークの構築が示され、具体的には以下の施策が示されている。

- 特別支援学校分校・分教室の整備や、幼稚園、小・中学校、高等学校での校内支援体制の充実を図る。
- 校外からの支援体制の充実（地域の支援ネットワークの構築やボランティアによる支援システムの整備等）を図るとともに、教育相談や研修等により特別支援学校が担う地域のセンター的機能の充実を図る。

（出所）「輝け！ちば元気プラン」（平成22年4月、千葉県）

③ みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン（平成 22 年 3 月策定、千葉県教育委員会）

10 年後を展望し、今後 5 年間に実施する重点的・計画的な取組を示したもの。計画期間は平成 22 年度から平成 26 年度。重点的に実施する取組としては、特別支援学校分校・分教室等の計画的な整備が示されている。

④ 県立特別支援学校整備計画（平成 23 年 3 月策定、千葉県教育委員会）

上記の計画を基にした具体的計画が示されている。

上記背景となる計画を基に、平成 22 年度の特別支援教育課の主な事務事業の状況は以下のとおりであった。

(2) 心身障害児就学指導委員会の実施

「千葉県心身障害児就学指導委員会規則」（昭和 52 年 4 月 1 日、教育委員会規則第 4 号）により設置された心身障害児就学指導委員会において、調査員（特別支援学校の教員のうちから教育長が任命、任期は 1 年）が作成した就学指導の資料を基に、各委員が意見を述べるもの。

委員は、学識経験者、医師、教育職員及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する 25 名以内の委員で組織される（千葉県心身障害児就学指導委員会規則第 3 条）。なお、委員の任期は 2 年とされている。

平成 22 年度の千葉県心身障害児就学指導委員会は、計 4 回開催されており、委員会への各委員の出席状況は下記のとおりであった。

図表番号 3-9-5 委員会の概要と各委員の出席状況

開催日	概要	出席率	備考
10 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> 就学指導に関わる国の動向等について 今年度の就学指導委員会の運営方針（案）について 平成 21 年度及び平成 22 年度の就学状況について 事例報告（特別支援学校就学後の学習状況：八日市場特別支援学校、特別支援学校から中学校への転学後の学習状況：袖ヶ浦特別支援学校） 	83%	
1 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度就学予定者についての報告及び審議 情報提供 	67%	代理 2 名含む
2 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度就学予定者についての報告及び審議 	75%	
3 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度就学予定者についての報告及び審議 	83%	

（出所）千葉県心身障害児就学指導委員会出欠表より作成

（注）委員会は、学識経験者 4 名、医師 5 名、教育職員 6 名、行政職員 1 名から構成されている。調査員は各学校の教諭 28 名である。

議事録によれば、当該委員会の主な趣旨は、各児童生徒の具体的な状況を調査員が報告し、その指導方法等について各委員の専門的見地から指導をすることであり、これと併せて就学に関する国の動向についての情報伝達を行う場であると考えられる。合計で 359 件の審議を実施したとのことである。

各予算の執行状況は以下のとおりであった。

図表番号 3-9-6 予算執行状況

(単位：円)

科目	最終予算額	執行額	執行残	備考
報償費	312,000	286,000	26,000	委員分
旅費	304,000	241,750	62,250	委員分・調査員分
使用料及び賃借料	24,000	-	24,000	
合計	640,000	527,750	112,250	

(出所) 特別支援教育課 資料より作成。

(注) 報償費、旅費の執行残については、委員の欠席にかかるものであり、使用料及び賃借料の執行残については、外部の会場を利用せざるを得ない場合の予備的予算であった。

(3) 委嘱講師の派遣

特別支援学校において、専門的知識・技能を要する職業指導の充実を図るため、外部講師を委嘱した(21校、39名)。

(4) 県立特別支援学校修学旅行等安全対策事業

医療的ケアを必要とする重度・重複障害児等が参加する修学旅行等について医師及び看護師を派遣し、児童生徒の健康・安全の確保を図った(17校、54名)。

(5) 特別支援アドバイザー事業

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の支援のため、要請に応じてアドバイザーを派遣。従来の「巡回指導職員」「巡回サポーター」を発展的に統合した制度である。

教員免許または臨床心理士等の資格を有する者を雇用し、4月、8月は各教育事務所に勤務し、5月から7月、9月から3月の派遣期間は、幼稚園、小・中学校、高等学校等に派遣した。

週29時間勤務者の報酬は月額242,000円、週20時間勤務者の報酬は月額161,000円であった。配置人数は19名(派遣校数：761校、派遣回数793回)

(6) 社会人ボランティア養成・派遣事業

平成20年度から平成22年度までの3年間、特別支援学校や小・中学校等において障害のある児童生徒等に対する支援を行うため、「特定非営利活動法人 教育NPOちば」に委託

(年間委託料 957,400 円) し、特別支援教育に関する専門性のある社会人ボランティアを養成し、必要な学校に派遣したり、市町村教育委員会に紹介する事業。

ボランティアは、養成講座の受講(1日)と県立特別支援学校における実習(5日間)を経て認定される仕組みとなっている。

平成20年12月から平成22年9月までに計6回のボランティア養成講座を開催している。特別支援教育社会人ボランティア養成講座の受講者数及び認定数は下記のとおりである。

図表番号 3-9-7 ボランティア養成講座受講者数及び認定数 (平成23年3月31日現在)

(単位:人)

		知的障害・情緒障害・発達障害		視覚障害		聴覚障害		肢体不自由 病弱・虚弱		合計	
		受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数	受講者数	認定者数
平成20年度	第1回	11	7							11	7
	第2回	50	24							50	24
平成21年度	第1回	58	21	4	3	8	4	8	1	78	29
	第2回	38	12	2		4	1	6	3	50	16
平成22年度	第1回	60	58	10	6	9	4	14	8	93	76
	第2回	55	33	5	5	7	1	13	8	80	47
合計		272	155	21	14	28	10	41	20	362	199

(出所) 特別支援教育課作成資料

(注) 認定率 55%

なお、平成23年度以降は、認定した特別支援教育社会人ボランティアの名簿を各市町村教育委員会、県立学校等へ提供し活用を図っている。

(7) 特別支援教育コーディネーター研修

小・中・高・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、校内支援体制等の重要な役割を担う職員を養成する研修を実施した(受講者56名、研修回数5日間)

(8) コンピュータ整備事業

学習指導要領の各教科等ねらいに即した情報教育の推進を図るため、特別支援学校に教育用コンピュータの整備を行った(新規整備校数:4校、更新整備校数12校、継続整備校数17校)

(9) 緊急雇用創出事業

特別支援学校教材教具等作成支援事業として、特別支援学校において教材教具等を作成する日々雇用職員を配置した(配置人数:83名、配置校数29校)

6 包括外部監査の結果

(1) 備品管理について

千葉県財務規則によれば、管理対象となる物品等については品目毎に千葉県財務規則第116号様式に定められる手書の備品出納簿を作成し、管理を行うこととなっている。

特別支援教育課の備品出納簿を確認したところ、大部分の物品については、受入が平成21年12月25日もしくは平成22年4月1日となっていた。摘要の記載には、「H21 経理調査により判明」「取得日不明」といった記載がなされていた。理由を確認したところ、平成21年12月25日取得日については、平成21年度の経理調査より以前に同課で購入した物品であることが判明し、調査日であった平成21年12月25日に備品出納簿に記載したためであった。また、平成22年4月1日取得日については、平成22年4月1日に課内にある備品を備品出納簿と照合した結果、公印、書庫、ロッカー引き違い書庫等の備品出納簿に記載がなく、取得日が判明しない備品があったため、同日付で備品出納簿に記載したためとのことであった。

以上から、同課では長年、備品購入時に備品出納簿への記載を行う行為及び現物確認すべき行為をいずれも怠っていたのであり、今後は規則に従った備品管理を実施すべきである。

また、平成22年4月1日に取得日不明として受入記載のあるビデオデッキ（日立VF-2（2000年製））については、平成22年9月3日付けでの不用決定がなされている。10年以上経過していると思われるビデオデッキであり、平成22年4月1日時点では使用可能であったが、平成22年8月10日に故障したため不用決定をし廃棄したとのことである。

上記を含め、近時は備品出納簿への記載漏れはないとのことであるが、過去に取得したものであっても、購入資料等からできる限り取得日を記載すべきであり、今後も使用不可や廃棄対象となった備品の不用決定手続も規則に従って適時に実施することが必要である。

7 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 千葉県心身障害児就学指導委員会への委員の出席状況について

千葉県心身障害児就学指導委員会においては、職員たる調査員は全員が全て出席しているが、図表番号3-9-5に示すように委員の出席率はそれほど高くはない。

特に教育職員の委員1名については初回の1回のみ参加となっている。委員会の趣旨からすれば教育職員（校長）は組織の長として当該指導の現場責任者として重要な地位を占める。特に3回目、4回目は具体的事例を取り上げており委員会の中でも重要な部分と言える。

ほとんど出席ができないのであれば、任命を取り消す等の措置も考える必要がある。

また、より多くの出席者により議論が行われるように、開催時間帯に関しての検討を行うことも有効であると考えられる。

(2) 特別支援教育社会人ボランティアについて

特別支援教育社会人ボランティア養成講座の受講者のうち、実習を経て社会人ボランティアに認定されたもののみが名簿に登録されるが、その認定率は図表番号 3-9-7 に示すように約 55%である。

これについて、特別支援教育社会人ボランティアの在住市町村別の内訳を示すと図表番号 3-9-8 のようになる。

特別支援教育社会人ボランティア認定者に地域的なばらつきがあり、千葉市や船橋市の認定者が多い一方で、館山市や流山市等の県立特別支援学校所在地のある市町村では登録者が無い地域もある。

このような特別支援教育社会人ボランティア認定者が大きく偏っている要因の一つとして、地域的にボランティア養成講座への参加が困難であった可能性がある。社会人ボランティア養成講座は 3 年間年 2 回千葉市にある千葉県総合教育センターで実施された。ボランティア養成講座の開催にあたっては、第 1 回と第 2 回の開催地を同一とせず、地域を分けて実施する等の方法を採用することも有効であったのではないかと考える。

また、特別支援教育社会人ボランティア認定率が約 55%と低い点について、5 日間の実習という要件が厳しいのではないかと考える。

特別支援学校においては教職員の補助等の人手を必要としており、ボランティアのニーズはあると推察される。また、ボランティアを積極的に受け入れることは、学校と地域のつながりを深めることにつながるのではないかと考えられる。要件を緩和し、意欲あるボランティアを活用することは有効ではないかと考える。

図表番号 3-9-8 特別支援教育社会人ボランティアの在住市町村（平成 23 年 3 月 31 日現在）

合計・延べ人数 在住市町村	専門分野（単位：人）				総数 （単位：人）
	肢体・病弱	視覚	発達・知的	聴覚	
いすみ市	1		2		3
印西市			2		2
印旛村			1		1
栄町			2		2
鎌ヶ谷市			4	1	5
鴨川市			2		2
佐倉市		1	7		8
四街道市	1	2	3		6
市原市			12		12
市川市	2		8		10
習志野市	1	1	3		5
松戸市	3		5	1	9

合計・延べ人数	専門分野（単位：人）				総数
在住市町村	肢体・病弱	視覚	発達・知的	聴覚	（単位：人）
成田市	1		4		5
千葉市	4	6	25	5	40
船橋市	2	1	20		23
匝瑳市			2		2
大網白里町			2		2
柏市			5		5
白井市			14	1	15
八千代市	2	1	8		11
流山市			3	1	4
富里市	1		2		3
南房総市			1		1
茂原市			4	1	5
我孫子市			2		2
東金市			1		1
木更津市	2	1	3		6
九十九里町			1		1
八街市			1		1
山武市		1			1
多古町			1		1
君津市			2		2
鋸南町			1		1
香取市			2		2
総計	20	14	155	10	199

（出所）特別支援教育課作成資料

第10 教職員課（一般会計）

1 所掌業務の概要

（1）事務の概要

教職員課は、学校運営及び児童生徒の就学等についての指導・助言、教員の免許事務、教職員の人事や採用選考を行う組織である。

教職員課の分掌事務の概況は、以下のとおりである。

- （1）公立義務教育諸学校等（公立幼稚園を含む。）の設置、廃止、名称及び位置の変更に関する認可又は届出の受理に関すること。
- （2）県立特別支援学校の設置、廃止、組織編制に関すること。
- （3）県立学校及び公立義務教育諸学校等の学級編制に関すること。
- （4）県立学校の管理運営に関すること。
- （5）市立高等学校及び公立義務教育諸学校等の管理運営の指導及び助言に関すること。
- （6）学齢児童生徒の就学及び管理の一般的事項についての指導に関すること。
- （7）県立学校の職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員の定数に関すること。
- （8）県立学校の職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員の任免、分限、懲戒、服務、勤務成績の評定、人事記録その他の人事に関すること。
- （9）県立学校の職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関すること（給与に関するもの及び他の課の所掌に属するものをのぞく。）
- （10）県立学校及び公立義務教育諸学校等の校長及び教員の選考に関すること。
- （11）教員の免許状に関すること（特別支援教育課及び教育事務所において所掌するものを除く。）
- （12）公立義務教育諸学校等の事務職員の研修に関すること。
- （13）生徒に対する旅客運賃割引証に関すること。

（出所）所掌事務事業の概要

2 職員配置状況

教職員課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-10-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

区分	職別	課長	副課長	主任	主査	管理主事	副主査	主任主事	主事	計
	副参事 副技監	副局長 主幹	管理主事				主任技師	技師		
事務職員	1	6	4	1	27	2	1	2	44	

（出所）「様式本 2 職員配置状況」

（注）その他年度更新の嘱託が 6 名いる。

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のとおりである。

図表番号 3-10-2 歳入額の内訳等

（単位：千円）

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額	不納欠損額
諸収入	雑入	雑入 (注 1)	1	-	△1	-	1	-	△1	-
		雑入 (注 2)	614	△78	1	537	536	-	1	-
諸収入 計			614	△78	-	537	537	-	-	-
合計			614	△78	-	537	537	-	-	-

（出所）千葉県から入手した歳入データを基に作成。

（注 1）科目コードの誤りにより修正したもの。

（注 2）雇用保険の本人負担分の入金及び扶養・通勤手当の過年度戻入。

4 歳出事務

（1）予算執行状況の概要

教職員課の所管する主要な事業の支出の状況は、以下のとおりである。なお、事業費のうち、教職員人事費の管理指導費の大部分、高等学校総務費の教職員費及び特別支援学校振興費の人事管理費の全額については、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3-10-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

区 分		事業実施状況	予算現額	支出済額		
款 項 目	事 業 名					
第 1 1 款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 5 目 教職員人事費	運営費	学校管理費	合計 870,823	834,076		
		人事管理費		678,440		
		教職員選考費		16,343		
		計		38,125		
		うちかい執行分		0		
		管理指導費		初任者研修に係る非常勤講師配置事業	計 832,698	192,043
				妊娠教員補助のための非常勤講師配置事業		90,701
				きめ細かな指導のための非常勤講師配置事業		408,409
				その他		106,190
				うちかい執行分		797,343
うちかい執行分	678,440					
第 1 1 款 教育費 第 4 項 高等学校費 第 1 目 高等学校総務費	非常勤講師 配置事業	非常勤講師配置事業	合計 1,035,370	993,295		
		初任者研修に係る非常勤講師		993,295		
		計		500,000		
		うちかい執行分		469,390		
		うちかい執行分		469,390		
	単純労務 委託等事業	単純労務職員退職不補充事業	計 535,370	520,711		
		その他		3,194		
		計		535,370		
		うちかい執行分		523,905		
		うちかい執行分		523,905		
第 1 1 款 教育費 第 5 項特別支援学校費 第 2 目 特別支援学校振興費	人事管理費	非常勤講師配置事業	合計 842,606	835,053		
		単純労務職員退職不補充事業		835,053		
		その他		225,441		
		計		842,606		
		うちかい執行分		835,053		
		うちかい執行分		835,053		

（出所）「様式本 7 支出状況調」より作成

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-10-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	教育 総務費	教職員 人事費	報酬	776,444	△642,132	102,448	31,864
			共済費	46,826	△35,996	8,678	2,152
			賃金	674	-	271	403
			報償費	5,004	-	4,467	537
			旅費	4,244	△312	3,678	254
			需用費	8,699	-	7,819	880
			役務費	2,857	-	2,485	372
			委託費(注1)	8,602	-	8,529	73
			使用料及び賃借料	1,687	-	1,537	150
			負担金・補助及び交付金(注2)	15,762	-	15,701	61
			補償・補填及び賠償金	24	-	23	0
		教職員人事費 計			870,823	△678,440	155,637
	高等学校 費	高等学校 総務費	報酬	531,746	△502,887	-	28,859
			共済費	31,614	△29,200	-	2,414
			賃金	73,517	△71,571	-	1,946
			役務費	420	△342	-	78
			委託料	398,073	△389,295	-	8,778
		高等学校総務費 計			1,035,370	△993,295	-
	特別支援 学校費	特別支援学 校振興費	報酬	597,785	△593,770	-	4,015
			共済費	86,002	△84,936	-	1,066
			賃金	56,567	△54,589	-	1,978
			委託料	102,252	△101,758	-	494
		特別支援学校振興費 計			842,606	△835,053	-
合 計				2,748,799	△2,506,788	155,637	86,375

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、教職員課のみを抽出加工。

(注1) 非常勤職員社会保険等事務手続業務委託 4,291千円、平成23年度公立学校教員採用候補者選考に係る電算処理等に係る業務委託 1,832千円、公立学校教員採用候補者選考(第2次選考)適性検査及び寄宿舍指導員採用候補者選考適性検査業務委託 2,181千円、小中学校定数プログラムに係るプログラムの修正業務委託 226千円。

(注2) 全国都道府県教育委員会連合会に対する都道府県立学校管理者賠償責任保険料分担金 8,508千円、(財)地方自治情報センターに対する教員免許システムの管理運営負担金 7,193千円。

(2) 令達の手続

かい執行機関への令達事務は以下により実施されている。なお、人件費については、令達申請額は各所属において以下のように算定していた。

- ① 辞令等に記載されている雇用期間、報酬等の単価・週当たりの時間数等の発令内容により報酬等の額を算定。
- ② 要綱に従い通勤手当相当額を算定。

ア 年度当初令達（全所属対象）

(ア) 県立学校

平成 22 年 2 月 17 日付けで各学校へ依頼し、3 月 12 日締め切りで令達申請書を教職員課が受領。各学校は、配置予定の非常勤講師等の年間所要額を積算して申請。教職員課は、令達申請書に基づいて 4 月 1 日付けで令達処理。

(イ) 教育事務所・小中学校分

教職員課が、前年度の年間所要額見込みの 70%の額を 4 月 1 日付けで令達処理。

イ 年度途中（該当所属のみ）

(ア) 県立学校

新規採用者の発生等の理由により所要額に過不足が生じる見込みがあると、随時各学校から教職員課に令達申請額を提出する。これは各月 5 日までに申請し、教職員課は当月 10 日付けで令達処理。

(イ) 教育事務所

各月の支出額を末日までに教職員課あてに報告（「執行状況の報告」）。所要額に不足が見込まれる場合には、（ア）と同様。

ウ 2 月補正予算用年間所要額調査（県立学校、教育事務所共通）

10 月 21 日付けで各所属へ依頼し、11 月 5 日締め切りにて年間支出見込額を教職員課に報告。

各所属では、配置済の非常勤講師等の支出済額及び支出見込額を算出し報告した。教職員課は、申請額に基づき過不足額を 11 月 10 日付け及び 12 月 10 日付けで令達処理。

エ 決算用年間所要額調査（全所属対象）

平成 23 年 2 月 21 日付けで各所属に依頼し、3 月 11 日締め切りで年間支出見込額を報告。各所属では、配置済の非常勤講師等の支出済額及び支出見込額を算出して報告した。教職員課は、申請額に基づき、過不足額を 3 月 25 日付けで令達処理。

その後、各所属の所要額に変更が生じた場合は、随時報告を受け、予算の引上げ処理を行った。

5 主な事務事業の状況

平成 22 年度の教職員課の主な事務事業の状況は以下のとおりである。

【教職員人事費】

(1) 運営事業

ア 教職員の確保

県立学校及び義務教育諸学校の平成 23 年度教員採用候補者選考を実施した。その内訳は以下のとおりである。全国平均倍率は 6.0 倍であり、平均を下回っている。

図表番号 3-10-5 採用試験結果

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	計
受験者数	2,238	4,275		413	307	7,233
新規採用者数	710 (104)	413 (57)	216	178 (7)	33 (3)	1,550 (171)
競争率	3.2 倍	6.8 倍		2.3 倍	9.3 倍	4.7 倍

(出所) 「平成 23 年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」(文部科学省)による。
千葉県分も共同実施のため()内は千葉県分を記載。

イ 教職インターンシップ

小学校及び特別支援学校においての実践研修を体験する機会を提供した(派遣校数 474 校、派遣人数 572 人)。

ウ 教職員の配置

教職員定数の充実が主要事業の一つに掲げられている。教職員の定数は、「標準法に基づく定数」²⁹ に「県単に基づく定数」³⁰ を加えた定数となる。これによれば、平成 22 年度の状況は図表番号 3-10-6 のとおりであった。

²⁹ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(学級数に基づく定数に加配定数を加える)及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(収容定数等による定数に加配定数を加える)に基づく定数を言う。これに基づく予算の一部は国庫補助金により負担される。

³⁰ 「千葉県学校職員条例」に基づく定数で県単独の財源で負担される。

図表番号 3-10-6 教職員の定数

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	増減
標準法	40,450	40,670	+220
県単	616	591	△25
合計	41,066	41,261	+195

(出所) 県の資料による。

(注 1) 新規採用者 1,493 人、退職者 1,480 人、人事異動者 9,225 人（平成 23 年 3 月 31 日現在の対象職員数 33,427 人の 27.6%）

(注 2) 人事異動に対しては、「平成 22 年度末及び平成 23 年度公立学校職員人事異動方針」に従い、「平成 22 年度末及び平成 23 年度公立小中学校職員人事異動実施細目」「平成 22 年度末及び平成 23 年度公立高等学校職員人事異動実施細目」「平成 22 年度末及び平成 23 年度公立特別支援学校職員人事異動実施細目」を作成し、これに基づき実施をしている。

エ 教職員の任用及び証明事務

教職員の任用発令、人事カードの出力及び配布、退職教職員の前歴証明事務。

(任用発令件数 19,483 件、人事カード出力件数 81,643 件、前歴証明件数 359 件)

(2) 管理指導業務

ア 教育職員免許状の交付及び検定

図表番号 3-10-7 教員免許更新等の実績

業務	件数	手数料単価	収入 (円)
普通免許状の授与	7,628	3,300	25,172,400
臨時免許状の授与	713	1,700	1,212,100
免許状検定	1,337	1,700	2,272,900
特別免許状の授与	-	3,300	-
領域の追加	44	3,300	145,200
免許状書換え	406	870	353,220
免許状再交付	22	1,100	24,200
授与証明書交付	1,784	400	713,600
更新講習修了確認証明書交付	2,309	3,300	7,619,700
修了確認期限延期証明書交付	265	2,000	530,000
更新講習免除証明書交付	858	3,300	2,831,400
合計	15,366		40,874,720

(出所) 教育委員会提出資料による。

(注) 当該手数料は証紙により収入しており、証紙収入の調定額・収入済額は、証紙の売りさばきを行っている出納局の所管となることから、教職員課の収入とはなっていない。

しかし、歳出予算において教職員課の教職員人事費、教育総務課の事務局費に、当該手数料収入を特定財源として財源充当しており、教育委員会の財源となっている。

教育職員免許法に基づき、普通免許状・臨時免許状の授与、検定及び書換・再交付を行うものである。平成 21 年度から教員免許更新制が導入され、普通免許状及び特別免許状に 10 年間の有効期限が定められている。当該更新制度の実施に伴い、免許状を発行した各都道府県の免許管理者間でのオンライン化と過去データの統一化のために、平成 20 年度より（財）地方自治情報センターが教員免許管理システムを開発し、平成 21 年度より運用されている。当該実績は図表番号 3-10-7 のとおりであった。

イ 教職員の研修

(ア) 公立小・中学校等事務職員研修会

学校事務職員の資質能力の向上を図るための研修会を実施している。

- ・初任事務職員研修会：4 回実施 参加者のべ 147 人
- ・中堅事務職員研修会Ⅱ：1 回実施 参加者 30 人

(イ) 公立小・中学校管理運営研修会

学校の管理及び運営に関する諸問題について共通理解を深め、学校経営の円滑化を図るため、全副校長及び教頭の 3 分の 1 を対象に研修を実施した(5 会場で参加者 360 人)。

(ウ) 教職員の新しい人事評価に係る研修会

教職員の新しい人事評価制度は、「目標申告制度」と「業績評価制度」の 2 つの柱から構成されている。

「目標申告制度」は学校教育目標と関連させて、教職員自ら個人目標の設定や達成状況等の評価を行うものである。「業績評価制度」は、管理職が個々の教員の職務の遂行状況や達成状況等の評価を行うもので、この導入に伴い平成 23 年から従来の勤務評定は廃止されている。

上記の制度の導入計画は図表番号 3-10-8 のとおりである。

当該制度は導入されてまもないこと等により、当該制度の理解と円滑な運用、評価精度の向上を図るため全公立学校長等を対象に研修を実施した。(13 会場、参加者 2,886 人)

図表番号 3-10-8 新しい人事評価制度の導入スケジュール

年度	目標申告	管理職の業績評価	職員の業績評価
平成 17 年度	試行 1 年目	内容の検討	内容の検討
平成 18 年度	試行 2 年目	試行 1 年目	内容の検討
平成 19 年度	実施 1 年目	試行 2 年目	評価者研修 1 年目
平成 20 年度	実施 2 年目	試行 3 年目	評価者研修 2 年目
平成 21 年度	実施 3 年目	実施 1 年目	試行 1 年目
平成 22 年度	実施 4 年目	実施 2 年目	試行 2 年目
平成 23 年度	実施 5 年目	実施 3 年目	実施 1 年目

(出所) 教職員課資料による。

(エ) 免許法認定講習

「ア 教育職員免許状の交付及び検定」で示したように、教育職員免許法に基づき、上級免許や他教科免許、他校種免許等の取得に必要な単位を修得するための講習を現職教員対象に実施した。(27 講座、単位認定者 2,677 名)

ウ 非常勤講師等の配置 (千葉市を含む)

非常勤講師等の配置の状況は以下のとおりであった。

図表番号 3-10-9 非常勤講師等の配置状況

種類	概要	配置状況
初任者研修非常勤講師	小・中学校の研修対象者が円滑に研修を行うため。	373 校 のべ 430 人
中学校免許外教科担任 解消非常勤講師	免許外教科担任の解消を図るため。	96 校 のべ 190 人
きめ細かな指導のための 非常勤講師	専門的な技術・技能が要求される教科や観察実験などが重視される教科の指導の充実、指導困難な状況の学級に対して学級運営の改善、少人数指導の充実及び中学校少人数学級支援のため。	148 校 のべ 189 人
妊娠教員補助のための 非常勤講師	女性教諭の妊娠により、実技を伴う教科等の指導に支障が生じることに伴い、授業水準の維持及び母体の安全を確保するため。	242 校 のべ 338 人
休暇等補助のための 非常勤講師	中学校の教諭の療養休暇・看護休暇等の代替。	119 校 のべ 244 人
看護休暇・療養休暇者等 代替事務・栄養派遣職員	事務職員・栄養職員の看護休暇者・療養休暇者等の代替。	16 校 のべ 28 人

(出所) 教職員課の資料による。

エ 会議の開催

教職員のサービスの指導強化、学校運営の適正化のための県立学校長会議。（4回開催）

オ 委託料

委託料については、以下の4件の契約であった。

図表番号 3-10-10 委託料の内訳

(単位：千円)

件名	相手先	予定価格	契約金額	落札率	備考
非常勤職員社会保険等事務手続業務委託	千葉県社会保険労務士会	4,464	4,291	96.12%	2号随契
平成23年度公立学校教職員採用候補者選考に係る電算処理等に係る業務委託	(株)プラムシックス	1,866	1,832	98.17%	2号随契 開発業者 システム保守 を含む
公立学校教職員採用候補者選考(第2次選考)適性検査及び寄宿舎指導員採用候補者選考適性検査業務委託	(株)日本経営協会総合研究所	2,229	2,181	97.84%	2号随契
小中学校定数プログラムに係るプログラムの修正業務委託	(株)プラムシックス	226	226	100%	開発業者 1号随契
合計		8,785	8,529		

(出所) 教職員課資料より作成。

カ 負担金

負担金一覧は以下のとおりである。

- ・平成22年度都道府県立学校管理者賠償責任保険料分担金(相手先：全国都道府県教育委員会連合会会長)
- ・教員免許システムの管理運営負担金(相手先：財団法人地方自治情報センター)

【高等学校総務費】

全て、各学校に令達されているもので、その概要は以下のとおりである。

図表番号 3-10-11 高等学校への令達の概要

- | |
|------------------------------------|
| (1) 県立高等学校における非常勤講師等の配置 |
| ① 県立高等学校における非常勤講師の配置 (129校、のべ681人) |
| ② 県立高等学校における嘱託職員の配置 (20校、のべ56人) |
| (2) 県立高等学校における退職日々雇用職員の賃金等 |
| 退職単純労務職員の再雇用分 (注) (23校、のべ23人) |
| (3) 県立高等学校における日々雇用職員の賃金等 |
| 単純労務職員療休者等の補充分 (注) (5校、のべ5人) |
| (4) 県立学校における学校技能員業務委託 (99校、99業務) |

(出所) 教職員課の資料による。

(注) 県立学校の単純労務職員(学校技能員、学校農業技能員、調理員、介助員、運転手)については、正規職員退職後は新規採用を行わず、業務委託又は嘱託職員で対応している(業務委託は、学校技能員の一部と運転手に適用)。

- ・県立学校の単純労務職員が退職した場合、本人の申出により、退職日々雇用職員として、最長5年間雇用。
- ・単純労務職員の療養休暇等により職員が不足する場合は、日々雇用職員又は業務委託で対応。
- ・農場等を有する高等学校に対しては、週休日等の農場等の管理のための嘱託職員を雇用。

【特別支援学校振興費】

全て、各学校に令達されているもので、その概要は以下のとおりである。

図表番号 3-10-12 特別支援学校への令達の概要

- | |
|--|
| (1) 特別支援学校における嘱託職員の配置 |
| ① 正規職員の退職者補充 (27校、のべ166人) |
| ② 食数の多い学校へ加配 (20校、のべ30人) |
| (2) 特別支援学校における退職日々雇用職員の賃金等 (注1) |
| 特別支援学校退職単純労務職員の再雇用分 (11校、のべ14人) |
| (3) 特別支援学校における日々雇用職員の賃金等 (注1) |
| 特別支援学校単純労務職員療休者等の補充分 (8校、のべ14人) |
| (4) 特別支援学校における学校技能員及び運転手業務委託 (注1) (20校、31業務) |
| (5) 特別支援学校における給食補助者の賃金等 (注2) |

特別支援学校における給食補助員の配置（3校、のべ23人）

（6）特別支援学校における初任者研修に係る非常勤講師の配置（29校、のべ91人）

（7）医療的ケアの必要な児童生徒のための特別非常勤講師の配置

看護師の配置分（20校、のべ68人）

（8）学校支援のための非常勤講師の配置

特別の配慮が必要な児童生徒への個に応じたきめ細かな指導の充実を図るための非常勤講師の配置分（18校、のべ32人）

（9）特別支援学校における妊娠教員補助のための非常勤講師の配置（25校、のべ51人）

（10）学校支援のための非常勤養護教諭配置事業

分教室に在籍する児童生徒の養護をつかさどるために、養護教諭を非常勤職員として配置分（3校、のべ3人）

（出所）教職員課の資料による。

（注1）特別支援学校の単純労務職員（学校技能員、調理員、介助員、運転手）については、正規職員退職後は新規採用を行わず、業務委託又は嘱託職員で対応している（業務委託は、学校技能員の一部と運転手に適用）。

- ・特別支援学校の単純労務職員が退職した場合、本人の申出により、退職日々雇用職員として、最長5年間雇用。
- ・単純労務職員の療養休暇等により職員が不足する場合は、日々雇用職員又は業務委託で対応。

（注2）自力で食事をするのが困難な児童生徒数が多く、食事等の補助に手間を要する学校に配置したもの。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

（1）教職員の長期未異動者について

人事異動については、公立小中学校が「同一校に7年」、その他は「同一校に10年」を限度として異動させることを原則としている。

これについて、同一校10年超の勤務者が、小中学校において40名（千葉市を除く）、高等学校において84名、特別支援学校において51名が存在した。これらのうち、産育休や休職等による理由で小中学校29名、高等学校12名、特別支援学校39名、公務の都合上や校内の仕事上主要な職員であるという理由で、小中学校11名、高等学校35名、特別支援学校12名が存在した。

学校教育や学校事務は一定の標準化された形で実施されるべきもので、特に通常業務上長期異動ができないものはあまりないはずである。

今後は、例外的な事例について各細目で限定列挙し、それ以外は認めず、積極的な異動を心がけることが望まれる。

(2) 情報セキュリティ（特に個人情報保護）研修等の充実について

「個人情報の不適切な取扱いに係る懲戒処分等の状況一覧(平成 22 年度)(文部科学省)」によれば、千葉県における教職員の平成 22 年度の処分の状況は以下のようになる。

図表番号 3-10-13 個人情報保護関連処分等（平成 22 年度）

処分年月日	訓告等	処分理由
平成 22 年 6 月 16 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 7 月 9 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 7 月 21 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 7 月 28 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 8 月 25 日	1 (1)	個人情報が記録された電子データの紛失
平成 22 年 10 月 26 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 11 月 15 日	1 (1)	個人情報が記録された電子データの紛失
平成 22 年 12 月 15 日	1 (1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 12 月 20 日	(1)	個人情報が記録された書類の紛失
平成 22 年 12 月 24 日	1 (1)	個人情報が記録された電子データの紛失
平成 23 年 1 月 15 日	1 (1)	個人情報が記録された電子データの紛失

(出所) 文部科学省の公表資料による。

(注) () は、非違行為を行った所属職員（事務職員を含む）に対する監督責任により訓告等を受けた者の数で外数である。

この数字は、全国の都道府県第 5 位の件数である。学校における個人情報の漏洩は社会問題として新聞等で問題となることが多いため、教育に対する信頼を毀損する虞がある。

今後、指導課等と調整の上、個人情報保護を中心とする情報セキュリティの規定等を明確化（この際、単に資料を外部に持ち出さないという観念的なものではなく、教職員の現状の業務状況を配慮したものであることが必要）し、研修を充実させ、当該事故撲滅のための施策を行うことが望まれる。

(3) 随意契約の要否等の検討について

「平成 23 年度公立学校教職員採用候補者選考に係る電算処理等に係る業務委託」については、候補者データのパンチ業務を委託するものである。当該業務は一般の業者が行うことができるものであり、システムの開発業者でなければできないものではないため随意契約の理由としては該当しないと考えられる。

これに対し、教職員課側では、当該業務はパンチ業務だけではなく、システムの保守を行っているために開発業者でなければできない旨を主張している。そうであるとすれば、仕様書にシステム保守の指示内容を明記すべきであり、さらに受託者がいつどのような保守業務を行ったのかその部分について「完了報告書」を提出すべきである。

今後データ作成の仕様を示すことにより、一般競争に付すか、保守内容を明記し、当該事項の完了報告も含め開発業者に委託するのはいずれかを選択することが必要である。

(4) 単純労務職員退職不補充事業における業務委託に対する効果の検証について

単純労務職員退職不補充事業において、学校技能員の一部及び運転手が退職した際には、業務委託により対応が行われる。高等学校及び特別支援学校へ令達された予算については、かい長に専決権があるため、一義的には財務規則等に基づき各学校の責任において執行される。

しかし、業務実績を基にした業務量の実地調査等がなされていないために、当該事業の有効性及び効率性を把握することができず、既得権化するリスクが存在するとともに、各学校間の公平性に問題が生じる可能性がある。

今後業務量調査等を実施することにより、配置及びその業務量が適正であったかを検証することが望まれる。

第11 学校安全保健課（一般会計）

1 所掌事務の概要

学校安全保健課は、学校安全保健法に基づき、県立学校児童生徒及び教職員の健康管理、エイズ教育の充実、薬物乱用防止教育の充実、交通安全、防災、防犯、学校生活での安全等の学校安全に関する研修等、学校における食育推進、衛生管理、給食施設・設備の整備を行う組織である。また、同課安全室には危機管理担当参事が配置され、事故・事件に対し、各課との連携の下、庁内横断的な対応を図っている。

学校安全保健課の事務の概況は、以下の通りである。

- (1) 学校保健等に係る調査及び企画並びに指導に関する事。
- (2) 学校保健等に関する教育課程及び学習指導に関する事。
- (3) 学校保健等に関する研究指定校等の指定及びその援助に関する事。
- (4) 教育職員に対する保健に係る専門的事項についての指導及び助言に関する事。
- (5) 教育機関の環境衛生の指導及び助言に関する事。
- (6) 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事。
- (7) 学校保健等に関する国庫補助に関する事。
- (8) 学校給食関係団体の育成に関する事。
- (9) 千葉県公立学校職員健康審査会に関する事。
- (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関する事。
- (11) 千葉県学校給食会に関する事。
- (12) 学校職員安全衛生委員会に関する事。
- (13) 関係機関との防災に関する事務についての連絡に関する事。
- (14) 教育機関の安全管理の総括に関する事。

(出所) 所管事務の概要

2 職員配置状況

学校安全保健課の職員の配置状況は、以下のとおりである。

図表番号 3-11-1 職員の配置状況（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

職別 区分	課長 副参事 副技官	副課長 副局長 主幹	副主幹	主査	副主査	主任 指導主事	指導主事	計
事務職員	1	4	2	3	1	2	11 (内併任 1)	24 (内併任 1)

（出所）「様式本 2 職員配置状況」

（注）併任職員 1 名は、学校安全保健課に在籍し、環境生活部生活・交通安全課に勤務

3 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下の通りである。

図表番号 3-11-2 歳入額の内訳等

（単位：千円）

款名	項名	目名	調定額	調定 減額	調定 更正 額	決算 収入額	収入額	戻出額	収入 更正 額
国庫 支出 金	委託 金	教育費委託金 (注 1)	5,570	△1,033	△7	4,530	5,570	△1,033	△7
	国庫 補助 金	教育費国庫補助 金 (注 2)	-	-	7	7	-	-	7
国庫支出金 計			5,570	△1,033	-	4,537	5,570	△1,033	-
諸収 入	雑入	雑入 (注 3)	176,893	-	-	176,893	176,893	-	-
		雑入	179	-	-	179	179	-	-
諸収入 計			177,073	-	-	177,083	177,083	-	-
合計			182,643	△1,033	-	181,610	182,643	△1,033	-

（出所）千葉県から入手した歳入データを基に作成。不納欠損額は発生していない。

（注 1）「性に関する教育」普及推進事業 472 千円、子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業 4,058 千円（いずれも文部省委託事業収入）

（注 2）要保護・準要保護児童生徒医療費

（注 3）独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金

4 歳出事務

学校安全保健課の所管する主要な事業の支出の状況は、以下のとおりである。なお、事業費のうち、学校保健費及び学校給食費の大部分については、かい執行機関等への予算令達によって執行されている。

図表番号 3-11-3 主な事務事業の執行状況（平成 22 年度）

（単位：千円）

区 分		事業実施状況	予算現額	支出済額
款 項 目	事 業 名			
第 11 款 教育費		合計	995,732	931,334
第 7 項 保健体育費		うちかい執行分		547,694
第 1 目 保健振興費	運営費	一般管理費		5,489
		計	6,101	5,489
		うちかい執行分		-
	学校保健費	学校医等委嘱		242,688
		その他		14,064
		計	261,582	256,752
		うちかい執行分		245,896
	学校安全費	ちばっ子安全安心推進事業		3,133
		その他		1,164
		計	5,398	4,297
		うちかい執行分		2,468
	健康管理対策費	1 健康管理対策の強化		
		（1）教職員の健康管理		40,845
		（2）児童生徒の健康管理		494,807
		小計		535,652
		2 学校環境の整備		29,099
		計	613,593	564,751
		うちかい執行分		202,023
	学校給食費	県立千葉中学校及び高等学校定時制		74,960
		学校給食委託学校給食設備の整備		18,034
		その他		7,051
		計	109,058	100,045
		うちかい執行分		97,307

（出所）「様式本 7 支出状況調」より作成

かい執行機関等への令達された予算については、かい長に専決権があり、各所属において財務規則等に基づいて執行される。

上記の業務を予算科目別に示すと以下のようになる。

図表番号 3-11-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	節名	予算額	令達額	決算額	執行残
教育費	保健 教育費	保健振興費	報酬（注1）	251,328	△247,418	1,116	2,794
			共済費	1,172	△12	1,120	35
			賃金	2,210	-	2,169	41
			報償費（注2）	7,801	△2,094	4,415	1,292
			旅費	5,071	△1,244	1,967	1,860
			需用費	8,993	△2,693	4,295	1,750
			役務費	11,885	△6,933	2,940	2,012
			委託料（注3）	280,385	△93,129	178,449	8,372
			使用料及び賃借料	6,742	-	6,301	441
			備品購入費	19,196	△17,278	-	2,608
			負担金・補助金及び 交付金 （注4）	400,762	△176,893	180,683	43,186
			償還金・利子及び割 引料	187	-	184	3
合 計				995,732	△547,694	383,640	64,398

（出所）千葉県から入手した歳入歳出データより、学校安全保健課のみを抽出加工。なお、予算流用については、需用費△255千円、委託料△435千円、備品購入費690千円がなされている。

（注1）決算額1,116千円は千葉県公立学校職員健康審査会委員報酬、令達額は、学校医報酬226,074千円、学校健康管理医報酬15,030千円、新規採用養護教員研修代替職員報酬2,705千円 他

（注2）子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業3,530千円 他。令達額は学校医等に帯同する看護師等の報償費1,584千円 他

（注3）児童生徒及び教職員の健康診断委託料173,581千円、環境衛生検査4,164千円。令達額は、受水槽等の衛生管理委託料16,291千円 他

（注4）独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の支払 他

5 主な事務事業の状況

平成 22 年度の学校安全保健課の主な事務事業の状況は以下の通りである。

【学校保健費】

(1) 学校医等の委嘱

学校医等については、委嘱の手続は学校安全保健課で各学校からの提出書類をとりまとめ、教育長名で学校医の委嘱がなされる。報酬の支出は令達額に基づき、各学校で執行される。学校医の執務状況については、養護教諭と学校医が連携を図りながら確認している。

(242,688 千円はすべてかい執行)

(2) 保健教育の充実

保健教育の充実のために以下の研修、及び学校保健研究校（成田市立前林小学校 1 校）の指定を行った。（3,937 千円、うちかい執行 3,208 千円）

- ① 新規採用養護教員研修会（12 回開催、各回対象人員 24 名）
- ② 養護教諭 5 年 10 年経験者研修（5 年経験：5 回開催、各回対象人員 32 名、10 年経験：10 回開催、各回対象人員 20 名）

(3) 公立学校健康審査会の開催

一般部会 16 回、精神・神経部会 15 回、腰部部会 2 回を実施した。（1,342 千円）

(4) 千葉県学校保健会負担金

千葉県学校保健会が実施する児童生徒に健康管理及び関係者の資質向上に関する事業の負担金の支出。（310 千円）

(5) エイズ対策関連事業

エイズリーフレット 45,000 部作成し、配布をした。（467 千円）

(6) 薬物乱用防止対策事業

薬物乱用防止教育研修会を開催、及び児童生徒から薬物乱用防止に関する標語を募り、啓発効果を高めた。（50 千円）

(7) 教職員メンタルヘルス対策事業

以下の施策を実施した。（899 千円）

- ① 教職員こころの健康相談：教職員本人・その家族及び所属の管理職等がカウンセラーに電話相談を行った。また、管理職等を対象に年5回の面談相談を実施。
- ② メンタルヘルス研修会：新任管理職等を対象に研修会を実施（3回実施、各回対象人員491人）
- ③ メンタルヘルス啓発資料の作成、配布：43,000部作成・配布
- ④ メンタルヘルス推進会議の開催：1回開催

（8）文部科学省委託事業

文部科学省からの委託事業として、以下のものを実施した。（4,530千円）

- ① 「性に関する教育」普及推進事業：研修会開催（1,196名参加）
- ② 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業：専門医を講師として136校へ派遣。

【学校安全費】

（1）安全教育の充実

学校安全研修会開催（幼小中地区別安全主任研究協議会、高等学校安全教育指導者養成講座、学校安全教育推進委員会委員連絡協議会）、学校安全研究校の指定（柏市立富勢小学校、柏陵高等学校）、学校安全教育講師派遣事業（39校）及び原付通学許可者に対する交通安全教室の実施（591名）を行った。（577千円、うちかい執行218千円）

（2）交通安全対策の推進

小、中、高別に交通安全指導資料を作成、配布。（586千円、うちかい執行366千円）

（3）安全教育の充実

ちばっ子安全・安心推進事業として、ちばっ子地域安全マップ作成推進拠点校53校を指定した。また、地域の子どもを見守る活動支援集会を開催した。（3,133千円、うちかい執行1,883千円）

（4）防災教育の推進

実践的な防災事業推進のための教員及び管理職研修を実施、また防災教育モデル事業として各教育事務所及び1小学校で実施。

【健康管理対策費】

（1）教職員の健康管理

結核健康診断、胃部検診（40歳以上）、尿検査、腰部検診（特別支援学校）、成人病検診（35歳及び40歳以上）を実施。（40,845千円、うちかい執行227千円）

(2) 児童生徒の健康管理

以下の施策を実施した。(494,807千円、うちかい執行177,011千円)

- ① 児童健康診断等の実施
- ② 要保護・準要保護児童生徒医療費の事務手続
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の事務手続(独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の掛金事務処理及び給付事務。給付金の申請は、保護者から各学校へ給付申請が行われた後、各学校から県教育委員会経由で独立行政法人日本スポーツ振興センターへ提出される。給付金の支払いは、独立行政法人日本スポーツ振興センターから一旦県教育委員会に送金されると、教育委員会から各学校に予算令達された後に各学校から保護者に給付金が支払われる。)
- ④ 自動体外式除細動器(AED)の設置(平成19年度から5ヵ年計画で全県立学校に設置予定で、平成22年度は25校に設置)

(3) 学校環境の整備

受水槽の衛生管理等を行った。(29,099千円、うちかい執行24,784千円)

【学校給食費】

(1) 学校給食研修会等

以下の研修会及び学校給食研究校の指定(市原市立辰巳台東小学校)を行った。(5,074千円、うちかい執行4,297千円)

- ① 新規採用学校栄養職員研修会(12回開催、各回対象人員33名)
- ② 学校栄養職員5年10年経験者研修(5年経験:5回開催、各回対象人員23名、10年経験:7回開催、各回対象人員14名)
- ③ 栄養教諭初任者研修(7回開催、各回対象人員15名)

(2) いきいきちばっ子食育推進事業

5地域で指導事業を実施した。(325千円、うちかい執行20千円)

(3) 腸管出血性O157を含む腸内細菌検査

2,266件の検査を実施した。

(4) 学校給食用食材料安全点検

320件について実施した。(867千円)

(5) 学校給食業務

当該業務は令達額に従い各学校で執行された。なお、県立千葉中学校及び定時制高校の給

食の委託契約については各学校の責任において行われる。仕様書、報告書、点検表などの様式は共通のものが定められている。(74,960千円、すべてかい執行による)

(5) 学校給食設備等の整備

(18,034千円、うちかい執行 18,030千円)

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 災害対策について

学校安全保健課では「震災時における実働計画(実働マニュアル)(平成23年9月、千葉県教育庁)」を策定し、さらに地震対応等見直すべき点を検討し、改訂を加えている。

今般の東日本大震災の体験を踏まえ、さらに充実したものを策定し、実践訓練を早期に実施することが望まれる。

さらに、地震だけではなく火山噴火等他の災害についても言及することが望ましい。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金と子ども医療助成制度との二重請求の防止について

平成22年12月より、小学校3年生までの児童については、医療機関の受診に当たって、子ども医療費助成制度を利用することができる。ただし、学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、子ども医療費助成制度の助成対象とならないとされている。左記については、誤解に基づいて結果的に二重請求がなされたり、故意に二重請求が行われる可能性を否定できない。

この点、県の意見としては、給付金請求の際に医療機関の証明を添付する必要があるため、重複はないはずであるとの見解であるが、予防的コントロールとしては弱いと言わざるを得ない。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータは学校安全保健課に、子ども医療助成制度のデータは各市町村(及び県健康福祉部児童家庭課)が保持しているため、現状では相互チェックができにくい状況にある。

学校安全保健課に二重請求の発生防止義務や発生した場合の責任が生じるものではない。しかし、二重請求が生じた場合には、県及び市町村全体では損失が発生することになる。現状では、二重請求を解消する方法としては、学校安全保健課が県健康福祉部児童家庭課に働きかけ、関連する市町村と協議の機会を設定することが考えられる。そして、各市町村担当者から学校安全保健課側に対して、子ども医療助成制度該当者のうち独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付者に該当するものがないかを一定の範囲で照会を行ってもらう等の方法も考えられる。

学校安全保健課においては業務の負担が発生することが考えられるが、各制度の適正な執行のために、上記を含めた何らかの協力が望まれる。

第12 文化財課（一般会計、補助金のみを監査対象とした。）

本課においては、一定の補助金のみを監査対象としている。

1 概要

(1) 文化財課の概要

文化財課は、博物館等の社会教育施設の整備・充実と博物館活動を通じた生涯学習の推進、文化財の保存・活用等による地域づくり・ふるさと意識の形成、埋蔵文化財の保護等を行う組織である。文化財課では、これらの事務の一環として、文化財の適正な保存管理とその活用を図るため、文化財保存事業に要する経費に対する補助金の交付事務を行っている。

(2) 文化財保護の仕組みの概要

ア 各団体等の役割

文化財保護法によれば、文化財保護のための各団体等の役割は以下のようになる。³¹

国

- ・文化財保護法の制定
- ・重要な文化財の指定，選定，身近な文化財の登録
- ・指定文化財の所有者等に対する管理，修理，公開に関する指示，命令，勧告
- ・指定文化財の現状変更等の規制，輸出の制限，原状回復命令
- ・指定文化財の管理，修理，公開等に関する所有者等への補助
- ・文化財の公有化に対する地方公共団体への補助
- ・指定文化財等に係る課税上の特例措置の設定
- ・博物館，劇場等の公開施設，文化財研究所の設置，運営

地方公共団体

- ・文化財保護条例の制定
- ・重要な文化財の指定，選定等（国指定等を除く）
- ・指定文化財の所有者等に対する管理，修理，公開に関する指示，勧告及び現状変更等の制限
- ・指定文化財の管理，修理，公開等に関する所有者等への補助
- ・文化財の保存・公開のための施設の設置，運営
- ・文化財の学習活動，愛護活動，伝承活動など文化財保護のための地域活動の推進
- ・管理団体として国指定文化財の管理，修理等

（注）地方自治体により差異がある。

³¹ 文化庁ホームページより作成。

所有者等

- ・国及び地方指定文化財等に関し、所有者の変更、滅失、毀損、所在の変更等に係る届け出
- ・文化財の管理、修理
- ・文化財の公開
- ・重要文化財等の譲渡に際して国に対する売渡の申出

(注) 地方自治体により差異がある。

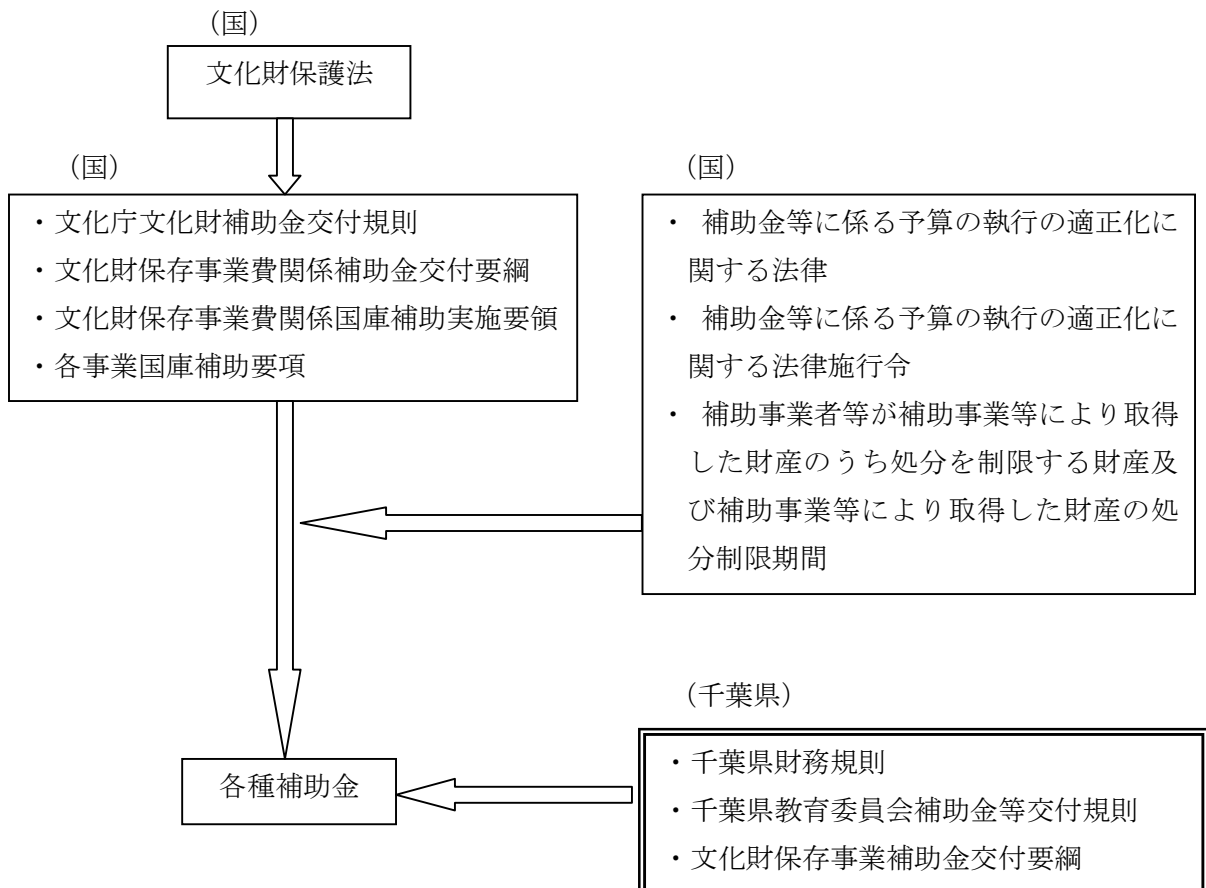
国民（県民）

- ・国及び地方公共団体の行う文化財保護の活動への協力
- ・遺跡の発見に関する届出
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘に際する届出
- ・埋蔵文化財調査のための発掘に際する届出

イ 千葉県における文化財保護の法体系

上記文化財保護法を受けた千葉県における文化財保護法令等の体系（補助金関連）は以下の通りである。

図表番号 3-12-1 千葉県における文化財保護のための法令等の体系（補助金関連）



ウ 千葉県における文化財とその補助金の概要

千葉県の文化財については、平成 22 年度史跡等購入及び文化財保存整備事業に関し、国及び千葉県から以下のものが補助の対象とされた。

図表番号 3-12-2 千葉県における文化財と国及び千葉県の補助金の概要（平成 22 年度）

種類	文化財名称	所在自治体	補助金の種類			補助額 (千円)
			国庫 補助金	史跡購入 県費補助	整備事業 県費補助	
国指定	曾谷貝塚（注 1）	市川市	○	○		5,269
	下総国分寺跡（注 1）☆	市川市	○	○		1,457
	本佐倉城跡（注 1）☆	佐倉市	○	○		2,027
	本佐倉城跡（注 1）	酒々井市	○	○		10,675
	下総小金中野牧跡（注 1）☆	鎌ヶ谷市	○	○		2,802
	龍角寺古墳群・岩屋古墳（注 1） ☆	栄町	○	○		4,176
	大原幽学遺跡旧宅墓及び宅地耕地地割（注 2）☆	旭市	○		○	3,463
	長柄横穴群（注 2）☆	長柄町	○		○	1,140
	高梨氏庭園（注 2）☆	野田市	○		○	676
	笠森寺観音堂（注 2）☆	長南町	○		○	1,762
	宝珠院観音堂（注 2）☆	印西市	○		○	303
国選定	香取市佐原重要伝統的建造物群保存地区（注 2）	香取市	○		○	700
県指定	玉前神社（注 3）	一宮町			○	7,500
	龍正院（注 4）	成田市			○	7,500
	常灯寺（注 5）☆	銚子市			○	1,787
	聖画（注 6）☆	匝瑳市			○	213
	福新呉服店（注 7）☆	香取市			○	653
	正上醤油店（注 8）	香取市			○	7,500
	高照寺ノ乳孫樹（注 9）☆	勝浦市			○	122
	中村屋乾物店（注 10）	香取市			×	-
	木造薬師如来立像（注 10）	銚子市			×	-
	諏訪神社本殿（注 10）	袖ヶ浦市			×	-
	坂戸神社の森（注 11）	袖ヶ浦市			×	-
	合計					59,725

（出所）文化財課の資料及びホームページより作成。文化財名の☆は 500 万円未満のものを示す。

（注 1）いずれも市町村が行う史跡等公有化事業の継続案件であり、取得に伴う債務の償還及び

償還利子・割引料について、国庫補助金以外の市町村の負担を軽減するために、助成を行っている。

(注 2) 国指定・国選定の文化財の保存整備について助成を行ったもの。

(注 3) 継続事業として、県指定文化財の保存・整備のための助成を行ったものである。なお、平成 21 年度において神社側の財政的事情から事業規模を縮小し、長期計画の見直しが必要となった。その結果、平成 23 年度終了予定を平成 25 年度終了に計画変更をした。

(注 4) 継続事業として、県指定文化財の保存・整備のための助成を行ったものである。平成 21 年度・平成 22 年度の二ヵ年計画である。

(注 5) 平成 16 年度策定の「千葉県指定有形文化財常灯寺本堂修理計画書」に従い、平成 22 年度から整備について助成をした。

(注 6) 良好な保存を図るため、東京芸術大学に委託し剥落止め・錆による画面の劣化の防止を最優先に行うための費用の一部を助成した。

(注 7) 破損箇所の修繕の費用の一部を助成した。

(注 8) 破損箇所の修繕の費用の一部を助成した。

(注 9) 当初非採択であったが、主幹部が裂け空洞化しており倒木の危険があることから、幹幹部・不要枝の伐採、剪定等の作業費の一部を助成した。

(注 10) 修復の必要性は見られるが、緊急性がないため来年度以降に先送りした。

(注 11) 必要性に乏しく非採択とした。

なお、上記において補助金の助成の種類は以下の通りである。

【史跡購入県費補助】

史跡の所在する市町村等が国庫補助金を受けて購入する。購入については国が 8 割を負担し、残りの 2 割についての 50%以内の部分について県が助成。助成割合は市町村の財政力指数により異なる。

【整備事業県費補助】

整備費用の 50%以内の部分について県が助成。

いずれも負担金・補助及び交付金として支出する。

(3) 補助金の概要

ア 補助金の交付状況

平成 22 年度における補助金の交付対象事業、交付先及び交付金額（1 件 500 万以上）は、以下のとおりである。

図表番号 3-12-3 補助金の交付対象事業、交付先及び交付金額（1件 500万以上）

事業名	事業内容	交付先	交付金額（円）
史跡等購入事業助成	曾谷貝塚（先行取得償還分）	市川市	5,269,000
	本佐倉城跡（先行取得償還分）	酒々井町	10,675,000
文化財保存整備事業	玉前神社社殿修理	玉前神社	7,500,000
	龍正院本堂修理	龍正院	7,500,000
	正上醤油店	個人	7,500,000

（出所）文化財課作成資料より

イ 補助金の交付対象となる事業及び対象者

文化財保存事業補助金交付要綱に基づいて補助金の交付対象となる事業及び対象者は以下の通りである（同要綱第2条第2項）。なお、平成22年度に交付した補助金に関するもののみ記載し、他については省略する。

図表番号 3-12-4 補助対象事業及び対象者

事業区分	事業細目	補助の対象
史跡購入事業	史跡等購入	市町村
文化財保存整備事業	建造物 美術工芸品 修理防災	所有者 管理団体（管理責任者） 市町村
	天然記念物保護増殖	所有者 管理団体（管理責任者） 市町村
	その他	省略
無形民俗文化財等助成事業 埋蔵文化財助成事業 文化財管理事業 文化財普及事業	省略	省略

（出所）文化財保存事業補助金交付要綱別表より抜粋

ウ 補助金の交付対象となる経費及び補助率

上記要綱に基づいて補助金の交付対象となる経費及びその補助率は以下の通りである(同要綱第3条)。なお、平成22年度に交付した補助金に関するもののみ記載し、他については省略する。

図表番号 3-12-5 補助対象経費及び補助率

事業区分	事業細目	対象となる経費	補助率
史跡購入事業	史跡等購入	土地・建物等購入経費、立木竹・建物等移転保証経費、先行取得地の再取得等経費、事務経費	補助対象経費の2分の1以内の定額 国庫補助事業である場合は、補助対象経費から国庫補助額を控除した2分の1以内の定額
文化財保存整備事業	建造物 美術工芸品 修理防災	修理工事、防災工事、その他工事経費、設計費及び監理料、工事報告書印刷経費、事務経費	補助対象経費の2分の1以内の定額 国庫補助事業である場合は、補助対象経費から国庫補助額を控除した額の2分の1以内の定額
	天然記念物保護増殖	給餌・施肥等経費、保護増殖機器・機材購入経費、病害虫駆除等経費、環境維持・復旧事業経費、調査経費、事務経費	補助対象経費の2分の1以内の定額 国庫補助事業である場合は、補助対象経費から国庫補助額を控除した額の2分の1以内の定額

(出所) 文化財保存事業補助金交付要綱別表より抜粋

(4) 補助金事務の概要

ア 補助金の交付事務について

(ア) 交付申請

補助事業者は、教育委員会が定める期日までに、文化財保存事業補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行う(同要綱第4条)。当該申請書は、補助事業者から市町村の教育委員会を経由して県教育委員会に提出される。国庫補助事業の場合は、申請書類は県教育委員会を経由して文化庁に提出される。

(イ) 交付決定

文化財課では、補助事業者の補助金交付申請を審査し、その結果を補助事業者に通知する。

(ウ) 計画の変更及び交付決定

補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、教育委員会の承認を受ける必要がある。(同要綱第5条第1項)

(エ) 概算払の請求

補助事業者が補助金の概算払を受けようとする場合は、文化財保存事業補助金概算払請求書を提出しなければならない。(同要綱第9条)

(オ) 交付額の確定

a 実績報告

補助事業者は、文化財保存事業実績報告書を、市町村教育委員会経由で事業の完了の日から20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育委員会に提出することにより、補助対象事業の実績報告を行う。(同要綱第7条)

b 交付額の確定

文化財課において実績報告を審査し、補助事業者に対する補助金交付額を確定する。確定した補助金の額については、市町村教育委員会経由で補助事業者に通知がなされる。

(カ) 交付額の請求・精算

補助事業者は、文化財保存事業補助金交付請求書に提出することにより、補助金の交付請求を行う。(同要綱第8条)

イ 補助金の交付に対する指導監督

(ア) 事前協議

補助金事業については、事業採択に至るまでに事業計画の適正性、緊急性等を十分に検討する必要がある。このため、事前協議として、翌年度実施事業について、毎年7月に市町村ヒアリング、毎年12月ないし1月に文化庁説明が実施され、国庫補助事業については、左記に加え文化庁と市町村及び所有者等との事前協議が十分に行われるようにすることとしている。

(イ) 事業実施に関する指導監督

a 国庫補助事業

補助事業者による申請、報告等にあたっては、県が窓口となって書類申請等を行っており、県は文化庁に確認をとりながら補助事業者を指導している。また、国庫補助事業の実施にあたっては、県の担当職員が現地での進捗確認を行っている。また、必要に応じて文化庁担当官を招聘して指導監督を行っている。

b 県費補助事業

補助事業の実施にあたっては、県の担当職員が現地での事業進捗確認を行っている。また、必要な場合には県文化財保護審議会委員の調査を依頼し、指導監督を行っている。

ウ 補助金交付の効果の検証

史跡等購入事業及び文化財等保存整備事業については、事業対象となっている史跡等及び文化財等について保存の価値があると認められる限り、事業が実施され完了すること自体に補助金交付の効果があるといえる。従って、県としては、事前協議を十分に行って事業の適正性及び緊急性を十分に検討し、効果的な事業を補助対象として選定するようにしている。補助金交付の効果に関する事後的な検証は特段行っていない。

2 補助金事業の状況

文化財課が交付した補助金（1件あたりの交付金額が500万円以上のもの）について、補助金事業の内容及び交付先、過去3年間の交付状況、補助対象経費及び補助割合及び補助金交付事務の実施状況の各項目の調査を実施した。

(1) 史跡等購入事業助成

ア 曾谷貝塚（先行取得償還分）

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
曾谷貝塚	市川市	昭和54年12月22日に国史跡に指定された曾谷貝塚の保存を図るため、緊急に史跡等土地先行取得事業により公有化を行った。平成22年度においては、平成12、15、16、19年度先行取得事業に伴う地方債の償還を実施した。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去3年間の交付状況

(単位：円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金額	10,140,000	7,512,000	5,269,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額 (円)
先行取得に係る元金及び利子償還	①	147,489,947
国庫補助金 (注1)	②	117,988,000
差引	③=①-②	29,501,947
県補助金	④	5,269,000
補助率 (注2)	④/③	17.9%

(出所) 補助金交付申請書より

(注1) 市川市が国から受けたもの。

(注2) 「補助率」は図表番号 3-12-5 の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成 22 年 10 月 12 日付にて提出されている。県はこれに対して平成 22 年 11 月 9 日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成 23 年 3 月 31 日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成 23 年 4 月 5 日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成 23 年 4 月 13 日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

イ 本佐倉城跡 (先行取得償還分)

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
本佐倉城跡	酒々井町	平成 10 年 9 月 11 日に国史跡指定された本佐倉城跡の保存を図るために、平成 15 年度に史跡先行取得事業により公有化を実施した。平成 16 年度から先行取得事業に伴う地方債の償還を実施。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去 3 年間の交付状況

(単位: 円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付金額	15,348,000	15,121,000	10,675,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額 (円)
先行取得に係る元金及び利子償還	①	138,378,865
国庫補助金 (注 1)	②	110,700,000
差引	③=①-②	27,678,865
県補助金	④	10,675,000
補助率 (注 2)	④/③	38.6%

(出所) 補助金交付申請書より

(注 1) 酒々井町が国から受けたもの。

(注 2) 「補助率」は図表番号 3-12-5 の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成 22 年 10 月 13 日付にて提出されている。県はこれに対して平成 22 年 11 月 9 日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成 23 年 3 月 31 日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成 23 年 4 月 5 日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成 23 年 4 月 13 日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

(2) 文化財保存整備事業

ア 玉前神社社殿修理

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
玉前神社社殿 附棟札	宗教法人 玉前神社	社殿全体の破損、腐食（雨水、蟻害など）部分に関する修理。宗教法人玉前神社が設計監理と施工について専門業者に委託し実施する。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去 3 年間の交付状況

(単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付金額	4,217,000	10,000,000	7,500,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額 (円)
工事請負費		50,622,906
委託料		4,809,074
合計	①	55,431,980
県補助金	②	7,500,000
補助率 (注)	②/①	13.5%

(出所) 補助金交付申請書より

(注) 「補助率」は図表番号 3-12-5 の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成 22 年 6 月 28 日付にて提出されている。県はこれに対して平成 22 年 7 月 1 日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成 23 年 3 月 31 日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成 23 年 4 月 7 日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成 23 年 4 月 21 日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

イ 龍正院本堂修理

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
龍正院本堂	宗教法人 龍正院	千葉県指定有形文化財「龍正院本堂」保存修理工事(屋根銅板葺替)。宗教法人龍正院が岩瀬建築有限会社と請負契約を結び実施する。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去 3 年間の交付状況

(単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付金額	—	8,000,000	7,500,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額 (円)
工事請負費	①	28,374,150
県補助金	②	7,500,000
補助率 (注)	②/①	26.4%

(出所) 補助金交付申請書より

(注) 「補助率」は図表番号 3-12-5 の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成 22 年 6 月 22 日付にて提出されている。県はこれに対して平成 22 年 7 月 1 日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成 23 年 3 月 30 日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成 23 年 4 月 7 日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成 23 年 4 月 22 日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

ウ 正上醤油店

(ア) 補助事業の内容及び交付先

文化財の名称	交付先	補助事業の内容
正上醤油店	個人	経年の老朽化により、土蔵の屋根部全体、軒先廻りを受ける張り出し漆喰部分（鉢巻部）、北側の壁面全体などに破損外が見受けられる。このため土蔵内部及び下屋付近に雨漏りが確認された他、土蔵屋根の軒先の垂れなどから屋根瓦の崩落が危惧される状態である。また、大桁の蟻害や小屋組みの損傷により、屋根部全体の耐久性が著しく減退しており、現状のままでは建物の維持・管理に支障をきたしていることから、屋根部全体および鉢巻部、壁面部の早急な保存修理を実施する必要がある。施工は請負工事とする。

(出所) 補助金交付申請書より

(イ) 過去3年間の交付状況

(単位：円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金額	2,956,000	2,211,000	7,500,000

(出所) 文化財課作成資料より

(ウ) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費		金額(円)
工事請負費	①	16,324,000
県補助金	②	7,500,000
補助率(注)	②/①	45.9%

(出所) 補助金交付申請書より

(注) 「補助率」は図表番号3-12-5の補助率を示す。

(エ) 補助金交付事務の実施状況

補助事業者より、要綱において定められた交付申請が平成22年5月24日付にて提出されている。県はこれに対して平成22年6月10日付にて交付決定の通知を行った。

補助事業の完了後、補助事業者より要綱において定められている実績報告が平成22年12月10日付にて行われていた。県はこれを受けて額の確定通知を平成23年1月5日付にて行っている。補助事業者による交付請求は平成23年1月14日付にて行われている。

なお、当該事業においては、事業計画の変更及び概算払いの請求は行われていない。

(3) 宗教法人に対する助成について

宗教法人の施設の助成において、現行は財産目録・収支計算書等のコピーを提出させ、審査の資料としている。

一方、千葉県総務部学事課私学振興・宗務室においては、管轄の宗教法人において以下の書類を提出することを義務付けている。³²

³² 当該書類の提出を怠った場合には、宗教法人法上以下に示す罰則がある。【罰則規定】備付け書類の作成や備付けを怠り、又は不実の記載をした場合(法人法第88条第4号) 所轄庁への備付け書類の写しの提出を怠った場合(同法同条第5号)

図表番号 3-12-6 宗教法人法上の提出書類

備付け書類（宗教法人法 第 25 条第 2 項）	提出書類（第 25 条第 4 項）
宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備付けなければならない。	宗教法人は、毎会計年度終了後 4 月以内に、第 2 項の規定により当該事務所に備付けられた同項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる書類の <u>写し</u> を所轄庁に提出しなければならない。
(1) 規則及び認証書	
(2) 役員名簿（エクセル：25KB）	写しを必ず提出する
(3) 財産目録（エクセル：17KB）	写しを必ず提出する
(4) 収支計算書（エクセル：20KB）	年収が 8 千万円を超える場合又は収益事業を行っている場合は提出する
(5) 貸借対照表	作成している場合は提出する
(6) 境内建物に関する書類（エクセル：14KB）	財産目録の記載以外にある場合（例：借家など）は提出する
(7) 責任役員会議事録	
(8) その他規則で定める機関の議事録	
(9) 事務処理簿	
(10) 事業に関する書類（ワード：27KB）	事業を行っている場合は提出する （例：霊園、幼稚園などの公益事業並びに物品販売や不動産貸付などの収益事業）

（出所）千葉県総務部学事課私学振興・宗務室のホームページによる。

このため、交付申請において必要とされる資料の一部は既に千葉県が所持しているもので、総務部との協議により内容を確認できる性質のものである。

申請者の二重の負担の軽減や法令順守を進めるためにも、当該資料については総務部の資料を基に対応することが望まれる。

現状、小規模の宗教法人（寺）については罰則規定を適用していない状況にあるが、健全な状態とはいえなため、引き続き情報収集等を行うことが望まれる。

3 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 文化財の災害対策について

千葉県においては、東日本大震災により土蔵造りの町並みで重要伝統的建造物群保存地区に指定されている香取市が震度 5 強であったため、佐原地区で、県指定文化財の土蔵造り町家に棟瓦の崩壊、屋根瓦の崩落とそれに起因する下屋の破壊、土壁の部分破壊といった大きな被害が生じた。

特に、平成 22 年度に文化財保存整備事業として実施（平成 21 年度、平成 22 年度の二ヵ年計画）した「正上醤油店」については、今般の東日本大震災において被災をし、再度整備の必要性が生じた点を含め、正文堂、福新呉服店、和雑貨中村屋商店等で被害が発生した。

一方、国の重要文化財（建造物）の防災においては、重要文化財建造物の総合防災対策検討会を経て、「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方」（平成 21 年 4 月、重要文化財建造物の総合防災対策検討会）を策定するとともに、重要文化財（建造物）の耐震診断事業を実施している。

千葉県においても、「千葉県地震防災戦略」（平成 21 年 9 月、千葉県）において、「教育施設の防災対策の推進」において、「文化財施設等の耐震化、所有者への意識啓発」が示されている。

しかし、当該戦略を受けた具体的な指針及び施策は未だなされていない。

さらに今後大規模地震等が見込まれる状況において、災害対策を踏まえた具体的な施策が望まれる。

第13 体育課（補助金）

本課においては、一定の補助金のみを監査対象としている。

1 概要

（1）体育課の概要

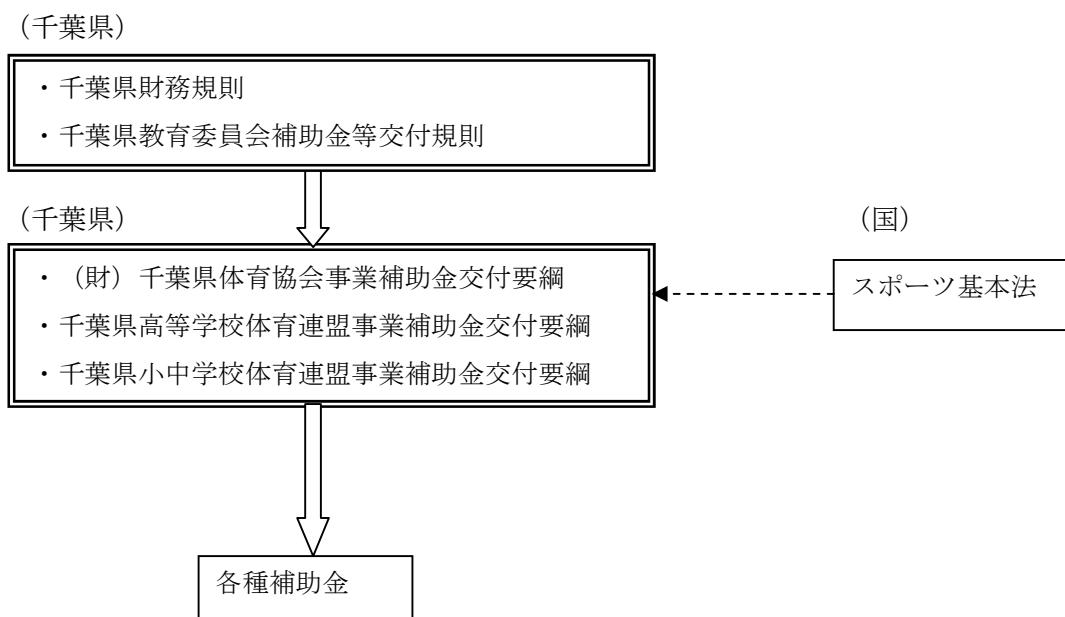
体育課は、学校での体育・スポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツの各分野にわたる、推進体制や施設の整備。スポーツ・レクリエーション活動の機会充実、スポーツを通じた国際交流の推進を行う組織である。体育課では、これらの事務の一環として、体育・スポーツ活動事業に要する経費に対する補助金の交付事務を行っている。

（2）補助金の概要

ア 千葉県におけるスポーツ振興の法令等の体系

千葉県におけるスポーツ振興の法令等の体系（補助金関連）は以下の通りである。

図表番号 3-13-1 千葉県におけるスポーツ振興のための法令等の体系（補助金関連）



（出所）各種資料より作成。

（注）その他、平成22年12月24日施行の「千葉県体育・スポーツ振興条例」が制定されている。

イ 体育課の支出した補助金の概要

体育課の支出した補助金の一覧は以下の通りである。

図表番号 3-13-2 補助金一覧（平成 22 年度）

（単位：千円）

名称	交付先	内容	根拠	交付金額
千葉県高等学校 体育連盟事業補 助金	千葉県高等学校 体育連盟	体育連盟が行う 大会開催及び派 遣事業に対する もの	千葉県高等学校 体育連盟事業補 助金交付要綱	31,852
千葉県小中学校 体育連盟事業補 助金	千葉県小中学校 体育連盟	体育連盟が行う 大会開催及び派 遣事業に対する もの	千葉県小中学校 体育連盟事業補 助金交付要綱	8,414
千葉県体育協会 事業補助金	（財）千葉県体 育協会	体育連盟が行う 体育・スポーツ 振興事業に対す るもの	（財）千葉県体 育協会事業補助 金交付要綱	36,081
千葉県体育指導 委員連合会事業 補助金	千葉県体育指導 委員連合会	連合会が行う地 域スポーツ振興 事業に対するも の	千葉県体育指導 委員連合会事業 補助金交付要綱	2,582
全国スポーツ・ レクリエーショ ン祭千葉県実行 委員会事業補助 金	全国スポーツ・ レクリエーショ ン祭千葉県実行 委員会	実行委員会が行 う派遣事業に対 するもの	全国スポーツ・ レクリエーショ ン祭千葉県実行 委員会事業補助 金交付要綱	2,743
千葉県特別支援 学校体育連盟事 業補助金	千葉県特別支援 学校体育連盟	体育連盟が行う 大会開催及び派 遣事業に対する もの	千葉県特別支援 学校体育連盟事 業補助金交付要 綱	826
全国高等学校野 球大会（第 92 回 全国高等学校野 球選手権大会） 派遣事業補助金	成田高等学校	全国大会へ出場 する高校に対す るもの	全国高等学校野 球大会派遣事業 補助金交付要綱	150
合 計				82,647

（出所）体育課の資料による。

(注) 上記は予算科目「(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 体育振興費 (節) 負担金・補助金及び交付金」より支出している。

(3) 補助金事務の概要

ア 手続規程の制定及び補助事業の認定

(ア) 補助金交付要綱等の制定

財政課長、総務部長、会計管理者又は出納員の合議を経て要綱等を制定・改廃（財務規則第 34 条、62 条）。

(イ) 認定申請

補助事業の認定を申請するものは、教育委員会が定める期日までに、あらかじめ指定する書類を添付して認定申請を行う。その後指定する日における体育課のヒアリングを経て、補助金交付の内示を行う。なお、内示行為で 1 千万円以上のものは、財政課長の合議を行う（財務規則第 34 条 2 項）。

イ 補助金の交付事務について

(ア) 交付申請

申請者は、教育委員会が定める期日までに、財務規則第 3 条及び各種要綱に定める申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行う。

(イ) 交付決定

体育課では、補助事業者の補助金交付申請を審査し、その結果を補助事業者に通知する。

(ウ) 概算払の支払（前金払）

審査結果に基づき、補助事業者に概算払の支払いを行う。

ウ 交付額の確定

(ア) 実績報告

補助事業者は、事業の完了の日から 30 日以内に、補助対象事業の実績報告を行う。

(イ) 検査

体育課は、提出された実績報告を基に、補助事業の支出内容を審査し、補助金の額を確定する。

エ 交付額の精算（返納）

補助事業者は、交付確定額に従い、概算払いとの差額を返納する。

2 補助事業の状況

平成 22 年度における補助金の交付対象事業及び交付金額（1 件 500 万以上）は、以下のとおりである。以下、各事業の状況について示すこととする。

図表番号 3-13-3 対象とした補助金（平成 22 年度）

（単位：千円）

事業名	交付金額
千葉県高等学校体育連盟事業	31,851
千葉県小中学校体育連盟事業	8,413
千葉県体育協会事業	36,080

（出所）体育課提供資料

（注）本監査では、体育課が平成 22 年度に交付した補助金のうち、1 件あたりの交付金額が 500 万円以上のものについて検討している。

（1）千葉県高等学校体育連盟事業補助金

ア 事業内容

千葉県高等学校体育連盟が行う大会開催及び派遣事業。

イ 交付先

千葉県高等学校体育連盟

ウ 過去 3 年間の交付状況

図表番号 3-13-4 過去 3 年間の交付状況

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付金額	5,353	13,677	31,851

（出所）体育課提供資料

エ 補助形態

事業補助であった。

オ 補助対象経費に対する補助割合

定率補助と定額補助を併用している。具体的には、派遣旅費については交通費の片道分（補助率 50%）、開催事業費の 10%のそれぞれ定率補助と、ユニフォーム代の定額補助を併用した。

カ 補助申請の際の数値目標の設定・事前評価について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

キ 結果報告書の受領・精算行為について
実績報告書及び収支決算書を受領した。審査の結果、当初の交付金額 30,864,000 円に追加
987,000 円が認められ、31,851,500 円で精算した。

ク 補助金交付の効果の検証について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

(2) 千葉県小中学校体育連盟事業補助金

ア 事業内容
千葉県小中学校体育連盟が行う大会開催及び派遣事業。

イ 交付先
千葉県小中学校体育連盟

ウ 過去3年間の交付状況

図表番号 3—13—5 過去3年間の交付状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付金額	6,067	9,711	8,413

(出所) 体育課提供資料

エ 補助形態
事業補助であった。

オ 補助対象経費に対する補助割合
定率補助と定額補助の併用している。具体的には、派遣旅費については交通費の片道分(補
助率 50%)の定率補助と開催事業費の定額補助を併用した。

カ 補助申請の際の数値目標の設定・事前評価について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

キ 結果報告書の受領・精算行為について
実績報告書及び収支決算書を受領した。審査の結果、当初の交付金額 9,160,000 円と精算
額 8,413,900 円の差額 746,100 円を返納させた。

- ク 補助金交付の効果の検証について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

(3) 千葉県体育協会事業補助金

- ア 事業内容
千葉県体育協会が行うスポーツ振興事業。
- イ 交付先
財団法人千葉県体育協会（以下、「体育協会」という。）
- ウ 過去3年間の交付状況

図表番号 3-13-6 過去3年間の交付状況

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金額	37,554	35,668	36,080

(出所) 体育課提供資料

- エ 補助形態
事業補助及び運営補助。
- オ 補助対象経費に対する補助割合
定額補助であった。
- カ 補助申請の際の数値目標の設定・事前評価について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。
- キ 結果報告書の受領・精算行為について
実績報告書及び収支決算書を受領した。審査の結果、当初の交付金額 36,381,000 円と精算額 36,080,582 円の差額 300,418 円を返納させた。
- ク 補助金交付の効果の検証について
数値目標の設定が困難な内容であることから実施していない。

3 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 補助金の性質と効果の分析について

対象とした補助金は、その根拠を千葉県教育委員会補助金等交付規則から包括的に委任された各種交付要綱に求めている。また当該交付の要件、手続、効果などを個別的に判断すると、行政処分的性質を付与する特段の法規制が加えられていないため、私法上の贈与に類するものであり、行政処分に基づく交付ではなく、一種の負担付贈与に類するものと考えられる。³³

また、当該交付要件については議会の事前のコントロールがなく、行政の自由裁量の余地が大きく作用していると考えられる。

そうであるからこそ、要綱等の制定及び改廃に当たっては、財政課長、総務部長、会計管理者又は出納員との合議を有し、公平性の観点から問題がないか等が議論されるのであろう。

しかし、そうであってもこのような補助金は既得権化し、時代の変化や県民のニーズをタイムリーに反映できないリスクを潜在的に持つ傾向にある。

一方、平成 22 年 12 月 24 日に施行された千葉県体育・スポーツ振興条例第 12 条では「県は、体育及びスポーツの振興に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」と努力義務が示され、その解説においては「具体的な事業に係る予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などが検討された上で、財政状況を踏まえつつ個別に決定されるものである」としている。

当該条例の趣旨と当該補助金の性質を考えると、現状、各補助金について補助金交付の効果の検証が実施されていない理由として、「補助金に基づき実施している事業の内容が数値目標の設定が困難な内容である」ことを挙げている点については、当該条例の趣旨を考慮せず、単に既得権者への負担付贈与を継続していると認識せざるを得ない。

仮に当該分野に精通しているとしても、行政の裁量権は無制限ではなく、その効果はなんらかの形で客観的に判断されるものでなければ、公平の観点から批判を免れ得ないと考える。

大会参加の目的から考えて、指導者や大会関係者の参加人数が多く、その分参加選手への費用補助が不十分となっていないかという観点や、体育協会への定額補助の見直し等、補助金交付について有効性・効率性等の視点から、評価・検証するシステムの構築が必要であると考えられる。特に体育協会への補助金については体育協会が実施する事業に加えて、協会の運営に必要な経費の補助も実施していることから、体育協会の収支決算書等から運営状況を把握し、効率性の評価を実施することが可能と思われる。

³³ 名古屋地判昭和 59 年 12 月 26 日（判例タイムズ 550-216）参照。

第14 体育課（特別会計）

1 特別会計公共用地取得事業について

特別会計公共用地取得事業とは、地価の高騰に対処し、用地を先行取得することによって公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るために昭和42年度に設置された特別会計である。

特別会計において土地を取得することを条件として、公共用地先行取得等事業債の起債を行い、事業債の償還については、特別会計における起債償還相当額を一般会計から繰入、当該繰入額を原資として償還を実施することとしている。

2 取得した公共用地の現況

特別会計において取得した公共用地の現況は以下の通り。

(1) 場 所	市原市菊間地先・八幡地先
(2) 面 積	約29ヘクタール
(3) 用地所得費	183億5,700万円
(4) 用 地 利 用	一部一般開放等

(出所) 体育課提供資料

3 用地取得等の経緯

元々の目的は2002年サッカーワールドカップ日韓大会の開催地を目指していた千葉県が開催候補地として取得したもので、その後開催地からはずれたため、スポレク健康スクエア構想用地に転用されたものである。

用地の一部約9ヘクタールについては、平成16年度に市原市に無償で貸付け、同市がサッカーコートを整備し、平成17年度に高校総体の会場として、平成22年度に国体のサッカー及びラグビーの会場として使用した。

今後の活用については、平成23年4月1日をもって教育委員会所管から総務部所管（教育財産から普通財産に分類換え）となり、総務部が主体となって検討を進めることとなっている。

用地取得から現在までの経緯は以下の通りである。

図表番号 3-14-1 用地取得等の経緯

平成 4 年度	2002 年サッカーW杯大会国内開催地立候補
平成 7 年度	「県立スタジアム施設整備事業」として用地買収
平成 8 年度	開催会場地に落選
平成 11 年度	用地の一部を一般開放
平成 13 年度	事業名を「スポレク健康スクエア（仮称）整備事業」に変更
平成 14 年度	防災・防犯に対する緊急暫定造成工事の実施設計 用地の有効活用についての全庁的検討
平成 15 年度	暫定造成工事実施
平成 16 年度	一部を市原市に貸付、サッカーコート整備（スポレクパーク） 用地の一部を一般再開放
平成 17 年度	スポレクパークにて高校総体開催
平成 20 年度	「スポレク健康スクエア用地の活用方策に係る検討会議」設置
平成 22 年度	スポレクパークにて国民体育大会開催
平成 23 年度	教育財産から普通財産に分類換え

（出所）体育課提供資料

4 事業債の償還スケジュール

用地取得のために発行した事業債の償還スケジュールは図表番号 3-14-2 の通りであった。

これによれば、当該土地の取得のために平成 7 年度支出 3,316 百万円と併せて、24,889 百万円を費やしたことになる。

図表番号 3-14-2 事業債の償還スケジュール

(単位：千円)

平成	事項	発行額	元金償還額 ①	未償還 元金	利息金 ①	手数料 ②	合計=①+ ②+③
7年度	新規借入	15,041,000	-	15,041,000	-	-	-
8年度		-	15,041,000	-	304,324	-	15,345,323
	借換債	15,041,000	-	15,041,000	-	-	-
8年度	新規借入	2,977,000	-	18,018,000	-	-	-
		-	18,018,000	-	288,600	-	18,306,600
9年度	借換債	18,018,000	-	18,018,000	-	-	-
	新規借入	339,000	-	18,357,000	-	-	-
10年度	新規借入	64,000	-	18,421,000	349,153	-	349,154
11年度		-	-	18,421,000	350,584	3	350,587
12年度		-	18,357,000	64,000	349,328	3	18,706,331
	借換債	18,357,000	-	18,421,000	-	-	-
13年度		-	1,000,000	17,421,000	202,991	3	1,202,994
14年度		-	3,840	17,417,160	193,259	7	197,105
15年度		-	1,003,840	16,413,320	189,679	7	1,193,526
16年度		-	1,003,840	15,409,480	178,398	7	1,182,244
17年度		-	1,454,840	13,954,640	167,313	6	1,622,160
		-	13,906,000	48,640	-	-	-
	借換債	13,906,000	-	13,954,640	-	-	-
18年度		-	2,783,840	11,170,800	183,053	35,583	3,002,476
19年度		-	2,783,840	8,386,960	148,767	1,244	2,933,851
20年度		-	2,820,960	5,566,000	108,772	1,577	2,931,309
21年度		-	2,780,000	2,786,000	68,708	1,575	2,850,283
22年度		-	2,786,000	-	29,510	-	2,815,510
合計		18,421,000	18,421,000	-	3,112,440	40,015	21,573,455

(出所) 体育課の資料による。

(注) 平成 22 年度は、元金部分の償還 2,786,000 千円 (支出科目 ; (款) 公共用地取得事業 (項) 公債費 (目) 元金)、利子部分 29,510 千円 (支出科目 ; (款) 公共用地取得事業 (項) 公債費 (目) 利子) により支出を行い、当該事業債の返済を終了した。

5 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 取得した公共用地の有効活用

過去の意味決定について今更述べるものではないが、雑草が繁茂する税法上の倍率地域³⁴で、しかもこの地をスポーツ競技場とするための交通状況の整備の必要性等を考えると、開催候補地に名乗りを挙げるために、結果として教育財産としての制約の下に、250億円近くの金額を費やした意思決定は、非常にリスクの高いものであったと言わざるを得ない。このため、その後の返済においても借換を繰り返しており、この金額があればどれほど多くの公立学校の整備等に利用し、教育環境の充実に寄与できたかを考えると、当該意思決定の「つけ」は非常に大きいものであったと言える。

取得した公共用地については平成23年4月1日に教育委員会所管から総務部所管へと所管換えが実施され、今後の活用については総務部が主体となって検討することとなったことから、既に教育委員会の手を離れており、今後の活用方法について教育委員会が検討するものではないであろう。

しかし、当該土地が教育財産として取得した経緯から、教育やスポーツ目的に利用が制限され、29ヘクタールのうち、約20ヘクタールが現在未利用地となっている事実にも目を向ける必要がある。

当該土地は県立高校に隣接し、夜間の照明も不十分であること、大部分に葎が繁茂し地元住民が利用できる状態ではないことから、犯罪事件や野火等の危険が指摘されてきた（市原市議会議員の質問による）。

このため、活用されている敷地の3割程度の部分の今後の有効活用だけが問題なのではなく、未利用の7割部分の放置状態の危険性を認識し、教育委員会側でも再び有効利用できないかについても再度検討することが望まれる。

³⁴ 倍率地域とは、大規模農地やゴルフ場等国が路線価を出していない土地で、評価にあたっては固定資産税評価額に当該倍率を掛けて算出する。

第4章 かい執行機関の監査（教育機関、教育事務所等）

第1 かい執行機関の監査の概要

1 監査対象としたかい執行機関

教育委員会管轄のかい執行機関のうち、過年度における包括外部監査対象機関を除き、予算規模等を勘案の上、下記15施設を監査対象とした。

- ・葛南教育事務所
- ・南房総教育事務所
- ・千葉県総合教育センター
- ・千葉県立千葉中学校
- ・千葉県立千葉高等学校
- ・千葉県立千葉工業高等学校
- ・千葉県立幕張総合高等学校
- ・千葉県立薬園台高等学校
- ・千葉県立市川工業高等学校
- ・千葉県立柏中央高等学校
- ・千葉県立佐倉高等学校
- ・千葉県立佐原高等学校
- ・千葉県立成東高等学校
- ・千葉県立千葉聾学校
- ・千葉県立つくし特別支援学校

2 実施した監査手続

下記の事務の執行状況について監査を実施した。

なお、PTA会費や修学旅行積立などの学校徴収金等の私費会計は、教育委員会の財務事務に当たらないため、今回の監査対象としなかった。

（1）歳入事務

ア 歳入の根拠の把握

各歳入の根拠を確認する。

イ 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入一覧を基に調定手続を確認する。

調定更正、収入更正がある場合には、その理由が適正かを確認する。

ウ 分担金及び負担金

交付決定額の計算根拠を確認する。

エ 諸収入

起案文書（調定票等）により、原則的に事前調定がされていることを確かめる。

収入未済額がある場合は、その理由を確認し、回収可能性を判断する。

オ 雑収入

当初調定、調定減額の手続きにおいて、起案文書（調定票等）により、原則的に事前調定がされていることを確かめる。

事後調定の場合には、規定に従った範囲での手続きであることを確認する。

調定減額はその理由を確認する。

(2) 歳出事務

ア 委託料

委託契約一覧を入手（作成）し、契約期間、契約者、契約金額を確認する。

契約金額の範囲毎に、事前に契約書または請書が作成されているかを確認する。

イ 報償費

人件費として支出根拠を確認し、内容が適正かを確認する。

源泉徴収の計算が正しくなされているかを確認。

源泉徴収票発行手続きを正しく行っているか確認する。

ウ 旅費

旅行命令簿に従った支出であることを確認する。

サンプルを抽出し、旅行経路を旅費の金額が一致していることを確認する。

旅行命令が頻繁にある等異常なものがあればその根拠をヒアリングする。

予算科目（目）が正しく支出されていることを確認する。

エ 需用費

修繕費用について、契約書を閲覧し、適正な契約に基づくものであるかを確認する。

随意契約の場合は、随契理由が妥当であるかを確認する。

契約手続きが適正に行われているか、完了届が入手されているかを確認する。

オ 備品購入費

備品購入手続き（入札・見積合わせ、契約書・請書作成、納品書入手、請求書受領後支払い）が適正に行なわれていることを確認する。

購入した備品が備品台帳に記載され、各備品には備品整理票が張られ、更に既存の備品を

廃棄する際の手続きが適正になされていることを確認する。

カ 工事請負費

工事の概要を把握する。

入札手続きが適正になされていることを確認する（随意契約、工事変更の有無、契約書・請書の作成、仕様書の作成、完了届・請求書の入手）

キ 貸付金

貸付に必要な資料がすべて入手しているか、正しい口座に振り込まれているか等手続きが正しくなされていることを確認。

貸付金台帳に記載されていることを確認する。

(3) 教育財産、物品等の管理状況等

ア 遊休土地等の使用状況

土地等の利用状況と今後の方針を確認する。

イ 物品等の実在性

備品管理簿を基にサンプルを抽出し、現物実査を実施する。

廃棄等が行われている場合には、廃棄手続きが適切に行われていることを確認する。

ウ 切手・印紙等の実在性

郵券管理簿と郵券・収入印紙（証紙）が一致することを実査する。

エ 小口現金等

現金、預金についてのヒアリング実施し、残高がある場合には実査を実施する。

なお、往査時点において、教育庁企画管理部財務施設課長「物品の適正な管理の徹底について（通知）」（平成23年4月28日）に基づき、かい執行機関において物品の調査が行われていた。物品の現物確認に際しては、この調査状況を参考にした。

また、平成23年8月8日開催の財務情報システム専門部会で、現行システムの問題点と今後の在り方について調査・検討するワーキンググループを設置することが承認され、物品・財産管理業務についても現在調査・検討が行われている。

第2 葛南教育事務所

1 概要(所管市町村、管内学校他)

(1) 所在地

船橋市浜町2-5-1

(2) 構成

事務所組織は、所長、次長、総務課、管理課、指導室の2課1室体制で、職員数は31名。

(3) 管内市町村

船橋市、市川市、習志野市、八千代市、浦安市の5市である。

(4) 管内学校数

図表番号 4-2-1 管内学校数

	市立			県立	
	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	特別支援学校
船橋市	54	27	1	10	1
市川市	39	16	1	7	1
習志野市	16	7	0	2	0
八千代市	23	11	0	3	1
浦安市	18	8	0	2	0
計	150	69	2	24	3

(出所) 葛南教育事務所提出資料より

葛南教育事務所では、管内につき、小学校150校、中学校69校、高等学校24校、特別支援学校5校(市立、県立合計)を所管している。

2 歳入事務

葛南教育事務所では歳入予算の計上がないため、記載を省略する。

3 歳出事務

歳出の予算と決算額は以下のようになっている。22年度歳出は7,393百万円余りであり、最も多額に生じているのは教職員人事費7,072百万円余りで、歳出総額の9割以上を占めている。なお、下表の予算額は最終予算を示す。

図表番号 4-2-2 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	
教育費	教育総務費	行政指導費	7,250	7,250	
		財務管理費	16	16	
		教職員人事費（注1）	7,072,014	7,072,014	
		教育指導費（注2）	83,744	83,744	
		教育センター費	280	280	
		教育総務費 計		7,163,304	7,163,304
	小学校費	教職員費（注3）	112,143	112,143	
		小学校費 計		112,143	112,143
	中学校費	教職員費（注4）	95,736	95,736	
		中学校費 計		95,736	95,736
	高等学校費	高等学校総務費	300	300	
		高等学校費 計		300	300
	特別支援学校費	特別支援学校総務費	6,727	6,727	
		特別支援学校振興費（注5）	14,074	14,074	
		特別支援学校費 計		20,801	20,801
	社会教育費	社会教育振興費	66	66	
		社会教育費 計		66	66
	保健体育費	保健振興費	1,139	1,139	
		保健体育費 計		1,139	1,139
		教育費 集計		7,393,489	7,393,489
		合計		7,393,489	7,393,489

（出所）千葉県から入手した歳出データより、葛南教育事務所のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）増減がないことから、記載は省略している。

（注1）主に教職員の退職手当

（注2）主に非常勤職員への報酬

（注3）主に小学校教職員の出張旅費

（注4）主に中学校教職員の出張旅費

（注5）主に非常勤職員への報酬

4 資産管理等

葛南教育事務所では、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①物品②切手類に区分して葛南教育事務所の管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、物品等の取扱が定められている。

具体的には、「備品出納簿」（「千葉県財務規則」第 116 号様式）の冒頭に目次として「番号、物品名称」を記載し、当該番号の付されたページに各物品等の受払が記入されることになっている。また、業者から納品を受けた場合に物品の受入欄に数量が記載され、教職員が供用した場合に払出欄に数量が記載されている。このため、廃棄等がなされない限り、供用前の納品済数量と、供用による払出数量との合計が、各所内に実際に残っている物品等の数量ということになる。

なお、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示されている事から、往査日現在、現物と出納簿との整合性を検証中とのことであった。

(2) 切手・収入証紙の管理状況

切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入しており、現物をカウントしたところ、出納簿残高と現物の枚数等は一致した。

5 包括外部監査の結果

(1) 備品の欠損

備品出納簿数量報告書に基づいて、備品の現物調査をサンプルベースで実施したが、以下の折りたたみ椅子について備品出納簿数量報告書には 28 脚あることになっているが、実際には 27 脚しか現物を確認できなかった。

図表番号 4-2-3 折りたたみ椅子

No.	品名	単位	数量	表示番号
16	折りたたみ椅子	脚	28	22

(出所) 「備品出納簿数量報告書（平成 23 年 9 月 1 日現在）」より

サンプルは 6 件抽出し、そのうち 1 件に不一致が見られた。他のサンプルでは全て出納簿と現物数とは一致しており、また職員の備品管理への対応状況から、適切な備品管理が行われているという心証は得たが、より慎重な対応が望まれる。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 葛南教育事務所の所在地

現在の葛南教育事務所は船橋市浜町に位置しており、事務所建物のすぐ後ろは東京湾である。先の東日本大震災において東京湾にも大規模な津波が押し寄せ、葛南教育事務所はかろうじて難を逃れたが、非常に危険な状況であった。葛南教育事務所はこのような自然災害が発生した場合の管内市教育委員会及び公立学校との対応拠点となるところでありながら、事務所自体が非常に被災しやすい位置にあるのは災害対策上好ましいとは言えない。容易なことではないが、教育事務所という機能、役割といった観点から、より安全性の高い場所への移転も検討することが必要であると考えられる。

第3 南房総教育事務所

1 概要(所管市町村、管内学校数等)

(1) 所在地

木更津市貝渕 3-13-34

(2) 構成

事務所組織は、総務課、管理課、指導室（安房分室含む）の2課1室体制で、職員数は46名。

(3) 管内市町村

南房総教育事務所が所管する市町村は、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町の8市1町である。

(4) 管内学校数

図表番号 4-3-1 管内学校数

(単位:校)

市・町	市・町立		県立	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
市原市	46	21	6	1
木更津市	18	13	2	0
君津市	17	11	3	1
富津市	12	5	2	0
袖ヶ浦市	7	5	1	1
館山市	11	4	2	1
鴨川市	10	3	1	0
鋸南町	2	1	0	0
南房総市	13	7	1	0
計	136	70	18	4

(出所) 往査時に入手した「南房総教育事務所概要」

南房総教育事務所では、管内市町村につき、小学校 136 校、中学校 70 校、高等学校 18 校、特別支援学校 4 校を所管している。

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-3-2 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料 (注 1)	6	-	-	6	6	-	-
使用料及び手数料 計			6	-	-	6	6	-	-
国庫支出金	国庫補助金	民生費 国庫補助金 (注 2)	0	△0	-	-	-	-	-
国庫支出金 計			0	△0	-	-	-	-	-
諸収入	雑入	雑入 (注 3)	4,146	△489	-	3,657	3,657	-	-
諸収入 計			4,146	△490	-	3,657	3,657	-	-
合計			4,152	△490	-	3,662	3,662	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額記載していない。千円未満はゼロ表記している。

(注 1) 電柱等の設置料及び利用料

(注 2) 遺家族等援護費補助金・交付金であり、コード入力の際のため調定を取消している。

(注 3) 主な内容は管轄内の学校の教員・職員の過払いであった手当等、非常勤職員の雇用保険料の本人負担分、施設の貸出しに係る光熱費等

22 年度の歳入は 3,662 千円であり、主な内容は雑入 3,657 千円である。

3 歳出事務

平成 22 年度の歳出予算及び決算は以下のとおりとなっている。

図表番号 4-3-3 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	執行残	
教育費	教育総務費	行政指導費	9,968	9,968	-	
		財務管理費	488	488	-	
		教職員人事費（注 1）	4,334,086	4,334,086	-	
		教育指導費（注 2）	78,323	78,323	-	
		福利厚生費	720	720	-	
		教育センター費	575	575	-	
	教育総務費 計			4,424,159	4,424,159	-
	小学校費	教職員費（注 3）	94,973	94,973	-	
	小学校費 計			94,973	94,973	-
	中学校費	教職員費（注 3）	84,646	84,646	-	
	中学校費 計			84,646	84,646	-
	特別支援学校費	特別支援学校振興費（注 4）	8,529	8,529	-	
	特別支援学校費 計			8,529	8,529	-
	社会教育費	社会教育振興費	91	91	--	
	社会教育費 計			91	91	--
	保健体育費	保健振興費	910	910	-	
		体育振興費	184	184	-	
	保健体育費 計			1,094	1,094	-
	教育費 計			4,613,491	4,613,491	-
	合計			4,613,491	4,613,491	-

(出所) 千葉県から入手した歳出データより作成。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）増減がないことから、記載は省略している。

(注1) 所管内学校職員の退職手当、非常勤職員の報酬

(注2) 所管内学校非常勤職員の報酬

(注3) 管内学校職員の出張旅費

(注4) 所管内学校非常勤職員の報酬

22 年度の歳出は 4,613,491 千円である。主な歳出の内容は、教職員人事費 4,334,086 千円、教職員費 179,619 千円である。

4 資産管理等

南房総教育事務所では、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産②物品（図書以外）③図書④現金、預金、収入証紙に区分して南房総教育事務所の管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

他のかい執行機関同様、土地、建物等の不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、物品等の取扱が定められている。南房総教育事務所では、管理対象となる物品等について「備品出納簿」（「千葉県財務規則」第 116 号様式）を作成している。備品出納簿の具体的な様式については、他のかい執行機関と同様である。

なお、2 万円未満の物品についてもシールを添付し、事務所所管のものか判別できるよう工夫されていた。

また、固定資産の現物確認の結果、最終的に見つからなかったものはゼロであった旨報告を受けている。

(3) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金は保有していない。切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入しており、現物をカウントしたところ、出納簿残高と現物の枚数等は一致した。

5 包括外部監査の結果

(1) 固定資産管理に関する事項

備品出納簿と現物との突合せを実施した結果、現場の椅子が一点、備品出納簿と突合せできなかった。この場合、現場の椅子が 2 万円未満の場合も否定できないが、本来添付されていたシールが経年劣化等によりはがれてしまった事も想定される。

このような状態が継続すると、固定資産の現物と備品出納簿が適切に突合されていないため、資産が紛失・盗難等にあっても発見が遅れる可能性が想定される。

「千葉県財務規則」第 189 条及び第 207 条に記載のとおり、善良な管理者の注意による管理を行い、かつ、「備品出納簿」において物品の出納を整理すべきところ、これが徹底されていないことを示唆している。

今後は、同様の事態が生じないように、定期的な現物確認とともに、シール貼付漏れが発見された場合には、速やかにシールを貼り直す事が重要と考えられる。

第4 千葉県総合教育センター

1 概要

(1) 所在地

千葉市美浜区若葉2丁目13番地

千葉市稲毛区小仲台5丁目10番2号（特別支援教育部）

(2) 沿革

昭和23年 千葉県教育研究所が千葉師範附属小学校内に創設。

昭和36年 千葉県教員講習所と統合し、千葉県教育センターが発足

昭和43年 千葉県理科教育センターを統合

昭和59年 千葉県総合教育センターに改称、今に至る

平成14年 千葉県視聴覚センター及び千葉県情報教育センターを統合

千葉県総合教育センター内に千葉県子どもと親のサポートセンターを開設

平成15年 千葉県特殊教育センターを統合

平成16年 各地方教育センターを統合

平成20年 千葉県子どもと親のサポートセンターを千葉県総合教育センター内から移転

(3) 組織

所長、次長以下、総務課、研修企画部、カリキュラム開発部、特別支援教育部、学力調査部（平成23年4月1日～）の1課4部。職員数は108名。

(4) 設置目的及び使命・役割

千葉県総合教育センター（以下、「センター」という）は、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに、県民に対し、教育に関する奉仕を行うことにより、千葉県の教育の振興に資することを目的として設置されている。

また、以下に挙げる4つの主要事業推進を通し、課題解決のための調査研究開発と学校や教職員、県民を支えるサポート的役割を果たし、本件学校教育の一層の充実を図る使命・役割を担っている。

◆ 調査研究事業

<基本方針>

各教科・領域・学校運営等に関する基礎的・実践的な調査研究と、社会の変化や本県の教育課題に即応した実践的な調査研究を行う。

◆ 研修・能力開発事業

<基本方針>

教育関係者の資質向上・能力開発を図るための専門的で実践的な研修を行うとともに、広く県民への教育に関する奉仕を行う。

- ・各層別研修に位置付けた基本研修、専門研修、課題研修、社会の変化に対応する研修
- ・国、県などの社会の動向を踏まえた研修
- ・総合教育センターの研究成果を活かした研修
- ・特別支援教育推進のための研修

◆ 学校支援（カリキュラムサポート等）事業

<基本方針>

学校運営や学習指導上の様々な課題解決・教職員の能力開発に資するため、学校や教職員等への支援及び助言を行う。また、カリキュラム関連情報の収集・提供を行い相談に応じる。

- ・学習指導や評価に関する指導・助言
- ・喫緊の課題に対応した指導・助言・支援
- ・発表会等の開催を通じた研究成果の普及

◆ 教育相談事業

<基本方針>

就学前幼児や児童生徒で、特別な教育的支援の必要な子どもについて、保護者や本人、教職員の申込みにより、教育・養育上の指導・助言を行う。

(5) 千葉県総合教育センター協議会

教育機関組織規則第 10 条の 2 において、当該センターに千葉県総合教育センター協議会（以下、「協議会」と言う。）を設置することが定められており、協議会ではセンターの事業の事業計画、事業の執行状況及び事業結果等について審議されている。

協議会は年 2 回開催され、外部の有識者を含めた委員より構成されており、センターの活動のモニタリングを行っている。なお、協議会での審議結果等の概要については、センターのホームページにて公表されている。

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようにになっている。

図表番号 4-4-1 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額
諸収入	雑入	雑入 (注)	304	37	-	267	267
計			304	37	-	267	267
使用料及び手数料	使用料	教育使用料	52	-	-	52	52
計			52	-	-	52	52
歳入計			356	37	-	319	319

(出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額を記載していない。

(注) 主に、センター内に設置された自動販売機の電気料金（設置者負担分）。

3 歳出事務

歳出の予算と決算額は以下のようにになっている。22 年度歳出は 123 百万円余りであり、最も多額に生じているのは教育センター費 113 百万円余りとなっている。なお、下表の予算額は最終予算を示す。

図表番号 4-4-2 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	
教育費	教育総務費	財務管理費	3,155	3,155	
		教職員人事費	128	128	
		教育指導費	2,981	2,981	
		福利厚生費	720	720	
		教育センター費 (注)	113,874	113,874	
	教育総務費 集計			120,858	120,858
	特別支援学校費	特別支援学校振興費	237	237	
	特別支援学校費 集計			237	237
	社会教育費	視聴覚教育費	2,363	2,363	
	社会教育費 集計			2,363	2,363
	保健体育費	保健振興費	297	297	
保健体育費 集計			297	297	
教育費 集計			123,755	123,755	

(出所) 千葉県から入手した歳出データをもとに作成。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）増減がないことから、記載は省略している。

(注) 主に、PCのリース料、光熱水費、印刷費、各種点検委託費である。

歳出については、平成20年度、平成21年度を含め3カ年の数字を確認したが、特に指摘すべき事項は見られなかった。

4 資産管理等

センターでは、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則及び千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産、②物品（図書以外）、③図書に区分してセンターの管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等の不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

管理対象となる物品等については備品出納簿を作成している。センターは先述の沿革のところで触れたように、過去においていくつかの施設を統合して現在に至っている。統合に際して、それぞれの施設の備品出納簿を引継いでいるが、その記載方法が施設によってまちまちであったため、出納簿の記載方法が統一されていない状況である。この点が、備品管理を困難にしている要因と言える。また、現在の備品出納簿は品目単位での記録となっており、場所別ではない。センター内には多くの部屋があり備品が散在している状況で備品管理が困難を極めてしている状況である。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、図書台帳が整備されている。受入については県費で購入したもの、また寄贈で受入れたものがあるように「財源」を記載する欄が設けられている。

ただし、受入冊数の記載がなく、台帳に記載された書籍が1冊しかないのか2冊以上あるのかは台帳からは判明しない。

5 包括外部監査の結果

(1) 図書の紛失

図書資料室にある図書についてサンプルベースで現物調査を実施したところ、1冊現物を確認することができない図書があった。かなり古い書籍であり、資料的価値があるものとも推測される。

図表番号 4-4-3 現存していなかった図書

登録番号	分類番号	書名	著者名	出版社	受入年月日
249	375. 76-Mo	音楽科の指導はこうして	諸井三郎	新教育協会	S23. 10. 25

当書籍は昭和 23 年受入となっており、相当古い書籍である。図書資料室には当書籍以外にも同年代に受け入れた書籍が多数所蔵されており、また、一般書棚に陳列されている。これだけ古い書籍ともなると資料的（古書）価値も高くなっていることが推測され、重要な物品とも言える。

図書資料室には出入口付近のカウンターに職員（正規・非正規）が常駐しているが、図書資料室に盗難防止のためのセンサーはなく、無断で持ち出しも比較的容易にできる状況にある。資料的価値という観点から盗難を誘引することも考えられるため、図書の管理について十分に留意することが必要である。そのためにも蔵書の定期的な現物調査を実施することも検討することが望まれる。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 備品管理の状況

現状の備品出納簿は千葉県財務規則第 116 号様式として規定されているものを利用して、備品についてもサンプルベースで現物調査を実施したが、サンプルの一つとして抽出した液晶プロジェクターについて、数量は一致したが備品出納簿に記載されているメーカーと現存するプロジェクターのメーカーとが異なっていた。備品出納簿にはメーカー及び品番まで記載されていることから備品出納簿への記載誤りということは想定しづらく、なぜ異なっているのかは不明である。

数量こそ一致はしているものの、厳密に言えば備品出納簿と実態とが整合していない状況である。このような状況に至った原因としては、他の施設へ貸出しが行われていることから、貸出した液晶プロジェクターと返却された液晶プロジェクターが同一のものでなかったことが想定される。備品の管理としては、同一物確認が重要であり、数量が一致していればいいというものではない。備品管理の徹底が求められる。

なお、平成 23 年度において県は「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」を通知し、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示した。センターにおいても管理状況の調査を実施したが、先述のとおり、現存する備品出納簿の記載が品目単位であること、センター内には多数の部屋があり、その各部屋に備品が散在していること、複数の施設が統合され、多数の備品の受入があり、引継いだ備品出納簿の記載方法も統一されていないという過去からの経緯があること、などの要因から現物調査が困難な状況である。

センターは平成 23 年 11 月 30 日に「備品出納簿数量報告書」を県に提出しているが、まだ調査が十分ではなく、今後継続して調査を進めていくという状況であった。センターの諸事情を考慮すると、備品の現物調査は困難を極めるのは監査人が往査した際にもその印象は

持ったが、税金を財源として調達した備品であることを考慮すると、今後徹底した管理が必要である。早急に現物調査を完了させ、実態と整合した備品出納簿を整備することが望まれる。

(2) 図書の管理状況

図書については結果のところでも記載したが、意見としていくつか指摘しておく。

ア 所蔵図書総冊数について

センター図書資料室に所蔵されている図書の総冊数についてであるが、下記に示すように、想定され得る情報源全てにおいて一致していない。

図表番号 4-4-4 において、平成 23 年度の新規受入冊数は平成 23 年 12 月 2 日時点で 99 冊である。よって、「平成 23 年度要覧」の平成 22 年度末の 27,902 冊に 99 冊を加味しても図書資料検索システムのいずれの冊数と整合しない。

図表番号 4-4-4 図書総冊数データ

平成 23 年度要覧 (平成 23 年度末)	図書資料検索システム (登録番号の最終番号) (平成 23 年 12 月 2 日時点)	図書資料検索システム (平成 23 年 12 月 2 日時点)
27,902 冊	32,707 冊	30,553 冊

(出所) 「平成 23 年度要覧」は当該要覧に記載している冊数を、「図書資料検索システム」については、登録データの最終番号及び検索結果の冊数を記載した。

このように、要覧に記載されている冊数の根拠が明確になっていない。この要覧の冊数については過去から継続して引継いできている数値であることが想定され、毎年その年度の新規受入冊数を加算して年度末冊数を計算しているのみと推測される。平成 22 年度末に平成 23 年度新規受入冊数を加味した 28,001 冊と登録番号の最終番号である 32,707 冊とで、最大 4,706 冊の差異が生じていることが考えられる。この差異について調査をすることが望まれる。

イ 図書台帳について

図書の管理については図書台帳が作成され、記載項目は下記のとおりである。

図表番号 4-4-5 図書台帳の記載項目

登録番号	著者名	書名	出版社	出版	大きさ	頁数	財源	受入先	価格	分類番号
------	-----	----	-----	----	-----	----	----	-----	----	------

この図書台帳について3点指摘する。

まず、この合計で11項目の記載事項があるが、このうち、大きさ、頁数、受入先、価格については空欄であった。

次に、数量（冊数）を記載する必要がある点である。図書台帳は一図書単位で台帳に登録されるが、実際には同一図書を1冊だけでなく2冊以上受けいれている場合がある。その場合でも、当該図書が2冊あるということは図書台帳上明らかにならない。これでは図書管理のための台帳としては不十分である。数量（冊数）を記載する欄を設けることが望まれる。

先に、空欄の記載事項について指摘したが、大きさや頁数よりは数量（冊数）の方が管理上は重要な情報といえる。

さらに、分類番号についてであるが、受け入れた図書については分類番号が付番され、ラベルが図書に貼付されて書棚に陳列されることになるが、分類番号が付番されていない図書が散見された。受け入れた図書については速やかに分類番号を付番することが望まれる。

第5 千葉中学校

1 概要(沿革、学科、他)

(1) 所在地

千葉市中央区葛城一丁目5番2号

(2) 沿革

平成20年 千葉高等学校に千葉中学校が併設

(3) 生徒数

図表番号 4-5-1 定員と在籍者数 (平成22年5月1日現在)

学生区分	定員①	在籍者数②	在籍者比率(=②/①)
普通課	240名	239名	99.6%

(出所) 教育委員会提供データ

千葉県立千葉中学校(以下、「千葉中学校」という。)の生徒数は上表のとおりである。1学年2学級80名(男女同数)が定員となっている。入学者選抜試験なしで千葉県立千葉高等学校(以下、「千葉高校」という。)へ進学が可能であり、特色ある教育を実施していることから人気が高く、定員充足率は約100%となっている。

(4) 教職員数

図表番号 4-5-2 教職員数の概況 (平成22年5月1日現在)

教員等	事務職員	学校栄養職員	合計
17名	1名	1名	19名

(出所) 教育委員会提供データ

事務職員は1名となっているが、実際の事務は、千葉高校と一体として行われている部分が多くなっている。

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようにになっている。

図表番号 4-5-3 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額	不納欠損額
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金 (注 1)	110	-	-	110	110	-	-	-
計			110	-	-	110	110	-	-	-
諸収入	雑入	雑入 (注 2)	1	-	-	1	1	-	-	-
計			1	-	-	1	1	-	-	-
合計			111	-	-	111	111	-	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額記載していない。

(注 1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害給付事業（学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行う事業）に対し、保護者が学校経由で負担する共済掛金収入

(注 2) 入学検査に係る報告書の写し交付手数料

中学校のため義務教育であることから入学金等の収入は無い。このため、歳入は 111 千円余りと少額である。

3 歳出事務

歳出の予算と決算額は以下のようになっている。平成22年度歳出は22,000千円余りであり、最も多額に生じているのは保健振興費10,400千円余りとなっている。なお、下表の予算額は最終予算を示す。

図表番号 4-5-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	
教育費	教育総務費	教職員人事費（注1）	967	967	
		教育指導費（注2）	2,954	2,954	
		福利厚生費	5	5	
	教育総務費 計			3,926	3,926
	中学校費	教職員費（注3）	1,365	1,365	
		教育振興費（注4）	5,699	5,699	
	中学校費 計			7,064	7,064
	高等学校費	教育振興費（注5）	618	618	
	高等学校費 計			618	618
	保健体育費	保健振興費（注6）	10,412	10,412	
	保健体育費 計			10,412	10,412
	合計			22,020	22,020

（出所）千葉県から入手した歳入歳出データより、千葉中学校分のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）増減がないことから、記載は省略している。

（注1）非常勤講師への報酬

（注2）スクールカウンセラー報酬、中学校入学検査用経費等

（注3）海外研修時の引率者旅費

（注4）運営経費(需用費、備品購入費、その他の経費)

（注5）理科備品の購入等

（注6）給食調理等業務委託等

なお、歳出の中に高等学校費の記載があるが、これは、理科教育等設備整備事業として、高等学校費の中で千葉中学校分の備品購入予算がとられているためである。

4 資産管理等

資産管理については、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。なお、千葉中学校は千葉高校の敷地に併設されたため、土地については千葉高校の所管となっている。平成 22 年 9 月完成の中学校棟部分に関しては、往査時点では財産台帳への登録の協議中とのことであった。

物品（図書以外）、図書、現金・預金・収入証紙に関しての管理状況の概要は次のとおりである。

(1) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、物品等の取扱が定められている。管理対象となる物品等については品目毎に「千葉県財務規則」第 116 号様式に定められる手書の「備品出納簿」を作成し、管理が実施されている。

千葉中学校においては、備品出納簿は五十音の行毎に目次を作成し「番号、品名」を記載し、記載の順にファイリングを実施することにより、台帳検索の際に役立っている。備品出納簿には、業者から納品を受けた場合に物品の受欄に数量が記載され、不用決定がなされた場合は払欄へ、教職員に供用した場合に供用欄に供用数量の記載がなされる。

固定資産現物には「千葉県財務規則」第 202 条により、かいの名称及び番号を付さなければならない。千葉中学校においては下記の固定資産シールを作成し固定資産現物に貼付している。固定資産シールの記載様式は一律ではなく、各校の状況を勘案して学校毎に決定されている。

図表番号 4-5-5 固定資産シール（千葉中学校版）

千葉県立千葉中学校	分類 番号	国・社・数・理・英・体・音・美 技・家・総・情・視・管・部	の部
	整理 番号		
	品名		
	購入 年月日	年 月 日	

なお、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示されている事から、現在、現物と台帳の整合性を検証中との事であった。

(2) 固定資産（図書）の管理状況

図書についても、前述の物品と同様に備品出納簿が作成される。ただし数量が多くなるため書籍毎の記載ではなく、受入時に摘要欄に「●●ほか××冊受入」と記載し、受欄に冊数の記載を行う。個別の書籍内訳は図書管理システム（CASA）にて、図書主任が管理を実施している。なお、千葉高校と千葉中学校の図書館は同一であり、閲覧及び貸出についての制限は無いが、システム上は管理番号により千葉高校と千葉中学校部分は区分されている。

(3) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金、切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入し、定期的に現物との確認を実施している。
なお、普通預金については、千葉県財務規則第 130 条及び千葉県財務規則の運用について（第 130 条関係）により、7 日以内に入出金that完結し口座残高がゼロとなる場合、出納簿記載は不要となっているため、出納簿には記載されていない。

5 包括外部監査の結果

(1) 物品の表示について

固定資産・物品についての現物確認した際、備品として計上されている温水ボイラーに固定資産シールが確認できなかった。また、食器洗浄機に関しては、保管換前の千葉高校の備品シールが確認できたのみである。

図表番号 4-5-6 物品表示シールが貼付されていなかった資産

項目	構造、規格等	数量	金額（円）	取得年月日	摘要
雑機械及び器具	温水ボイラー UK-13G	1	1,524,400	平成 5 年 8 月 31 日	平成 20 年 4 月 1 日県立千葉高校より保管換
雑機械及び器具	食器洗浄機 DWN2-6S	1	1,771,600	平成 4 年 11 月 6 日	平成 20 年 4 月 1 日県立千葉高校より保管換

(出所) 平成 22 年度会計 定期監査資料より

固定資産現物には千葉県財務規則第 202 条により、かいの名称及び番号を付さなければならないと規定されており、千葉中学校においては前述の固定資産シールを作成し固定資産現物に貼付し管理することになっている。規定に従い、物品表示を実施する必要がある。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 備品出納簿の様式

物品管理は千葉県財務規則第 116 号様式のとおり規定されている備品出納簿を利用している。備品出納簿の様式は下記のとおりである。

図表番号 4-5-7 備品出納簿

年月日	摘要	受	番号	XX	品名	XXXX	単位	台	
				現 在		受取人職氏名印			
		払	供 用	在 庫					
HXX. X. XX	(株)●●より購入	3			3				
HXX. XX. XX	供用		2	2	1	●●●●			

(出所) 千葉県財務規則の様式より

(注) 具体的な利用方法が分かりやすいよう、監査人が一部文言等を記入している

上記からわかるように、備品出納簿の様式には、供用後の保管場所を記載する欄が設けられていない。このため、実際の物品管理責任者でないと所在場所の特定が困難な場合も生じ、スムーズに現物確認を実施できない事態となることが予想される。

また、「受取人氏名」（通常、管理責任者が記載されている）が記載されているが、実際の使用者が異なる場合や、使用者が同一であっても管理責任者の人事異動等により、現物と備品出納簿との突合が事実上困難となっている。

この点は、その他のかい執行機関等においても同様であるため、以下にその問題点と改善策を示すこととする。

【現行制度上の問題点】

千葉県財務規則第 207 条においては、「出納員、分任出納員又は物品取扱員の帳簿は次に掲げる帳簿を備え、それぞれの物品の出納を整理しなければならない」として、当該帳簿の一つとして備品出納簿が示されている。このため、備品出納簿の本来の機能は、備品を契約や寄附等により購入等をした場合、当該備品を出納員等がその受入・払出を管理するために設けられたものであることを示している。このため、備品出納簿は備品の動き（フロー）を出納員等の下でコントロールすることが主たる機能であったと言える。

当該備品は、出納員等の下で在庫として保管される場合は備品出納簿によりその保管状況は把握されるが、供用として払い出された場合には、「二人以上の職員が共に使用する物品についてはこれらの職員のうち一人を主任者として保管させなければならない」（千葉県財務規則第 200 条第 2 項）として保管使用者等にその管理がまかされ、備品出納簿の本来の機

能からはずれたコントロール下に置かれることになる。

現行制度上ではフローの概念しかもたない備品出納簿にストックの概念の備品台帳的機能を果させようとするため、備品の購入等の事実や、その後不用品として払い出されていないことの記載から、その実在性を推定して在庫管理を行うものの、その保管場所が明確ではなく、現物確認に困難を極める結果となっている。

【改善策】

上記問題を解決するための改善策の一つとして以下の2つの対応策が考えられる。

① 現行の備品出納簿を備品出納簿兼備品台帳として使用すること。

現物の供用後の保管場所が明示できるよう、備品台帳に供用後の保管場所を記載するような運用ルールを設けること。受取人職氏名欄には、管理責任者に加えて実際の使用者を記載し、当該使用者の変更がある場合は備品出納簿にその旨の記載を行う必要がある。

この場合は、現実的対応としては比較的容易であるが、出納員等と供用物品の管理責任者が異なる場合には、備品出納簿の管理責任が一元化されないことから、千葉県財務規則の趣旨からはずれることになり、その整合性を図るためには、今後千葉県財務規則の改正が必要となる。

② 現行の備品出納簿以外に備品台帳を整備すること。

専用物品、供用物品、在庫毎に各保管管理者がその保管状況を備品台帳として整備する。但し、供用等の払出、不用品の廃棄等そのフローの動きを示す備品出納簿と当該備品台帳が整合していない場合には、当該備品台帳は単なる在庫調査の結果に過ぎなくなり、そのコントロール機能が著しく弱まることに留意しなければならない。

【結論】

「千葉県コンプライアンス推進計画（平成23年度）」（平成23年4月、千葉県）には、当該取組の一つとして「備品管理のあり方の検討」が示され、「複数所属で備品出納簿と備品との突合がされていないとの指摘があったため、平成23年度中に備品出納簿と備品の確認を行い、適正な備品管理を行う」との記載があり、往査日現在実施中であった。

しかし、現物確認の根拠となる備品出納簿の機能やその記載事項自体があいまいな形では、当該施策も不十分となる可能性がある。

備品出納簿の機能を踏まえ、上記改善策を基に検討されたい。

（2） 備品購入予算

千葉中学校で使用する備品費の一部につき、千葉高校に千葉中学校分として予算配分されていた。このため、千葉高校において、一旦、千葉中学校で使用する備品を購入し、千葉中学校へ保管換の手続きが行われていた。具体的には、千葉中学校から千葉高校へ物品の保管換についての物品保管換通知書を送付し、千葉高校においては物品保管換送付書を作成し、

千葉高校の備品出納簿に購入を記入すると共に、同日付で千葉中学校へ保管換えを行っていた。

他方、千葉中学校においては、物品保管換受領書を作成するとともに、千葉中学校の備品出納簿に保管換の受入記入を行っていた。

千葉中学校分の備品費が千葉高校へ配分された理由は、千葉高校に中高一貫教育を目的とする中学校を併設する高校再編の予算として高校への予算配分を行ったとのことである。上記のような煩雑な処理を行うことは、学校側の事務負担を増加させるのみであり、もともと、千葉中学校で使用する予定の備品購入の予算であれば、あらかじめ千葉中学校に予算配分を行う等、今後は留意する必要があると考える。

(3) 備品管理

千葉中学校で使用する備品につき、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」の通知により状況確認を実施したところ、下記の備品に関しては現物が確認できず不用決定が行われた。

図表番号 4-5-8 不用決定が行われた備品

分類	構造、規格等	数量	金額	取得年月日	摘要
備品	空気清浄機	1	37,000	昭和 62 年 4 月 6 日	平成 20 年 4 月 1 日 県立千葉高校より 保管換
	手指滅菌機	1	100,000	平成 9 年 5 月 22 日	平成 20 年 4 月 1 日 県立千葉高校より 保管換

(出所) 物品不用決定調書より

当該備品に関しては、平成 20 年 4 月に千葉中学校に保管換となっているが、その際に現物が存在していたかどうか疑問が残る。また、購入から 20 年程度経過しており、仮に現物が存在していたとしても、使用できる状態には無かったのではないかと推察できる。

物品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うことも必要であると考える。

第6 千葉高等学校

1 概要(沿革、学科、他)

(1) 所在地

千葉市中央区葛城 1-5-2

(2) 沿革

明治 11 年 千葉県師範学校構内（現 NHK 千葉支局敷地）に千葉中学校として創立

明治 19 年 旧千葉女子師範学校の校舎（現教育会館敷地）へ移転、その後千葉県尋常中学校と改称、修業年限を 5 ヶ年とする

明治 32 年 千葉県千葉中学校と改称、同年 7 月現在地に校舎を新築移転

昭和 23 年 学校教育法により高等学校となり、千葉県立千葉高等学校と称する

昭和 24 年 男女共学制を実施

昭和 25 年 千葉県立千葉第一高等学校と称する

昭和 36 年 千葉県立千葉高等学校と改称する

平成 20 年 定時制の過程を閉じる。併設県立中学校を開校、今に至る

(3) 学科

全日制の課程：普通科

(4) 生徒数

図表番号 4-6-1 定員と在籍者数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学生区分 (普通科)	定員①	在籍者数②	②/① 在籍者比率
1 学年	320 名	327 名	102.2%
2 学年	320 名	323 名	100.9%
3 学年	320 名	318 名	99.4%
合計	960 名	968 名	100.8%

(出所) 千葉県からの入手データ (H22 在籍者数)

千葉県立千葉高等学校（以下、「千葉高校」という。）の生徒数は上表のとおりであり、1 学年 8 学級各学年 320 名が定員となっている。平成 23 年度より各定員のうち 80 名は併設の千葉中学から入学者選抜試験なしで進学でき、残り 240 名は入学者選抜試験により入学している。

(5) 教職員数

図表番号 4-6-2 教職員数の概況（平成 23 年 5 月 1 日現在）

教員等	事務職員	技能員	合計
60 名	6 名	1 名	67 名

(出所) 千葉高校学校要覧（平成 23 年度）

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-6-3 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料(注1)	57	-	-	57	57	-	-	-
	手数料	教育手数料(注2)	1,853	-	-	1,853	1,853	-	-	-
使用料及び手数料	手数料	証紙収入(注3)	653	△8	18	663	643	-	20	-
使用料及び手数料 計			2,563	△8	18	2,573	2,553	-	20	-
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金(注4)	1,600	-	-	1,600	1,600	-	-	-
分担金及び負担金 計			1,600	-	-	1,600	1,600	-	-	-
諸収入	雑入	雑入(注5)	308	△2	△18	287	307	-	△20	-
		雑入(注6)	530	△142	-	388	388	-	-	-
諸収入 計			838	△144	△18	676	676	-	△20	-
合計			5,001	△153	-	4,848	4,848	-	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額記載していない。

(注 1) 学校内に設置された固定公衆電話、自動販売機、電柱等の設置料及び利用料。

- (注 2) 23 年度入学者の入学金収入。(なお、他に 3 年生 1 名転入、1 名再入学が含まれる)
- (注 3) 収入証紙販売に伴う収入、調定区分の記載がなかったため雑入としていたものを振替えている。(本庁側で収入更正実施済)
- (注 4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害給付事業(学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付(医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給)を行う事業)に対し、保護者が学校経由で負担する共済掛金収入をいう。
- (注 5) 自販機の光熱水費、外部業者が校舎等利用した場合の光熱水費等。利用者の電気料の歳入起票日の誤り、利用者の下水道料金の歳入の相手方未記入により調定の減額・更正を行っている。また収入更正は(注 3)によるものである。
- (注 6) 奨学貸付資金の返済分収入。調定減額の理由は、「本人コード」の誤りを調定後納入通知書発行前に気づき、減額をしたものである。奨学金の返済遅延は発生していない。

22 年度の歳入は 5 百万円弱であり、「教育手数料」「教育費負担金」がそのほとんどを占めている。「教育使用料」については、「千葉県教育財産管理規則」「千葉県使用料及び手数料条例」に従い全額減免とされる 3 件を除き受領している歳入である。

3 歳出事務

歳出の予算と決算額は以下のようになっている。22 年度歳出は 219 百万円余りであり、最も多額に生じているのは教職員人事費 110 百万円余りとなっている。また、平成 22 年度は併設中学の開校(平成 21 年 4 月)に伴い、工事、備品購入、移設業務等が生じており、学校建設費も 61 百万円計上している。なお、下表の予算額は最終予算を示す。

図表番号 4-6-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	
教育費	教育総務費	財務管理費（注1）	2,100	2,100	
		教職員人事費（注2）	110,007	110,007	
		教育指導費（注3）	1,108	1,108	
	教育総務費 集計			113,215	113,215
	高等学校費	高等学校総務費（注4）	4,891	4,891	
		全日制高等学校管理費（注5）	35,667	35,667	
		学校建設費（注6）	61,137	61,137	
	高等学校費 集計			101,695	101,695
	保健体育費	保健振興費（注7）	4,237	4,237	
		体育振興費	90	90	
	保健体育費 集計			4,327	4,327
教育費 集計			219,237	219,237	
奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費（注8）	756	756	
奨学金貸付事業費 集計			756	756	
総計			219,994	219,994	

(出所) 千葉県から入手した歳入歳出データより、千葉高校分のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）増減がないことから、記載は省略している。

(注1) 機械警備業務、消防点検業務等。

(注2) 主に22年度常勤教職員退職者への退職金支給。

(注3) 主に非常勤講師への報酬。

(注4) 校舎内外清掃等環境整備業務等。

(注5) 中学校棟竣工に伴う中学関係物品移動業務等。

(注6) ①中学校棟太陽光発電設備工事（12,075千円）②中学校棟空調機械設備工事（16,590千円）等。

(注7) 貯水槽清掃業務等。

(注8) 奨学貸付金事業の貸付部分。

4 資産管理等

千葉高校では、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産②物品（図書以外）③図書④現金、預金、収入証紙に区分して千葉高校の管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等の不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

千葉高校が管理している固定資産（不動産）の概要は図表番号 4-6-5 のとおりである。なお、これらは先述した「第 5 千葉中等学校」と供用となっている。

図表番号 4-6-5 固定資産（不動産）の概要

不動産の種類	用途	面積（登記地積・実測床面積）	台帳価額（注 1） （単位：千円）	備考
土地	校舎敷地	29,679.10 m ²	1,309,017	(注 2)
	運動場敷地	24,699 m ²	1,124,621	(注 3)
	土地 集計	54,378.10 m ²	2,433,638	
建物	講堂	148.76 m ²	7,733	(注 4)
	図書館	932.82 m ²	15,711	
	普通教室・昇降口棟	4,578.48 m ²	20,455	
	管理棟	3,012.30 m ²	61,001	
	特別教室棟	4,366.99 m ²	53,073	
	記念館	566.70 m ²	30,160	
	体育館	1,462.50 m ²	11,612	
	クラブ部室	178.36 m ²	3,611	
	食堂及び小体育館	1,619.33 m ²	35,554	
	弓道場	69.56 m ²	1,345	
	トレーニング室	72.40 m ²	13,049	
	倉庫	167.19 m ²	953	(注 5)
	体育倉庫兼部室	120.38 m ²	5,927	
	体育倉庫	32.00 m ²	84	
	特別教室棟渡り廊下	62.86 m ²	2,721	
	特別教室棟便所	79.15 m ²	4,783	
	管理棟渡り廊下	108.00 m ²	806	
	キューピクル上屋	34.96 m ²	26,047	
	建物 集計	18,082.35 m ²	294,632	

(出所) 「公有財産管理システム」及び「平成 22 年度会計 定期監査資料（千葉県立千葉高等学校）」より作成。

(注 1) 「千葉県公有財産管理規則」により、毎年 3 月 31 日を基準に台帳価格を改定している。

(注 2) 他に、図書館敷地として借用土地 1,269 m²がある。

(注 3) 千葉市中央区葛城 1 丁目 24 の敷地 56.00 m²について、「公有財産管理システム」上は校舎敷地とされているが、「平成 22 年度会計 定期監査資料（千葉県立千葉高等学校）」

においては運動場敷地とされており、不一致となっている。

(注 4) 昭和 2 年の建築物である。

(注 5) 昭和 40 年の木造建築が含まれている。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、備品等の取扱が定められている。千葉高校では、管理対象となる物品等については教科や給食室等、所管別に備品出納簿を作成している。

備品出納簿の管理方法については、先述した「第 5 千葉中学校」と同様の方法を採用している。

なお、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示されている事から、現在、現物と備品出納簿の整合性を検証中との事であった。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、物品と同様に備品出納簿により管理がなされている。しかし、受入数量が多量になることから、書籍毎の記載ではなく、受入時に「●●ほか××冊受入」と記載し、受欄に冊数の記載をしているのみであり、個別の書籍内容は図書主任が図書台帳（原簿）を作成し、管理をしている。

このため、図書現物と備品出納簿との突合は、図書室にある図書台帳（手書）でないと実施不可能な状況である。

(4) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金、切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入しており、現物をカウントしたところ、出納簿残高と現物の枚数等は一致した。

なお、千葉高校の場合、普通預金口座があるが、出納簿への記載はなかった。これは千葉県財務規則第 130 条及び千葉県財務規則の運用について（第 130 条関係）により、7 日以内に入出金が完結し口座残高がゼロとなる場合、出納簿への記載は不要となっているためである。

5 包括外部監査の結果

(1) 消耗品購入時の合見積り

印刷機用のインクを購入に際して、合見積りを取っているものの、形式的なものとなっている事例が存在した。

印刷機は理想科学工業(株)（以下、理想科学という）製であることもあり、インクはすべて理想科学が製造したものを同社より購入しているが、購入額が 100 千円を超える場合は千葉県財務規則上合見積りを取る必要があるため、理想科学からの見積書の他、理想科学の代理店となっている業者（以下、代理店業者）の見積書もファイルされている。両社の見積書は

品名、数量及び単価は全く同じであるが、代理店業者の見積書は配送料 1,000 円が追加されている点のみが異なっている。

インクの購入は年間 6 回行なわれているが、その内 100 千円を超える 4 回の取引を対象として見積書を閲覧したところ、すべて代理店業者から上記のような理想科学の見積もりに対して 1,000 円の配送料が上乘せされた見積書となっていた。

代理店業者からの合見積りは、学校からの要請を受けて形式的に行われたものと考えられるが、合見積りを取る趣旨からは逸脱していると考えられる。見積書の徴求は、市場価格を見据えより安価な購入を求めて行う行為であり、そのための情報収集活動の意味を持つことを認識する必要がある。

なお、対象物品の購入は平成 23 年度からは教育庁においてオープンカウンター方式による一括での一般競争入札で実施されることとなったため、学校での上記のような合見積りは不要となったとのことである。また、平成 23 年度において当該方式にて実施された同社製インクの落札業者並びに落札価格を確認して頂いたところ、落札業者は代理店業者で落札単価は平成 22 年度の購入単価に比べて 7%低下していた。

(2) 学校建設費としての備品の購入

平成 22 年度の千葉高校の学校建設費としての備品購入費は、予算（令達金額）決算額（執行額）ともに 20,000,000 円と同額であった。当該備品購入費は中・高一貫教育として併設された千葉中学校の新校舎が平成 22 年度に完成するために、その備品購入に充てる予算として措置され令達されたものであるが、これについて以下の指摘がなされる。

① 予算の流用について

当該備品購入費の当初予算は 15,000,000 円であったが、平成 23 年 2 月に学校建設費の工事請負費の予算から 5,000,000 円の流用を受けて、最終の予算額は 20,000,000 円となったものである。

流用申請の際の資料によると、申請理由は「県立千葉中学校家庭科被服室の整備については、当初は施設整備としてとらえ、22 年度当初予算工事請負費により措置しておりましたが、整備内容を精査したところ、改修等を要しないため性質的には備品購入費と判断したため」と記載されており、また、購入予定の備品について内容、単価、金額等が「建設備品購入計画書」において具体的にリストされている。

しかし、実際に購入した 20,000,000 円の備品の納品書を閲覧したところ、家庭科被服用の備品購入に充てられた金額は合計で 2,836,260 円しかなく、残りは他の備品購入に充当されたことになる（図表番号 4-6-6 参照）。

予算の流用は議会の議決を経ることなく予算化されることとなるため、千葉県財務規則第 31 条において「本来の目的に反するような流用は行ってはならない」と規定し、また、流用の際の手続きも規定される等厳格な対応を求めている。

今回のケースのように、流用した金額を流用目的以外の備品の購入に使用した行為は上記規則に照らして適切と言えるものではない。

図表番号 4-6-6 学校建設費（備品購入費）20,000,000 円の内訳明細

（単位：円）

業者名	金額（税込）	納品書日付	購入物品内容	用途
光商工(株)	892,500	10/7	暗幕・カーテン等	新校舎各室用
(有)上総化学工業所	99,750	10/7	ロンステップ マット他	玄関
ロイヤルスポーツ工業(株)	2,100,000	10/26	バレーボール用支柱・ステージ他	体育用
(株)千葉測器	1,414,350	10/19～11/12	平机・スクリーン他	新校舎用
(株)トヨクラメント	358,942	11/8	渡り板	新校舎通路
光商工(株)	116,550	11/30	引違書庫	副校長室用
(株)高橋商会	945,000	12/17	格納バットセット・健康診断票収納庫他	保健室用
(株)高橋商会	23,100	12/17	AED 収納ケース	AED 用
日本調理機(株)	73,500	1/12	移動台	給食室配膳用
(有)上総化学工業所	134,841	1/14	ポリリッシャー他	清掃用具他
蛇の目マシン工業(株)	708,750	2/22	マシン 2 台	家庭科(被服)用
(株)まつした	1,773,450	2/22、2/28	生徒用及び教師用工作台他	技術科用
(有)レモン	3,517,500	2/28	丸のこ盤・自動かんな盤他	技術科用
渡辺綜業(有)	441,000	3/4	ジェットヒーター他	暖房用
(有)上総化学工業所	756,000	3/18	木製書架・中軽量棚他	新校舎用
光商工(株)	399,000	3/22	展示ケース	2 階ホール用
三和商事(株)	426,300	3/22	スチール引出戸棚・顕微鏡保管庫	理科用
光商工(株)	577,500	3/25	パーテーション・展示用レール	2 階ホール用
白戸工業(株)	1,834,980	3/28	生徒用及び教師用実験台他	理科用
広文堂金庫事務機(株)	1,670,760	3/28	裁縫机他	家庭科(被服)用
(株)高橋商会	440,580	3/30	ストロボ装置・電源装置他	理科用
(有)レモン	192,150	3/30	三面鏡	家庭科(被服)用
ロイヤルスポーツ工業(株)	357,420	3/31	卓球台 2 台	卓球部用
三和商事(株)	338,677	3/31	スチール引違戸棚・DVD 他	理科用
(株)高橋商会	142,800	3/31	液晶プロジェクター他	視聴覚用
(株)高橋商会	264,600	3/31	ホワイトボード・トレキャビネット他	家庭科(被服)用
合 計	20,000,000			

（出所）各契約書等から作成。

(注 1) 月別の納品額

平成 22 年 10 月～12 月納品	5,950,192 円	29.8%
平成 23 年 1 月納品	208,341 円	1.0%
平成 23 年 2 月納品	5,999,700 円	30.0%
平成 23 年 3 月納品	7,841,767 円	39.2%
計	20,000,000 円	100.0%

(注 2) 家庭科 (被服) 用 (上記網掛部分) の備品購入額合計 2,836,260 円

② 予算の消化について

上記のとおり同備品購入費は通常の学校運営費的なものでなく学校設備整備事業として予算措置されたもので、予算額 (令達額) 20,000,000 円に対して、執行額も 20,000,000 円となっており全額が使用されている。

これについて、購入した備品すべてについて納品書のコピー及び明細表を提出して頂いたが、それによると平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月に掛けて、多数の業者から多数の備品を購入していた。(上記「図表番号 4-6-6 学校建設費 (備品購入費) 20,000,000 円の内訳明細」参照) その購入額が消費税込みで予算額通り 20,000,000 円となることはあまりにも不自然である。この点について質問したところ、必ずしも明確な回答はなかったが、業者より単価面での配慮を行ってもらったものと推察された。業者に便宜的な対応をお願いするような行為は好ましくない。

また、月別の納品額を見ると 2 月が 5,999 千円、3 月が 7,842 千円で両月の合計額は全体の約 70% を占め、さらに年度末の 3 月の納品額が最も多額となっている。必要な備品の購入ではあると思われるが、上記のような状況から推察するに予算があるから使い切率的な一面が垣間見られる。

学校関係の予算を編成するに際しては、財務施設課は例年前年の 8 月に各学校にヒアリングを行っているとのことであるが、上記の執行状況を見る限り予算そのものがやや大雑把に決められていると思われる。購入すべき備品を予めリスト化しそれらを積み上げた金額を予算とすべきである。

③ 納品書等の日付について

証憑綴りを通査したところ、納品書や請求書の日付欄がゴム印にて印字されているものが多数存在した。担当者に質問したところブランクのものについて、市販されている日付スタンプ (回転ゴム印) を押しているとの回答であった。日付がブランクの納品書の取り扱いについては、県側からの指導等もあったとのことであり、その県側からの資料の提示を求め閲覧した。

当該資料は、平成 23 年 1 月 25 日に実施された「平成 22 年度財務会計年度末事務研修」の研修資料の抜粋及び納品書の日付等の取り扱いを説明している「支出負担行為支出伝票に

関する基本的なチェックの内容について」と題した資料であったが、これによると、納品書の日付欄には学校等の担当者が記載しないように求めると同時に以下のような記載があった。

- (ア) 納品書の日付は必ず業者に記入させること
- (イ) 納品日が空欄の場合は、所属において納品書を受理した日を明らかにするため、余白部分に収受印を押印しておくこと

今回の監査において、納品書の日付欄が空白なものについて、学校の担当者が納品書の日付欄に直接ゴム印を押印しているケースが多数見受けられたことは、上記の県側の指導に沿ったものではない。

納品書の日付は業者にとって物品を相手方に納品したことを示しこれをもって支払いを請求する権利が生じること、一方購入側においても原則その納品をもって支払いの義務が生じるという意味において、双方重要な情報である。従って、通常の商取引では納品書の日付が空白なものは極めて例外的である。

このような日付欄が空白の納品書の発行は主に地元の中小規模業者との取引において慣例化していたものと思われるが、不正経理の温床ともなることから、上記（ア）、（イ）のとおり改善すべきである。

(3) 固定資産の除却漏れ

「備品出納簿」からサンプルを抽出しその実在性を検証したところ、千葉高校往査時に以下の備品の現物を確認する事ができず、後日、現存していないことが判明した。

図表番号 4-6-7 現存していなかった資産

(平成 23 年 8 月 31 日現在)

種目	構造、規格等	数量	金額 (円)	取得年月日	摘要
ジューサー	—	1	11,330	平成 7 年 2 月 9 日	家庭科で使用

(出所) 備品出納簿 (「千葉県財務規則」第 116 号様式) より

ヒアリングによれば、備品の現物確認は平成 22 年度までは主に物品を使用する教科、部活の主任へ調査を依頼する等していたとの説明があったが、不明物品のリストアップやその不用決定処理等は殆ど行われていなかったとのことであった。

なお、その後平成 23 年 9 月から 11 月に掛けて実施した現物確認の結果、3,118 点 (耐用年数を経過している備品 3,074 点、耐用年数を経過していない備品 44 点) の所在が不明であり、これらの内、耐用年数を経過しているものについては早々に不用決定し廃棄手続きを行ったとのことである。耐用年数を経過し、事実上廃棄したと想定されるものが大量に備品出納簿に残っているということは、長年に渡り未処理の状態が続いていたと想定される。

所在不明の備品のうち耐用年数を経過していない不明備品 44 点は以下のとおりである。

図表番号 4-6-8 耐用年数を経過していない不明備品

(平成 23 年 11 月 30 日現在)

種目	構造、規格等	数量	金額 (円)	取得年月日	摘要
教育用コンピュータ用机(生徒用)	—	43	2,258,790	平成 7 年 1 月 25 日	教育コンピュータ(一式)交換に伴い廃棄
ビデオカメラ		1	162,750	平成 14 年 12 月 6 日	故障(修理不可能)

(出所) 「備品不用品処理状況報告書」による。なお、図表番号 4-6-7 のユーザーは当該時点では廃棄処理をしている。

物品の現物確認は毎年適正に実施し、使用不可等のものについては適時に廃棄手続き等行うべきである。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 図書の管理状況

図書の受け払い及び現物確認は図書カードを使用して実施しており、年に一度、主に 12 月に現物との照合を行っているとのことである。

現物照合の結果、現物の確認が出来なかった図書については、図書カードに現物照合実施日を記載して、現物が存在していないことを判別できるようにしている。

平成 22 年度の現物照合において、不明の図書は 249 冊であったが、図書台帳からの廃棄手続きは実施していないとの説明があった。

今後の管理体制のあり方について、検討が必要である。

第7 千葉工業高等学校

1 概要(沿革、学科、他)

(1) 所在地

千葉市中央区今井町 1478

(2) 沿革

昭和 11 年 千葉市により市立千葉工業学校設立認可、港町校舎開校

昭和 14 年 県立に移管、検見川校舎に移転

昭和 20 年 戦火により校舎を焼失

昭和 21 年 津田沼校舎へ移転

昭和 42 年 千葉市今井町（現在の所在地）に移転、今に至る

(3) 学科

全日制の課程：工業化学科・電子機械科・電気科・情報技術科の 4 科

定時制の課程：機械科・電気科の 2 科

(4) 生徒数

図表番号 4-7-1 定員と在籍者数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学生区分		定員①	在籍者数②	在籍者比率 (=②/①)
全日制	工業化学科	120 名	119 名	99.2%
	電子機械科	240 名	237 名	98.8%
	電気科	120 名	120 名	100.0%
	情報技術科	120 名	120 名	100.0%
	小計	600 名	596 名	99.3%
定時制	機械科	160 名	96 名	60.0%
	電気科	160 名	79 名	49.4%
	小計	320 名	175 名	54.7%
計		920 名	771 名	83.8%

(出所) 千葉県からの入手データ (H22 在籍者数)

千葉県立千葉工業高等学校（以下、「千葉工業高校」という。）の生徒数は上表のとおりであり、全日制では各学年 200 名、定時制では各学年 80 名が定員となっている（定時制は 4 年間就学が必要なため、総定員は $80 \times 4 = 320$ 名となっている）。

なお、定時制の場合、1 年生はほぼ定員でスタートするが、仕事と学業の両立が困難とな

り退学してしまう生徒が少なくない事から、全日制に比べ、定員に占める在籍者数の比率が
少ない傾向にあるとのことである。

特に定時制電気科の在籍者数が少ないが、内訳は以下のようになっている。

図表番号 4-7-2 電気科在籍者数内訳（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学年	定員①	在籍者数②	在籍者比率 (=②/①)
1	40 名	34 名	85.0%
2	40 名	24 名	60.0%
3	40 名	8 名	20.0%
4	40 名	13 名	32.5%
計	320 名	79 名	24.7%

(出所) 千葉県からの入手データ

定時制電気科の生徒数は、平成 22 年度の 4 年次在籍者はわずか 13 名となっている。これは、進路変更として途中退学する場合や、各年度で必要な単位を取れなかった場合により、4 年目に進級できた人員が少なかったことがあるとのことである（なお、高校の定員数については「第 3 章 第 5 県立学校改革推進課」所掌事務の為そちらで検討している）。

(5) 教職員数

図表番号 4-7-3 教職員数の概況

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

	本務教員数	兼務教員数	職員数	合計
全日制	50 名	5 名	17 名	72 名
定時制	20 名	2 名	5 名	27 名
計	70 名	7 名	22 名	99 名

(出所) 千葉県提示資料

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-7-4 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻入額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料(注1)	30	-	2,222	2,252	30	-	2,222	-
		教育使用料(注2)	5	-	-	5	5	-	-	-
		教育使用料(注3)	2,252	-	△2,222	30	2,252	-	△2,222	-
	手数料	教育手数料(注4)	1,124	-	-	1,124	1,124	-	-	-
		教育手数料(注5)	151	-	-	151	151	-	-	-
		証紙収入(注6)	85	-	-	85	78	-	7	-
使用料及び手数料 計			3,647	-	-	3,647	3,640	-	7	-
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金(注7)	1,140	-	-	1,140	1,140	-	-	-
分担金及び負担金 計			1,140	-	-	1,140	1,140	-	-	-
諸収入	雑入	雑入(注8)	7	△7	-	-	7	-	△7	-
		雑入(注9)	416	△5	-	378	378	-	-	-
		雑入(注10)	1,365	-	-	1,287	1,287	-	-	-
諸収入 計			1,788	△12	-	1,665	1,672	-	△7	-
合計			6,575	△12	-	6,452	6,452	-	-	-

- (出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額記載していない。
- (注 1) 学校内に設置された固定公衆電話、自動販売機、電柱等の設置料及び利用料。
- (注 2) 定時制聴講生の授業料（無償化対象外の部分）。
- (注 3) ①全日制授業料（平成 21 年度分）及び②設置料収入等が誤って計上された分（本庁側で収入更正実施済）。
- (注 4) 23 年度入学者の入学金収入（22 年度中に納付を受けるため、22 年度に歳入に計上される）。
- (注 5) 23 年度定時制生徒の入学料収入。
- (注 6) 収入証紙販売に伴う収入。
- (注 7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害給付事業（学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行う事業）に対し、保護者が学校経由で負担する共済掛金収入をいう。
- (注 8) 収入証紙収入の処理誤り修正。
- (注 9) 自販機の光熱水費、雇用保険料の本人負担分、外部業者が校舎等利用した場合の光熱水費等。
- (注 10) 奨学貸付資金の返済分収入（特別会計）。

平成 22 年度の歳入は 6 百万円余りであり、「教育使用料」が最も多額な収入となっている。「教育使用料」は主に、千葉工業高校敷地内の自動販売機、固定公衆電話、電柱等の敷地利用に対して受領している歳入である。

なお、同じ「教育使用料」（注 1）（注 3）の中で 2,222 千円、収入更正額がプラスマイナス同額計上されている。これは千葉工業高校側の原因ではなく、平成 23 年 1 月 31 日付事務連絡で本庁（財務施設課）から通知された科目コード誤りの修正依頼（平成 22 年 5 月 20 日付事務連絡の修正）を実施したものである。

3 歳出事務

歳出の予算と決算額は以下のようになっている。平成22年度歳出は218百万円余りであり、最も多額に生じているのは教職員人事費166百万円余りとなっている。なお、下表の予算額は最終予算を示す。

図表番号 4-7-5 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	執行残	
教育費	教育総務費	教育指導費（注1）	333	333	-	
		教職員人事費（注2）	166,415	166,415		
		財務管理費（注3）	1,191	1,191		
		福利厚生費	89	89		
	教育総務費 計			168,028	168,028	-
	高等学校費	学校建設費（注4）	1,099	1,099	-	
		教育振興費	282	282	-	
		高等学校総務費（注5）	10,621	10,621	-	
		全日制高等学校管理費（注6）	28,727	28,727	-	
		定時制高等学校管理費（注7）	5,053	5,053	-	
	高等学校費 計			45,782	45,782	-
	保健体育費	保健振興費（注8）	2,624	2,624	-	
	保健体育費 計			2,624	2,624	-
	教育費 計			216,434	216,434	-
奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費（注9）	2,268	2,268	-	
奨学金貸付事業費 計			2,268	2,268	-	
合計			218,702	218,702	-	

（出所）千葉県から入手した歳入歳出データより、千葉工業高校分のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）増減がないことから、記載は省略している。

（注1）主に非常勤職員への報酬

（注2）主に平成22年度常勤教職員退職者への退職金支給（6名）

（注3）機械警備業務、消防点検業務等

（注4）グラウンド改修工事設計委託他

（注5）①非常勤講師報酬（5,570千円）、②校内清掃の業務委託（3,917千円）等

（注6）①光熱水費、②消耗品費（コピー用紙など文房具）、などへの支払

（注7）（注6）と同じ

（注8）主に学校医への報酬

（注9）奨学貸付金事業の奨学資金貸付金

なお、歳入額と歳出額を比較すると、歳入額 6 百万円余りに対し、歳出額 218 百万円と大幅に歳出超過となっている。これは、千葉工業高校所管の歳入額が当該高校で調定している額のみ計上されており、教育庁全体の必要な歳入額は別途計上されている（その分、千葉工業高校の歳入額としては按分されていない）ためである。

4 資産管理等

千葉工業高校では、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産②物品（図書以外）③図書④現金、切手、収入証紙に区分して千葉工業高校の管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、備品等の取扱が定められている。千葉工業高校では、管理対象となる備品等については学科や給食室等、所管別に備品出納簿を作成している。

具体的には、備品出納簿の冒頭に目次として「番号、物品名称」を記載し、当該番号の付された備品出納簿の各ページに各物品等の受払が記入されることになっている。また、業者から納品を受けた場合に物品の受入欄に数量が記載され、教職員が供用した場合に払出欄に数量が記載されている。

さらに、実際の固定資産現物には「千葉県財務規則」第 202 条に基づき備品出納簿の番号等を記載した固定資産シールを添付している。千葉工業高校で作成しているシールは下記のとおりであるが、シールの記載内容は各高校で決定しているとの回答を受けている。

図表番号 4-7-6 固定資産シール（千葉工業高校版）

分類	電子機械科 備品
整理番号	1-197
品名	オシロスコープ
購入年月日	平成23年8月24日
千葉工業高等学校	

(注) 千葉工業高校で拝見した現物をもとにしている

なお、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示されている

事から、往査日現在、現物と備品出納簿の整合性を検証中とのことであった。この点、後日の報告によると、全日制で1500点余り、定時制で190点余り、現物確認できないものがあったということである。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、図書室所管として備品出納簿（手書）に記載されている。

ただし、当該出納簿では受入時に「●●ほか××冊受入」とあるのみであり、図書現物との整合性は検証できない状況にある。さらに、県費以外からの受入図書（例：現物寄附等）については備品出納簿（手書）に記載されないことも整合性の検証を困難にしている。

図書室にある図書貸出システムは現在、全図書を対象に登録作業中であり、実際に全ての図書が登録されているのは図書室にある紙面での備品出納簿（手書）になっている。

従って、図書現物と備品出納簿との突合は、図書室にある備品出納簿（手書）でないと実施不可能な状況である。

(4) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金、切手、収入証紙はいずれも出納簿に記入しており、現物をカウントしたところ、出納簿残高と現物の枚数等は一致した。

なお、千葉工業高校の場合、普通預金口座があるが、出納簿への記載はなかった。これは千葉県財務規則第130条及び千葉県財務規則の運用について（第130条関係）により、7日以内に入出金が完結し口座残高がゼロとなる場合、出納簿記載は不要となっているためである。

5 包括外部監査の結果

(1) 固定資産の除却漏れ

定期監査資料に計上されていた以下の機械は、千葉工業高校往査時に現物確認する事ができず、後日、現存していないことが判明した。

図表番号 4-7-7 現存していなかった資産

(平成23年2月28日現在)

種目	構造、規格等	数量	金額（円）	取得年月日	摘要
産業用機器	—	1	3,900,000	昭和35年3月31日	二床純水製造装置 及自動制御装置

(出所) 平成22年度会計 定期監査資料より

千葉工業高校の調査によると、平成12年度の管理実習棟の大規模改修工事の際に撤去されたものの、備品出納簿上では廃棄処理されていなかったためとの回答を受けた。

なお、物品の不用決定は承認が必要であるが、不用決定に関する書面は保存期間が当時は1年（現在は5年）となっているため、平成12年度の大規模改修工事の際、適切な承認を

得て処分したのかどうかは不明である。

よって、千葉県財務規則第 207 条による備品出納簿の適切な更新が実施されていなかったこととなる。

千葉工業高校からも、千葉県財務規則にのっとった廃棄処理を速やかに行う旨回答を受けているが、備品出納簿への速やかな処分事実の反映が必要である。

(2) 固定資産の記載方法

現行の備品出納簿では内訳記載が必須とされていない。例えば、**図表番号 4-7-9** の備品出納簿の摘要欄に「●●一式」として記載している品目の場合、具体的な内訳が明示されないため、現物としてどこまでが「一式」としてカウントされているか不明となっている。

図表番号 4-7-8 内訳不明の備品

(平成 23 年 2 月 28 日現在)

種目	構造、規格等	数量	金額 (円)	取得年月日	摘要
雑機械及び器具	富士通 FMV-717GTX7 富士通 FMV-610GTX6 他	1	18,270,000	平成 13 年 8 月 31 日	電子計算組織

(出所) 平成 22 年度会計 定期監査資料

往査時に、平成 22 年度会計の定期監査資料よりサンプル抽出した、図表番号 4-7-8 に記載の「電子計算組織」について視察をお願いしたところ、「不要物品廃棄調書」により平成 23 年 3 月 25 日付けで廃棄処理済みとなっていると説明を受けた。そのため、代わりに買換で設置したデル(株)製の「電子計算組織」を視察した。

視察の際、「電子計算組織」には生徒が操作する 40 台以上のキーボード、ディスプレイ、ハードディスクに加え、教員用のキーボード、ディスプレイ、可動式のプリンター(通常のものに加え、模造紙大の印刷が可能なものを含む。)などが含まれていると説明を受けたが、備品出納簿上にはそのような記載はない。

このような管理方法では、備品出納簿と現物との突合が困難であるため、例えば、各種物品から構成される「一式」として備品出納簿に記載する場合には、主要な物品名と台数(先の例で言えばプリンタ・キーボード等の台数)を記入する、もしくは、別添資料として備品出納簿以外に内訳資料を残しておく、といったルール化が望まれる。

なお、図表番号 4-7-8 に記載の「電子計算組織」について「物品不用決定調書」を確認したところ、出納簿記載欄に物品出納通知者の押印がなかった。この件については、押印漏れであったため、適正に処理すると報告を受けている。

また、「重要な機械及び器具等台帳」を確認したところ、不用決定された備品の台帳は、不用決定等が行われていない備品と同様の表記となっており、台帳上で区別がつかない状態になっていた。この件について、廃棄したものについては廃棄した旨を表記するようにしたと報告を受けている。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 備品出納簿の状況

今の備品出納簿(手書)は千葉県財務規則第 116 号様式として規定されているものを利用しているが、当該様式を利用した場合、現物確認に困難な状況が見受けられた。

図表番号 4-7-9 備品出納簿

年月日	摘要	受	番号	XX	品名	XXXX	単位	台	
				現 在		受取人職氏名印			
				供 用	在 庫				
HXX. X. XX	(株)●●より購入	3			3				
HXX. XX. XX	供用		2	2	1		●●●●		

(出所) 千葉県財務規則の様式より

(注) 具体的な利用方法が分かりやすいよう、監査人が一部文言等を記入している

まず、現行の備品出納簿には供用後の保管場所を記載する箇所がない点が挙げられる。結果、実際の物品管理責任者がいないと所在場所が分からず、現物と備品出納簿の突合が事実上困難となっている。

また、「受取人氏名」(通常、管理責任者が記載されている)が記載されていても、実際の使用者が異なる場合や、人事異動等により管理責任者がいなくなった場合などに、現物と備品出納簿の突合が困難になっている場合が見受けられる。

これらの不具合を解消するためには、以下の改善が必要と考えられる。

まず、供用後の保管場所が明示できるよう、備品出納簿に供用後の保管場所を記載するような運用ルールが望まれる。

次に、受取人氏名欄に、管理責任者に加えて実際の使用者を記載するとともに、人事異動等により当該使用者が変わった場合に、備品出納簿にその旨記載し、後任の使用者に引継を行うことが必要と考えられる。

(2) 図書の管理状況

備品出納簿(図書)の場合、図書館側の台帳との整合性が容易に検証できないことが課題として挙げられる。備品出納簿に登録される図書は県費財源のみが登録対象となっている。

一方、図書館側の台帳(手書)はそれ以外の財源(例:現物寄附等)で取得した図書も管理対象となっている。なお、千葉工業高校の場合、図書貸出システムの登録も途中となっているため、図書館側の台帳も手書とシステム、2つの台帳が並存している。

このため図書の備品出納簿で現物確認を実施するには、まず図書館側の台帳と備品出納簿

(図書)の冊数との整合性を検討後、当該図書館側の台帳と現物が整合しているかを検討するとの2段階の検討が必要となっている。

従って、手書の台帳間の突合は実務上非常に困難と考えられる事から、まずは図書に関しては図書館貸出システムに財源別の登録を完了させ、県費での冊数が備品出納簿(図書)と整合するような仕組みを構築することが望まれる。

また、事務処理の経済性、効率性の観点から、一元管理を実施できる体制整備も望まれる。

(3) 遊休資産(機械、備品等)の活用

千葉工業高校でヒアリング及び現物確認を実施したところ、利用していない物品等があることが判明した。

まず、給食の外部委託化に伴い、千葉工業高校の給食室にある備品類(野菜裁断機、炊飯器、食器洗浄機、フライヤー、及び付随する食器類など)は大部分が利用されていない状態と回答を受けている(下記は一例)。

図表番号 4-7-10 遊休資産(給食室)

(平成23年2月28日現在)

種目	構造、規格等	数量	金額(円)	取得年月日	摘要
雑機械及び器具	日本調理器(株) DWN-B6	1	1,545,000	平成8年12月18日	食器洗浄機

(出所)平成22年度会計 定期監査資料

次に、電子機械科実習工場を視察したところ、数年来利用していないという機械があった。

図表番号 4-7-11 遊休資産(機械)

(平成23年2月28日現在)

種目	構造、規格等	数量	金額(円)	取得年月日	摘要
工作機械	三菱電機製 DWC-90C2	1	16,200,000	昭和63年3月30日	放電加工機

(出所)平成22年度会計 定期監査資料

千葉工業高校担当者からの説明によると、現行のカリキュラム編成となった結果、当該機械の実習時間が確保できなくなったため、利用されていないとの事である。

現状のままでは活用されているとは言い難いことから、県内の工業高校等への転用ができないか、また、千葉県財務規則第204条や千葉県財務規則の運用について(通達)第204条に基づき、必要とする他機関が見当たらないような場合には売却等の処分を検討することが望まれる。

(4) 固定資産管理に関する状況

「4 資産管理等」に記載したとおり、「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」の通知により状況確認を実施した結果、現物を確認できなかった物品が全日制、定時制合計 1700 点近くあることが判明した。規則に基づき適切な物品管理を実施する必要がある。

また、出納簿に記載があるが、現物がなく、廃棄の経緯が不明な備品のうち、耐用年数を経過している備品がほぼ同数あることから、不用決定の処理が出納簿に反映されず漏れているものが多く存在したと考えられる。物品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定と同時に備品出納簿への反映が必要と考える。

(5) 遊休資産（土地）の解消

千葉工業高校から 1 キロほど離れた場所に、千葉工業高校所管の土地として次の「白旗職員住宅敷地」（以下、「白旗敷地」という。）があり、平成 12 年度から保有している。

図表番号 4-7-12 遊休土地

(平成 23 年 2 月 28 日現在)

所在地	種目	登記簿の面積	台帳価格 (円)	取得年月日	用途
		(実測面積)		登記年月日	
千葉市中央区 白旗 2-17-8	宅地	m ²	5,701,826	平成 12 年 10 月 15 日	職員住宅地敷地
		(287.57)		昭和 27 年 8 月 8 日	
千葉市中央区 白旗 2-17-31	宅地	m ²	18,895,052	平成 12 年 10 月 15 日	職員住宅地敷地
		(273.21)		昭和 27 年 8 月 8 日	

(出所) 平成 22 年度会計 定期監査資料

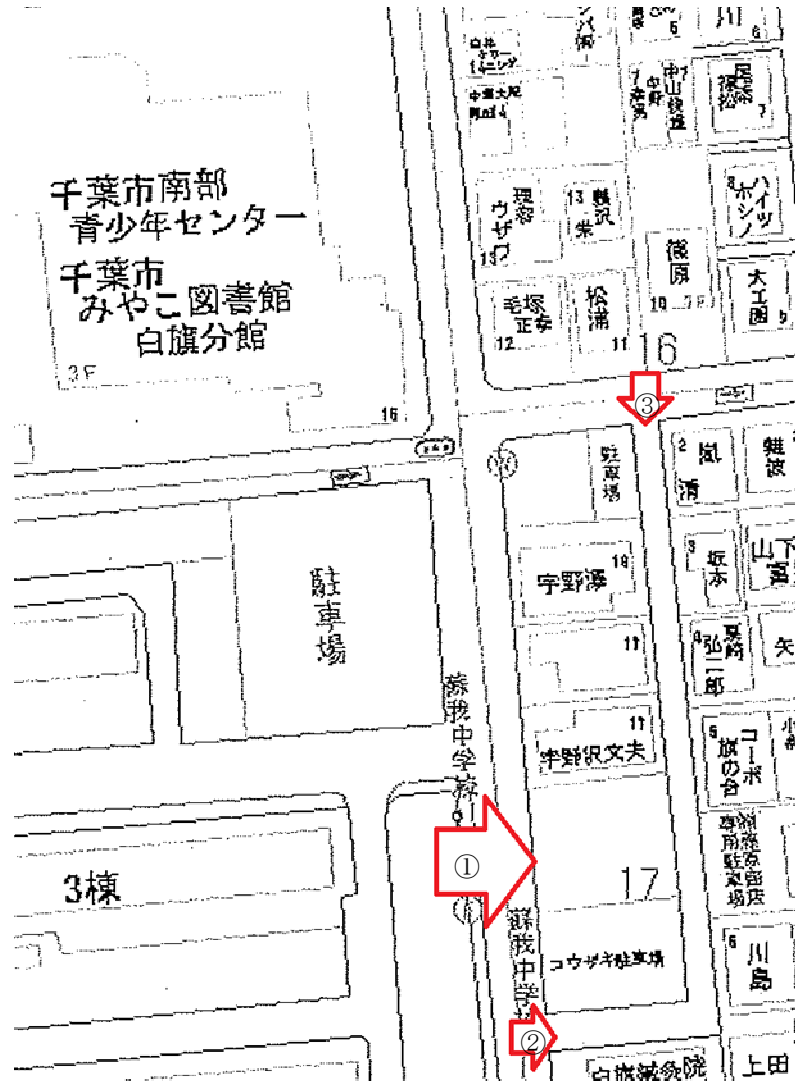
ヒアリングによると、従来、千葉工業高校敷地内の一部に借用地があったが、当該借用地を解消するため、県立千葉聾学校が所管していた上記白旗敷地を所管換えで取得し、白旗敷地の一部を借用地と交換した。

当該交換の結果、従来借用地であった部分と、交換後残った白旗敷地の一部が千葉工業高校の所管となった。従来借用地であった部分は千葉工業高校の敷地として活用されているが、交換後残った白旗敷地は平成 12 年の取得以降、利用されないまま現在に至っている。

なお、上記「遊休土地」は 2 区分で記載されているが、白旗 2-17-8（実測面積 287.57 m²）は後述する地図で①に相当する部分、白旗 2-17-31（実測面積 273.21 m²）は同地図で②と③に相当する部分として登記されている。

上記白旗敷地を視察したところ、逆 L 字型の道路状の敷地（図表番号 4-7-13 の②と③部分）と、長方形の敷地（図表番号 4-7-13 の①部分）の 2 つから構成されていた。このうち、逆 L 字型の敷地は砂利道であるが、事実上周辺住民の通行路となっている。

図表番号 4-7-13 白旗土地の地図



(出所) 千葉工業高校が提示した地図を監査人が加工

図表番号 4-7-14 千葉市中央区白旗 2-17-8 側の写真（地図上の①部分を撮影）



図表番号 4-7-15 千葉市中央区白旗 2-17-31 側の写真（地図上の②部分を撮影）



このうち、上記①の物件については、宅地として利用可能な部分であるとして千葉県管財課に報告し、売却予定物件となっている。千葉県管財課の「売却予定物件」としてホームページで紹介されている。

一方②及び③の物件については、千葉市に売却を申し入れしたが、市道としての条件を満たす道幅が確保されないため、市道としての譲渡は実施できなかったとの事である。

なお、現在当該物件の一部③（逆L字型の長辺）は、建築基準法第 42 条第 2 項道路³⁵ と

³⁵ 建築基準法第 42 条第 2 項の規定により、建築基準法上の道路とみなされる道をいう。具体的には、市街地内にある幅員 4 メートル未満で特定行政庁が建築基準法上道路と認めた細街路（狭あい道路）である。法規上建物敷地は通常幅員 4 メートル以上の道路に接する必要があるが、既成市街地では 4 メートル未満の道が多く、このため建物すべてが既存不適格となり建替え困難な敷地が多い。こうしたことから原則、中心線から 2 メートル後退することで建築可能となるとした緩和規定で、個別更新で将来的に 4 メートル道路整備を促すこととしている。

して特定行政庁が認定している。また、②及び③の物件は、公衆用道路としての登記がなされている。

これらの遊休土地についての意見は以下のとおりである。

第1は、上記②及び③の物件の売却先についてである。袋地の住民は、上記②及び③の物件を通じてしか公道に出ることができず、囲繞地通行権（民法210条から213条）の問題が表面化する可能性があることから、上記③物件を2項道路と指定していると考えられる。その趣旨を考えると、上記②及び③の物件の売却は市または当該利害関係を有する住民に限るのが望ましい。

しかし、ヒアリングによれば、道路管理者である千葉市へ委譲する申し入れや、利益を得る近隣住民に対する処分を今後検討するとされ、これまでそのような対応がなされていない。上記交渉を速やかに行うべきである（実務上、市道幅がない、このような2項道路も自治体が所有している事も一般的なことを申し添える。）。

第2に、現場を視察したところ、上記②物件は、袋地住民のための道路としてだけでなく、隣接する駐車場（民間所有、交換により所有権を移転したもの）利用者の通路として使われている。当該駐車場は公道に面しており上記②物件を通過する必要はないところ、上記②物件を通路として利用することで、事実上駐車スペースを広く確保することができ、駐車場所所有者に便宜を与えていると考えられる（図表番号4-7-15参照）。これについて、駐車場所所有者との間でこれまで何らかの交渉・取り決め等もなされていない。

上記②物件を売却するにあたり、駐車場所所有者に過度の便宜を与えることなく、当該駐車場と②物件との区画を明確化した上で、処分を行うことが望まれる。

第8 幕張総合高等学校

1 概要(沿革、学科、他)

(1) 所在地

千葉県美浜区若葉 3-1-6 (普通科)

千葉県美浜区若葉 2-10-2 (看護科、専攻科)

(2) 沿革

昭和 55 年 4 月 幕張東・西・北の 3 校設立

平成 8 年 4 月 3 校を総合選択制の高等学校として統合

平成 16 年 4 月 県立幕張総合高等学校と県立若葉看護高等学校とが統合

平成 17 年 4 月 看護科に専攻科(2年間)を設置

(3) 学科

全日制課程：普通科、看護科、専攻科

(4) 生徒数

千葉県立幕張総合高等学校(以下、「幕張総合高校」という。)の生徒数は、下表のとおりである。

図表番号 4-8-1 定員と在籍者数(平成 22 年 5 月 1 日現在)

学生区分		募集定員①	在籍者数②	在籍者比率(=②/①)
普通科	第 1 学年	720 名	736 名	102.2%
	第 2 学年	600 名	610 名	101.6%
	第 3 学年	600 名	606 名	101.0%
小計		1,920 名	1,952 名	101.7%
看護科	第 1 学年	40 名	40 名	100.0%
	第 2 学年	40 名	40 名	100.0%
	第 3 学年	40 名	40 名	100.0%
小計		120 名	120 名	100.0%
専攻科	第 1 学年	40 名	40 名	100.0%
	第 2 学年	40 名	32 名	80.0%
小計		80 名	72 名	90.0%
計		2,120 名	2,144 名	101.1%

(出所) 千葉県提供資料に基づき作成

(5) 教職員数

図表番号 4-8-2 職員構成 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

学生区分	普通科	看護科・専攻科	共通	計
校長	-	-	1 名	1 名
副校長	-	-	1 名	1 名
教頭	2 名	1 名	-	3 名
教諭	124 名	15 名	-	139 名
兼務教員及び職員	35 名	7 名	-	42 名
計	161 名	23 名	2 名	186 名

(出所) 千葉県立幕張総合高等学校「平成 22 年度 学校要覧」

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は図表番号 4-8-3 のようになっている。

図表番号 4-8-3 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻出額	収入更正額
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金 (注 1)	3,547	-	-	3,547	3,547	-	-
使用料及び手数料	手数料	教育手数料 (注 2)	4,407	△6	-	4,401	4,401	-	-
		証紙収入	736	-	-	736	736	-	-
	使用料	教育使用料 (注 3)	8,152	△64	10	8,098	8,073	15	40
分担金等 計			13,295	△70	10	13,235	13,210	15	40
諸収入	雑入	雑入	830	△61	△17	752	808	10	△47
		雑入 (注 4)	1,553	△365	7	1,069	1,063	-	7
諸収入 計			2,383	△426	△10	1,821	1,870	10	△40
合計			19,225	△496	-	18,603	18,628	25	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。

(注 1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済事業に係る保護者負担金 3,547 千円

(注 2) 平成 23 年度の全日制高等学校入学科 4,401 千円

(注 3) 平成 22 年度専攻科授業料

(注 4) 奨学資金貸付金返納分 (特別会計に計上)

3 歳出事務

歳出の予算と決算額は以下のようにになっている。

図表番号 4-8-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	最終予算	決算額	支出負担行為	繰越	
教育費	教育総務費	事務局費	539	539	539	-	
		財務管理費 (注 1)	3,049	3,049	3,049	-	
		教職員人事 費 (注 2)	162,349	162,349	162,349	-	
		教育指導費 (注 3)	17,960	17,960	17,960	-	
		福利厚生費	109	109	109	-	
	教育総務費 計		184,006	184,006	184,006	-	
	高等学校費	高等学校総 務費 (注 4)	高等学校総 務費 (注 4)	19,697	19,697	19,697	-
			全日制高等 学校管理費 (注 5)	97,205	97,205	97,205	-
			教育振興費	407	407	407	-
			学校建設費 (注 6)	5,124	4,020	5,124	1,104
	高等学校費 計		122,433	121,329	122,433	1,104	
	特別支援学 校費	特別支援学 校振興費	797	797	797	-	
	社会教育費	社会教育振 興費	539	539	539	-	
	保健体育費	保健振興費 (注 7)	11,572	11,572	11,572	-	
	奨学資金貸 付事業費	奨学資金貸 付事業費	奨学資金貸 付事業費 (注 8)	2,916	2,916	2,916	-
合計			322,263	321,159	322,263	1,104	

- (出所) 千葉県から入手した歳出データを基に作成。
- (注1) 警備委託、消防設備委託 2,205千円 他
- (注2) 平成22年度退職手当等 162,349千円
- (注3) 非常勤職員の報酬、賃金、社会保険料(かい執行分)
- (注4) 非常勤講師等の報酬、社会保険料等
- (注5) 需用費、委託費、賃借料等
- (注6) 防砂ネット補修工事等
- (注7) 学校医の報酬 他
- (注8) 奨学資金の貸付(特別会計)

4 資産管理等

幕張総合高校は、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産、②物品(図書、ソフトウェア、薬品を含む)、③現金、切手及び収入証紙、に区分して管理状況の概況を述べる。

幕張総合高校は、県立幕張東高等学校、県立幕張西高等学校及び県立幕張北高等学校が統合してできた高校であるが、統合時における資産の整理、統合後の資産管理体制などに課題が認められた。「5 包括外部監査の結果」及び「6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見」参照。

(1) 固定資産(不動産)の管理状況

往査前に、幕張総合高校に関する平成22年度「定期監査資料」の「財産の管理状況調」に掲載されている(1)土地の部、(2)建物の部、(3)工作物の部、(4)立木竹の部、(5)船舶の部(該当なし)、(6)物品の部、(7)貸出土地の部及び(8)貸出建物の部を閲覧し、概要を把握した。

往査時に校内を巡回し、固定資産の状況を視察した。

幕張総合高校は海に近い場所に立地している関係で、塩害が認められた。今後、計画的に補修工事等を行う必要があると考えられる。

(2) 物品(図書、ソフトウェア、薬品を含む)の管理状況

往査時において、千葉県からの通知「物品の適正な管理の徹底について」(平成23年4月28日付)に従い、現物確認を行っている最中であった。

備品出納簿よりサンプル抽出を行い、現物確認を実施したところ、現物確認できない備品等が見られた。「5 包括外部監査の結果」及び「6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見」参照。

(3) 現金、切手および収入証紙の管理状況

現金、切手及び収入証紙について、出納簿と現物を確認したところ、すべて一致しており、問題点は認識されなかった。

5 包括外部監査の結果

(1) 薬品の受払台帳の作成

理科実験室の薬品庫における薬品の管理状況を確認したところ、薬品の受払台帳がなかった。状況を確認したところ、現担当者が前任の担当者から引き継いだ時点で、受払台帳はなかったとのことである。

薬品倉庫に鍵は付いており、劇物、毒物関係は薬品倉庫の中に設置されている鍵のかかる棚に保管されていたが、受払台帳が作成されていないため、紛失しても被害状況の特定化が艱難な状況になっていた。

また、薬品庫の換気扇が壊れており、倉庫内に薬品の異臭が充満していた。

現在、換気扇については予算措置をおこない、薬品台帳を作成中との報告を受けている。

(2) ソフトウェアの台帳管理及びライセンス管理

幕張総合高校に往査した際、「備品出納簿」からサンプル抽出したコンピュータソフト（「ロータス 123」供用 10 本、「ロータス 123R5J」供用 15 本）及び PC ソフト（「ロータス 123」供用 1 本、「ロータス 123R5J」供用 5 本）の現物確認を行ったところ、確認することができなかった。また、ライセンス管理の台帳も未整備であった。

その後の調査により、PC ソフト（「ロータス 123」供用 1 本、「ロータス 123R5J」供用 5 本）を、幕張 3 校統合時に上記のコンピュータソフトと重複して「備品出納簿」に記載していたことが判明した。

現在、コンピュータ関係に関してはソフトウェア込みで一括リースを行っており、今後はこのような問題は生じないとの説明を受けているが、引き続き留意することが必要である。

(3) 薬品庫及び耐震薬品庫の現物確認

往査時に「備品出納簿」からサンプル抽出した薬品庫 5 台、耐震薬品庫 4 台（取得日：平成 8 年 4 月 1 日、取得価格：560,000 円）について現物確認を試みたが、特定することが困難であった。

幕張総合高校より、その後の追跡調査で薬品庫 5 台は全て確認できたとの報告があった。また、耐震薬品庫 4 台については経年劣化による破損が進み廃棄されていたことが確認されたため、不用決定手続きを進めているとの報告があった。

「不用品廃棄調書」の保存期間が 1 年（現在は 5 年）であるため、廃棄のタイミングで備品出納簿等の整理を終えるようにする必要がある。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 物品の現物確認

物品の現物確認は平成 22 年度までは主に物品を使用する教科、部活の主任へ確認を依頼する等していたとの説明があったが、確認できなかった物品のリストアップなど殆ど行なわれていなかった。

平成 23 年度になって、教育庁企画管理部財務施設課長「物品の適正な管理の徹底について（通知）」（平成 23 年 4 月 28 日）に基づき実施した現物確認の結果、1,924 件が確認できなかった。この内訳は以下のとおりである。（平成 23 年 12 月 15 日現在）

幕張総合高等学校普通科 1,661 件

幕張総合高等学校看護科 263 件

これらは「千葉県財務規則」204 条及び同第 206 条に基づき不用決定及び廃棄手続きを行ったとのことである。

なお、上記確認できなかった備品について、備品出納簿への記載がないだけでなく、そもそも手続に従った廃棄処理を行い、「物品不用決定調書」、「不用物品廃棄調書」を作成されていたかも不明である。それは、「物品不用決定調書」、「不用物品廃棄調書」などの保存期間が 1 年であるため、現存していなかったからである。

業務処理の手続をマニュアル化して関係者に周知するなどが必要と考えられる。

また、廃棄手続きをとった「備品不用決定処理状況報告書」の内訳には、以下に示すパーソナルコンピュータをはじめとしてハードディスク等が含まれている。これらの情報機器は、通常データの消磁処理、媒体の粉碎処理により、データの再現を不可能とすべきものである。

これらは、備品管理上の問題だけではなく、生徒等の個人情報の保護観点からのリスクも大きいと考えられる。

備品管理、情報セキュリティの観点から管理体制の見直しが望まれる。

図表番号 4-8-5 所在不明となったため事後不用決定処理をしたパーソナルコンピュータ

品名	規格	単位	数量	取得年月日	取得価格 (単位:円)
パーソナルコンピュータ	PC8721xn/c9w	台	1	平成 8 年 4 月 1 日	423,940
	エプソン 386LS	台	1	平成 8 年 4 月 1 日	405,000
	PC9801BxV6	台	1	平成 8 年 4 月 1 日	262,150
	ゲートウェイ GP6-300 64 メガ	台	1	平成 10 年 1 月 29 日	304,500
	PC-VU800N/57D	台	1	平成 12 年 9 月 26 日	208,950
	POWERMAC	台	1	平成 13 年 7 月 13 日	207,900

(出所) 備品不用決定処理状況報告書の内訳資料より作成。

(注) パーソナルコンピュータをリース契約で利用する場合で、買い取り等の特約が存在しない

場合には、契約上データの消去等の処理及び担当者による当該処理の確認の記載が必要となる。

(2) 物品の「備品出納簿」への登録名称

現在、仕様書及び納品書に記載された名称で「備品出納簿」に登録することとされているが、業者の商品カタログ、担当者の交代などにより、同種の備品が多くの名称で登録されている。そのため、同じような備品が異なった名称で登録されているものが隣接して設置されている状況が生じている。このことは現物確認を行う場合の障害の1つになっている。

備品についてある程度のグルーピングを行い、仕様書ないし納品書に記載する段階で、統一した名称を使用するようであれば、管理もしやすくなると思われる。

なお、備品出納簿を備品管理台帳として使用している状況もみられるが、設置場所の情報が記載されていないため、現物確認の障害となっている。合わせて見直しを検討すべきである。

(3) 図書の管理

往査時に図書館にて確認したところ、「備品出納簿」上の図書は 36,411 冊、図書システム上の図書は 36,874 冊で、463 冊不一致となっていた。担当者に確認したところ、主な差異の原因は寄贈された図書との回答であった。寄贈図書は、「備品出納簿」には記載されないが、図書システムには登録されている。

今後の管理体制のあり方について、検討が必要である。

第9 薬園台高等学校

1 概要(沿革、学科、他)

(1) 所在地

船橋市薬園台五丁目 34 番 1 号

(2) 沿革

昭和 38 年 千葉県立船橋高等学校習志野校舎に在籍する生徒を編入し、千葉県立薬園台高等学校開校

(3) 学科

全日制の課程：普通科・園芸科の 2 科

定時制の課程：なし

(4) 生徒数

図表番号 4-9-1 定員と在籍者数 (平成 22 年 4 月 7 日現在)

学生区分		定員①	在籍者数②	在籍者比率 (=②/①)
全 日 制	普通科	840 名	857 名	102.0%
	園芸科	120 名	114 名	95.0%
合計		960 名	971 名	101.1%

(出所) 千葉県提供データ

千葉県立薬園台高等学校 (以下、「薬園台高校」という。) の生徒数は上表のとおりである。一学年の学級数は 8 クラスであり、普通科 7 クラスのほか、園芸科が 1 クラスあることが特色である。

(5) 教職員数

図表番号 4-9-2 教職員数の概況 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

本務教員数	兼務教員数	職員数	合計
57 名	6 名	8 名	71 名

(出所) 千葉県提供データ

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-9-3 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻入額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料	207	-	-	207	197	-	10	-
		手数料								
		教育手数料 (注 1)	1,870	-	-	1,870	1,870	-	-	-
		証紙収入 (注 2)	376	-	11	387	376	-	11	-
使用料及び手数料 計			2,454	-	11	2,464	2,444	-	21	-
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金 (注 3)	1,606	-	-	1,606	1,606	-	-	-
分担金及び負担金 計			1,606	-	-	1,606	1,606	-	-	-
財産収入	財産売却収入	生産物売却収入 (注 4)	2,592	-	77	2,669	2,592		77	
財産収入 計			2,592	-	77	2,669	2,592		77	
諸収入	雑入	雑入 (注 5)	447	△15	△88	344	442	-	△98	-
諸収入 計			447	△15	△88	344	442	-	△98	-
合計			7,099	△15	-	7,084	7,084	-	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額記載していない。

(注 1) 平成 23 年度入学者の入学金収入

(注 2) 収入証紙販売に伴う収入

(注 3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付事業（学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行う事業）に対し、保護者が学校経由で負担する共済掛金収入

(注 4) 園芸科の授業の一環で栽培された野菜・花等の販売による収入

(注 5) 学校内に設置された自動販売機の使用電気料金等

平成 22 年度の歳入は合計で 7,084 千円、主な内訳は「生産物売払収入」2,592 千円、「教育費負担金」1,606 千円及び「教育手数料」1,870 千円となっている。

3 歳出事務

図表番号 4-9-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	繰越	
教育費	教育総務費	教育指導費	197	197	-	
		教職員人事費（注 1）	27,882	27,882		
		財務管理費	1,339	1,339		
		福利厚生費	47	47		
	教育総務費 計			29,464	29,464	-
	高等学校費	学校建設費（注 2）	16,155	15,169	986	
		教育振興費	585	585		
		高等学校総務費（注 3）	8,343	8,343	-	
		全日制高等学校管理費（注 4）	31,313	31,313	-	
	高等学校費 計			56,396	55,410	986
	保健体育費	保健振興費（注 5）	4,012	4,012	-	
	保健体育費 計			4,012	4,012	-
	教育費 計			89,873	88,887	986
	奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費	216	216	-
奨学金貸付事業費 計			216	216	-	
合計			90,089	89,103	986	

（出所）千葉県から入手した歳入歳出データより、薬園台高校分のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）は増減がないことから、記載は省略している。

（注 1）主に 22 年度常勤教職員退職者への退職金支給。

（注 2）主な内容は校舎(管理・特別教室棟)の大規模改造に係る設計業務委託費用及び校内の電話交換設備改修工事費用。

（注 3）主な内容は非常勤講師報酬。

（注 4）主な内容は、光熱水費、教科実験実習費、印刷（トナー、紙）、包帯、その他学校で利用される消耗品費。

（注 5）主な内容は学校医等報酬及び健康診断補助員の日当。

歳出の総額は 90,089 千円であり、主な内容は、「教職員人事費」27,882 千円、「学校建設

費」15,169千円、「全日制高等学校管理費」31,313千円である。

4 資産管理等

薬園台高校では、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産②物品（図書以外）③図書④現金、切手、収入証紙に区分して薬園台高校の管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第181条、207条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第181条などにおいて、備品等の取扱が定められている。薬園台高校では、管理対象となる備品等については教科や職員室等、所管別に備品出納簿（以下、備品台帳）を作成している。備品台帳の具体的な様式については、他のかい執行機関と同様である。

なお、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成23年4月28日付）」が通知され、平成23年9月30日までに備品の管理状況について報告するよう指示を受けており、往査時現在、現物と台帳の整合性を検証中であった。

この点、後日現物確認の結果を入手したところ、現物確認できなかったものが2千点以上ある旨記載されている。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、図書貸出しシステムにより管理を行っている。年に一度、図書の蔵書点検を実施し、所有図書の状況をシステムに登録している。3年間紛失の状況にあれば、除籍登録を行うこととしている。

(4) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金、切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入しており、現物をカウントしたところ、出納簿残高と現物の枚数等は一致した。

5 包括外部監査の結果

(1) 固定資産管理に関する状況

備品出納簿について、現物との突合せを実施した結果、可動式の黒板が一点、備品シールが貼られておらず、備品出納簿と突合せができなかった（後日、当該可動式の黒板は平成6年に取得した45,526円のものであり、備品シールを添付した旨回答を受けている）。

次に、保健室で使用されている棚について、備品シールが貼られていることが確認できな

い物が数点あった。後日、当該棚については備品シールを添付した旨回答を受けている（購入金額 17,550 円）。

したがって、これらは千葉県財務規則第 207 条に反している状態が継続していたものと考えられる。

今後は、当該規則に従って、備品シールを貼って現物と備品出納簿の照合を実施すべきである。

また、「4 資産管理等」に記載したとおり、「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」の通知により状況確認を実施した結果、備品出納簿に記載はあるが、現物を確認できなかった備品が 2,316 件あることが判明した。

このうち最新のものは平成 18 年 11 月 27 日取得分であることから、ここ数年の取得分が紛失していることは想定されていないが、上記不明品は古いもので昭和 42 年 4 月 1 日取得分からありまんべんなく存在しており、現物管理がこれまで未処理の状態が続いてきたことが推定される。

現物確認ができなかった備品のうちには、以下に示すように 50 万円以上の高価品やパーソナルコンピュータが含まれている。

図表番号 4-9-5 現存していなかった資産（取得価額 50 万円以上）

（金額単位：円）

品名	規格	取得年月日	単位	数量	取得価額
電子複写機		昭和 48 年 3 月 31 日	台	1	551,000
ロッカー	生徒更衣用 6 列 2 段 12 人用	昭和 57 年 9 月 28 日	台	44	1,106,864
生徒用下駄箱		昭和 58 年 2 月 25 日	台	21	798,000
生徒用下駄箱		昭和 58 年 3 月 25 日	台	19	718,200
日本語ワードプロセ ッサー	シャープ WD-2000D	昭和 60 年 6 月 29 日	台	1	678,000
コンピュータソフト	LOTUS1-2-3 21 本セット	平成 5 年 9 月 21 日	セット	1	515,000
印刷機	リグラフ RC-100	平成 5 年 7 月 19 日	台	1	612,850
コンピュータソフト	パーソナルヘル スメイク他 38	平成 6 年 9 月 26 日	未記入	1	1,000,000

（出所）「備品不用品処理状況報告書」による。

（注）図表番号 4-9-6 記載のものを除く。

図表番号 4-9-6 現存していなかった資産（パーソナルコンピュータ）

（金額単位：円）

品名	規格	取得年月日	数量	取得価額
パーソナルコンピュータ	NEC PC9801UF2	昭和 61 年 3 月 11 日	1	287,000
	PC-9801-VX21	昭和 63 年 7 月 8 日	1	316,000
	記載なし	平成 4 年 1 月 20 日	1	536,500
	記載なし	平成 4 年 3 月 25 日	1	536,500
	教育情報ネットワーク用 PC-9801/BS II 他 机・椅子	平成 6 年 3 月 25 日	1	740,287
	NEC PC9821 Xe/U7W	平成 6 年 12 月 19 日	1	120,000
	PC-9801BA3/U2/W ほか	平成 7 年 3 月 24 日	1	298,700
	パ フ ォ ー マ ー 6308M/HD250	平成 7 年 7 月 18 日	1	309,000
	マッキントッシュ 7600	平成 9 年 12 月 4 日	1	315,000
	NEC PC9821F166	平成 10 年 3 月 16 日	1	239,679
	NEC YU45L/17AW	平成 11 年 12 月 6 日	1	126,500
	VL-750R/65D	平成 13 年 5 月 18 日	1	136,500
	EASY300	平成 13 年 9 月 18 日	1	81,900

（出所）「備品不用品処理状況報告書」による。

現物を確認できなかった備品は全て耐用年数を経過していた。このため備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うことも必要であると考えます。

また、パーソナルコンピュータ等情報機器は情報セキュリティの観点から特別な管理を要するとともに、廃棄においてもデータの消去により、個人情報の保護を図る必要があることに留意する必要があります。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

（1）現物貼付シールに関する状況

教員室を視察したところパソコン等が置かれていたが、当該パソコンには備品シールが貼付されておらず、①県費財源の備品でシール貼付がなかったものか、②県費財源だが 2 万円未満で備品管理対象から除外したものなのか、③教員私物なのか判然としない状況であった。

今後、これらを客観的に区別できるようにすることも、管理上有効であると考えられる。

第10 市川工業高等学校

1 概要(沿革、学科、他)

(1) 所在地

市川市平田 3-10-10

(2) 沿革

昭和 18 年 市川市により市川市立工業学校設立認可、開校、第二本科機械科設置

昭和 19 年 組織変更認可、本科機械科及び第二本科機械科設置

昭和 21 年 組織変更認可、本科木材工芸科新設

昭和 23 年 私立京成工業学校合併。県立に移管、学制改革のため高等学校に改編、千葉県立市川工業高等学校と改称、建築科、電気科、第二本科建築科を増設、開校式挙行

昭和 33 年 別科産業科新設

昭和 37 年 定時制課程電気科を新設、木材工芸科を工芸科に改編

昭和 38 年 別科を廃止

昭和 48 年 工芸科をインテリア科に改編。定時制課程を併置独立、千葉県立葛南工業高等学校と改称

昭和 51 年 定時制課程を千葉県立葛南工業高等学校への学年進行移行完了により廃止

平成 18 年 千葉県立高等学校再編計画により千葉県立葛南工業高等学校と統合、校名「千葉県立市川工業高等学校」を継承、全日制課程と定時制課程を併置

平成 20 年 定時制の学科改編、平成 20 年度入学生より、機械電気科、建築科の 2 科設置（機械科、電気科は募集停止）

(3) 学科

全日制の課程：機械科・電気科・建築科、インテリア科の 4 科

定時制の課程：機械電気科、建築科の 2 科。なお、機械科、電気科については、平成 20 年度より募集停止

(4) 生徒数

千葉県立市川工業高等学校（以下、「市川工業高校」という。）の生徒数は図表番号 4-10-1 のとおりであり、全日制では各学年 240 名、定時制では各学年 80 名が定員となっている（定時制は 4 年間就学が必要なため、360 名となっている）。

定時制の場合、1 年生はほぼ定員でスタートするが、仕事と学業の両立が困難となり退学してしまう生徒が少なくない事から、全日制に比べ、定員に占める在籍者数の比率が少ない傾向にあるとのことである。

なお、定時制機械科及び電気科については、平成 20 年度より新入生の募集を停止しており、平成 22 年度においては 4 年次在籍者のみとなっている。

図表番号 4-10-1 定員と在籍者数（平成 22 年 5 月現在）

学生区分		定員①	在籍者数②	在籍者比率 (=②/①)
全日制	機械科	240 名	226 名	94.2%
	電気科	120 名	120 名	100.0%
	建築科	240 名	208 名	86.7%
	インテリア科	120 名	115 名	95.8%
	小計	720 名	669 名	92.9%
定時制	機械科	40 名	8 名	20.0%
	電気科	40 名	9 名	22.5%
	機械電気科	120 名	98 名	81.7%
	建築科	160 名	79 名	49.4%
	小計	360 名	194 名	53.9%
計		1,080 名	863 名	79.9%

(出所) 市川工業高校学校要覧（平成 22 年度）

(5) 教職員数

市川工業高校の教職員数は図表番号 4-10-2 のとおりである。

図表番号 4-10-2 教職員数の概況

	本務教員数	兼務教員数	職員数	合計
全日制	53 名	7 名	16 名	76 名
定時制	29 名	5 名	8 名	42 名
計	82 名	12 名	24 名	118 名

(出所) 千葉県提示資料

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-10-3 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定 減額	調定 更正額	決算 収入額	収入額	戻入 額	収入 更正額	不納 欠損額
使用料 及び手 数料	使用料	教育 使用料 (注 1)	-	-	310	310	-	-	310	-
		教育 使用料 (注 2)	35	-	-	35	35	-	-	-
		教育 使用料 (注 3)	310	-	△310	-	310	-	△310	-
	手数料	教育 手数料 (注 4)	1,375	-	△14	1,362	1,375	-	△14	-
		教育 手数料 (注 5)	158	△6	-	151	145	-	6	-
		証紙収入 (注 6)	75	-	14	89	65	-	24	-
使用料及び手数料 計			1,953	△6	-	1,947	1,930	-	17	-
分担金 及び負 担金	負担金	教育費 負担金 (注 7)	1,278	-	-	1,278	1,278	-	-	-
財産収入 計			1,278	-	-	1,278	1,278	-	-	-
諸収入	雑入	雑入 (注 8)	10	△10	-	-	10	-	△10	-
		雑入 (注 9)	752	△77	-	676	676	-	-	-
		雑入 (注 10)	74	-	-	74	74	-	-	-
諸収入 計			836	△87	-	750	760	-	△10	-
合計			4,067	△93	-	3,974	3,967	-	7	-

- (出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額記載していない。
- (注 1) 学校内に設置された固定公衆電話、自動販売機、電柱等の設置料及び利用料
- (注 2) 定時制聴講生の授業料（無償化対象外の部分）
- (注 3) ①収入証紙収入の処理誤り、及び②設置料収入等が誤って計上された分（本庁側で収入更正実施済）
- (注 4) 平成 23 年度全日制生徒入学者の入学料収入（22 年度中に納付を受けるため、22 年度に歳入に計上される）。調定更正額は、証紙収入との科目誤りの分。
- (注 5) 平成 23 年度定時制生徒の入学料収入。調定減額は、再入学・編入学者分入学料の修正。
- (注 6) 収入証紙販売に伴う収入
- (注 7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害給付事業（学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行う事業）に対し、保護者が学校経由で納付する共済掛金収入をいう
- (注 8、9) 自販機の光熱水費、雇用保険料の本人負担分、外部業者が校舎等利用した場合の光熱水費等
- (注 10) 奨学貸付資金の返済分収入

平成 22 年度の歳入は 4 百万円弱であり、「教育手数料」が最も多額な収入となっている。「教育手数料」は主に、平成 23 年度入学者の入学料収入。

なお、同じ「教育使用料」（注 1）（注 3）の中で 310 千円、収入更正額がプラスマイナス同額計上されている。これは市川工業高校側の原因ではなく、平成 23 年 1 月 31 日付事務連絡で本庁（財務施設課）から通知された科目コード誤りの修正依頼（平成 22 年 5 月 20 日付事務連絡の修正）を実施したものである。

3 歳出事務

歳出の予算と決算額は以下のようになっている。22年度歳出は203百万円余りであり、最も多額に生じているのは学校建設費82百万円余りとなっている。なお、下表の予算額は最終予算を示す。

図表番号 4-10-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	執行残	
教育費	教育総務費	教育指導費（注1）	2,201	2,201	-	
		教職員人事費（注2）	54,355	54,355		
		財務管理費（注3）	1,381	1,381		
		行政指導費	173	173		
		福利厚生費	146	146		
	教育総務費 計			58,257	58,257	-
	高等学校費	学校建設費（注4）	82,050	82,050	-	
		教育振興費	1,703	1,703		
		高等学校総務費（注5）	10,117	10,117	-	
		全日制高等学校管理費（注6）	30,529	30,529	-	
		定時制高等学校管理費（注7）	6,093	6,093		
	高等学校費 計			130,492	130,492	-
	保健体育費	保健振興費（注8）	13,469	13,469	-	
	保健体育費 計			13,469	13,469	-
教育費 計			202,217	202,217	-	
奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費（注9）	846	846	-	
奨学金貸付事業費 計			846	846	-	
合計			203,063	203,063	-	

(出所) 千葉県から入手した歳入歳出データより、市川工業高校分のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）増減がないことから、記載は省略している。

(注1) 主に非常勤講師への報酬

(注2) 主に22年度常勤教職員退職者への退職金支給（8名）

(注3) 機械警備業務、消防点検業務等

(注4) 校舎（教室棟）大規模改造建築工事、他

(注5) ①非常勤講師等報酬（9,162千円）、②非常勤講師等社会保険料等（543千円）

(注6、7) ①水道光熱費②消耗品費（コピー用紙など文房具）などへの支払

(注8) 主に定時制給食調理等業務委託

(注9) 奨学貸付金事業の返済部分（特別会計）

なお、歳入額と歳出額を比較すると、歳入額 4 百万円余りに対し、歳出額 203 百万円と大幅に歳出超過となっている。これは、市川工業高校所管の歳入額が当該高校で調定している額のみ計上されており、教育庁全体の必要な歳入額は別途計上されている（その分、市川工業高校の歳入額として配分されていない）ためである。

4 資産管理等

市川工業高校では、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産②物品（図書以外）③図書④現金、切手、収入証紙に区分して市川工業高校の管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等の不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することになっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、備品等の取扱が定められている。市川工業高校では、管理対象となる備品等については学科や給食室等、所管別に備品出納簿を作成している。

具体的には、備品出納簿の冒頭に目次として「番号、物品名称」を記載し、当該番号の付された備品出納簿ページに各備品等の受払が記入されることになっている。業者から納品を受けた場合に備品の受入欄に数量が記載され、教職員が供用した場合に払出欄に数量が記載されている。

また、実際の固定資産現物には備品出納簿の番号等を記載した固定資産シールを添付している。シールの記載内容は各高校で決定しているとの回答を受けている。

なお、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示されている事から、現在、現物と備品出納簿の整合性を検証中との事であった。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、図書室所管として備品台帳（手書）に記載されている。

ただし、当該台帳では受入時に「●●ほか××冊受入」とあるのみであり、図書現物との整合性は検証できない状況にある。これは、県費以外からの受入図書（例：現物寄附等）については備品出納簿（手書）に記載されないためである。

また、図書室にある図書貸出システムは現在、全図書を対象に登録作業中であり、実際に全ての図書が登録されているのは紙面での図書台帳（手書）になっている。

従って、図書現物と台帳との突合は、図書室にある図書台帳（手書）でないと実施不可能

な状況である。

(4) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金、切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入しており、現物をカウントしたところ、出納簿残高と現物の枚数等は一致した。

5 包括外部監査の結果

(1) 固定資産管理に関する事項

9件を抽出してサンプル調査をした結果、以下の機械（定期監査資料にも計上されていたもの）は、市川工業高校往査時（平成23年9月2日）に現物確認する事ができず、後日、現存していないことが判明した。

図表番号 4-10-6 現存していなかった資産

学科	番号	品名	数量	取得年月日	金額
機械	55	指示記録装置	1	昭和47年3月31日	480,000円

（出所）市川工業高校 「備品出納簿」より

市川工業高校の調査によると、購入後39年を経過しており廃棄したものと思われるが、廃棄処理がなされていなかった、との回答を受けた。左記については、同財務規則第204条に記載される物品の不用決定に際して必要な承認を得ないまま処分されているだけでなく、千葉県財務規則第207条による備品出納簿の適切な更新が実施されていなかったこととなる。適切な処分の手続を実施するとともに、備品出納簿への速やかな反映が必要である。なお、市川工業高校より、上記機械については平成23年9月9日の時点において、千葉県財務規則にのっとりた廃棄処理を行った旨の回答を受けている。

なお、「物品の適正な管理の徹底について（平成23年4月28日付）」の通知に従って平成23年9月30日までに備品の管理状況について報告するよう指示されて提出した「備品不用決定処理状況報告書」については、平成23年3月31日現在で「出納簿に記載があるが、現物がなく、廃棄の経緯が不明な備品」の数はゼロであると記載している。

この点、本通知は全件調査結果を調査日現在の状況で示すことがその趣旨であり、平成23年3月31日時点ではゼロであったとしても、実際の調査日（通知日以降）と図表番号4-10-6の不明品を含めた全件調査結果を、調査日現在で報告する必要がある。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 備品出納簿の状況

今の備品出納簿(手書)は千葉県財務規則第116号様式として規定されているもの(図表番号4-10-7)を利用している。しかし、当該様式を利用した場合、現物確認に困難な状況が見受けられた。

まず、現行の備品出納簿には供用後の保管場所を記載する箇所がない点が挙げられる。結果、実際の物品管理責任者がいないと所在場所が分からず、現物と備品出納簿の突合が事実上困難となっている。

また、「受取人職氏名欄」に記載されているのは管理責任者（「機械科長」など）の職名である。従って、実際の使用者が異なる場合や、人事異動等により管理責任者がいなくなった場合などに、現物と備品出納簿の突合が困難になっている場合が見受けられる。

図表番号 4-10-7 備品出納簿

年月日	摘要	受	番号	XX	品名	XXXX	単位	台
				現 在				
				供 用	在 庫			
HXX. X. XX	(株)●●より購入	3			3			
HXX. XX. XX	供用		2	2	1		●●●●	

(出所) 千葉県財務規則の様式より

(注) 具体的な利用方法が分かりやすいよう、監査人が一部文言等を記入している

これらの不具合を解消するためには、以下の改善が必要と考えられる。

まず、供用後の保管場所が明示できるよう、備品出納簿に供用後の保管場所を記載するような運用ルールが望まれる。

次に、受取人氏名欄に、管理責任者に加えて実際の使用者を記載するとともに、人事異動等により当該使用者が変わった場合に、備品出納簿にその旨記載し、後任の使用者に引継を行うことが必要と考えられる。

(2) 遊休資産（機械等）の活用

市川工業高校でヒアリング及び現物確認を実施したところ、機械実習室に設置されている図表番号 4-10-8 の機械については、現状使用していないということであった。

市川工業高校での説明によると、現行のカリキュラム編成となった結果、当該機械の実習時間が確保できなくなったため、使用可能な機械ではあるが、使用されていないとの事である。

実習用機械にせよ、現状のままでは活用されているとは言い難い。機械の場合は他の県内の工業高校等への転用ができないか、千葉県財務規則第 204 条や千葉県財務規則の運用について（通達）第 204 条に基づき、保管換え等による活用・転用の機会を探した上で、必要とする他機関が見当たらないような場合には売却等処分を検討することが望まれる。

図表番号 4-10-8 遊休資産（機械）

学科	番号	種目	品名	用途	購入年月日	取得価額
機械	11	工作機械	タレット旋盤 36	教材用	昭和 44 年 3 月 24 日	1,400,000 円

（出所）市川工業高校 「重要な機械及び器具等台帳」³⁷

（3）修繕における契約書の作成省略

契約書作成の省略については、千葉県財務規第 98 条に規定されている。

契約金額 100 万円以下の随意契約については、契約書の作成を省略することができる（千葉県財務規則第 98 条第 1 項第 1 号）。契約書を省略した場合は請書を徴する必要がある（同規則第 98 条第 2 項本文）が、契約の内容によりその必要がないと認められる場合は、その限りではない（同規則第 98 条第 2 項但し書き）。一方、「契約の内容によりその必要がないと認められる場合」については、特に明文の規定はない。

市川工業高校において、需用費により支出された下記の契約については、契約書及び請書の作成が行われていなかった。

図表番号 4-10-9 請書が作成されていない契約

摘要	相手方	支払（予定）日	金額
建築科施工実習室照明器具修繕	(株)電洋社	平成 22 年 6 月 3 日	179,550 円

（出所）市川工業高校作成資料より

作成していない理由について確認したところ、これまでにトラブルが起きたことがないことから、契約の内容が後日問題の起こる余地のないものと判断し契約書を省略したとの回答であった。

財務規則が「できる」と記載しているのは、事務処理に一定の裁量を認めているもので一律に記載を不要としているものと解することはできない。今後は、財務規則における請書作成省略の条件である「契約の内容によりその必要がないと認められる場合」については、事務処理要領や通知などにより明文で定めることが必要である。

施設に関する修繕については、ファシリティマネジメントの観点から、当該施設の修理内容を把握し、記録するためにも契約書により詳細な記載をすることが望まれる。

³⁶ タレット旋盤とは、普通旋盤にタレットと呼ばれる、回転式の刃物台を取り付けたもの。タレットに複数の刃物（工具）を取り付けておき、これを回転させることで使用する刃物を切り替える。タレットの回転だけで刃物の交換が可能のため、交換に必要な時間を短縮することができるため、おもに大量生産向けとされる。

³⁷ 備品出納簿以外に取得価額 100 万円以上のものについて別に管理しているもの。

(4) 契約変更の妥当性

「千葉県立市川工業高等学校防砂ネット改修工事」（工事番号第6号）（契約年月日：平成22年9月28日、契約期間：平成22年9月28日～平成23年1月16日）においては、当初の契約金額14,122,500円から14,348,250円へ、225,750円の増額変更を平成23年1月5日付けで行っている。

その変更の原因は「防砂ネットA=588㎡を658㎡に増量変更する」ことによるもので、その理由としては「防砂ネットが設置されていない箇所から、グラウンドの砂塵が隣接地に入るため、住民対策として、防砂ネットを増量する」というものであった。

しかし、当初の設計段階で住民対策としてどの範囲に防砂ネットがあれば被害を最小限に防止できるかは認識できるはずであり、工事の完成間際に問題が認識されたことには疑問を抱かざるを得ない。このことは、設計の不備を露呈するだけでなく、ひいては当該理由によっては競争入札制度の信頼を損なうことになりかねない。

増額変更においては、当該理由を厳格に協議した上で実施することが望まれる。

第 1 1 柏中央高等学校

1 概要(沿革、学科、他)

(1) 所在地

柏市松ヶ崎 884-1

(2) 沿革

昭和 56 年 千葉県立柏中央高等学校開校

昭和 57 年 校旗・校歌制定

昭和 63 年 小体育館完成

平成 4 年 10 周年記念誌発行

平成 5 年 新潟県立津南高等学校と姉妹校提携式挙行

(3) 学科

全日制課程 普通科

(4) 生徒数

千葉県立柏中央高等学校(以下、「柏中央高校」という。)の定員及び在籍者数は図表番号 4-11-1 のとおりである。1 学年は 9 学級で 2、3 学年は 8 学級となっている。

図表番号 4-11-1 定員と在籍者数(平成 22 年 5 月 1 日現在)

学生区分	定員①	在籍者数②	在籍者比率 (=②/①)
1 年	360 名	366 名	101.7%
2 年	320 名	326 名	101.9%
3 年	320 名	327 名	102.2%
合計	1,000 名	1,019 名	101.9%

(出所) 千葉県提出資料

(5) 職員構成

図表番号 4-11-2 教職員数の概況(平成 22 年 5 月 1 日現在)

本務教員数	兼務教員数	職員数	合計
58 名	2 名	6 名	66 名

(出所) 千葉県提出資料

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-11-3 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻入額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料(注1)	55		△55	-	55	-	△55	-
		教育使用料(注2)	-	-	55	55	-	-	55	-
	手数料	教育手数料(注3)	2,079	-	-	2,079	2,079	-	-	-
		証紙収入(注4)	225	-	-	225	225	-	-	-
使用料及び手数料 計			2,359	-	-	2,359	2,359	-	-	-
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金(注5)	1,687	-	-	1,687	1,687	-	-	-
分担金及び負担金 計			1,687	-	-	1,687	1,687	-	-	-
諸収入	雑入	雑入(注6)	178			178	178			
		雑入(注7)	321			321	321			
諸収入 計			499	-	-	499	499	-	-	-
合計			4,545	-	-	4,545	4,545	-	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため記載していない。

(注 1、2) 自動販売機設置に関する使用料、校内に設置している公衆電話の使用料、電柱使用料、システム上の節コードの相違により、調定更正額および収入更正額が発生している。

(注 3) 学校入学者の入学料

(注 4) 収入証紙販売に伴う手数料

(注 5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付事業（学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行う事業）に対し、保護者が学校経由で納付する共済掛金収入

(注 6) 自動販売機に関する電気料の徴収分、複写代金

(注 7) 奨学資金の返済収入

3 歳出事務

平成 22 年度の歳出の予算及び決算額は以下のようになっている。

図表番号 4-11-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	執行残	
教育費	教育総務費	教育指導費	741	741	-	
		教職員人事費 (注 1)	60,527	60,527		
		財務管理費	1,395	1,395		
		福利厚生費	5	5		
	教育総務費 計			62,668	62,668	-
	高等学校費	学校建設費 (注 2)	12,042	12,042	-	
		教育振興費	336	336		
		高等学校総務費	5,292	5,292	-	
		全日制高等学校管理費 (注 3)	25,327	25,327	-	
	高等学校費 計			42,997	42,997	-
	保健体育費	体育振興費	90	90		
		保健振興費	2,359	2,359	-	
	保健体育費 計			2,449	2,449	-
	教育費 計			108,115	108,115	-
奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費	648	648	-	
奨学金貸付事業費 計			648	648	-	
合計			108,763	108,763	-	

(出所) 千葉県から入手した歳出データより、柏中央高校分のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外の他の項目(流用額等)について増減がないことから記載は省略している。

(注 1) 主に職員に対する退職手当

(注 2) 主に受変電設備及び増照のため、照明設備の改修工事に関する支出

(注 3) 主に消耗品、電気料金、水道料金、ガス料金等に関する支出

4 資産管理等

柏中央高校では、千葉県教育財産管理規則及び千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産、②物品（図書以外）、③図書、④現金、切手、収入証紙に区分して管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等の不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、備品等の取扱が定められている。柏中央高校では、管理対象となる備品等については教科や部活動等、所管別に備品出納簿を作成している。備品出納簿の具体的な様式については、他のかい執行機関と同様である。

なお、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示を受けており、往査時現在、現物と台帳の整合性を検証中であった。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、司書の教諭が全件データ化し管理を行っている。

(4) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金については現金出納簿（財規第 77 号様式その 1）に記入を実施している。切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入し管理している。払出の都度、担当者が枚数を数え現物と出納簿記載の残数との一致を確認している。

5 包括外部監査の結果

(1) 備品出納簿に記載はあるが、現物を確認できなかった備品

備品出納簿について、サンプル 6 件を抽出し現物との突合を実施することにより、備品の実在性を検討した。また、所在する資産について備品出納簿に適切に記載されているかを確認することによって、所有する備品の全てが備品出納簿に掲載されているかの網羅性を検討した。その結果実在しない備品は存在しなかった。

また、「4 資産管理等」に記載したとおり、「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」の通知により状況確認を実施した結果、備品出納簿に記載はあるが、現物を確認できなかった備品が 1,122 件（うち耐用年数を経過していないもの 13 件）あることが判明した。

このうち耐用年数を経過していない備品(13件)は図表番号4-11-5のとおりであった。備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うなどの対応が必要であると考え。

図表番号 4-11-5 現物確認ができなかった備品（耐用年数未経過）

名称	取得年月日	個数	合計金額（円）	摘要（注）
バット	平成 16 年 8 月 6 日	4	88,000	経年劣化のため破損
テニススクリーン	平成 16 年 11 月 11 日	1	21,000	経年劣化のため破損
バット	平成 17 年 8 月 25 日	4	84,000	経年劣化のため破損
バット	平成 18 年 7 月 14 日	1	21,999	経年劣化のため破損
バット	平成 18 年 7 月 14 日	1	22,001	経年劣化のため破損
プロテクター	平成 20 年 6 月 18 日	1	21,000	使用頻度が多く破損
プロテクター	平成 21 年 7 月 13 日	1	21,000	使用頻度が多く破損

（出所）「備品不用決定処理状況報告書」による。

（注）摘要欄には不用となった原因が書かれているが、そもそも現物が確認できないものに、明確な原因があるとは思われない。また、平成 21 年度購入のプロテクターに関しては使用頻度が多く破損したとの説明を受けた。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

（1）固定資産管理に関する状況

現在、教育財産のうち備品についてはシールによる管理が実施されていないものが多く見受けられた。備品にシールが添付されていないと、備品台帳と現物との突合が困難になるばかりでなく、盗難・紛失等が生じても容易に発見されないことにもなりかねないことから、シールの貼付状況についても徹底することが必要である。

第 1 2 佐倉高等学校

1 概要(沿革等)

(1) 所在地

佐倉市鍋山町 18 番地

(2) 沿革

1792 年 (寛政 4 年) 佐倉藩の学問所として創設

1899 年 (明治 32 年) 千葉県に移管され、校名を「千葉県佐倉中学校」と定める

1948 年 (昭和 23 年) 学校制度の改革により、「千葉県立佐倉高等学校」となる

1992 年 (平成 4 年) 藩校創立 200 年記念式典挙行

1993 年 (平成 5 年) 鹿山文庫関係書籍 10,500 点が県有形文化財に指定

1999 年 (平成 11 年) 県立移管 100 周年記念式典を挙行

2001 年 (平成 13 年) 二学期制実施

2005 年 (平成 17 年) 単位制を 1 年次より施行、記念館が国の登録有形文化財となる

2010 年 (平成 22 年) 進学指導重点校施行

(3) 学科

学科：全日制の普通科

(4) 生徒数

図表番号 4-12-2 生徒数 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

	定員①	在籍者数②	在籍者比率 (=②/①)
1 年	320 名	326 名	101.9%
2 年	320 名	328 名	102.5%
3 年	320 名	319 名	99.7%
合計	960 名	973 名	101.4%

(出所) 千葉県立佐倉高等学校作成資料

(5) 教職員数

図表番号 4-12-3 教職員数の概要

職務	年度	定 数	平成 22 年度
		24 学級	24 学級
教 員		63 名	66 名
その他の職員		1 名	-
非常勤講師等		-	3 名
事務職員		5 名	5 名
合 計		69 名	74 名

(出所) 千葉県立佐倉高等学校作成資料

2 歳入事務

千葉県立佐倉高等学校（以下、「佐倉高校」という。）の平成 22 年度における歳入予算額及び決算額（佐倉高校調定分）は図表番号 4-12-4 のとおりである。

図表番号 4-12-4 歳入予算額及び決算額

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻入額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料(注1)	-	-	46	46	-	-	46	-
		教育使用料(注2)	46	-	△46	-	46	-	△46	-
	手数料	教育手数料(注3)	1,853	-	-	1,853	1,853	-	-	-
		証紙収入(注4)	396	-	1	397	376	-	1	-
使用料及び手数料 計			2,295	-	1	2,297	2,297	-	1	-
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金(注5)	1,611	-	-	1,611	1,611	-	-	-
分担金及び負担金 計			1,611	-	-	1,611	1,611	-	-	-
諸収入	雑入	雑入	214	△1	△1	211	213	-	△1	-
		雑入(注6)	194	-	-	194	194	-	-	-
諸収入 計			409	△1	△1	406	406	-	△1	-
合計			4,314	△1	-	4,312	4,313	-	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データを基に作成。

(注 1、2) 学校内に設置された固定公衆電話、自動販売機、電柱等の設置料及び使用料で、収入コードの更正を行った。

(注 3) 平成 22 年度の全日制高等学校入学金

(注 4) 収入証紙による収入及び処理の誤り。

(注 5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付事業に係る保護者負担金

(注 6) 奨学資金貸付金返納（滞納者はゼロ）（特別会計）

3 歳出事務

平成 22 年度における歳出予算と決算額は図表番号 4-12-5 のとおりである。

図表番号 4-12-5 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	執行残	
教育費	教育総務費	教育指導費（注 1）	1,054	1,054	-	
		教職員人事費（注 2）	59,809	59,809	-	
		財務管理費（注 3）	1,166	1,166	-	
		福利厚生費	10	10	-	
		教育センター費	16	16	-	
	教育総務費 計			62,055	62,055	-
	高等学校費	学校建設費（注 4）	5,283	4,286	998	
		教育振興費	168	168	-	
		高等学校総務費（注 5）	8,800	8,800	-	
		全日制高等学校管理費（注 6）	29,598	29,598	-	
	高等学校費 計			43,850	42,852	998
	社会教育費	社会教育振興費	602	602	-	
	社会教育費 計			602	602	-
	保健体育費	保健振興費（注 7）	3,767	3,767	-	
	保健体育費 計			3,767	3,767	-
	教育費 計			110,274	109,277	998
	奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費	972	972	-
奨学金貸付事業費 計			972	972	-	
合計			111,246	110,249	998	

(出所) 千葉県から入手した歳出データを基に作成。

(注 1) 原子力エネルギーに関する事業備品。

(注 2) 平成 22 年度退職手当

(注 3) 警備委託・消防設備委託 他

(注 4) 補修工事 3,550 千円、地上デジタル対応工事 735 千円 他

(注 5) 校舎内外清掃業務委託 4,050 千円、退職日々雇用職員賃金・雇用保険 3,207 千円 他

(注 6) 光熱水費・教材・理科実験費等 20,261 千円 他

(注 7) 学校医の報酬 1,576 千円、災害共済給付金 1,972 千円 他

4 資産管理等

佐倉高校は、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産、②物品（図書、ソフトウェア、薬品を含む）、③現金、切手及び収入証紙に区分して管理状況の概況を述べる。

佐倉高校は佐倉藩の学問所として寛政4年（1792年）に創立されており、現在に至るまで200年以上の歴史を有する学校である。「鹿山文庫」関係の資料約10,500点は平成5年（1993年）に千葉県の有形文化財に指定され、記念館は平成17年（2005年）に国の有形文化財として登録された。

（1）固定資産（不動産）の管理状況

往査前に、佐倉高校に関する平成22年度「定期監査資料」の「財産の管理状況調」に掲載されている（1）土地の部、（2）建物の部、（3）工作物の部、（4）立木竹の部、（5）船舶の部（該当なし）、（6）物品の部、（7）貸出土地の部及び（8）貸出建物の部を閲覧し、概要を把握した。

往査時に校内を巡回し、固定資産の状況を視察した。

佐倉高校は地域交流施設を有しており、固定資産の維持管理に係る予算措置に関して課題が認められた。「5 包括外部監査の結果」及び「6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見」参照。

（2）物品（図書、ソフトウェア、薬品を含む）の管理状況

往査時において、千葉県からの通知「物品の適正な管理の徹底について」（平成23年4月28日付）に従い、現物確認を行っている最中であった。

備品出納簿よりサンプル抽出を行い、現物確認を実施したところ、現物確認できない備品等が見られた。「5 包括外部監査の結果」及び「6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見」参照。

（3）現金・切手・収入証紙の管理状況

現金、切手、収入証紙について、全件出納簿と現物を確認したところ、すべて一致しており、問題点は認識されなかった。

5 包括外部監査の結果

(1) 寄贈品の台帳管理

校舎内を視察していたところ、以下のような目録管理されていない寄贈品が見られた。

- ・ 櫻井慶治画伯制作油彩「ミモザ咲く南フランス」
佐倉高校県立移管百周年を記念して寄贈されたもの。
- ・ 上記絵画の近くに置いてあったテーブル、椅子
昭和 50 年 2 月 15 日に本館完成記念として寄贈されたもの。
- ・ 著名人の書画 2 点（長嶋茂雄氏書横額「洗心」、宮脇憲三氏油彩「やすらぎ」）

上記はすべて、すみやかに寄贈品目録に記載され、登録・整理が行われた。

佐倉高校は 200 年以上の歴史を有するため、上記以外に台帳管理されていない寄贈品等がないか、確認する必要がある。

(2) 固定資産の管理状況

「4 資産管理等」に記載したとおり、「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」の通知により状況確認を実施した結果、備品出納簿に記載はあるが、現物を確認できなかった備品が 1,069 件（内耐用年数を経過していない備品数 1 件）あることが判明した。

このうち最新のものは平成 21 年 1 月 22 日取得分のソフトウェア（CD-NOCS カレント版、21,000 円）であり、最も古いもので昭和 34 年 1 月 30 日取得分の電気定温恒温器（MK 式、23,000 円）であった。このため、現物管理がこれまで慣習的に放置されてきたことが推定される。

現物確認ができなかった備品のうちには、以下に示すようにパーソナルコンピュータが含まれている。

図表番号 4-12-6 現存していなかった資産（パーソナルコンピュータ）

品名	規格	取得年月日	数量	取得価額
パーソナルコンピュータ	NEC PC9801RY-2	平成元年 3 月 30 日	1	196,000
	PC-9801EX	平成 2 年 7 月 18 日	1	435,484
	PC-9801FA/V4	平成 4 年 2 月 29 日	1	990,384
	PC-9821Xa7/C8	平成 7 年 9 月 13 日	1	245,140
	LV13C/WD	平成 10 年 1 月 26 日	1	294,903
	NEC PC-VE40H87P	平成 11 年 8 月 11 日	1	219,450
	DELLdIMENSION4300	平成 14 年 1 月 16 日	1	149,835

（出所）「備品不用品処理状況報告書」による。

また備品出納簿に記載されていた Lotus 1-2-3（共用 47 本）について現物確認を行ったところ確認できなかった。「備品不用品処理状況報告書」によれば、当該ソフトウェア以外にも同様に現物確認ができないソフトウェアが複数存在している。また、ソフトウェアについてライセンスに関する管理台帳も作成されていなかった。

これらはその後、千葉県教育庁企画管理部財務施設課通知に基づき不用決定・廃棄手続きが行われた。

なお、現在コンピュータは全てリース契約になっているため、同様の問題は当面生じないとの説明を受けた。

現物を確認できなかった備品は全て耐用年数を経過していた。このため備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うことも必要であると考えます。

また、パーソナルコンピュータ等情報機器は情報セキュリティの観点から特別な管理を要するとともに、廃棄においてもデータの消去により、個人情報の保護を図る必要があることに留意する必要があります。このことは、リース契約であっても契約上データの消去等を義務付ける必要があり、リースだからといって問題が生じないわけではない。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 「鹿山文庫」の修復等に対する予算措置

平成 10 年に地域交流施設「カルチャール・セントラム」が竣成し、「鹿山文庫」関係の資料約 10,500 点が当施設で収蔵・展示されている。

「鹿山文庫」とは、藩校時代を中心とする古書籍群であり、千葉県指定有形文化財である。これらの歴史資料は、学術的にも極めて高い評価を得ている貴重なものばかりである。中には資料保存のために修復を必要とするものもあり計画的に予算措置を行う必要性が認められるが、現在、修復に要する予算は措置されていない。

また、「鹿山文庫」の整理・調査・保存等ができる専門的な知識・技能を持つ職員の配置も必要であるが、現状、教職員等の定数に参入されていないことから、本庁の直接管理とするなど、予算措置の在り方について抜本的に見直すことを検討されたい。

(2) 「鹿山文庫」の現物確認

「鹿山文庫」関係の資料約 10,500 点の現物確認の状況を確認したところ、以下のような回答を得た。

- ・戦前・戦後に諸目録と現物との照合が部分的に幾度か行われた。
- ・昭和 44 年から 45 年にかけて整理・点検・目録化のための作業が実施された。
- ・昭和 46 年 3 月「鹿山文庫目録」が刊行された。
- ・平成 5 年、目録に基づいて県指定有形文化財として指定された。
- ・平成 11 年 3 月、地域交流施設の完成にともなって旧図書館から「鹿山文庫」を移動した際に目録にチェックするかたちで現物確認を実施。

平成11年3月の現物確認を最後に、その後は目録と現物との確認作業は行われていない。資料保存のための修復作業と合わせて、現物の状況確認などを毎年計画的に実施する体制の構築が望まれる。

(3) 図書の現物確認

図書の状況を確認するため、本館2階にある図書室において、手書きの台帳（昭和38年4月30日まで記載あり。）、コンピュータのデータ（登録データ7,982冊）等を確認したが、図書と台帳等との間に一致していないものが見られた。

その後、佐倉高校において蔵書点検が実施され、1,500冊程度が未登録であったことが判明した。これらについては書籍データを作成し、図書データベースへの登録が行われた。

また、全ての図書のバー・コード・ラベル上に学校名の付いた色つきシールを貼付し、必要な図書で傷みのひどいものについては修理が行われた。

旧図書館で保管している約16,000冊の図書にはバー・コード・ラベルが貼付されているが、データを電子化していないため、現在、新たにバー・コード・ラベルを貼付し、データを入力するなどの電子化の準備が行われている。

このようないわゆる「IC図書館」としてのシステム化を目指すことは重要であるが、今後はラベルのつけ忘れや入力漏れを防ぐためのコントロールを確立し、システムの有効な運営を図ることが望まれる。

第 1 3 佐原高等学校

1 概要(沿革、学科、他)

(1) 所在地

香取市佐原イ 2685

(2) 沿革

明治 33 年 千葉県佐原中学校設置の公示、法界寺を仮校舎として授業開始(4月)、新校舎にて授業開始(9月)、開校式(12月)

明治 34 年 千葉県立佐原中学校と改称

昭和 23 年 教育制度改革により千葉県立佐原高等学校となる。定時制設置許可

昭和 25 年 小御門農業高等学校と統合して千葉県立佐原第一高等学校と改称、定時制を夜間制に変更。男女共学開始

昭和 31 年 小御門校舎分離独立、千葉県立下総農業高等学校開校

昭和 33 年 校則制定

昭和 36 年 千葉県立佐原高等学校と改称

昭和 44 年 全日制に理数科設置

(3) 学科

全日制の課程：普通科、理数科の 2 学科

定時制の課程：普通科 1 学科

(4) 生徒数

図表番号 4-13-1 定員と在籍者数(平成 22 年 5 月 1 日現在)

学生区分		定員①	在籍者数②	在籍者比率 (=②/①)
全 日 制	普通科	840 名	854 名	101.7%
	理数科	120 名	118 名	98.3%
	小計	960 名	972 名	101.3%
定時制(普通科)		160 名	83 名	51.9%
計		1,120 名	1,055 名	94.2%

(出所) 千葉県提出資料より作成。

千葉県立佐原高等学校(以下、「佐原高校」という。)の生徒数は上表のとおりであり、全日制では各学年 320 名(普通科 1 クラス定員 40 名、7 クラスで 280 名、理数科 1 クラス 40 名)、定時制では各学年 40 名が定員となっている(定時制は 4 年間就学が必要なため、

総定員は $40 \times 4 = 160$ 名となっている)。

定時制の在籍者数は定員の 50%程度となっている。各学年の内訳は以下のようになっている。

図表番号 4-13-2 定時制在籍者数内訳 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

学年	定員①	在籍者数②	在籍者比率 (=②/①)
1	40 名	33 名	82.5%
2	40 名	22 名	55.0%
3	40 名	20 名	50.0%
4	40 名	8 名	20.0%
計	160 名	83 名	51.9%

(出所) 千葉県提出資料より作成。

(5) 教職員数

佐原高校の教職員数は下表のとおりである。全日制では 69 名、定時制では 14 名となっている。

図表番号 4-13-3 教職員数の概況 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

	本務教員数	兼務教員数	職員数	合計
全日制	59 名	2 名	8 名	69 名
定時制	10 名	3 名	1 名	14 名
計	69 名	5 名	9 名	83 名

(出所) 千葉県提出資料より作成。

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-13-4 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻入額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料 (注1)	-	-	63	63	-	-	63	-
		教育使用料 (注2)	63	-	△63	-	63	-	△63	-
	手数料	教育手数料 (注3)	1,853	-	-	1,853	1,853	-	-	-
		教育手数料 (注4)	51	-	-	51	51	-	-	-
		証紙収入 (注5)	255	-	10	265	255	-	10	-
使用料及び手数料 計			2,222	-	10	2,232	2,222	-	10	-
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金 (注6)	1,683	-	-	1,683	1,683	-	-	-
分担金及び負担金 計			1,683	-	-	1,683	1,683	-	-	-
諸収入	雑入	雑入 (注7)	10	-	△10	-	10	-	△10	-
		雑入 (注8)	580	△63	-	517	517	-	-	-
		雑入 (注9)	225	-	-	225	225	-	-	-
諸収入 計			815	△63	△10	742	752	-	△10	-
合計			4,720	△63	-	4,657	4,657	-	-	-

- (出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額記載していない。
- (注 1) 学校内に設置された自動販売機、電柱等の設置料及び利用料
- (注 2) ①収入証紙収入の処理誤り、及び②設置料収入等が誤って計上された分（本庁側で収入更正実施済）
- (注 3) 23 年度入学者の入学金収入（22 年度中に納付を受けるため、22 年度に歳入に計上される）
- (注 4) 23 年度定時制生徒の入学料収入
- (注 5) 収入証紙販売に伴う収入
- (注 6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付事業（学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行う事業）に対し、保護者が学校経由で負担する共済掛金収入をいう。
- (注 7) 収入証紙販売に伴う収入が誤って計上された分
- (注 8) 自販機の光熱水費、雇用保険料の本人負担分、外部業者が校舎等利用した場合の光熱水費等
- (注 9) 奨学貸付資金の返済分収入（特別会計）

22 年度の歳入は 5 百万円弱であり、「教育手数料」が最も多額な収入となっている。

なお、同じ「教育使用料」（注 1）（注 3）の中で 63 千円、収入更正額がプラスマイナス同額計上されている。これは佐原高校側の原因ではなく、平成 23 年 1 月 31 日付事務連絡で本庁（財務施設課）から通知された科目コード誤りの修正依頼（平成 22 年 5 月 20 日付事務連絡の修正）を実施したものである。

3 歳出事務

歳出の予算と決算額は以下のようになっている。22年度歳出は118百万円余りであり、最も多額に生じているのは教職員人事費55百万円余りとなっている。なお、下表の予算額は最終予算を示す。

図表番号 4-13-5 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	繰越	
教育費	教育総務費	財務管理費（注1）	1,155	1,155	-	
		教職員人事費（注2）	55,400	55,400	-	
		教育指導費（注3）	1,137	1,137	-	
		福利厚生費	5	5	-	
		教育センター費	10	10	-	
	教育総務費 計			57,707	57,707	-
	高等学校費	学校建設費（注4）	4,869	2,308	2,561	
		高等学校総務費（注5）	10,715	10,715	-	
		全日制高等学校管理費（注6）	26,862	26,862	-	
		定時制高等学校管理費（注7）	3,612	3,612	-	
	高等学校費 計			46,058	43,497	2,561
	保健体育費	保健振興費（注8）	15,221	15,221	-	
		体育振興費（注9）	90	90	-	
	保健体育費 計			15,311	15,311	-
	教育費 計			119,076	116,515	2,561
奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費（注10）	1,710	1,710	-	
奨学金貸付事業費 計			1,710	1,710	-	
合計			120,786	118,225	2,561	

（出所）千葉県から入手した歳入歳出データより、佐原高校分のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）増減がないことから、記載は省略している。

（注1）主に機械警備業務、消防点検業務等

（注2）主に22年度常勤教職員退職者への退職金支給（5名）

（注3）スクールカウンセラー報酬等

（注4）玄関ポーチ及び来賓便所等の塗装工事。執行残は、東日本大震災に係る災害復旧工事分の次年度繰越分である。

（注5）①非常勤講師報酬（2,933千円）②校内清掃の業務委託（3,591千円）等

（注6、7）①維持補修費、②光熱水費、③消耗品費（コピー用紙など文房具）などへの支払

(注 8) 夜間定時制学校給食調理等業務等

(注 9) 社会人活用報償費

(注 10) 奨学貸付金事業の返済部分

なお、歳入額と歳出額を比較すると、歳入額 4.6 百万円余りに対し、歳出額 118 百万円と大幅に歳出超過となっている。これは、佐原高校所管の歳入額が当該高校で調定している額のみ計上されており、教育庁全体の必要な歳入額は別途計上されている（その分、佐原高校の歳入額としては按分されていない）ためである。

4 資産管理等

佐原高校では、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産②物品（図書以外、）③図書、④現金、切手、収入証紙に区分して佐原高校の管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等の不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、備品等の取扱が定められている。佐原高校では、管理対象となる物品等については学科や給食室等、所管別に備品出納簿を作成している。

具体的には、備品出納簿の冒頭に目次として「番号、物品名称」を記載し、当該番号の付された備品出納簿の各ページに各物品等の受払が記入されることになっている。表示番号は所属により「庁」「学」「部」の大区分別にアルファベットと二桁の数字で分類をしている。

そして、業者から納品を受けた場合に物品の受入欄に数量が記載され、教職員が供用した場合に払出欄に数量が記載されている。使用不能等による場合は、「物品不用決定（物品売払・不用物品廃棄）調書」を作成し不用決定を行い、その旨を備品出納簿に記載している。

また、実際の固定資産現物には備品出納簿の番号等を記載した固定資産シールを添付している。シールの記載内容は各高校で決定しているとの回答を受けている。

なお、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示されている。この点につき、佐原高校では、調査日現在において、現物と備品出納簿の整合性を検証中との事であったが、その後提出された「備品不用決定処理状況報告書」（平成 23 年 3 月 31 日現在）によれば、「出納簿に記載があるが、現物がなく、廃棄の経緯が不明な備品」の数はゼロであると回答されている。（しかし、後述「5 包括外部監査の結果」に示すように、現物の確認の結果 2 件不明な備品が発見されていることに注意）。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、図書室所管として備品台帳（手書）に記載されている。

ただし、当該台帳では受入時に「●●ほか×冊受入」とあるのみであり、図書現物との整合性は検証できない状況にある。また、県費以外からの受入図書（例：現物寄附等）については備品台帳（手書）に記載されないため、この点も当該台帳と図書現物との整合性を困難にしている。

(4) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金、切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入している。切手及び収入証紙について現物をカウントしたところ、出納簿残高と現物の枚数等は一致した。なお、調査日においては、手元現金の残高はゼロであった。

5 包括外部監査の結果

(1) 所在不明の固定資産の除却漏れ

監査人によるサンプル 8 件のサンプルを基にした現物を確認したところ、備品出納簿に記載されていた以下の備品は、佐原高校往査時（平成 23 年 8 月 30 日）に現物確認する事ができなかった。後日、佐原高校の追加調査により現存していないことが判明した。

図表番号 4-13-8 現存していなかった資産

分類	種別	番号	品名	数量	取得年月日
05	理科	5	磁力計	1	昭和 47 年 1 月 20 日
				1	平成 9 年 11 月 25 日

(出所) 佐原高校 備品出納簿より

上記については、同財務規則第 204 条に記載される物品の不用決定に際して必要な承認を得ないまま処分されているだけでなく、千葉県財務規則第 207 条による備品出納簿の適切な更新が実施されていなかったこととなる。適切な承認を得て所定の処分を実施するとともに、備品出納簿に適時に反映することが必要である。なお、上記備品については、平成 23 年 10 月の時点において、千葉県財務規則にのっとりた廃棄処理を行った旨の回答を佐原高校より受けている。

なお、「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」の通知に従って平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示されて提出した「備品不用決定処理状況報告書」については、平成 23 年 3 月 31 日現在で「出納簿に記載があるが、現物がなく、廃棄の経緯が不明な備品」の数はゼロであると記載している。

この点、本通知は全件調査結果を調査日現在の状況で示すことがその趣旨であり、平成 23 年 3 月 31 日時点ではゼロであったとしても、実際の調査日（通知日以降）と図表番号 4-13-8 の不明品を含めた全件調査結果を、調査日現在で報告する必要がある。

第14 成東高等学校

1 概要(沿革、学科、他)

(1) 所在地

山武市成東 3596

(2) 沿革

明治 33 年 千葉県山武郡成東町に千葉県佐倉中学校成東分校設置の件達せられる。

明治 34 年 分校の組織を改め本稿とし、千葉県成東中学校と改称。

昭和 23 年 千葉県立成東高等学校として新発足。

昭和 24 年 千葉県立成東中学校、並びに同校併設中学校廃止。

昭和 26 年 緑海分校(定時制)開校。

昭和 40 年 緑海分校(定時制)最後の卒業生 3 名(第 11 回)を送る。

昭和 44 年 校舎全面改築(第 1 期、第 2 期工事)落成記念祝典挙行。

平成 12 年 創立 100 周年記念式典挙行。

(3) 学科

全日制の課程：普通科・理数科の 2 科

定時制の課程：なし

(4) 生徒数

図表番号 4-14-1 定員と在籍者数(平成 22 年 5 月 1 日現在)

学生区分		①定員	②在籍者数	在籍者比率 (=②/①)
全日制	普通科	840 名	852 名	101.4%
	理数科	120 名	122 名	101.7%
合計		960 名	974 名	101.5%

(出所) 千葉県提供データ

千葉県立成東高等学校(以下、「成東高校」という。)の生徒数は上表のとおりである。一学年の学級数は 8 クラスであり、普通科 7 クラスのほかに、理数科が 1 クラスあることが特色である。

(5) 教職員数

図表番号 4-14-2 教職員数の概況(平成 22 年 5 月 1 日現在)

本務教員数	兼務教員数	職員数	合計
58 名	3 名	9 名	70 名

(出所) 千葉県提供データ

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-14-3 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻入額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料	-	-	33	33	-	-	33	-
		教育使用料	33	-	△33	-	33	-	△33	-
	手数料	教育手数料(注1)	1,848	-	-	1,848	1,848	-	-	-
		証紙収入	385	-	-	385	385	-	-	-
使用料及び手数料 計			2,265	-	-	2,265	2,265	-	-	-
分担金及び負担金	負担金	土木費負担金	1,613	-	△1,613	-	1,613	-	△1,613	-
		教育費負担金(注2)	-	-	1,613	1,613	-	-	1,613	-
分担金及び負担金 計			1,613	-	-	1,613	1,613	-	-	-
諸収入	雑入	雑入	300	△38	-	262	262	-	-	-
		雑入(注3)	533	-	-	504	504	-	-	-
諸収入 計			833	△38	-	766	766	-	-	-
合計			4,711	△38	-	4,644	4,644	-	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額記載していない。

(注 1) 23 年度入学者の入学金収入

(注 2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付事業(学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付(医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給)を行う事業)に対し、保護者が学校経由で負担する共済掛金収入

(注 3) 奨学金の返還による収入

平成 22 年度の歳入は 4,644 千円であり、「教育費負担金」1,613 千円と「教育手数料」1,848

千円が主な収入となっている。「土木費負担金」の調定更正額が「-1,613」千円となっているのは、入力時の誤りによるものを修正したことによる。

3 歳出事務

平成 22 年度の歳出の予算及び決算額は以下のようになっている。

図表番号 4-14-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	執行残	
教育費	教育総務費	教育指導費	1,121	1,121	-	
		教職員人事費 (注 1)	166,785	166,785	-	
		財務管理費	895	895	-	
		福利厚生費	20	20	-	
	教育総務費 計			168,821	168,821	-
	高等学校費	学校建設費 (注 2)	2,297	2,297	-	
		高等学校総務費 (注 3)	5,926	5,926	-	
		全日制高等学校管理費 (注 4)	23,338	23,338	-	
	高等学校費 計			31,561	31,561	-
	保健体育費	保健振興費	2,714	2,714	-	
		保健体育費 計			2,714	2,714
	教育費 計			203,096	203,096	-
	奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費	奨学金貸付事業費	1,404	1,404	-
奨学金貸付事業費 計			1,404	1,404	-	
合計			204,500	204,500	-	

(出所) 千葉県から入手した歳入歳出データより、成東高校分のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外で他の項目(流用等)増減がないことから、記載は省略している。

(注 1) 主に 22 年度常勤教職員退職者への退職金支給

(注 2) 主に特別教室棟大規模改造工事に係るパソコン等移動、特別教室棟大規模改造工事に係る物品移動に係る委託費

(注 3) 主に校舎内外清掃等環境整備、樹木剪定及び法面除草等に係る委託費

(注 4) 主な内容は、光熱水費、教科実験実習費、印刷(トナー、紙)、包帯、その他学校で利用される消耗品費

平成 22 年度の歳出は、総額 204,500 千円であり、「教職員人事費」166,785 千円が最も大きな支出となっている。

4 資産管理等

成東高校では、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産、②物品（図書以外）、③図書、④現金、切手、収入証紙に区分して成東高校の管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等の不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、備品等の取扱が定められている。成東高校では、管理対象となる備品等について学科や職員室等、所管別に備品出納簿を作成している。

なお、他のかい執行機関同様、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示を受けており、往査時現在、現物と備品出納簿の整合性を検証中であったが、後日の報告によると、現物確認できなかった資産は 570 点余りあったという事である。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、全件、図書貸出しシステムにより管理を行っている。年に一度、図書の棚卸しを実施し、所有図書の状況をシステムに登録している。3 年間所在が確認できない状況にあれば、除籍登録を行う。

(4) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金は保有していない。切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入しており、現物をカウントしたところ、出納簿残高と現物の枚数等は一致した。

5 包括外部監査の結果

(1) 固定資産管理に関する事項

備品出納簿とサンプル抽出により現物との突合を試みたところ、備品出納簿上記載されていた家庭科室のミシンの現物が確認できなかった。

この点、現物確認作業の結果、最終的な現物確認ができなかった為、廃棄処理を実施したとの回答を受けているが、これは千葉県財務規則第 203 条及び同 207 条に抵触している状態が継続していた事を意味している。

また、「4 資産管理等」に記載したとおり、「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」の通知により状況確認を実施した結果、現物を確認できなかった備品が

574 件（すべて耐用年数経過）あることが判明した。

このうち「剣道具 垂（五段飾り）」（2 枚、29,400 円）は、監査でお伺いした際には行方不明となっていたが、後日、確認できた旨の連絡があった。

固定資産実査を実施した状況より、廃棄したが、不用決定の処理をしていないか、処理をしても備品出納簿への反映が漏れているものが多く存在すると考えられる。

備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うと共に、備品出納簿への速やかな反映も必要である。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

（1）固定資産管理に関する事項

資産管理のシールが添付されていないものの中には教職員の私物もあると推定される事から（例：パソコン等）、より一層備品出納簿と現物との突合が困難となっていることも考えられる。

このような状態が継続すると、台帳と現物との突合が適時に実施できないばかりでなく、紛失・盗難等が生じても容易に発見されにくいこととなり、資産管理上も問題がある。

これらを防止・解消するには、仮に 2 万円未満のものでも県費負担のものについてはシールを添付し、教職員の私物との区別が容易に行えるようにすることが望まれる。

次に、全備品を毎年現物確認する事は実務上容易でないと想定されるが、少なくとも、数年かけて全備品を巡回的に現物確認する手法も検討の余地があると考えられる。

（2）図書の廃棄

「不用品廃棄調書」（平成 22 年 3 月 19 日）において 933 冊の図書が全て破損と記載されていた。これらの中には現物が確認できないものや、時限的なもので使用価値がなくなったものも含まれていたと説明を受けたが、その旨の記載がなかった。不用決定を行う場合には、状況、事由を明確に記載しておくべきである。

また、図書については定期的に状態の確認をすることが望まれる。

対象となった図書の中には古いもの（第二次世界大戦終了以前のもので、昭和 11 年度取得分 78 冊、昭和 12 年度取得分 196 冊、昭和 13 年度取得分 96 冊、昭和 17 年度取得分 1 冊をはじめ大部分は昭和時代のもので、平成取得分は 11 冊にすぎない）が多く存在する。

さらに、これらの図書の中には状態がよくないとはいえ、古書として価値があると考えられるものもあると思われる。例えば、廃棄明細に含まれている「皇國の軍備と國勢」を 18,000 円で販売しているところもある。

古書として価値がある場合、当該図書の廃棄を業者に委託して廃棄費用を支払い廃棄するのではなく、不用品として売り払うことも今後は考慮すべきと考える。

第15 千葉聾学校

1 概要(沿革、学部、他)

(1) 所在地

千葉市緑区鎌取町 65-1

(2) 沿革

昭和 6 年 3 月 28 日 千葉県立聾啞学校の設置および開校について認可される。

昭和 20 年 6 月 戦争苛烈のため学校閉鎖

昭和 20 年 10 月 開校

昭和 22 年 4 月 1 日 高等部（普通科）設置

昭和 23 年 8 月 1 日 校名を千葉県立千葉聾学校と改める。

昭和 42 年 4 月 1 日 幼稚部設置

(3) 学部

幼稚部（幼稚園に相当）、小学部（小学校の教育課程に相当）、中学部（中学校の教育課程に相当）、高等部（普通科、産業技術科、理容科）、高等部専攻科（情報ビジネス科、理容科）

(4) 生徒数

千葉県立千葉聾学校（以下、「千葉聾学校」という。）の在学者数は下記のとおりである。

図表番号 4-15-1 在学者数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学生区分		在籍者数
幼稚部		31 名
小学部		63 名
中学部		31 名
高等部	本科	36 名
	専攻科	3 名
合計		164 名

(出所) 千葉県提供データ

(5) 教職員数

図表番号 4-15-2 教職員数の概要 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

教員等 (注 1)	事務職員	学校技能員	その他 (注 2)	合計
127 名	4 名	2 名	5 名	138 名

(出所) 千葉聾学校要覧 (平成 23 年度)

(注 1) 実習助手 4 名、寄宿舎指導 18 名を含む。

(注 2) 上席専門員 1 名、調理員 3 名、介助員 1 名

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-15-3 歳入額の内訳等

(単位: 千円)

款名	項名	目名	調定額	調定 減額	調定 更正額	決算 収入額	収入額	戻入 額	収入 更正額	不納 欠損額
使用料 及び手 数料	使用料	教育 使用料 (注 1)	1	-	△1	-	1	-	△1	-
		教育 使用料 (注 2)	-	-	1	1	-	-	1	-
使用料及び手数料 計			1	-	-	1	1	-	-	-
分担金 及び負 担金	負担金	教育費 負担金 (注 3)	89	-	-	89	89	-	-	-
分担金及び負担金 計			89	-	-	89	89	-	-	-
諸収入	雑入	雑入 (注 4)	276	△4	-	272	272	-	-	-
諸収入 計			276	△4	-	272	272	-	-	-
合計			367	△4	-	363	363	-	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額を記載していない。

(注 1) 調定更正額については財務施設課からの科目更生依頼があり、節コードを変更したことによるものである。

(注 2) 支線柱 (1 本) の使用料収入。

(注 3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付事業 (学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付 (医療費、障害見舞金または死亡

見舞金の支給) を行う事業) に対し、保護者が学校経由で負担する共済掛金収入。
 (注 4) 理容科の実習における収入、嘱託職員、臨任講師の雇用保険料の本人負担分に関する収入等。

3 歳出事務

平成 22 年度の歳出の予算及び決算額は以下のようになっている。

図表番号 4-15-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	繰越	
教育費	教育総務費	教育指導費(注 1)	243	243	-	
		教職員人事費(注 2)	224,553	224,553		
		財務管理費	894	894		
		福利厚生費	426	426		
	教育総務費 計			226,117	226,117	-
	高等学校費	教育振興費	336	336	-	
	高等学校費 計			336	336	-
	特別支援学校費	特別支援学校管理費(注 3)	35,971	35,372	599	
		特別支援学校振興費(注 4)	42,505	42,505	-	
		特別支援学校総務費	330	330		
	特別支援学校費 計			78,807	78,208	599
	保健体育費	保健振興費(注 5)	2,178	2,178	-	
	保健体育費 計			2,178	2,178	-
	教育費 計			307,439	306,839	-
合計			307,439	306,839	599	

(出所) 千葉県から入手した歳出データより作成。

(注 1) 外国人児童生徒等教育相談員の報酬

(注 2) 職員に対する退職手当

(注 3) 主に管理消耗品に関する支出、電気料、水道料、トイレ改修工事、体育館昇降装置修繕工事に関する支出等。科目更正により(支出更正額の記載がなく、不明なため)、節名を需用費から使用料及び賃借料に変更している。

(注 4) 主に非常勤講師、嘱託職員に対する報酬、就学奨励費負担金・補助金。

(注 5) 主に学校医、学校歯科医、薬剤師に対する報酬

4 資産管理等

千葉聾学校では、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産、②物品（図書以外）、③図書、④現金、切手、収入証紙に区分して管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等の不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、備品等の取扱が定められている。千葉聾学校では、管理対象となる物品等については学科や職員室等、所管別に備品出納簿を作成している。備品出納簿の具体的な様式については、他のかい執行機関と同様である。

なお、今年度、県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示を受けており、往査時現在、現物と台帳の整合性を検証中であった。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、図書台帳により管理を行っている。年に一度、図書の棚卸しを実施し、所有図書の状況を管理している。

(4) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金については現金出納簿（財規第 77 号様式その 1）に記入を実施している。切手は出納簿に記入し管理している。払出の都度、担当者が枚数を数え現物と出納簿記載の残数との一致を確認している。

5 包括外部監査の結果

(1) 固定資産管理に関する状況

備品出納簿について、サンプル 5 件を抽出し現物との突合を実施することにより、備品の実在性を検討した。また、所在する備品について備品出納簿に適切に記載されているかを確認することによって、所有する備品の全てが備品出納簿に掲載されているかの網羅性を検討した。

結果として理科室にある机について備品出納簿への記載を確認することができなかった。所有する資産については全て台帳への記載をおこない適切に管理することが望まれる。

また、「4 資産管理等」に記載したとおり、「物品の適正な管理の徹底について（平成 23

年4月28日付)」の通知により状況確認（平成23年9月30日現在）を実施した結果、現物を確認できなかった備品が489件（全て耐用年数を経過している）あることが判明した。

このうち、同一数量で30件以上の備品が現物確認できなかったものは以下のとおりである。

図表番号4-15-5 現物確認できない数量の多い備品（20件以上）

品名	数量
書庫	42
暗幕カーテン	35
ブラインド	23
OHP	22
集団補聴器	50
電気コタツ	20

（出所）「備品不用決定処理状況報告書（一覧）」より作成。

これによれば、工事や備品の更新時における旧備品の廃棄、生徒への貸与品等の処理に特に注意をする必要がある。

備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うと共に、備品出納簿への速やかな反映も必要である。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

（1）固定資産管理に関する状況

現在、教育財産のうち備品についてはシールによる管理が実施されていないものが多く見受けられた。備品にシールが添付されていないと、備品出納簿と現物との突合が困難になるばかりでなく、盗難・紛失等が生じても容易に発見されないことにもなりかねないことから、シールの貼付状況についても徹底することが必要である。

第16 つくし特別支援学校

1 概要(沿革、学部、他)

(1) 所在地

松戸市金ヶ作 292-2

(2) 沿革

昭和 48 年 松戸市小金小学校分校として開校

昭和 50 年 県立に移管、県立松戸養護学校つくし分校開校

昭和 53 年 県立松戸つくし養護学校として独立

平成 19 年 県立つくし特別支援学校と校名変更

(3) 学部

小学部、中学部、高等部

(4) 生徒数

図表番号 4-16-1 在籍者数 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

区分	在籍者数
小学部	92 名
中学部	63 名
高等部	140 名
計	295 名

(出所) 教育委員会提供データ

千葉県立つくし特別支援学校(以下、「つくし特別支援学校」という。)の生徒数は上表のとおりである。なお、つくし特別支援学校は特別支援学校であるため、定員は設定されていない。

(5) 教職員数

図表番号 4-16-2 教職員数の概況

区分	人員数	備考
教員等	120 名	校長 1 名、教頭 2 名、養護教諭 2 名含む
事務職員	4 名	事務長 1 名含む
その他	19 名	講師、実習助手、調理員等
合計	143 名	

(出所) つくし特別支援学校要覧 (平成 22 年度)

2 歳入事務

平成 22 年度の歳入予算及び決算は以下のようになっている。

図表番号 4-16-3 歳入額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	調定額	調定減額	調定更正額	決算収入額	収入額	戻入額	収入更正額	不納欠損額
使用料及び手数料	使用料	教育使用料 (注 1)	-	-	7	7	-	-	7	-
		教育手数料 (注 2)	7	-	△7	-	7	-	△7	-
使用料及び手数料 計			7	-	-	7	7	-	-	-
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金 (注 3)	225	-	-	225	225	-	-	-
分担金及び負担金 計			225	-	-	225	225	-	-	-
諸収入	雑入	雑入 (注 4)	4	-	△4	-	4	-	△4	-
		雑入 (注 5)	213	△10	4	207	202	-	4	-
諸収入 計			217	△10	-	207	207	-	-	-
合計			449	△10	-	438	438	-	-	-

(出所) 千葉県から入手した歳入データをもとに作成。なお、予算額はいずれもゼロだったため金額記載していない。

(注 1、2) 電柱等の敷地利用料。科目コード誤りにより収入更正実施している。

(注 3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付事業（学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行う事業）に対し、保護者が学校経由で納付する共済掛金収入をいう。

(注 4、5) 臨時的任用講師（短期）・非常勤講師・嘱託・日々雇用職員の雇用保険料個人負担分である。

特別支援学校であり、平成 22 年度の歳入は 438 千円余と少額である。

なお、同じ「教育使用料」の調定更正はつくし特別支援学校側の原因ではなく、平成 23 年 1 月 31 日付事務連絡で本庁（財務施設課）から通知された科目コード誤りの修正依頼（平成 22 年 5 月 20 日付事務連絡の修正）を実施したものである。

3 歳出事務

歳出の予算と決算額は以下のようになっている。平成22年度歳出は263百万円余りであり、最も多額に生じているのは教職員人事費126百万円余りとなっている。なお、下表の予算額は最終予算を示す。

図表番号 4-16-4 歳出額の内訳等

(単位：千円)

款名	項名	目名	予算額	決算額	執行残	
教育費	教育総務費	教職員人事費（注1）	126,008	126,008	-	
		財務管理費（注2）	1,539	1,539		
		福利厚生費	257	257		
	教育総務費 計			127,804	127,804	-
	特別支援学校費	特別支援学校総務費（注3）	829	829	-	
		特別支援学校振興費（注4）	81,369	81,369		
		特別支援学校管理費（注5）	52,273	52,273	-	
	高等学校費 計			134,471	134,471	-
	保健体育費	保健振興費（注6）	1,682	1,682	-	
	保健体育費 計			1,682	1,682	-
	合計			263,957	263,957	-

(出所) 千葉県から入手した歳入歳出データより、つくし特別支援学校分のみを抽出加工。なお、予算、決算額以外で他の項目（流用等）増減がないことから、記載は省略している。

(注1) 主に22年度常勤教職員退職者への退職金支給

(注2) 機械警備業務、消防点検業務、消防施設改修等

(注3) 旅費等

(注4) 非常勤講師・嘱託の報酬、特別支援教育就学奨励費負担金等

(注5) 光熱水費、消耗品費、トイレ改修工事、スクールバス運行業務委託等

(注6) 主に学校医等への報酬

4 資産管理等

つくし特別支援学校では、他のかい執行機関と同様に、千葉県教育財産管理規則、及び、千葉県財務規則により資産管理を実施している。

以下、①不動産、②物品（図書以外）、③図書、④現金、切手、収入証紙に区分してつくし特別支援学校の管理状況の概況を述べる。

(1) 固定資産（不動産）の管理状況

土地、建物等不動産は、県の「公有財産管理システム」に登録することとなっており、他のかい執行機関と異なる点はない。

(2) 固定資産（物品）の管理状況

「千葉県財務規則」第 181 条、207 条、「千葉県財務規則の運用について（通達）」第 181 条などにおいて、備品等の取扱が定められている。つくし特別支援学校では、管理対象となる物品等については学部や給食室等、所管別に備品出納簿を作成している。

具体的には、備品出納簿は管理・情報教育・視聴覚・給食・保健・作業・学部・教科・図書・その他にわけて管理されており、業者から納品を受けた場合に物品の受入欄に数量が記載され、教職員が供用した場合に払出欄に数量が記載されている。このため、廃棄等なされない限り、供用前の納品済数量と、供用による払出数量との合計が、各校内に実際に残っている物品等の数量ということとなる。

固定資産現物には千葉県財務規則第 202 条により、かいの名称及び番号を付さなければならない。つくし特別支援学校においては下記の備品シール（以下、「固定資産シール」という。）を作成し固定資産現物に貼付している。固定資産シールの記載様式は一律ではなく、各校の状況を勘案して学校毎に決定されている。

図表番号 4-16-5 固定資産シール（つくし特別支援学校版）

分類	
整理番号	
品名	
購入年月日	年 月 日
千葉県立つくし特別支援学校	

なお、今年度県から「物品の適正な管理の徹底について（平成 23 年 4 月 28 日付）」が通知され、平成 23 年 9 月 30 日までに備品の管理状況について報告するよう指示されていることから、往査日現在、現物と台帳の整合性を検証中との事であった。

(3) 固定資産（図書）の管理状況

図書については、備品出納簿（手書）に記載されている。ただし、当該出納簿では受入時に「●●ほか××冊受入」とあるのみであり、現物との整合性は確認できない。このため、図書については別途図書台帳が作成され管理がなされている。

(4) 現金・切手・収入証紙の管理状況

現金、切手、収入証紙はいずれも出納簿を記入している。往査時に残高のあった切手類に関して現物をカウントしたところ、出納簿残高と現物の枚数等は一致した。

なお、つくし特別支援学校の場合、普通預金口座があるが、出納簿への記載はなかった。これは千葉県財務規則第 130 条及び千葉県財務規則の運用について(第 130 条関係)により、7 日以内に入出金が完結し口座残高がゼロとなる場合、出納簿作成は不要となっているためである。

5 包括外部監査の結果

(1) 固定資産の除却漏れ

以下の遊具については、定期監査資料に記載されていたが往査時に現物確認する事ができず、後日、現存していないことが判明した。

図表番号 4-16-6 現存していなかった資産

(平成22年11月30日現在)

種目	構造、規格等	数量	金額	取得年月日	摘要
工作物	遊具（金属造）	1	30,000	昭和56年2月14日	タイムトンネル（寄附）

(出所) 平成22年度会計 定期監査資料より

(注) 金額は円単位である。

当該遊具に関しては、いつの時点で除却がなされたか不明であるとのことである。

物品の処分の際には、物品不用決定調書により不用の決定をしなければならない（千葉県財務規則第204条）。また、廃棄を行う場合においては不用物品廃棄調書により、廃棄の届けを行い（千葉県財務規則第206条）、備品出納簿を適切に更新する必要がある。

また、「4資産管理等」に記載したとおり、「物品の適正な管理の徹底について（平成23年4月28日付）」の通知により状況確認を実施した結果、平成23年11月30日付で企画管理部財務施設課長宛に下記の備品不用決定処理状況報告書が提出されている。これによれば、備品出納簿に記載はあるが、現物を確認できなかった備品が988件あることが判明した。

図表番号 4-16-7 備品不用決定処理状況報告書

所属名	出納簿に記載があるが、現物がなく、廃棄の経緯が不明な備品	
	耐用年数を経過している備品数	耐用年数を経過していない備品数
つくし特別支援学校	245	743

(出所) 備品不用決定処理状況報告書より

上記不明品は古いもので昭和53年4月1日取得分からありまんべんなく存在しており、現物管理がこれまで慣習的に放置されてきたことが推定される。

現物確認ができなかった備品のうちには、以下に示すように50万円以上の高価品やパーソナルコンピュータが含まれている。

図表番号 4-16-8 現存していなかった資産（取得価額 50 万円以上）

品名	規格	取得年月日	単位	数量	取得価額
壁掛用放送装置	ビクターユニット込 K-50S-10V	平成 7 年 1 月 31 日	式	1	669,500 円

（出所）「備品不用品処理状況報告書」による。

図表番号 4-16-9 現存していなかった資産（パーソナルコンピュータ）

（単位：円）

品名	規格	取得年月日	数量	取得価額
パーソナルコンピュータ	NECPC9821 CDROM メモリ・ディスプレイ付属	平成 7 年 3 月 10 日	1	329,600
パーソナルコンピュータ	アップル IMAC	平成 10 年 12 月 1 日	1	186,900
パーソナルコンピュータ一式	記載なし	平成 8 年 8 月 30 日	1	記載なし
コンピュータ（パソコン）	NECPC9821V200	平成 10 年 3 月 24 日	1	292,950
コンピュータ（パソコン）	NECLV16C	平成 10 年 3 月 24 日	1	300,579
コンピュータ（パソコン）	NEC-PCVC46H 1X02	平成 11 年 11 月 22 日	1	200,000
パーソナルコンピュータ	ソニー PCB-R62V7	平成 12 年 3 月 31 日	1	記載なし

（出所）「備品不用品処理状況報告書」による。

現物を確認できなかった備品は耐用年数を経過していたものも存在するため、備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うことも必要であると考え。

また、パーソナルコンピュータ等情報機器は情報セキュリティの観点から特別な管理を要するとともに、廃棄においてもデータの消去により、個人情報の保護を図る必要があることに留意する必要がある。

（2） 備品出納簿計上漏れ

固定資産・物品についての現物確認した際、以下の遊具については、現物はあるが備品出納簿の記載が確認できなかった。

図表番号 4-16-10 備品出納簿に計上されていなかった資産

品名	数量	取得年月日	取得原因	備考
タイヤクライミング	1	平成5年度	寄附	古タイヤ利用、生徒の「父親の会」制作（沿革史に記載あり）
ポニー	1	不明	不明	
太鼓橋	1	不明	不明	

（出所）つくし特別支援学校提供データ

タイヤクライミングに関しては沿革史には、古タイヤを利用して父親の会が製作した旨の記載があり、ポニー及び太鼓橋に関しては、取得に関する情報を学校側では把握できないということである。

その後、タイヤクライミングについては公有財産台帳に工作物として、また、ポニー及び太鼓橋については県の備品として、それぞれ平成23年9月30日付けで台帳に登録する事務処理が行われた。

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 備品出納簿の様式について

物品管理は千葉県財務規則第116号様式のとおり規定されている備品出納簿を利用している。備品出納簿の様式は下記のとおりである。

図表番号 4-16-11 備品出納簿

年月日	摘要	受	番号	XX	品名	XXXX	単位	台
				現	在	受取人職氏名印		
				供	用	在	庫	
HXX. X. XX	(株)●●より購入	3			3			
HXX. XX. XX	供用		2	2	1		●●●●	

（出所）千葉県財務規則の様式より

（注）具体的な利用方法が分かりやすいよう、監査人が一部文言等を記入している

上記からわかるように、備品出納簿の様式には、供用後の保管場所を記載する欄が設けられていない。このため、実際の物品管理責任者でないと所在場所の特定が困難な場合も生じ、スムーズに現物確認を実施できない事態となることが予想される。

また、「受取人氏名」（通常、管理責任者が記載されている）が記載されているが、実際

の使用者が異なる場合や、使用者が同一であっても管理責任者の人事異動等により、現物と備品出納簿の突合が事実上困難となっている。

適切な現物管理のためには、現物の供用後の保管場所が明示できるよう、備品出納簿に供用後の保管場所を記載するような運用ルールが望まれる。また、受取人職氏名欄には、管理責任者に加えて実際の使用者を記載し、当該使用者の変更がある場合は備品出納簿にその旨の記載を行う必要があると考える。

(2) 被服貸与費執行時期について

被服貸与関係の経費（需用費）の執行状況を見ると作業衣の購入は年度の後半となっている。貸与被服については、被服貸与規程別表において種別に応じ1年、2年等の貸与期間が定められており、貸与期間は貸与月から月単位で算定がなされる（被服等貸与規程第3条）。つくし特別支援学校の場合、当初の貸与開始が年度後半になされているため、毎年度同時期に貸与がなされることとなる。

業務上必要な作業衣であれば、新規に赴任する職員は年度当初から作業衣が必要であると思われるが、被服等貸与規程上、貸与被服の返還を受けたものを別の職員に貸与できる旨の規定はなされていない。

作業衣の必要性について検討し、必要なものであるのであれば、年度の早い時期での執行が行えるように規定を見直す等が必要であると考えられる。

図表番号 4-16-12 被服貸与関係の経費執行状況

(単位：千円)

起票年月日	予算令達額	執行額	内訳内容	相手方
2010/6/14	387,240			福利課
2010/11/5		40,057	栄養士・調理員用作業衣	ミドリ安全千葉西(株)
2010/11/17		208,320	教職員用作業衣(下)128着	(株)カノンスポーツ
2011/2/18		8,137	講師5名分作業衣(下)5着	(株)カノンスポーツ
2011/3/25	△130,726		執行引上	福利課

(出所) つくし特別支援学校管理資料を加工

(3) 施設の有効利用について

つくし特別支援学校では、ウサギを飼育するための動物飼育場を保有している。当該飼育場については、現在ウサギは飼育されておらず、工作物が残っている状況である。

情操教育の一環としてウサギを飼育するのか、ウサギ飼育にかかる別の用途に使用するか検討し施設の有効利用を図ることが望まれる。

(4) 遊具の点検について

遊具の点検について、つくし特別支援学校では自己点検により実施しているとのことである。

遊具の安全確保については「学校に設置している遊具の安全確保について」（14 ス学健第 23 号、平成 14 年 11 月 11 日、文部科学省）により通達が出され、国土交通省から出されている「都市公園における遊具の安全確保に関する指針について」（平成 14 年 3 月 11 日）を活用することが示されている。これによれば、日常点検のみならず、定期点検を専門業者とともに行うことが示されている。

その後、遊具の老朽化への対応や、安全点検体制等に関する考え方を充実させるため「都市公園における遊具の安全確保に関する指針について」は平成 20 年 8 月に改定されている。

当該指針を前提とした場合、つくし特別支援学校で実施されている自己点検は、専門知識の乏しい職員の単なる目視に留まり、点検マニュアルもなく、専門業者による確認もないなど、安全配慮義務をつくしているとは言い難い。

今後当該改訂版を参考に、十分な安全対策が望まれる。